

官報

号外

平成十五年三月二十日

○第百五十六回 衆議院會議録 第十六号

平成十五年三月二十日(木曜日)

議事日程 第十一号

平成十五年三月二十日

午後一時開議

- 第一 公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第三 国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第四 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第五 金融機関等が有する根拠当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(杉浦正健君外四名提出)
- 第六 国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第七 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給

付金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第八 平成十五年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案(内閣提出)

第九 株式会社産業再生機構法案(内閣提出)

第十 株式会社産業再生機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)

第十一 産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十二 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

○本日の会議に付した案件
小泉内閣総理大臣のイラクに対する武力行使後の事態への対応についての報告

日程第一 公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 金融機関等が有する根拠当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(杉浦正健君外四名提出)

日程第六 国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第七 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第八 平成十五年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案(内閣提出)

日程第九 株式会社産業再生機構法案(内閣提出)

日程第十 株式会社産業再生機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)

日程第十一 産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十二 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

水産加工工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

漁業協同組合合併促進法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)

小泉内閣総理大臣のイラクに対する武力行使後の事態への対応についての報告

小泉内閣総理大臣のイラクに対する武力行使後の事態への対応についての報告

小泉内閣総理大臣のイラクに対する武力行使後の事態への対応についての報告

小泉内閣総理大臣のイラクに対する武力行使後の事態への対応についての報告

小泉内閣総理大臣のイラクに対する武力行使後の事態への対応についての報告

小泉内閣総理大臣のイラクに対する武力行使後の事態への対応についての報告

小泉内閣総理大臣のイラクに対する武力行使後の事態への対応についての報告

小泉内閣総理大臣のイラクに対する武力行使後の事態への対応についての報告

午後三時三十三分開議

○議長(綿貫民輔君) これより会議を開きます。

内閣総理大臣の発言(イラクに対する武力行使後の事態への対応についての報告)

○議長(綿貫民輔君) 内閣総理大臣から、イラクに対する武力行使後の事態への対応についての報告について発言を求められております。これを許します。内閣総理大臣小泉純一郎君。

〔内閣総理大臣小泉純一郎君登壇〕
○内閣総理大臣(小泉純一郎君) イラク問題についての政府の基本的な考え方を明らかにし、皆様の御理解と御協力を得たいと思います。(拍手)

数時間前、米国を初めとする国々は、イラクが国際社会の平和と安全に与えている脅威を取り除くための最後の手段として、イラクに対する武力行使を開始しました。
イラクは、昨年十一月に全会一致で採択された国連安保理決議一四四一によって、国際社会から、大量破壊兵器を廃棄するための最後の機会を与えられました。私は、イラクへの総理特使の派遣を含め、イラクが直ちに国連査察団に対して無条件かつ積極的に協力することによって平和への道を選ぶよう、繰り返し呼びかけてきました。国際社会も、一致して、イラクの全面的協力を強く求めてきました。平和へのかきはイラクだけが握っているのが明らかだからです。しかし、大変残念なことに、イラクは、国際社会の真摯な努力にこたえず、みずから平和への道を閉ざしてきました。

サダム・フセインは、これまで、隣国に対して

も、また、驚くべきことに、イラク国民自身に対しても、違法で残酷な化学兵器を使用したことがあります。イラクは、今から十三年前、突然、クウェートを侵略し、併合を宣言しました。国際社会は、イラクの国際法を無視した蛮行を厳しく糾弾し、多数の国々の軍事力によってこれをただし

ました。停戦に当たって、イラクは、地域の平和と安定を脅かす大量破壊兵器を廃棄することを約束しました。この約束は完全に行われ、イラクが大量破壊兵器をすべて廃棄したことが確認されなければなりません。それができて初めて、この地域の平和と安全の確保が可能となります。しかし、イラクは、これに応じようとしませんでした。

大量破壊兵器は、大量かつ無差別に市民を殺害し、傷つける恐ろしい兵器です。私たちは、このような非人道的な兵器が国民を圧政のもとに置く独裁者の手中にあることを、真剣に考えなければなりません。(拍手)特に、一昨年九月十一日の同時多発テロ以来、国際社会は、テロリストが核物質や生物兵器、化学兵器を入手した場合の恐怖を強く認識するようになりました。今日の国際社会において、大量破壊兵器の保有の有無は、うやむやに放置しておけるような問題ではないのです。我が国を取り巻くアジア地域も、決して、この問題と無縁ではありません。

イラクは、国際社会に対して、かつて保有し使用した大量破壊兵器を廃棄したのかどうかを十分に説明しませんでした。イラクは、VXガスやマスタードガスのような化学兵器、炭疽菌やボツリヌス菌のような生物兵器など、何億人もの人々を殺傷できる量を保有していたと言われています。

しかし、イラクは、このような恐ろしい兵器の行方について必要な説明を行わず、国際社会に対して誠意ある回答を示さなかったのです。

国際社会は、十七本にも上る国連安保理決議を採択し、一致してイラクに対する説得に当たってきました。しかし、イラクは、十二年間にもわたって国連安保理決議への違反を続けてきました。これは、イラクによる国連に対する挑戦であり、国連の権威の侮辱です。このような状況のもとで、私は、安保理が一致団結し、国際社会の平和と安全に対して責任を果たすべきことを、ブッシュ米国大統領やシラク・フランス大統領を含む関係国首脳に対して、直接訴えてきました。

最終的に安保理での意見の一致が見られず、安保理が一致団結できなかったことは残念です。しかしながら、何度も何度も平和的解決のための機会を与えられたにもかかわらず、イラクがその機会を一切生かそうとせず、安保理決議違反を繰り返してきたことは、決して見逃されてはなりません。(拍手)問題の解決をいつまでも先延ばしにすることは許されたいのです。イラクの対応を根本的に変えるための方策も見通しも全く見出せない以上、武力行使に至ったことはやむを得ないことだと考えます。(拍手)

今、米国は、このような大量破壊兵器を廃棄する国際的な動きの先頭に立っています。米国は、我が国のかげがえのない同盟国であり、我が国の平和と安全を守るための貴重な抑止力を提供しています。我が国を取り巻くアジア地域の平和と安全の確保にとっても、米国の役割は不可欠です。そのような米国が国際社会の大義に従って大きな犠牲を払おうとしているとき、我が国が可能な限

りの支援を行うことは、我が国の責務であり、当然のことであると考えます。(拍手)

いかなる場合においても、武力行使を支持することは容易な決断ではありません。戦闘なしに大量破壊兵器が廃棄されることが最善の策であることは、言うまでもありません。しかし、それが不可能な状況のもとでは、我が国としては、国際社会の責任ある一員として、このたびの米国を初めとする国々による行動を支持することが我が国の国家利益にかなうとの結論に達しました。(拍手)

今般の事態に際し、政府は、直ちに安全保障会議を開催し、緊急性を有する措置に関する対処方針を速やかに決定するとともに、その後の臨時閣議において、事態の推移を見守りつつ検討すべき措置に関する対処方針もあわせて決定いたしました。同時に、内閣にイラク問題対策本部を設置し、この対処方針に基づき、政府が一体となって総合的かつ効果的な緊急対策を強力に推進することといたしました。

政府は、イラクとその周辺における邦人の安全確保のために万全の措置を講じてまいります。また、国内重要施設、在日米軍施設、各国公館の警戒警備等、国内における警戒態勢の強化・徹底を図ります。さらに、我が国関係船舶の航行の安全を確保するため、所要の措置を講じてまいります。

政府は、原油の安定供給を初め、世界及び我が国の経済システムに混乱が生じないよう、関係国と協調し、状況の変化に対応して適切な措置を講じてまいります。このため、原油等物資の市場動向や供給状態、金融・証券市場の動向を監視します。また、関係諸国等と連携しつつ、必要に応じ

て、原油の安定供給のための適切な措置を実施します。さらに、外国為替市場の安定化、金融システムの安定の確保、国内の流動性の確保に努めます。

我が国は、このたびの武力行使によって被災民が発生するのに応じて、国際機関やNGOを通じて支援や、周辺国に対する国際平和協力法に基づく自衛隊機等による人道物資の輸送等の支援を含め、緊急人道支援を行います。

我が国は、イラク及びその周辺地域の平和と安定の回復が我が国にとっても重要であるとの認識に立って、このたびの事態に対して積極的な対応を行ってまいります。

我が国は、今後の事態の推移を見守りつつ、次のような措置を検討してまいります。

第一に、このたびの武力行使によって経済的影響を受けるイラク周辺地域に対して、影響を緩和するための支援を行います。第二に、イラクにおける大量破壊兵器等の処理、海上における遺棄機雷の処理、復旧復興支援や人道支援等のための所要の措置を講じてまいります。

また、これらの措置とは別に、我が国は、アフガニスタン等におけるテロとの闘いを継続する諸外国の軍隊等に対して、テロ対策特措法に基づく支援を継続・強化します。

私は、戦闘が一刻も早く、しかも、国際社会に対するイラクの脅威を取り除く形で終結することを心から望んでいます。同時に、イラクが一日も早く再建され、人々が自由で豊かな社会の中で暮らしていけるよう、イラクの復旧復興のため我が国ができる限りの支援を行っていく考えであることとを、ここで明らかにしておきたいと思えます。

中東地域の平和と安定は、我が国自身の平和と繁栄に直結する重大な問題です。我が国は、イラク及びその周辺地域の平和と安定の回復に寄与することに加え、中東和平問題への真剣な取り組みを続けていきます。また、悠久の歴史と文明を有するイスラム世界との対話を継続・強化し、幅広い交流と相互理解を進めていきたいと考えます。

私は、以上のような政府の考え方について、国民の皆様の御理解と御協力を心からお願ひいたします。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) ただいまの発言に対する質疑は後刻行います。

日程第一 公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(綿貫民輔君) 日程第一、公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。環境委員長松本龍君。

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

〔松本龍君登壇〕

○松本龍君 ただいま議題となりました法律案について、環境委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、公害健康被害補償予防協会の主たる事務所の所在地を東京都から神奈川県に変更するとともに、既に認定されたぜんそく等の患者に対する補償給付の支給等に要する費用のうち、自動車に係る負担分について、現行の自動車重量税収からの引き当て措置を平成十九年度まで、五年間延長しようとするものであります。

委員会においては、去る三月十一日鈴木環境大臣から提案理由の説明を聴取した後、三月十八日質疑を行い、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決まりました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(綿貫民輔君) 日程第二、関税定率法等の一部を改正する法律案、日程第三、国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。財務金融委員長小坂憲次君。

関税定率法等の一部を改正する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

○小坂憲次君 ただいま議題となりました両案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

初めに、関税定率法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応する等の見地から、特惠関税制度等について所要の措置を講ずるもので、主として、後発開発途上国への一層の支援を図るための特惠関税制度の改正、本年度末に期限が到来する暫定税率の適用期限の延長等、知的財産権侵害物品に係る水際措置の強化等を行うこととしております。

次に、国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、国際開発協会の第十三次増資に伴い、政府が、同協会に対し、従来の出資の額のほか、二千四百七十八億四千四百四十万円の範囲内において追加出資することができるものとするものであります。

両案は、去る三月十八日当委員会に付託され、同日塩川財務大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。

次いで、関税定率法等の一部を改正する法律案に対し、生方幸夫君から、民主党・無所属クラブの提案に係る修正案が提出されました。

両案及び修正案について直ちに質疑を行い、質疑を終局した後、討論を行い、順次採決いたしましたところ、修正案は否決され、両案はいずれも多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、関税定率法等の一部を改正する法律案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第四 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(綿貫民輔君) 日程第四、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

平成十五年三月二十日 衆議院會議録第十六号

委員長の報告を求めます。外務委員長池田元久君。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔池田元久君登壇〕

○池田元久君 たいだいま議題となりました在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、在外公館の新設等を行うものであり、その主な内容は、

在チェンマイ日本国総領事館を新設し、在バンコック日本国総領事館及び在ラス・パルマス日本国総領事館を廃止すること、

また、新設公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定すること、

在勤手当のうち兼勤手当を廃止するとともに、その他の在勤手当について支給額の見直し等を行うこと、

研修員手当の支給額を改定すること、

さらに、ジョルダンをヨルダンに改める等、別表に記載される在外公館名、国名、地名を慣用として相当程度定着した表記に改めること等です。

本案は、去る三月六日外務委員会に付託され、七日川口外務大臣から提案理由の説明を聴取し、

十九日質疑を行い、引き続き採決を行いました結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第です。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第五 金融機関等有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(杉浦正健君外四名提出)

○議長(綿貫民輔君) 日程第五、金融機関等有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長山本有二君。

金融機関等有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔山本有二君登壇〕

○山本有二君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、金融機関等有する回収が困難となった債権のうち不動産を担保とするものの処理が今なお終了していない状況であることにかんがみ、金融機関等有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化を図るための臨時の措置を二年間延長し、平成十七年三月三十一日までとするものであります。

本案は、杉浦正健君外四名提出によるもので、去る十七日本委員会に付託されたものであります。

委員会におきましては、十八日提出者杉浦正健君から提案理由の説明を聴取し、十九日質疑を行い、これを終了し、討論、採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第六 国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(綿貫民輔君) 日程第六、国立学校設置法

の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。文部科学委員長古屋圭司君。

国立学校設置法の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔古屋圭司君登壇〕

○古屋圭司君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、国立大学における教育研究体制の整備及び充実を図るため、所要の改正を行うとするもので、その内容は、

第一に、東京商船大学と東京水産大学を統合し、東京海洋大学として新設するなど、二十大学を十大学に統合すること、

第二に、北海道大学など四大学に併設されている医療技術短期大学部を廃止して、それぞれの大学の医学部に統合することなどであります。

本案は、三月十四日本委員会に付託され、同日遠山文部科学大臣から提案理由の説明を聴取し、昨十九日質疑を行い、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、金融機関等有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案、国立学校設置法の一部を改正する法律案

(賛成者起立)

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第七 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第八 平成十五年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案(内閣提出)

○議長(綿貫民輔君) 日程第七、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案、日程第八、平成十五年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長報告を求めます。厚生労働委員会理事長勢甚遠君。

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案及び同報告書

平成十五年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(長勢甚遠君登壇)

○長勢甚遠君 ただいま議題となりました両案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案について申し上げます。本案は、戦没者の妻及び父母等に対して特別給付金として継続して支給された国債がそれぞれ最終償還を終えるため、改めて、戦没者の妻に対し、額面二百万円の十年償還の国債、戦没者の父母等に対し、額面百万円の五年償還の国債等を支給しようとするものであります。

次に、平成十五年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案について申し上げます。本案は、平成十五年度の国民年金、厚生年金、児童扶養手当等の額について、平成十四年の消費者物価指数が平成十年に比し二・六％の下落となったことから、これに応じた減額改定を行うべきところ、現下の社会経済情勢にかんがみ、平成十五年度における特例措置として、平成十三年の年平均の消費者物価指数に対する平成十四年の比率であるマイナス〇・九％を基準として改定することとするものであります。

両案は、去る三月十八日本委員会に付託され、同日坂口厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、昨日質疑を行い、質疑終局後、まず、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案について、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次いで、平成十五年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案について、日本共産党より修正案が提出され、修正案について内閣の意見を聴取した後、討論を行い、採決の結果、修正案は否決され、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

決の結果、修正案は否決され、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) これより採決に入ります。

まず、日程第七につき採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第八につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第九 株式会社産業再生機構法案(内閣提出)

日程第十 株式会社産業再生機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)

日程第十一 産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(綿貫民輔君) 日程第九、株式会社産業再生機構法案、日程第十、株式会社産業再生機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案、日程第十一、産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。経済産業委員長村田吉隆君。

株式会社産業再生機構法案及び同報告書

株式会社産業再生機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び同報告書

産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(村田吉隆君登壇)

○村田吉隆君 ただいま議題となりました三法案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、株式会社産業再生機構法案につきまして、株式会社産業再生機構を設立し、金融機関等からの事業者の債権の買い取り等を通じて事業の再生を支援しようとするものであります。

次に、株式会社産業再生機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案につきましては、特定協定銀行が行う健全金融機関からの資産の買い取りに関する業務の延長のほか、その他の関係法律について規定の整備を行うものとしております。

次に、産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律案につきましては、過剰供給構造の解消に資する共同事業再編等の事業者の取り組みに対

し、商法上の特例等の措置を講ずるとともに、各地域に中小企業再生支援協議会を設置し、中小企業の再生の業務を行う体制を整備しようとするものであります。

本委員会においては、去る二月二十六日、三法律案に関し谷垣国務大臣及び平沼経済産業大臣からそれぞれ提案理由の説明を聴取した後、参考人から意見を聴取するとともに、さらに、財務金融委員会との連合審査会を行うなど、慎重な審査を行い、昨日質疑を終了いたしました。

官 報 (号 外)

質疑終局後、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党及び保守新党の四会派から、株式会社産業再生機構法案に対する雇用の安定への配慮等に係る修正案及び産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律案に対する施行期日に係る修正案がそれぞれ提出され、討論を行い、それぞれ採決を行った結果、株式会社産業再生機構法案につきましては、四会派共同提案の修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。次に、株式会社産業再生機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案につきましては、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律案につきましては、四会派共同提案の修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 三案を一括して採決いたします。

日程第九及び日程第十一の両案の委員長の報告はいずれも修正、日程第十の委員長の報告は可決であります。三案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、三案とも委員長報告のとおり議決いたしました。

日程第十二 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

○議長(綿貫民輔君) 日程第十二、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件を議題といたします。

委員長の報告を求めます。総務委員長遠藤武彦君。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(遠藤武彦君登壇)

○遠藤武彦君 ただいま議題となりました放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件につきまして、総務委員会における審査の結果及び結果を御報告申し上げます。

本件は、日本放送協会の平成十五年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものであります。

まず、収支予算の概要について申し上げます。

一般勘定の事業収支につきましては、受信料等の事業収入は六千七百三十八億円、国内放送費等の事業支出は六千六百六十億円となっており、収支差金七十七億円は、全額を債務償還に使用することとしております。

また、資本収支につきましては、収入、支出とも八百六十五億円となっております。

次に、事業計画につきましては、緊急報道体制の強化、衛星デジタル放送の普及促進等を図るとともに、地上デジタル放送の開始等を行うこととしております。

また、本件には、これらの収支予算等について、「適当なものと認める」との総務大臣の意見が付されております。

本件は、三月十八日本委員会に付託され、昨日片山総務大臣から提案理由の説明を、日本放送協会海老沢勝二会長から補足説明をそれぞれ聴取した後、質疑を行い、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決しました。

なお、本件に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり承認することにより決まりました。

○下村博文君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案とともに、農林水産委員長提出、漁業協同組合合併促進法の一部を改正する法律案は委員会の審査を省略して、両案を一括議題とし、委員長の報告及び趣旨弁明を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(綿貫民輔君) 下村博文君の動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

漁業協同組合合併促進法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)

○議長(綿貫民輔君) 水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案、漁業協同組合合併促進法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告及び趣旨弁明を求めます。農林水産委員長小平忠正君。

水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

漁業協同組合合併促進法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

(小平忠正君登壇)

○小平忠正君 ただいま議題となりました両法律案につきまして申し上げます。

まず初めに、内閣提出の法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案は、近年における水産加工業をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、法律の有効期限を平成二十年三月三十一日まで五年間延長するとともに、水産加工資金の貸付対象を拡充する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、昨十九日大島農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、本日質疑を行い、直ちに採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

次に、漁業協同組合合併促進法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、漁業協同組合の合併の促進を図る必要性がなお存続している実情にかんがみ、本年三月三十一日をもって期限切れとなる合併及び事業経営計画の提出期限を五年間延長し、平成二十年三月三十一日までとするともに、漁業権行使規則の変更または廃止についての漁業法の特例措置を延長することとしております。

以上が、本案の提案の趣旨及び内容であります。本案は、本日農林水産委員会において、多数をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決ください

ますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) これより採決に入ります。まず、水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案につき採決いたします。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、漁業協同組合合併促進法の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、本案は可決いたしました。

○下村博文君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、沖繩振興特別措置法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(綿貫民輔君) 下村博文君の動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

沖繩振興特別措置法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○議長(綿貫民輔君) 沖繩振興特別措置法の一部

を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。沖繩及び北方問題に関する特別委員長平林鴻三君。

沖繩振興特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(平林鴻三君登壇)

○平林鴻三君 ただいま議題となりました法律案につきまして、沖繩及び北方問題に関する特別委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

本案は、沖繩の振興を図るため、沖繩の電力用途の石炭に係る石油石炭税を免除するとともに、東京国際空港と沖繩離島三路線に係る航空機燃料税の軽減措置の適用期限を一年延長するものであります。

本案は、三月十八日本委員会に付託され、翌十九日細田沖繩及び北方対策担当大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、本二十日質疑を終局し、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(綿貫民輔君) この際、暫時休憩いたします。

午後四時十六分休憩

午後九時三十二分開議

○議長(綿貫民輔君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

内閣総理大臣の発言(イラクに対する武力行使後の事態への対応についての報告)に対する質疑

○議長(綿貫民輔君) これより内閣総理大臣のイラクに対する武力行使後の事態への対応についての報告に対する質疑に入ります。高村正彦君。

(高村正彦君登壇)

○高村正彦君 私は、自由民主党を代表して、イラク問題に関し、小泉総理に質問いたします。(拍手)

本日、米国等がイラクに対し武力攻撃を開始いたしました。今回のイラク問題がこのような最終手段に及ばざるを得なかったことは、一貫してイラクに大量破壊兵器を廃棄させることによる平和解決を求めてきた我が国として、まことに残念であります。万策尽き、最後の手段としてアメリカの下した判断に対し、我が党は、理解し支持す

るものであります。同時に、総理の支持表明を我々は評価いたします。(拍手)

今回のイラク問題の根源は、一九九〇年のイラクによるクウェート侵攻にさかのぼります。このクウェート侵攻に対し、国際社会が一致して安保理決議六七八を採択し、武力行使を容認したのが、あの湾岸戦争であります。その停戦決議六八七によって、イラクは、大量破壊兵器の廃棄を国際社会から義務づけられたのであります。しかし、イラクは、五年前に査察団を追い出したのであります。このため、米英は、停戦決議六八七の重大な違反により停戦の基礎が損なわれたとして、六七八決議に基づいてイラク攻撃を行いました。これを、我が国初め多くの国が支持しました。

このたびのイラク攻撃も、基本的には同じ構図であり、全会一致で決議された一四四一決議が、最後の機会を逃した場合、深刻な結果を招くとしていることをあわせて考慮すれば、国連憲章上容認できると考えますが、総理のお考えを伺いたいと思います。

イラクがいまだ隠し持っていると思われる大量破壊兵器は、多岐にわたっておりませんが、例えば、VXガスは三・九トン以上と言われます。くしくも八年前のきょう、地下鉄サリン事件が起こりましたが、単純に計算すると、同等の事件を十萬回以上起こせる量だと言われております。

実際に、イラクは、マスタードガスをイラン人、クルド人に対して使用した前歴があり、その脅威は現実性を帯びております。また、これらの大量破壊兵器がテロリストの手に渡る危険性は、国際社会のはかり知れない脅威となっているのであります。

あります。

今、イラクに対して断固とした対応をしなければ、テロ支援国家やテロリストが、今後、大量破壊兵器を開発、使用する意図を助長しかねません。北朝鮮は、まさに核開発を再開しようとしており、かたずをのんでイラク問題を見守っているのであります。

言うまでもないことでありますが、イラクがかつて持っていたと認定されている大量破壊兵器を廃棄したことを証明する責任、いわゆる挙証責任はイラクにあるのであります。イラクは、即時、無条件、無制限に査察に協力し、その挙証責任を果たすことが義務づけられていたものであります。それにもかかわらず、イラクは、最後まで、即時、無条件、無制限の協力をしようとしませんでした。

米国が軍事的圧力をかけた結果、確かに、イラクは小出しに譲歩、協力のそぶりはしましたが、それは、引き延ばし、国際社会を分断するため以上のものではありませんでした。今後、幾ら査察を継続しても、イラクの姿勢が根本的に改められない以上、問題は解決されず、イラクに永久に時間稼ぎをされることになりました。

国際社会は、これまで、イラクに対して、十分過ぎるほどの時間を与えてきたのであり、アメリカの最終判断はやむを得ないと考えますが、総理のお考えを伺いたいと思います。

北朝鮮がおよそ日本全土を射程におさめるノドンミサイル約百基を実戦配備している上、核開発を目指していることは、我が国にとって最大の脅威であります。北朝鮮が日本を攻撃しようとするれば、世界最強の軍事力を持つ米国からの反撃を覚悟しなければならぬというのが、日米安全保障条約の抑止力であり、みずからの国の青年の血を流してまで米国は日本を守らないうという誤解を北朝鮮に与えてはならないのであります。日米の同盟関係が緊密であるというメッセージを北朝鮮に送り続けることが必要であります。(拍手)

このような状況を総合的に考えれば、ここに至って米国がとる行動を同盟国として我が国が理解し支持することは、当然の対応であります。これらの考えを総理はどのように受けとめられるのか、お伺いしたいと思います。(拍手)

今回の最終手段の選択は、善良なイラク国民に對してではなく、大量破壊兵器の廃棄に協力しないフセイン大統領に對してであることは言うまでもありません。我が国は、これまで、アラブ諸国とは友好関係を築いてきており、今後とも、この考えに変わりはありません。今回、このような事態に至ったことはまことに遺憾であります。イラク国民のため、その復興に對しては可能な限りの協力をし、我が国は国際社会の一員として責任を果たしていくべきと考えますが、総理のお考えを伺いたいと思います。

イラク及び周辺国の邦人保護はもちろんのこと、国内における安全の確保に万全を期していただきたい。テロは他国の問題ではなく、我が国でいつ起こっても不思議ではありません。国民の安全を最優先にした対応を望みますが、総理の決意をお伺いしたいと思います。

安保理が分裂してイラクに誤ったメッセージを送っているというあるアラブ要人の言葉を、私は忘れることができません。今回の安保理の結果を

教訓にして、今こそ、我が国がリーダーシップを発揮し、国連改革を国際世論に訴えていくべきではないか。我が国は、国連の分担金を二〇％も負担しており、アメリカに次ぎ、世界第二位のドナー国であります。特に、現在の国際情勢を反映した、新しい世紀にふさわしい常任理事国のあり方を検討すべきであると考えますが、総理のお考えを伺いたいと思います。

多くの人が戦争に反対することは十分に理解できますが、冷静な議論が必要であります。我が国は国益を優先して米英の行動を支持すること、この理由を総理みずから国民の皆さんに對して引き続き丁寧な説明していただきたい。必ず理解されるものと確信いたします。このことを最後に総理にお願い申し上げ、私の質問を終わりたいと思います。(拍手)

(内閣総理大臣小泉純一郎君登壇)

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 高村議員にお答えいたします。

今回の武力行使が国際法上容認できるものかというお尋ねでございます。

累次の査察団による安保理への累次の報告等においても明らかとなり、決議一四四一に言う、さらなる重大な違反が生じていると言わざるを得ません。したがって、湾岸戦争の停戦条件を定めた決議六八七の重大な違反が現在も継続的に生じていることから、同決議に基づく停戦の基礎が損なわれ、決議六七八に基づき武力行使が正当化されると考えます。(拍手)

今回の米国等の行動についてのお尋ねでございます。

イラクが最近になって査察に小出しの協力をし

てきたのは、米国等の強力な軍事的圧力があってこそであります。イラクの姿勢が根本的に改められない限り、査察は有効たり得ないと思います。我が国を含む国際社会による懸命な努力も尽くされ、イラクの対応を根本的に変えるための見通しが全く見出せない状況のもとに、武力行使に至ったことはやむを得ないことだと考えます。(拍手)

我が国の米国支持の背景についてのお尋ねでございます。

米国は、我が国にとって、かけがえない同盟国であります。我が国を取り巻くアジア地域の平和と安全の確保にとっても、米国の役割は不可欠だと思います。そのような米国が大量破壊兵器廃棄という国際社会の大義に従って米国自身も大きな犠牲を払おうとしている今、我が国が同盟国として可能な限りの支援を行うことは日本の当然の責務であると私は考えます。(拍手)

イラクの復興のための協力についてでございます。

我が国は、イラク及びその周辺地域の平和と安定の回復が我が国にとっても重要であるとの認識に立ち、イラクが一日も早く再建され、人々が自由で豊かな社会の中で暮らしていけるよう、イラクの復旧復興のため、できる限りの支援を行ってまいります。

国内テロ対策を強化すべきとの御指摘でございます。

我が国は米国等の武力攻撃を支持する旨を明確に表明しており、現時点で具体的な情報はありませんが、今後の情勢によっては、国内でテロが発生したり、我が国がテロの標的となる可能性は否定できないと考えます。

このため、我が国では、関係機関が一体となってテロ対策に万全を期しており、具体的には、出入国管理、テロ関連情報の収集・分析、ハイジャック対策、NBCテロ対策、重要施設の警戒警備を強化するなどの措置を講じています。

今後とも、テロを未然に防止するため、情勢の変化を踏まえまして、必要に応じて、警戒態勢を強化・徹底してまいります。

国連安保理常任理事国のあり方を検討すべきとお尋ねでございます。

二十一世紀の国際社会の平和と安全の維持に引き続き主要な役割を果たすためには、安保理を国際社会の現状を反映するよう改革し、その機能を強化することが必要だと思います。

我が国としては、安保理改革の早期実現に向けて、今後とも積極的に取り組んでまいります。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 岡田克也君。

〔岡田克也君登壇〕

○岡田克也君 民主党の岡田克也です。

本日昼に始まった米国などによるイラク攻撃に關し、我々の見解を述べつつ、小泉総理に質問します。(拍手)

とうとう戦争が始まりました。この戦争によって、多くの犠牲が生まれ、罪のない命が奪われることは確実です。何とかこの戦争を回避し、イラク問題の平和的な解決ができなかったのか、本当に残念に思い、同時に、私自身、無力感を感じています。私だけではなくて、この議場の皆さんの気持ちも同じだと思います。一日も早く、戦争が終わり、平和が訪れることを強く願いつつ、質問

イラクに対する武力行使後の事態への対応についての報告に対する岡田克也君の質疑

します。(拍手)

まず、民主党の基本的な考え方を述べます。

民主党は、イラクがこれまで累次の国連決議を守らず、大量破壊兵器に関する疑惑をみずから払拭してこなかったことを、強く批判してきまし

た。同時に、査察を強化し継続することで大量破壊兵器の完全廃棄を行うことは可能であるとし、そうすべきと主張してきました。しかし、今回、ブッシュ政権が国連安保理での問題解決を放棄し、単独主義的な武力行使を開始したことは、国連憲章など国際法の原則に違反する行動であり、これを容認することはできません。(拍手)

武力行使の中止を強く求めます。小泉総理がブッシュ政権の武力行使に支持表明したことは誤りであり、その撤回を強く求めます。(拍手)

小泉総理、まず最初に率直にお聞きします。あなたは、この数カ月、イラク問題は国際社会とイラクの間の問題であるべきと主張されてきました。しかし、あなたが一致してイラク問題に対応すべきと主張した国際社会は、米国の武力行使をめぐり厳しく賛否が分かれ対立する最悪の状況になっています。あなたは失敗したのです。

また、小泉総理は、かねがね、日米同盟と国際協調の両立を目指すことが重要だと言われてきました。しかし、小泉総理は、国際協調をあきらめ、日米同盟を選択しました。

小泉総理、あなたが目指してきた外交目標は、いずれも達成されず、大失敗に終わったのです。総理大臣として、外交に失敗したことについて、率直に反省し、国民に対し謝罪すべきだと考えますが、いかがですか。答弁を求めます。(拍手)

小泉総理、あなたは、外交に失敗しただけではありません。あなたは、イラク問題について、先

日間のブッシュ大統領のイラクへの最後通告がなされるまでの間、国民に対し、説明責任を全く果たすことがありませんでした。

さきの党首会談で、米国の新たな国連決議なき武力行使を認めるのかと問われて、そのときに考える、その場の雰囲気などと述べたのは、その典型であります。国連安保理の非常任理事国に対しては、経済協力などを背景に米国支持を求めながら、国内では全く説明しない。そこにあるのは、小泉総理の国民無視の姿勢であり、国民の共感を得ながら外交を進めるといふ姿勢は全くありません。

英国のブレア首相が国民に対して理解を求めようと必死になって説明する姿勢には、私も同じ政治家として共感を持ちます。総理は昨日の党首討論でもいろいろ言いわけをしましたが、ブレア首相との違いは余りにも大きい。国民への説明責任を果たしてこなかったことを謝罪すべきです。答弁を求めます。(拍手)

小泉総理、あなたは、米国のブッシュ政権の決定したイラク攻撃を支持すると表明されました。小泉総理は、その理由として三点挙げています。

第一に、国連決議一四四一号を初めとする一連の国連決議が武力行使の根拠となっており、国連憲章違反との批判は当たらないこと。第二に、大量破壊兵器が独裁者やテロリストの手に渡った場合、何十万人の生命が危機に直面すること。第三に、日米関係の信頼性を損なうことは国益に反する、その国益の中には北朝鮮問題も含まれる。以上の三点です。いずれも説得力に乏しいと言わざるを得ません。(拍手)

以下、それぞれについて質問するとともに、米国のイラク攻撃支持の撤回を求める我々の要求に對して、受け入れる意思があるかどうか、総理の見解を伺います。

まず、第一の問題についてお聞きします。

総理は、いつから、国連決議一四四一号が武力行使を容認しているとの考えに変わったのでしょうか。

総理、私は、二月三日のこの本会議場での代表質問で、フランス、ドイツ、ロシアなどは、国連決議一四四一号が武力行使を容認するものではなく、イラク攻撃を行う場合は新たな決議が必要との立場に立っている、日本も同じ立場に立つべきだと主張しました。総理に、再質問、再々質問、三度にわたり質問しました。総理は、当初は逃げの答弁に終始しましたが、三度目の私の質問に對して、一四四一号の決議を守らなかった場合に自動的に武力行使を容認しているものではない、自動的に武力行使を容認しているものではないと答弁されました。このときの答弁は誤りだったのでしょうか。いつ、なぜ、考え方をええられたのでしょうか。答弁を求めます。

安保理の理事国の多くやアナン国連事務総長は、新たな国連決議が必要であるとしています。総理は、新たな国連決議は必要ないと言われますが、そのことを最終的に決めるのは、あなたではありません。国連安保理であり、あなたが勝手に決めることはできないのです。今回の武力攻撃に正当性がないことは明らかです。もし、総理に異論があれば、明快に述べていただきたい。答弁を求めます。(拍手)

次に、第二の点についてお聞きします。

大量破壊兵器がテロリストや独裁者の手に渡ることは、確かに大変な問題です。しかし、だからこそ、イラクに對して国連の査察団が査察を行ってきたのです。小泉総理は、イラクの大量破壊兵器が確実に存在し、それが今後、確実にテロリストの手に渡るといふ確かな証拠をお持ちなのではないでしょうか。査察団が証明できていないことを、いかなる根拠で言われているのでしょうか。また、仮に確たる根拠があったとしても、そのことが直ちに国連無視の武力行使を正当化するものではないはずです。(拍手)

先ほど、問題の先送りを許すべきでない、総理は述べられました。なぜ、査察委員会のブリクス委員長が言うように、数カ月の査察の継続まで待てなかったのでしょうか。小泉総理の論理には飛躍があり、粗雑過ぎます。反論があれば述べてください。

第三に、日米関係の信頼性を損なうことは国益に反すると言われました。

確かに、日米同盟関係の信頼性を損なうことがあってはなりません。特に、九・一一テロ事件以降の米国民の意識の変化を十分に踏まえることは大切です。注意深く、慎重に行動しなければなりません。しかし、だからといって、国連憲章に反し、大義なき戦争を始めていいはずはありません。

そして、日米間のきずなは、そんなにも弱いものなんではないでしょうか。同盟国であればこそ、率直に語り、プッシュ大統領を説得すべきだったのではありませんか。そして、国連安保理の手続を無視し、国連の権威と機能を弱めることこそ、国益に反するのではないのでしょうか。答弁を求めます。(拍手)

北朝鮮問題との関係についても、今回、米国の単独武力行使を認めたことは、北朝鮮問題の解決をより困難にしたと思います。北朝鮮問題の解決は、中国やロシアとの協力が欠かせません。国連安保理の取り組みも重要です。すなわち、重要なのは、国際協調の中で北朝鮮の問題を解決するという姿勢です。プッシュ政権とこれらの国々や安保理との間に重大な亀裂が入った状況で、いかにして北朝鮮の問題を解決するのでしょうか。答弁を求めます。(拍手)

最後に、極めて重要なことを小泉総理にお聞きします。

プッシュ政権がイラクへの武力行使を正当化する最大の根拠は、国連決議ではありません。昨年九月に発表されたプッシュ・ドクトリンにあります。その中で、従来の自衛権の考え方を大きく変え、単独行動、先制攻撃を認めています。先日のプッシュ演説でも、米国は自国の安全を守るために武力行使の権限を持つ、行動しないことによるリスクの方がはるかに大きいことから我々は今行動するのだ、敵が先に攻撃した後に反撃するのは自己防衛ではなく自殺行為だとまで述べています。

このようなプッシュ大統領の、従来の自衛権では説明できない先制攻撃論を、小泉総理は認めるのですか、認めないのですか。答弁を求めます。(拍手)

また、このような先制攻撃を認めることは、自衛権の行使と国連安保理の決議がある場合を除いては武力行使は認めないとする国連憲章の考えを大きく変え、今までの平和維持のための国際的な仕組みの根本的な見直しにつながります。唯一の

超大国アメリカが国連を無視し、単独行動、先制攻撃を行うとすれば、国連の権威は失われ、世界は極めて不安定になります。米国のいまでも国家である以上、自国の国益を基準にして武力行使することになりかねません。

プッシュ大統領は正義を掲げてみずからの戦争を正当化しようとしています。国際社会において、正義は一つでは必ずしもありません。だからこそ、国連という協議の場が設けられているのです。(拍手)

私は、以上の点についても小泉総理と認識を共有していると期待しておりますが、いかがでしょうか。二月三日のこの場での代表質問で、この点、小泉総理に三度にわたり質問しましたが、全くお答えはありませんでした。責任ある答弁を今度こそ求めます。(拍手)

小泉総理、あなたは、同盟国の一員として、プッシュ大統領と、このプッシュ・ドクトリンについて、昨年九月以降、意見交換をしたことがありませんか。国連を軽視する米国の姿勢は、将来的には、日米同盟の本質をも大きく変えかねない重大な問題であります。そんな危機感を持って、プッシュ大統領に、単独行動・先制攻撃論の問題点を指摘し、自重を求めるべきだと考えますが、いかがでしょうか。答弁を求めます。

小泉総理、我々は今、二十一世紀最初の大きな戦争の始まりに直面しています。戦争は多くの罪なき命を奪います。そして、国連安保理の決議がないままの大義なき戦争が今後の世界の平和に及ぼす影響ははかり知れません。今日の事態を招いたことについて、政治家として、そして一人の人間として、この議場にいる我々一人一人が大いに

る反省を求められていると思います。とりわけ、日本国総理大臣の職にある者として、小泉総理、あなたの責任はとてつもなく重い。しかし、私には、あなたにその認識があるとは到底思えない。そのことを最後に申し上げて、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣小泉純一郎君登壇)

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 岡田議員にお答えいたします。

日米同盟と国際協調の両立及び国民への説明責任についてのお尋ねでございます。

国際社会も一致して、イラクの全面的協力を強く求めてきました。私も求めてまいりました。残念なことに、イラクは、国際社会の真摯な努力にこたえず、みずから平和の道を閉ざしてきました。

イラクの大量破壊兵器を破壊する国際的な動きの先頭に立っている米国に対し、同盟国として可能な限りの支援を行うことは当然だと思っております。

また、日米同盟によって、日本は日本の安全を確保してまいりました。これからも、この日米同盟関係、信頼性を維持していきながら、日本国民の安全を図っていかねばならないと思っております。

同時に、安全が確保されて初めて、さまざまな政策が推進できるわけでありまして。国際協調を図りながら日本の発展を図っていく。日米同盟と国際協調を両立させる。今後も、この両立を図っていくよう努力してまいります。(拍手)

また、イラク問題に対する政府の考え方について、説明責任についてのお尋ねでございますが、

平成十五年三月二十日 衆議院会議録第十八号

私は、その都度、政府として説明をまいりました。しかしながら、自分の考えと合致していないと答えになっていない、見解が違ふと説明していない、こう言われるんじや、幾ら説明してもお気に入りの説明責任を果たしたとは言えない。

政府には政府の立場があるんです。私は、今までも、はっきりと説明しております。今後も、国民の理解と協力が得られるように、さまざまな機会を利用してはっきりと説明して、御理解、御協力を得たいと思います。(拍手)

米国のイラク攻撃支持の撤回についてお尋ねでございます。

武力行使を支持することは容易な決断ではありません。しかし、大量破壊兵器の脅威は、決して、我が国を取り巻くアジア地域が無縁ではありません。武力行使なしに大量破壊兵器が廃棄され得ない状況のもとでは、今般の行動を支持することとは、私は、国家利益にかなうと考えており、撤回する意思はありません。(拍手)

イラクへの武力行使に関する法的根拠についてでございます。

岡田さんは、国連憲章違反だと言っています。私は、そう思っていないのです。国連憲章に合致する。

その理由は、決議一四四一自体に武力行使を容認した規定がなく、同決議に従って安保理の審議が行われたことは、これまで繰り返し述べてきているとおりであります。

我が国としては、査察官の累次の報告等で明らかとなっており、イラクが決議一四四一で履行を求められている武装解除等の義務を履行していないことから、さらなる重大な違反が生じていると言わ

ざるを得ず、停戦条件を定めた決議六七の重大な違反が生じていることから、決議六七八に基づき武力行使が正当化されると考えており、アメリカ、イギリスも同様の解釈をとっております。

イラクでの査察の継続が認められなかった理由に関するお尋ねでございます。

イラクが最近になって査察に小出しに協力しているのは、米国等の強力な軍事的圧力があってこそであります。イラクの姿勢が根本的に改められない限り、査察は有効たり得ないと思います。我が国を含む国際社会による懸命な努力も尽くされ、イラクの対応を根本的に変えるための見通しが全く見出せない状況のもとで、武力行使に至ったことはやむを得ないことだと思います。

私は、ブッシュ大統領にも、また、シラク大統領にも、他の首脳にも、できるだけ平和的解決が望ましいということを何回も繰り返し訴えてまいりましたが、このような段階になって武力行使に至ったことは、私も残念だと思いますが、これはやむを得ないことだと思います。

日米関係と我が国の国益についてでございます。

我が国は、イラク問題につきまして、アメリカと率直な対話を行ってまいりました。武力行使を支持するという点については、日本国民の多くの方が反対していることも私は承知しております。しかし、大量破壊兵器の脅威というのは、決して人ごとではありません。武力行使なしには大量破壊兵器が廃棄され得ない状況のもとでは、私は、同盟国として今般のアメリカの行動を支持することが国家利益にかなうと考えて、これから、日米、緊密な連携のもとに国際協調を図っ

ていくつもりでございます。

北朝鮮問題についてでございます。

核問題を初めとする北朝鮮に関する諸問題を平和的に解決することについては、アメリカや韓国、中国、ロシアを含む国際社会の中で、意見が一致しております。政府としては、今後とも、日米韓三カ国の緊密な連携を維持し、また、中国及びロシアを初めとする他の関係国や関係国際機関とも協力していく考えであります。

アメリカのいわゆる先制行動についてのお尋ねでございます。

我が国として他国の国際法の解釈について有権的な評価をする立場にはありませんが、いずれにせよ、アメリカは国際法上の権利及び義務に合致して行動するものと考えます。

なお、米国の国家安全保障戦略には、米国が脅威に対して先制的に対処するために必ず武力行使するとしているわけではなく、先制を侵略のための口実としてはならない旨が明記されております。また、国家安全保障戦略は、国防政策を中心に広範な安保政策の基本的な考え方を述べたものであります。政府としては、特に、米国がテロや大量破壊兵器の拡散といった冷戦後の新たな脅威に対して断固たる姿勢で臨み、国際社会と連携しつつ強力なリーダーシップを発揮するという決意を同戦略において示している点を評価しております。

国連という協議の場の必要性についてでございます。

御指摘のとおり、二十一世紀の国際社会が直面している諸課題への取り組みに当たり、唯一の普遍的、包括的な国際機関である国連は各国の協議

の場合としても重要な役割を果たしていると私も考えております。今回の武力行使は、関連安保理決議に基づくものであり、国連憲章の規定に合致していると考えております。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 冬柴鐵三君。

(冬柴鐵三君登壇)

○冬柴鐵三君 私は、公明党を代表し、小泉総理から御報告がございましたイラクに対する武力行使後の事態への対応について、質問いたします。(拍手)

今、世界が直面する最大の脅威は、大量破壊兵器の拡散です。そして、これらの大量破壊兵器とテロリストが直結することほど恐ろしいことはありません。世界じゅうのどこでもテロが起きる脅威にさらされ、当然、我が国の平和と安全にも重大な影響を及ぼすからであります。

いかにして国民の生命身体を守るか、いかにしてこの国際テロを封じ込めるか、それはひとえに、国際社会と一致結束してこれらの問題に毅然と取り組むしかありません。それこそが我が国の国益にかなった道だと確信するものであります。さて、この大量破壊兵器拡散の危険性が最も高い国こそ、独裁者サダム・フセインに支配されているイラクなのであります。

一九九〇年、イラクによるクウェート侵攻に対し、国連は、安保理六六〇号で、イラクの侵略を認定し、直ちに、イラクへの非難と即時撤退要求を突きつけました。また、イラクは、過去十二年間で、実に十七本にもわたる国連安保理決議を無視し続け、大量破壊兵器の完全廃棄の義務を怠ってきました。これは国連への明らかに挑戦です。

また、国連査察団の報告によると、イラクが疑惑に答えていない二十九項目の武装解除問題が公表されています。その中でも特に脅威なのは、マスタードガスやVXガス等の化学兵器、また、炭疽菌などの生物兵器などの存在であります。

廃棄が証明されていないVXガスは三・九トン以上と言われ、その量は約三億人を死に至らしめるとの試算であります。さらに、スプーン一杯分で約二百万人の殺傷能力があると言われる炭疽菌を約一百万リットル保有している疑惑など、極めて危険な大量破壊兵器である生物化学兵器の行方すら解明されていないのが現状であります。

実際に、イラクは、極めて非人道的な化学兵器であるマスタードガスをイラン兵や自国民であるクルド人に対して使用し、三万数千人を殺傷した前歴があります。その脅威は現実性を帯びているのであります。

今、国際社会が一致結束してイラクに対して厳しい圧力をかけなければならない最終局面で、まことに残念なことに、安保理が一致結束できませんでした。

そこで、お伺いします。総理のイラク問題に対する認識及び今回の安保理の対応についての御見解をお尋ねしたいと思います。

あわせて、指摘しておきますが、国連決議や国際社会の要求を無視し続けるイラクをこのまま放置しておくことは国際社会全体の脅威であるというイラク問題の本質を、今、政府は国民に対しきちんと説明しておくべきだと思います。総理の答弁を求めます。(拍手)

さて、イラクが国際社会の要求に誠実に対応し

ていれば今回の悲しむべき事態は避けられたという意味でも、非はイラク、なかななくサダム・フセインの責任に帰着する極めて遺憾な事態であると言わざるを得ません。(拍手)

今回の武力行使について、米国は、安保理決議六七八、対イラク武力行使容認決議、六八七、対イラク停戦決議、大量破壊兵器完全廃棄に基づき、決議一四四一で最後の機会として与えられた大量破壊兵器の廃棄についての誠実な履行義務を怠ったものとしており、その点では、法的には国連を中心とした国際協調の枠組みの文脈のもとに行われていると主張しています。

そこで、総理にお伺いいたします。

この米国の主張及び解釈をどのように受けとめられていますか。また、かつて、一九九八年十二月、砂漠のキツネ作戦においても、イラクの当時の重大な停戦違反として、国連決議六七八及び六八七に基づいて米英等の多国軍がイラクへの武力攻撃を行った歴史がありますが、今回も同様な解釈ができるのかどうか、お尋ねしたいと思っています。

ただ、公明党としては、なお重ねてもう一押し、安保理各国の努力が望ましかったと思っております。国際社会もぎりぎりまで平和的解決を願っていただけに、最終局面での安保理の一致ができず、米英などの有志国が苦渋に満ちた決断を下し、武力行使という最後の手段に至ったことは、極めて残念であり、悲しむべき事態であると考えます。一刻も早く、国連の枠組みを尊重する形で、軍事行動の速やかな終結、事態の解決が図られることを強く望みたいと思います。(拍手)

米英両国は、軍事行動後について、安保理決議

を求めてイラクの復興と平和の回復に努めることを表明しています。アナン国連事務総長も復興への国連の尽力を訴えているように、イラクの復興に国際社会は協調して取り組むべきであると考えます。それは、結果として、国連の信頼回復にもつながるからであります。そして、この点での日本果たす役割は大きいと思います。

軍事行動の開始に伴い、既に発生している難民支援も含め、いわゆる人道支援の面で日本が積極的にかかわり、国際社会の信頼を得るような貢献を早急に開始すべきだと思いますが、政府はどのようなメニューを検討されているのか、お伺いしたいと思います。

なお、日本政府は今回の事態に対し国民の安全確保及び経済の混乱回避に万全を期すべきだと思いますが、具体的な策をお聞かせいただきたいと思っています。

今回の一連の安保理協議をめぐり、国連は必ずしもオールマイティー、万能ではないことを身につまされました。しかし、国連を離れて、平和を維持し回復する機能はありません。そういう意味で、今こそ国連改革を議論すべきとの声も高まりつつあります。改革の方向としては、安保理方式など今のやり方ではないのか、安保理の構成国やその数のあり方、さらには、拒否権行使の問題などがあります。

我が国は、国連中心の、対話を重視する外交を推進することを基軸としています。日本は既に国連の通常予算の約二〇％を分担し、発言権を確保しているところでありますが、今後、常任理事国入りを目指すのであれば、例えば国連本部で働く有能な邦人をふやすこと等、一層の顔の見える貢

献を行うべきであります。そして、国際平和と安全の維持について、より実効的な対応を行うべく、我が国がリーダーシップを発揮し、安全保障理事会の改革を具体化することが必要であります。総理の御見解を承りたいと存じます。

最後に、ただ口で反戦反戦、平和平和と叫んでも、本当の平和は構築できません。平和をつくり出すためにどう行動するかが極めて大事であります。

このような強い思いで、公明党は、米、イラク両国の駐日大使あるいは臨時代理大使を初め、日要人や、国連を訪ねてアナン事務総長、あるいは国務省を訪ねてアーミテージ米務副長官、また一昨日は、イランを訪ねてイランの要人等と会話し、ぎりぎりまで、私たちは党独自の外交努力を展開してまいりました。今後は、一刻も早く事態が終結し、イラク及び周辺地域諸国の平和と安定のために全力を挙げてまいる所存であります。大量破壊兵器拡散の断固たる阻止、国際テロの撲滅へ向けて、総理の強靱なるリーダーシップを期待いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

(内閣総理大臣小泉純一郎君登壇)

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 冬柴議員にお答えいたします。

イラク問題の本質についてでございます。イラク問題の本質は、イラクが長年にわたり関連の安保理決議を履行せず、恐ろしい大量破壊兵器を廃棄してこなかったことにあると思います。大量破壊兵器の問題は、決して人ごとではありません。また、大量破壊兵器に対して厳しい態度をとり続けている我が国にとって重要な問題だと認識しております。

識しております。イラクの対応を根本的に変えるための方策も見通しも全く見出せない以上、武力行使に至ったことは、残念ながら、やむを得ないことだと考えます。

以上のような政府の考えについては、国民の理解を得ることができるよう、これからも努力を続けてまいります。

米国の対イラク武力行使の法的根拠についてでございます。

ブッシュ大統領は、十七日に行った演説で、決議一四四一に言及した上で、現在でも有効である決議六七八及び六八七のもとで、米、国とその同盟国は武力を行使してイラクの大量破壊兵器を排除する権限を与えられている旨、述べました。我が国も同様の解釈をしており、イラクに対する武力行使は国連憲章に合致するものと考えます。また、御指摘のとおり、平成十年時のアメリカ、イギリス両国の対イラク武力行使時にも、アメリカ、イギリス両国は同様の解釈を行っていました。軍事行動開始に伴う人道支援についてでございます。

我が国は、このたびの武力行使によって被災民が発生するのに応じて、国際機関やNGOを通じて支援や、周辺国に対する国際平和協力法に基づく自衛隊機等による人道物資の輸送等の支援を含め、緊急人道支援を行ってまいります。安全確保及び経済の混乱回避のための具体策についてでございます。

イラクとその周辺における在留邦人の安全確保のために危険情報を速やかに発出するとともに、周辺国の在外公館において、在留邦人との連絡、避難の体制を確立しています。さらに、一部の国

イラクに対する武力行使後の事態への対応についての報告に対する都築議員の質疑

については、政府チャーター便や政府専用機の派遣も考慮しており、必要な準備を行っています。

国内でのテロを未然に防止するため、テロ関連情報の収集・分析を強化するとともに、国内重要施設、在日米軍施設、各国公館の警戒警備など、国内における警戒態勢の強化・徹底を図ります。

我が国関係船舶の航行の安全を確保するため、航行警報などを通じて情報を提供するとともに、関係国に対して警備強化の要請を行っております。

経済に混乱を引き起こさないよう、各国との協調のもと、引き続き、為替、原油、株式などの経済・金融市場の動向を十分注視しつつ、不測の事態が生じないよう、原油の安定供給、金融システムの安全確保などについて、日本銀行とも一体となつて万全を期していく考えであります。

国連安保理改革や邦人職員の増強についてでございます。

二十一世紀の国際社会の平和と安全の維持に引き続き主要な役割を果たすためには、安保理を国際社会の現状を反映するよう改革し、その機能を強化することが必要であります。我が国としては、安保理改革の早期実現に向けて、今後とも積極的に取り組んでまいります。

また、顔の見える貢献を行うべく、邦人職員の増強についても、引き続き積極的に取り組んでまいります。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 都築議員。

(都築議員登壇)

○都築議員 私は、先ほど行われた、イラク戦争に関する小泉総理の報告に対し、自由党を代表

し、質問をいたします。(拍手)

まず、国連及び関係諸国の懸命の努力にもかかわらず、米英両国等とイラクが戦争に突入したことは、極めて残念であると申し上げなければなりません。事ここに至った以上、米英両国等がイラク国民の被害を最小限に抑えつつ早期に戦争を終結させることを願うしかありません。

特に、国連安全保障理事会において意見の一致に至らないまま戦争が開始されたことは異常な事態であり、国際連合を中心とする国際安全保障機能を早急に強化、再構築することが国際社会の喫緊の課題であります。私は、この観点から、我が国と国際社会の安全保障について、総理の見解を伺います。

最初に、安全保障の原則を確認したいと思っております。

日米安保条約第一条では、国連憲章に定めるところに従って国際紛争を解決すると明記し、国連の強化をうたっています。そのことでも明らかのように、日本の安全保障体制は、二国間の日米安保体制と国連を中心とする多国間の国際安全保障体制が相互補完関係をなし、その二つが不可分一体の基盤となっているのであります。そもそも、総理はその認識をお持ちなのかどうか、明確にお答えください。

また、我が国の国際安全保障は、日本国憲法に基づき、一、国連の安保理または総会で武力行使容認決議が行われ、国連から参加要請があれば、国連平和活動に参加し、いかなる協力も行う、二、国連の武力行使容認決議がないまま米、国などが独自に行う戦争には参加しないことを原則とすべきであります。それを誠実に実行することに

よって初めて、日米安保体制と国連の国際安保体制は一体的に機能するのであります。それについてどうお考えか、お答えください。

次に、今回のイラク戦争について個別に伺います。

イラクのサダム・フセイン独裁政権がこれまで、数多くの国連決議に反して大量破壊兵器を隠匿してきたのは事実であると思います。また、ナチス・ヒトラーがそうであったように、独裁者にはいかなる妥協もしてはならないということも、歴史の教える真実であります。その意味で、最終的には軍事力によって独裁政権を倒し、武装解除するしかないという米国の主張は理解できます。

しかし、武力の行使は、どんなに国際社会の合意形成が困難であっても、国連憲章に基づく国連の軍事行動として実施すべきであります。今回のように、国連の武力行使容認決議のない戦争を強行することは、今後の国際政治、国際安全保障において、唯一の超大国であるアメリカにとっても、その他の国々にとっても、マイナス面が極めて多い。大量破壊兵器等の軍備管理やテロの抑止・根絶の上でも、かえって不安定要素を生み出す結果になると思います。

その点について総理はどうお考えか、そのような重大問題が生じることを米国に伝え、自制を求めなかったのか否か、はっきりとお答えください。

小泉総理は、先ほどの記者会見でも、また、国会報告でも、我が国と国際社会の安全保障について、何一つ原則を示しませんでした。しかも、何の理由も根拠も明らかにしないまま、国連決議なき武力行使と米国への支持を表明したのであります。

す。

十二年前の国連決議六七八、同六八七を根拠に挙げるなら、なぜ、フランス、ロシア、中国、ドイツなどが賛同しないのか、行動をともしないのか、説明が付きません。小泉総理は、つまるところ、アメリカが武力行使に踏み切るから支持するというだけにすぎません。そこには、日本の最高指導者としての自覚も見識も全くありません。

(拍手)

このようなその場しのぎでいいかげんなやり方は、日本国民はもとより、米英両国を含む国際社会をも欺くことになり、かえって我が国の安全保障を危うくするものであります。そのことをどうお考えなのでしょうか。見解を求めます。

総理は、日米同盟を重視したと説明しました。しかし、それは、日米安保体制と国連の国際安保体制が一体となっている我が国の安全保障体制の核心を見誤った愚かな議論であると思います。日本の平和と安全の基盤そのものを総理みずから崩壊させかねない、とんでもない考え方であります。総理に猛省を求めます。

総理が、もし、国益上あくまでも日米同盟を最優先すると言うのなら、それも一つの政治選択であるとは思いますが、つまり、激動する国際社会の中で日本が生き抜いていくために、英国のように、米国と対等の同盟国として生死をともにするというのも、日本の選択肢の一つとしてはあり得るでしょう。

しかし、総理には、その考えも覚悟もないのであります。それでは、改革を絶叫するけれども改革は何一つ実現しない、いつもの小泉語と同様で、言葉だけの日米同盟重視にすぎず、むしろ、アメリカからも軽べつされるだけであります。総理の所見を伺います。(拍手)

特に、総理が、新たな国連決議がなくても日本は武力行使も戦闘行為もしないのだから米国を支持しても問題はないと弁明している姿は、日本人として見るにたえないものがあります。その姿勢こそが偽善的であり、体裁だけの対米協調の最たるものです。

政府のこれまでの憲法解釈によれば、たとえ国連の武力行使容認決議があっても日本は参戦できないという見解であります。しかし、国連決議があってもなくても参戦しないというのは、どの国も我が国の外交努力に真剣に耳を傾けるわけがありません。口先だけでへらへら言ったって、だれが耳を傾けるでしょうか。他人のために真剣に汗をかかない者が、他人から本気の支援を受けたり、努力を評価されるはずがないのであります。国際政治のこの冷徹な事実をどう受けとめているのか、お聞かせください。

この国家としての自立は、とりわけ日米同盟関係において重要であります。みずから立ち、率先して国際社会の平和と安定に努力してこそ、米国の従属せず、米国の耳に痛いことも直言できるのだと思います。それによって初めて、日米安保体制は両国の真の信頼関係の上に確実、不動のものになると思います。総理の認識をお示しく下さい。(拍手)

最後に、私たち自由党の主張を簡明に申し上げます。我が国は、第一に、自立国家として、以上申し上げたような安全保障の明確な原則を確立し、それを内外に宣明すべきであります。その上で、国連においてイラク戦争に関する意思統一を図り、戦争を早期に終結させるために必要な決議を早急に行うよう、あらゆる外交努力を行うべきであります。この二点について、総理の所見を伺います。

終わりに、この重大事態に臨んでも、今まで同様、理念も原則もなく、そのときの状況とその他の雰囲気ただ右往左往するだけであれば、小泉総理は日本にとっても国際社会にとっても百害あって一利なし、即刻退陣すべきであると申し上げ、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣小泉純一郎君登壇)
○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 都築議員にお答えいたします。

国際社会の安全保障に関するお尋ねでございます。イラク問題に関し、最終的に安保理が一致団結できなかったことは残念であります。イラクが十二年間にわたり安保理決議への違反を続け、国連の権威を無視してきたことは、決して見逃されてはならないと思います。

我が国は、今後とも、国際的な安全保障の問題について、国連を初めとする国際社会との協調を基本に、米国の同盟関係を踏まえつつ主体的に取り組んでまいります。

我が国の安全保障体制についてでございます。日米安保条約は、我が国の安全保障政策の基軸であります。また、国際的な平和及び安全を維持することを目的とする国連の諸活動に積極的に寄与していくことは、我が国の平和と安全を確保するとの観点から重要であります。このように、日米安保体制と国連の活動が相まって我が国の平和と

安全の確保に寄与するものであると認識しております。

憲法のもとにおける安全保障の原則についてでございます。

我が国は、日本国憲法のもと、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国にならないとの基本理念に従い、日米安保体制を堅持し、適切な防衛力の整備に努めるとともに、我が国を取り巻く国際環境の安定を確保するための外交努力を行うことを安全保障政策の基本としております。この基本原則を踏まえ、今後とも、適切な安全保障政策の運営に努めてまいります。

国連の武力行使容認決議のない戦争を強行することは今後の国際安全保障においてマイナスではないかとのお尋ねでございます。

さきに述べたように、今回の米国等の武力行使は一連の国連決議に根拠を有するものであり、国連決議の根拠がない戦争であるとの指摘は当たらないと思います。我が国としては、引き続き、大量破壊兵器等の軍備管理やテロの抑止・根絶に努力してまいります。

イラク問題と我が国の安全保障についてでございます。

私の国会への報告においては、大量破壊兵器の拡散防止のため国際社会と一致して努力すべきことと、また、我が国の平和と安全のために日米同盟が不可欠であること等を明確に示しております。また、一連の国連安保理決議が今回の武力行使の根拠となり得ることは、これまでも累次申し上げているとおりでございます。

日米同盟についてのお尋ねでございます。

武力行使を支持することは容易な決断ではござ

いません。しかし、大量破壊兵器の脅威は、決して人ごとではありません。武力行使なしには大量破壊兵器が廃棄されない状況のもとで、我が国としては、国際社会の責任ある一員として、同盟国である米国と他の国々の行動を支持することが国家利益にかなうと考えたのであり、言葉だけの日米同盟ではありません。

米国は、日本への攻撃は米国への攻撃とみなすと明言しております。日本にとって最も信頼できる同盟国であります。日本も米国にとって信頼に足る同盟国でありたいと思います。(拍手)

我が国の外交努力についてお尋ねがありました。

我が国は、従来より、紛争の解決と平和で安定した国際社会の構築に向け、さまざまな和平努力を積極的に行っており、こうした我が国の貢献は国際社会からも高い評価を得ていると思います。

我が国の外交姿勢についてでございます。

日米同盟関係は我が国外交の基軸であり、イラク問題についても、これまでと同様に、日米双方が言うべきことを言い、行うべきことを行っており、米国の我が国のこのような姿勢を高く評価しており、今後とも、米国と緊密に連携していく考えであります。

今後あらゆる外交努力を行うべきではないかという御指摘でございます。

我が国は、従来より、専守防衛を旨とする日本国憲法のもと、日米安保体制を堅持し、適切な防衛力の整備に努めるとともに、国際環境の安定を確保するための外交努力を行うことを安全保障政策の基本としています。

イラク問題については、安保理が一致団結し、

国際社会の平和と安全に対して責任を果たすよう、ブッシュ大統領やシラク大統領等、関係国首脳に直接訴えてまいりました。しかしながら、イラクの対応を根本的に変えるための方策も見通しも全く見出せない以上、武力行使に至ったことはやむを得ないことだったと考えます。(拍手)

(議長退席、副議長着席)

○副議長(渡部恒三君) 志位和夫君。

(志位和夫君登壇)

○志位和夫君 日本共産党を代表して、質問します。(拍手)

本日、米英軍によって、イラクに対する軍事攻撃が開始されました。この戦争は、一かからの道理もない、無法な戦争であります。地球的規模で広がった平和の願いを踏みにじり、戦争という暴挙に訴えた米英両国政府に、我が党は、厳しい抗議を表明します。そして、野蛮な軍事攻撃を直ちに中止することを強く求めるものであります。

(拍手)

小泉首相はこの戦争に直ちに支持を与えましたが、憲法九条を持つ国の政府として、こんな恥ずかしい態度表明はありません。

私は、三つの角度から、首相の基本的立場をたずめます。

第一に、この戦争は、国連憲章に基づく世界の平和秩序を覆す、無法な先制攻撃の戦争であるという点です。

首相は、国連安保理決議六七八、六八七、一四四一を持ち出し、武力行使の根拠となり得ると述べました。しかし、昨年十一月に採択された決議一四四一が武力行使の根拠になり得ないことは、

政府も認めてきたことです。決議六七八も、十三年も前、湾岸危機の際に、クウェートからのイラク軍の排除のための武力行使を容認したものであり、今回の戦争の根拠になり得ないことは明瞭です。決議六八七は、湾岸戦争の停戦の条件を定めたものですが、停戦協定違反をもって武力行使の根拠にすることも不可能であります。停戦協定の当事者は国連であり、その違反と失効を決めることができるのは国連だけです。国連安保理はどのような決定をしていないではありませんか。(拍手)

首相の持ち出した三つの安保理決議は、どれも戦争を正当化する法的根拠になり得ないものではありませんか。だからこそ、米英はあれほど執拗に新しい決議の採択を安保理に迫ったのであり、それが孤立し、失敗したことは、この戦争が国連を無視した無法の戦争であることをみずから証明するものではありませんか。(拍手)

首相は、この戦争が一体どのような国際法上の根拠に基づいていると考えているのですか。答弁を求めます。

この戦争が国連憲章をじゅうりんした先制攻撃の戦争であることは明瞭です。こんな無法の横行を許すなら、事はイラク問題での無法にとどまらず、国連憲章を土台に置いた世界の平和秩序を正面から破壊することになります。人類が多年にわたって築いてきた平和のルールを覆すこの暴挙を、絶対に許すわけにはいきません。(拍手)

第二に、この戦争は、ようやく本格的軌道に乗りつつあった国連の査察による大量破壊兵器の廃棄という平和解決の道を、力づくで断ち切るものであります。

昨年十一月の決議一四四一によって再開された国連による査察は、本格的な軌道に乗りつつありました。国連査察団のブリクス委員長が三月七日に行った報告では、ミサイル廃棄を初め実質的な成果が上がりつつあることを指摘し、イラクの協力姿勢は十分とは言えないものの、積極的、自発的な方向への変化が起きていることを歓迎し、武装解除のための残された未解決の問題点を具体的に列挙し、それを解決するための作業計画を近く安保理に提出すると述べ、数カ月の査察延長があれば問題は平和的に解決できると述べていました。作業計画は、十七日、安保理に提出され、査察を本格的軌道に乗せるための協議がまさに始まるうとしていたのであります。

国連の査察の継続・強化による平和解決への道は、大きく開かれていたのであります。戦争は、この国際社会の努力を力づくで断ち切り、台なしにする暴挙と言わなければなりません。(拍手)

ブリクス委員長は、三月十八日、三カ月半で査察の門戸を閉じることは筋が通らないと、査察が打ち切られたことへの厳しい批判を述べました。一体、首相は、査察を断ち切り、戦争に切りかえなければならぬという理由があったと説明するのですか。お答え願いたい。

首相は、フセイン政権に武装解除の意思がないことが断定されたとして、戦争支持の理由としました。しかし、昨日の党首討論で、私が、その断定を行ったのは一体だれかとただしたのに対して、首相は、答弁ができませんでした。

国連安保理は、そのような断定を行っていません。査察はもはや意味がないという勝手な断定を行ったのは、米国です。アメリカが勝手に下した独断を唯一のよりどころにして戦争支持の理由と

する、これは、まともな独立国の政府なら到底恥ずかしくてできない、思考停止の対米追従の態度そのものではありませんか。(拍手)

平和解決の道を戦争で無理やり断ち切る米国政府の行為は、アメリカにとっては、大量破壊兵器の廃棄が実は目標でなく、フセイン政権の打倒こそが本来の目的だったことを示しているのではないかと。そのことは、ブッシュ大統領が、この戦争の目的を、イラクの現政権を転覆し、米国言いなりの体制を中東諸国に押しつけることにあることをあからさまに表明したことに証明されています。

ある政権がどのような問題を持っているにせよ、そのあり方を決める権利を持っているのは、その国の国民だけではありません。首相は、米国ならば、勝手に他の国の政権を転覆し、自分の気に入る政権を押しつける特別の権利を持っていると考えているのですか。このような横暴は、どの国であれ、国連憲章で厳しく禁止されている他国への主権侵害、内政干渉そのものとなることは余りにも明瞭ではありませんか。(拍手)

第三に、この戦争がもたらす罪なき人々への犠牲は、はかり知れないものがあります。

米英軍による爆撃にさらされているのは、罪なき民間の人々、お年寄り、女性、子供たちであります。国連の内部文書では、戦争によって五十万人の死傷者、三百万人の難民、避難民が生まれることを予想していますが、一体、首相は、この戦争がどれだけの罪なき人々の犠牲をもたらすと認識しているのですか。

ユニセフのベラミール事務局長は、イラクの総人口二千二百三十万人の半数、一千百三十万人が十八歳未満の子供であること、四人に一人の子供が

栄養失調、八人に一人の子供が五歳までに死亡すると指摘し、戦争は子供たちに最も大きな犠牲を強いと訴えています。首相はこの訴えをどう受けとめますか。

首相は、イラクが大量破壊兵器を持っているかもしれないという疑惑だけで、このような非人道的な犠牲をやむを得ないことと合理化するつもりですか。しかと答弁を願いたい。(拍手)

日本共産党は、無法で野蛮なイラク戦争を直ちに中止すること、日本政府が恥ずべき戦争支持の態度を直ちに改めることを強く求めます。平和を願う世界と日本人々と手を携え、この無法な戦争をやめさせるために全力を尽くすことを表明し、質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣小泉純一郎君登壇)

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 志位議員にお答えいたします。

米国等の武力行使の法的根拠についてでございます。

イラクは諸義務の履行のための完全な協力を行っておらず、決議一四四一の規定に基づきさらなる重大な違反が生じており、いわゆる湾岸戦争の停戦決議六八七の重大な違反が生じていることから、停戦の基礎が損なわれ、決議六七八に基づき武力行使が正当化されると考えます。このように我が国の見解については、米英が表明している見解とも一致しています。

査察を断念する理由についてのお尋ねです。

イラクが最近になって査察に小出しに協力するようになったのも、米国等の強力な軍事的圧力があってこそであります。イラクの姿勢が根本的に改められない限り、査察は有効た得ないと思います。我が国を含む国際社会による懸命な努力も

尽くされ、イラクの対応を根本的に変えるための見通しが全く見出せない状況のもと、武力行使に至ったことはやむを得ないことだと考えます。

米国の姿勢についてですが、米国政府は、従来より、達成すべき目標はあくまでも国連安保理決議により義務づけられた大量破壊兵器の廃棄であると明確に述べています。我が国としても、いわゆる湾岸戦争の停戦条件を含めた決議六八七の重大な違反が生じていることから、停戦の基礎が損なわれ、決議六七八に基づき武力行使が正当化されると考えます。

武力行使の結果もたらされる被害についてでございます。

私は、イラクにおける戦闘が一刻も早く、人的、物的被害もできるだけ少なく終結すること、を、心から望んでおります。同時に、イラクが一日も早く再建され、イラクの人々が自由で豊かな社会の中で暮らしているよう、イラクの復旧復興のため、国際社会と協調してできる限りの支援を行っていく考えであります。

戦争の犠牲についてでございます。

御指摘の数字は、サダム・フセイン政権のもとでのイラク国民の厳しい状況を指摘したものと理解しています。武力行使なしに大量破壊兵器が廃棄されることが最善であることは、言うまでもありません。しかしながら、平和的解決のための機会を与えられたにもかかわらず、イラクがその機会を生かそうとせず、安保理決議違反を繰り返してきたことが問題なのではないでしょうか。

(拍手)

なお、ブッシュ大統領は、紛争となった場合には、米国はあらゆる方法で無辜の市民を守る責任を受け入れると述べております。

イラク問題に対する我が国の立場でございます。

イラクは、かつて、隣国イランに対しても、また、自国民に対しても、残酷な化学兵器を使用し、多数の犠牲者を出しました。大量破壊兵器廃棄は、湾岸戦争の停戦条件です。しかし、イラクは、国際社会との約束を破り、十二年間もの間、国連決議を破り続けてきました。武力行使なしに大量破壊兵器の廃棄を実現することが不可能な状況下においては、米国等による行動を支持することが、私は適切であると考えます。(拍手)

○副議長(渡部恒三君) 土井たか子君。

(土井たか子君登壇)

○土井たか子君 社会民主党・市民連合を代表いたしまして、質問をいたします。(拍手)

私は、たった今、この時間にも、ミサイル攻撃にさらされ逃げ惑う、罪のない子供たちや女性や多くの市民のことを思うと、胸が張り裂けんばかりです。そして、この理不尽なアメリカのイラク攻撃の引き金に手をかけた人たちに、激しい憤りを禁ずることができません。(拍手)

小泉総理、あなたは、アメリカを支持すると言われました。平和憲法を持つ日本国の総理大臣が、アメリカの戦争を支持すると言われたのです。しかし、あなたの言葉の中には、この戦争で犠牲にさらされる多くの人々に思いをいたす言葉はただの一言も聞くことができませんでした。

総理に伺います。

この戦争で犠牲にさらされる人たちのことをどう思っておられるのでしょうか。一人一人の命のとうとさや命の重みをどう考えておられるのですか。

日本は、かつて、戦争の加害者となり、被害者となりました。その経験の中から、戦争放棄と戦力不保持を誓ったのが日本国憲法です。その憲法に最も忠実であるべき総理大臣が道理のない戦争を支持することは、真つ向から憲法に背くことであることを断言いたします。(拍手)

総理は、三月十三日の木曜日、野党の党首との会談で、国連決議なしのイラク攻撃への対応についてお尋ねしたとき、まだ考えていない、まだその段階でない、こう述べただけでした。

しかし、三月十八日、ブッシュ大統領の演説が終わるや否や、衆議院の本会議が予定されているその時間に、記者団の質問に答える形で、アメリカを支持する、前から支持していたと述べられたのです。総理は、私たちにに対しては、その場しのぎだったのでしょうか。

しかも、我が国の基本方針にかかわる問題を、わずか十分足らずのインタビューで表明されたのです。それは、本会議が開かれる、ちょうどその時間でした。なぜ、本会議において報告されなかったのですか。

今まで、ただの一度も、本会議で、みずから国民に対して説明しようとはなさいませんでした。そして、アメリカのイラク攻撃が始まってしまつてからこのような本会議を開くようなことは、国会を冒瀆し、国民を愚弄する以外の何物でもありません。(拍手)

しかも、報道によりますと、小泉総理がアメリカのイラク攻撃を支持する方針を決定、表明するまでの過程で、全閣僚に意見を諮る場面はなかったとあります。これは本当なのかどうか、はっきりしていただきたいと思うのです。国会と民主主義に対する総理の御存念はどういうことか、お尋

ねいたします。

アメリカの戦争に、国際社会の大義は全くありません。これに関連する問題を四点、明確にお答えいただきたいと思います。

まず、ブッシュ大統領は、イラクは危険な大量破壊兵器を隠していると言われます。しかし、国連はその兵器の査察をしていた真つ最中ではなかったのですか。

国連安保理でのプリクス査察委員長は、イラク政府のより真摯な査察への協力を促すとともに、あと数カ月、査察を継続すれば、その危険な兵器があるかどうか、ほぼ確実にわかると報告していました。また、十七日には、十二項目の作業計画が提案されたばかりでした。さらに、プリクス委員長は、きのうからきょうにかけて、わずか三カ月半で中止する理由はないし、決議一四四一の趣旨も、このような短い査察をするためのものではなかったと思うとおられます。

このプリクス発言を頭から否定されるのですか。どう受けとめられているのですか。ここは大事故な焦点ですから、はっきりとお答えいただきたいと思ひます。(拍手)

二つ目は、国連安保理でのフランス、ロシア、ドイツが共同で提案した査察継続という案を無視されている論拠は何なのですか。このこともはっきりお答えいただかなければなりません。(拍手)

そして三つ目は、アナン事務総長の、安保理承認なしの攻撃は国連への侮辱であり、国連憲章、国際法に違反と言われる見解は重いものです。どのように受けとめられているのか。きのうの党首討論でこれを取り上げましたが、お答えがありませんでした。きょうというきょうは、ひとつこの場ではっきりお答えいただきたいと思ひます。(拍手)

そして四つ目は、ブッシュ大統領は、この戦争の目的をフセイン政権の追放にあると強調しています。一国の政治体制を覆すことを目的とする戦争は、国家の主権と民族自決権に対する侵害であつて、軍事的侵略のそりさえ免れることはできません。この戦争は主権国家に対する内政干渉にほかならないと考えますが、総理の明確な御見解をお伺ひいたします。(拍手)

さて、日本国憲法第九条は、「武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」こう規定いたしております。だからこそ、国際協調によって平和を維持することを目的とする国連中心主義を戦後外交の基本としてきました。日本国憲法と国連中心主義が政治の基礎であり、外交方針の基本です。

総理は、このアメリカの戦争を支持する大きな理由として、日米同盟の重要性を挙げておられます。総理は、国際協調と日米同盟を両立させると言い続けておられますけれども、それはサギをカラスと言ひくめるに等しいと言わねばなりません。(拍手)

日米同盟の根拠となるのは日米安保条約です。

日米安保条約の第一条と第七条には何を規定しているかを総理は御存じでしょうか。そこには、国連中心主義と国連憲章優位が明記されているのです。日米同盟は、国連中心主義を基礎に置いているものなんです。しかし、アメリカは国連を無視し、そのアメリカを総理が支持された今、日米同盟は国連中心主義を逸脱いたしております。日米同盟そのものが変質したと言えましよう。

日米同盟を金科玉条とする小泉総理、あなたは、この矛盾に気がついておられますか。お答えいただきたいと思ひます。(拍手)

アメリカのカーター元大統領は、三月十一日付のニューヨーク・タイムズに一文を寄稿され、「米政府は、世界の圧倒的多数の反対を押し切ることによって、世界平和の将来性をはらんだ機関としての国連の基礎を揺り崩すことでは」と警鐘を鳴らしておられます。

私は、攻撃の即時停止を強く求めます。総理が、日本国憲法の前文にあるように、「国際社会において、名誉ある地位を占めたい」と思われるならば、直ちに、盟友ブッシュ大統領に対して、勇気を持って、戦争の即時終結を直言すべきだと思います。国際協力による平和の秩序回復に取り組まれるべきです。

あくまでもアメリカにつき従い、戦争支持の立場に固執されるならば即刻退陣を強く求めて、質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣小泉純一郎君登壇)

○内閣総理大臣小泉純一郎君 土井議員にお答えいたします。

武力行使の結果もたらされる犠牲についてでございます。

私は、イラクにおける戦闘が一刻も早く、人的、物的被害もできるだけ少なく終結することを、心から望んでおります。同時に、イラクが一日も早く再建され、イラクの人々が自由で豊かな社会の中で暮らしていけるよう、イラクの復旧復興のため、国際社会と協調してできる限りの支援を行っていく考えであります。

イラク問題に関する国民への説明責任についてでございます。

イラク問題に対する我が国の立場あるいはまたその理由については、私は、先刻の本会議及び記者会見においても、政府の基本的な考え方を明らかにいたしました。今後とも、さまざまな機会をとらえてイラク問題に関する政府の考え方を申し上げ、国民の方々の御理解と御協力を得るよう努力をいたしていき、また、説明に努めてまいりたいと思います。

米国の立場への支持の表明についてのお尋ねでございますが、政府として、政策判断の最終的な責任者である内閣総理大臣として私が支持を判断いたしました。

ブリス委員長の見解についてでございます。

ブリス委員長は、十九日、安保理において、これ以上査察を続ける時間が残されていないこと等に悲しみを覚える旨、発言しております。これは、査察に尽力してきた同委員長の感慨の吐露として理解できることであります。他方、査察継続の有効性について、事実、ブリス委員長は、同じ機会に、イラクが最近提出した情報にも問題の解決に資するものは限られていると述べています。

このように、イラクが最後までその態度を根本的に改めなかったために、査察は有効たり得なかったのだと思います。

査察継続案を断念する理由についてでございます。

イラクが最近になって査察に小出しに協力するようになってきたのは、米国等の強力な軍事的圧力があってこそであります。イラクの姿勢が根本的に改められない限り、査察は有効たり得ないと思います。

国連事務総長の見解についてでございます。

アナン事務総長は、米国及びその他の国が安保理の枠組みの外で軍事行動を行う場合は、それは国連憲章と整合的ではない旨述べたと承知して

ます。米国等は、今回の武力の行使は関連安保理決議に基づくものであると説明しており、我が国もそのように理解しています。

イラクに対する武力行使が主権国家に対する内政干渉に当たらないかとのお尋ねでございます。

米政府は、従来より、達成すべき目標はあくまでも関連安保理決議により義務づけられた大量破壊兵器の廃棄であると明確に述べており、我が国もそのように理解しております。

国連中心主義と日米同盟についてのお尋ねでございます。

米国は、我が国にとってかけがえのない同盟国であり、我が国の平和と安全を守るための貴重な抑止力を提供しています。同時に、日本の発展を考える際に、国際協調は不可欠であります。

今回、最終的に安保理が一致結束できなかったことは残念であります。イラクの将来については、安保理理事国の中でも協力できる可能性はたくさんあると思います。我が国は、これからも、日米同盟重視と国連重視外交を追求していきたいと考えます。(拍手)

○副議長(渡部恒三君) 二階俊博君。

(二階俊博君登壇)

○二階俊博君 私は、保守新党を代表して、小泉総理に質問をいたします。(拍手)

ブッシュ大統領の最後通告がなされて以来、イラクのフセイン大統領が国際社会の要求を真剣に受けとめ、武装解除に応じざることを、最後まで祈るような気持ちで見守っておりますが、その期待もむなしく、ついに武力行使の事態を招くに至ったことは、まことに残念であります。

イラクへの武力行使を決断された米、英、同等の同盟国の決意を、保守新党は、断固として支持するものであります。(拍手)

その第一の理由は、武力行使に至った責任は挙げてイラク側にあるからであります。

イラクは、今から十三年前、クウェートに侵攻して以来、九一年の湾岸戦争を経て今日に至る十二年間、大量破壊兵器の廃棄と武装解除を求める国連決議に違反し、世界平和への脅威となる行動をとり続けてまいりました。こうした事態に対応し、国連は、昨年十一月、一四四一決議において、イラクに対し、武装解除のための最後の決断の機会を与えました。しかしながら、イラクは、一向にそれに応ずることなく、米軍等が周辺国に多数の軍隊を駐留させ、力による圧力を加えることによって初めて、一部解除に応じただけであり

ます。

フランスやドイツ等は、イラクは一部査察に応じており、今後、査察を継続すれば武装解除に必ずとの主張がなされました。しかし、この十二年間、国際社会や国連決議を無視し続けてきたイラクが、みずから進んで武装解除に踏み切る保証は全くありません。

間もなく、砂嵐しと熱風などにより、米軍等の戦闘行為は著しく制約されることになり、米英等の同盟国が武装解除のための行動に踏み切る判断をするぎりぎりの時期であり、武力行使の決断はやむを得ないと考え、改めて、これを支持することを明らかにするものであります。(拍手)

一部には、今回の武力行使には法的根拠がないとの意見がありますが、加盟国によるイラクへの武力行使を容認した六七八号、核兵器や生物化学兵器の開発・入手禁止を恒久停戦条件とした六八

七号、そして一四四一号といった国連の一連の決議は、武力行使に法的根拠を与えるものであります。

第二は、国際協調による紛争の解決を願っても、フセインにそれに従う意思が全くない限り、限界があることを認めざるを得ないのであります。

日本政府がイラク問題に関して、今日まで国際社会の一致した対応を求めて各国に積極的に働きかけてきたことは、当然のことであり、正しい選択であったと考えます。政府はもとより、連立与党の幹部や外相経験者等が関係各国を訪問され、我が国として、平和的解決を目指し、努力を重ねてまいりました。保守新党としても、海部元総理を团长とする訪米団を派遣し、ブッシュ元大統領やアーミテージ国務副長官ら米政府高官とも会談を持ち、米国に対し、国際協調を強く求めてまいりました。

米英も、昨年の十一月以来、国際的協力を得るため、新たな決議案を提出し、また、その修正案を提出するなど、最後の最後まで真剣な外交努力を行ってきたのであります。米国等が国際協調を無視し、一方的に武力行使に踏み切ったとの野党の批判は当たりません。平和的解決と国際協調を唱えるだけでは全くむなしく、問題の解決にはならないのであります。(拍手)

第三は、世界の秩序と平和の維持は、国際的なルールが守られ、それを破った者は厳しく罰せられることによって保たれるということでありま

す。イラクのフセイン大統領は、自国民に対してさえ生物兵器を使用した事実があります。また、イラクが大量破壊兵器や化学兵器、生物兵器を保有

している事実があり、これらが独裁者やテロリストの手に渡った場合、世界のはかり知れない多くの人々の生命が脅かされる現実を、私たちは直視しなければなりません。イラクの国際ルール違反は明白であり、世界平和の脅威であります。

法治国家において、社会のルールを破った者は国家権力によって罰せられるのは当然のことであり、国際社会においても同様であります。一昨年のアフガンのタリバン政権、アルカイダの例によっても明らかであります。

国際社会において、今日、残念なことではありますが、米国以外にその力と強い意志を持った国が存在しないのが現実であります。武装解除の意思のないフセイン大統領に対し、武力により国際的なルールを守らせようとする米英等の同盟国の行動は、当然のことであります。

第四は、日本にとつての日米同盟関係の重要性であり、今改めて申すまでもなく、まさに我が国の命綱であります。

我が国は、御承知のとおり、専守防衛を国是として、他国から侵略を受けた場合にのみ、自衛権の発動としての防衛出動ができます。しかしながら、核開発、弾道ミサイルなど大量破壊兵器の開発が進んだ今日、これらの兵器により先制攻撃を受けた場合、壊滅的打撃をこうむる可能性がります。特に、高度に都市化が進んでいる我が国の場合、その影響は甚大であり、自衛権の発動どころではありません。このような時代にあつて、我が国の防衛と国民の生命を守る上で、日米安保条約に基づく米国の抑止力が不可欠の存在であります。

北東アジアの情勢が不安定さを増している今日、日米同盟の意義は極めて重要であります。そ

の米国がみずから血を流し、世界平和に向けて真剣な努力をしようとしているとき、我が国がこれを積極的に支持し、国家として可能な限りの支援を行うことは、極めて当然のことであります。(拍手)

以上の点につき、総理の基本的な見解と御決意のほどをお伺いしたのであります。

次に、武力行使に踏み切った以上、できるだけ早期にその目的を達成しなければなりません。政府として、米英等の同盟国に対する協力体制を確立するとともに、人道的見地からの周辺国での難民支援、戦後の復興支援などに積極的に役割と責任を果たすべきであります。総理の決意のほどをお伺いしたのであります。

武力攻撃事態に伴い、国内においてもテロ等の不測の事態の発生が予想されます。また、経済や国民生活に重大な影響を与えることが憂慮されています。政府は、原子力施設を初め国内重要施設の警備、出入国の管理の強化、テロ対策などを発

表いたしました。さらに、総理は、適切な金融・経済対策を講じ、経済的混乱の防止に努め、輸送機関の安全の確保や、電力、ガス、水道等のライフラインの確保に取り組む方針を述べられました。改めて、国民の皆さんの不安を払拭するためにも、総理の決意をお伺いするものであります。

さらに、緊急の課題は、有事法制の整備であります。有事に備えた国内体制を整備し、国民の安全の確保に万全を期さなくてはなりません。この際、有事関連法案の国会審議を急ぎ、その早期成立を図り、国民の期待に積極的にこたえるべきであります。総理の御見解を伺うものであります。(拍手)

最後に、戦後の日本の安全保障政策の再検討について申し上げます。

我が国はこれまで、専守防衛、非核三原則、武器輸出三原則、集団的自衛権の不行使等を安全保障政策の基本原則としてまいりました。このことは、日米安保条約と並んで、我が国の平和と繁栄に大きく貢献してまいりました。

しかしながら、安全保障をめぐる世界の環境は、今、大きく変わりつつあります。核兵器、生物兵器等、さらに大量破壊兵器の開発は、自衛のための戦争を無力化する可能性を有し、世界的規模でのテロ、ゲリラの発生は、国と国の紛争を前提とする今日の国際的秩序のあり方に疑問を投げかけております。

このような情勢にかんがみ、我が国の安全保障の基本原則についての総理の見解をお伺いするとともに、安全保障政策の再検討を必要とすべきではないかとの考えを申し述べ、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣小泉純一郎君登壇)
○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 二階議員にお答えいたします。

イラクへの武力行使に対する我が国の立場についてでございます。

イラク問題の本質は、イラクが長年にわたり国連の安保理決議を履行せず、恐ろしい大量破壊兵器を廃棄してこなかったことにあります。大量破壊兵器の問題は、人ごとではなく、また、大量破壊兵器に対して厳しい態度をとり続けている我が国にとって重要な問題であります。イラクの対応を根本的に変えるための方策も見通しも全く見出せない以上、武力行使に至ったことはやむを得ないことだと考えます。

以上のような政府の考えについて、国民の理解

環境委員		辞任		補欠	
福井 照君	上川 陽子君	小淵 優子君	荒巻 隆三君	三ッ林隆志君	松野 博一君
上川 陽子君	福井 照君	鮫島 宗明君	齋藤 淳君	長浜 博行君	奥田 建君
佐藤 勉君	小里 貞利君	松野 博一君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		奥田 建君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君	荒巻 隆三君	小淵 優子君
		齋藤 淳君	三ッ林隆志君		

吉田 公二君 三井 辨雄君 岩倉 博文君 山口 泰明君 近藤 基彦君 池田 行彦君 増原 義剛君 松岡 利勝君 鈴木 康友君 細野 豪志君 松崎 公昭君 河村たかし君 三井 辨雄君 吉田 公一君 (特別委員長兼任) 一、昨十九日、特別委員会において、次の委員長 の辞任を許可した。 沖繩及び北方問題に関する特別委員長 仲村 正治君 (特別委員長補欠選任) 一、昨十九日、特別委員会において、次のとおり 委員長を補欠選任した。 沖繩及び北方問題に関する特別委員長 平林 鴻三君 (特別委員辞任及び補欠選任) 一、昨十九日、議長において、次のとおり特別委 員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 沖繩及び北方問題に関する特別委員 補欠 嘉数 知賢君 高木 毅君 高木 毅君 嘉数 知賢君 仲村 正治君 岩倉 博文君 (憲法調査会委員辞任及び補欠選任) 一、去る十八日、議長において、次のとおり委員 の辞任を許可し、その補欠を指名した。 憲法調査会委員 辞任 補欠 近藤 基彦君 松野 博一君 谷本 龍哉君 金子 恭之君 平井 卓也君 宮澤 洋一君	末松 義規君 平岡 秀夫君 山口 富男君 矢島 恒夫君 金子 恭之君 谷本 龍哉君 松野 博一君 近藤 基彦君 宮澤 洋一君 平井 卓也君 平岡 秀夫君 末松 義規君 矢島 恒夫君 山口 富男君 (議案提出) 一、去る十八日、内閣から提出した議案は次のと おりである。 構造改革特別区域法の一部を改正する法律案 平成十四年度一般会計予備費使用総調書及び各 省各庁所管使用調書(その一)(承諾を求めるの 件) 平成十四年度特別会計予算総則第十五条に基づ く経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調 書(その一)(承諾を求めるの件) 一、昨十九日、議員から提出した議案は次のと おりである。 イラク問題の平和的解決を求める決議案(高木 義明君外五名提出) (議案受領) 一、去る十八日、予備審査のため内閣から送付さ れた次の議案を受領した。 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物 の多様性の確保に関する法律案 (委員会審査省略要求書受領) 一、昨十九日、議員から次の議案は委員会の審査 を省略されたい旨の要求書を受領した。 イラク問題の平和的解決を求める決議案 高木義明君外五名 (議案付託) 一、去る十八日、委員会に付託された議案は次の とおりである。	放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認 を求めるの件(内閣提出、承認第二号) 総務委員会 付託 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内 閣提出第四六号) 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の 一部を改正する法律案(内閣提出第四七号) 以上二件 法務委員会 付託 関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提 出第二二号) 国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律 の一部を改正する法律案(内閣提出第三三号) 以上二件 財務金融委員会 付託 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦 没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部 を改正する法律案(内閣提出第二四号) 平成十五年度における国民年金法による年金の 額等の改定の特例に関する法律案(内閣提出第 二五号) 以上二件 厚生労働委員会 付託 水産加工工業施設改良資金融通臨時措置法の一部 を改正する法律案(内閣提出第一〇号) 農林水産委員会 付託 公正取引委員会を内閣府の外局に移行させるた めの関係法律の整備に関する法律案(内閣提出 第七号) エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利 用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法 及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特 別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第 一十一号) 発電用施設周辺地域整備法及び電源開発促進対 策特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提	出第二二号) 以上三件 経済産業委員会 付託 本州四国連絡橋公団の債務の負担の軽減を図る ために平成十五年度において緊急に講ずべき特 別措置に関する法律案(内閣提出第一七号) 高速自動車国道法及び沖繩振興特別措置法の一 部を改正する法律案(内閣提出第一八号) 以上二件 国土交通委員会 付託 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案(内閣 提出第三六号) 安全保障委員会 付託 沖繩振興特別措置法の一部を改正する法律案 (内閣提出第三五号) 沖繩及び北方問題に 関する特別委員会 付託 (議案送付) 一、去る十八日、参議院に送付した内閣提出案は 次のとおりである。 恩給法等の一部を改正する法律の一部を改正す る法律案 社会資本整備重点計画法案 社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律 の整備等に関する法律案 義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特 別措置法の一部を改正する法律案 (議案通知) 一、去る十八日、次の本院議員提出案を否決した 旨参議院に通知した。 公共事業基本法案(第百五十一回国会、前原誠 司君外三名提出) (調査要求承認) 一、法務委員長から提出した次の国政調査承認要 求に対し、議長は去る十八日これを承認した。	放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認 を求めるの件(内閣提出、承認第二号) 総務委員会 付託 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内 閣提出第四六号) 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の 一部を改正する法律案(内閣提出第四七号) 以上二件 法務委員会 付託 関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提 出第二二号) 国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律 の一部を改正する法律案(内閣提出第三三号) 以上二件 財務金融委員会 付託 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦 没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部 を改正する法律案(内閣提出第二四号) 平成十五年度における国民年金法による年金の 額等の改定の特例に関する法律案(内閣提出第 二五号) 以上二件 厚生労働委員会 付託 水産加工工業施設改良資金融通臨時措置法の一部 を改正する法律案(内閣提出第一〇号) 農林水産委員会 付託 公正取引委員会を内閣府の外局に移行させるた めの関係法律の整備に関する法律案(内閣提出 第七号) エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利 用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法 及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特 別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第 一十一号) 発電用施設周辺地域整備法及び電源開発促進対 策特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提
--	--	---	---	---

国政調査承認要求書

一、調査事項

- 一、裁判所の司法行政に関する事項
- 二、法務行政及び検察行政に関する事項
- 三、国内治安に関する事項
- 四、人権擁護に関する事項

二、調査の目的

裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政等の適正を期するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成十五年三月十八日

法務委員長 山本 有二

衆議院議長 綿貫 民輔殿

(質問書提出)

一、去る十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

国家公務員非常勤職員のうち、高額給与を支給されている職員に関する質問主意書(長妻昭君提出)

一、昨十九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

第一五六国会に政府が提出した労働基準法の一部を改正する法律案に関する質問主意書(城島正光君提出)

(答弁書受領)

一、去る十八日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員赤嶺政賢君外一名提出福岡県荇田町荇田港で発見された旧軍の毒ガスの無害化処理と調査に関する質問に対する答弁書
衆議院議員赤嶺政賢君外一名提出奄美大島住用村戸玉地区における採石場被害に関する質問に対する答弁書

平成十五年一月二十二日提出
質問 第六号

福岡県荇田町荇田港で発見された旧軍の毒ガスの無害化処理と調査に関する質問主意書

提出者

赤嶺 政賢

小沢 和秋

福岡県荇田町荇田港で発見された旧軍の毒ガスの無害化処理と調査に関する質問主意書

意書

旧軍の毒ガス弾は、九六年五月、北海道釧路支庁弟子屈町の屈斜路湖で二六発が発見され、二〇〇〇年十一月、福岡県荇田町荇田港の航路帯の浚渫工事予定水域で五十七発の毒ガス弾が見つかり、また、昨年の九月には旧海軍工廠跡地に当たる神奈川県寒川町の相模縦貫道路工事現場でビール瓶等の中に入っていた有毒ガスが洩れて、八名の方が被害に遭われるという事案が発生している。こうした事態は、旧軍が全国各地で、毒ガス弾の焼却、土中及び海中投棄等を行っていたという事実を二層裏づけるものに他ならない。
発見された毒ガス弾の早期無害化と被害者の補償、そして今回の事案を契機に、七三年三月の「大久野毒ガス問題関係各省連絡会議」の「旧軍毒ガス弾等の全国調査の結果について」で、すでに明らかにしている毒ガスの製造工場跡地、保有

されていた地域、海中投棄された海域を中心に、再度全国調査を実施し毒ガス弾の投棄等の実態把握にできる限り努めるべきであると考えている。ここでは特に荇田港で発見された毒ガス弾の無害化処理と磁気探査による再調査の実施について質問する。

一 毒ガス弾等の全国調査の実施について

政府は、現在改めて毒ガス弾等の廃棄状況について全国調査しても、七三年三月に実施したとめた旧軍の毒ガス弾等の全国調査以上の情報を入手することは困難であるとしている。しかし、今回の事案は、被害者もでっており、しかも七三年調査では報告されていない海域等で発見されていることの重大性を考慮して、再度、七三年調査を基にして全国調査を行い毒ガス弾等の実態把握にできる限り努力すべきであると考えているがどうか。

政府は、全国の都道府県に対して毒ガス弾等の情報提供を求めたと聞いているがその結果がまとまっていれば明らかにされたい。

二 発見された毒ガス弾等の無害化処理状況について

1 九六年五月、北海道弟子屈町の屈斜路湖で発見された二六発の毒ガス弾の種類、発見場所、発見に至る経緯及び化学兵器禁止条約に基づきどのような体制で無害化処理がなされたのかその経過について明らかにされたい。
さらに昨年九月に神奈川県寒川町で発見されたビール瓶等から流れ出た有毒ガスの種類、個数、発見場所、発見に至る経緯及び同条約に基づき処理についても同様に明らかにされたい。また、汚染された場所の地下水、周辺の田畑への汚染の影響はなかったのか、残土

の処理はどのようになされたのか。

2 神奈川県寒川町の場合には、八人の被害者がでているが補償はどのようになされたのか、また今後、不幸にして被害者がでた場合の補償措置はどのようにとられるのか。

3 国内において毒ガス弾等が発見された場合、迅速かつ確かな対応が求められるが、そのために、どのような方針の下に対策と体制整備を図るつもりなのか。

三 福岡県荇田町荇田港の毒ガス弾の無害化処理と磁気探査による再調査について

1 二〇〇〇年十一月、国土交通省が、荇田港を拡張し大型船を入港させるために、航路帯を拡張し、水深をさらに深くするための浚渫工事に伴う磁気探査を実施したところ五十七発の毒ガス弾が発見された。そのうちの十八発は、海上自衛隊が引き上げ、残りの三十九発は海底の二カ所に集積されたままになっているために、その後は、磁気探査は中断し、浚渫工事が開始できない状態が続いている。
そこで荇田港内で発見された毒ガス弾の磁気探査、引き上げ及び無害化処理についてのスキーム、政府部内の体制と連携はどのようなになっているのか。また、毒ガスの無害化処理等に係る経費は国の責任においてなされるのか、二〇〇三年度予算額はいくら計上しているのか。

2 五十七発の毒ガス弾が発見された水域及びその周辺海域について、船舶の航行の安全を確保するために禁止区域の設定などの安全対策を講じているというが具体的に説明されたか。
3 毒ガス弾が発見された水域は、浚渫工事計

画で予定している水域全体の面積のどのぐら
いの部分を占めていたのか、また発見された
水域面積と分布状況はどのようなものであつ
たのか。

4 海上自衛隊が引き上げた十八発の毒ガス弾
の種類、化学兵器禁止条約に基づく無害化処
理をどのように実施しようとしているのか。

5 今なお海底に集積されている三十九発の毒
ガス弾(未確認だが可能性は大きい)の引き上
げと処理についてはどのような方針を持って
いるのか。漁業等への被害などは大丈夫なの
か、何か対策を講じているのか。

6 現在、毒ガス弾を無害化処理するための仮
の処理施設、化学プラントの建設と処理方法
について、福岡県、荇田町をはじめ民間の研
究所とも調整しつつ検討がなされていると聞
いているが、その検討内容と進捗状況はどの
ようになっているのか。いつ頃までにその結
論がでるのか。

7 毒ガス弾の無害化処理は、動かさずに発見
場所近くで処理するのが適切だとされている
が、引き上げた十八発は、現在、海上自衛隊
佐世保警備隊が保管しているのは何故なの
か。

8 化学プラントの建設については、福岡県、
荇田町とも調整の上、荇田港の港湾施設など
は安全上問題があるとして、陸上ではなく海
上におけるメガフロート案が検討されること
になったのか。海上案の場合、安全上の問
題、環境、漁業資源などへの影響については
どのように考えているのか。

9 毒ガス弾の弾頭、種類によって無害化の処
理方法が異なるのではないかと考えるが、一

括処理できる最良の方法があるのか。

10 毒ガス弾を無害化するための最良の処理方
法が決定し、化学プラントの建設が稼働する
に至るまでは、十八発の毒ガス弾の処理、さ
らに海底に残されている三十九発の引き上げ
と処理はできないということになるのか。

11 浚渫工事計画が予定されている海域及び周
辺地域(陸上部も含む)には、まだ毒ガス弾が
埋もれている可能性は極めて高いと思うが、
どのような認識をされているのか。

12 磁気探査による調査の再開は、海底の残さ
れた三十九発が引き上げられるまでは、でき
ないということになるのか。また、浚渫工事
計画が予定されている水域以外の周辺の海域
にも毒ガス弾が投棄されていることが十分に
想定されるが、こうした海域についても磁気
探査による調査をする用意はあるのか。

13 浚渫工事計画予定海域については、磁気探
査による調査により完全に毒ガス弾が無いと
確認できるまで、浚渫工事を開始することは
できないとの判断に立っているのか。

四 その他、関連する事項について

1 荇田港の場合をはじめ旧軍の毒ガス弾等が
発見された場合に、関係地方公共団体はもと
より、関係住民に対する説明は適切になされ
ているのか。

2 毒ガス弾等の処理については、発見場所、
状況が異なるなどの理由から、その都度内閣官
房を中心に関係省庁連絡会議を開き対応する
としているが、あらかじめ内閣官房を軸とし
て、責任官庁、実施官庁を決め省庁間の連
絡、協力体制を確立して、統一的、機動的に
対応すべきだと考えるがどうか。

3 毒ガス弾等については、化学兵器禁止条約
の規定により処理されることになると思う
が、処理作業の進行計画を明らかにすべきで
はないのか。
右質問する。

内閣衆質一五六第六号
平成十五年三月十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫 民輔殿

衆議院議員赤嶺政賢君外一名提出福岡県荇田町
荇田港で発見された旧軍の毒ガス弾の無害化処
理と調査に関する質問に対し、別紙答弁書を送
付する。

〔別紙〕

衆議院議員赤嶺政賢君外一名提出福岡県荇
田町荇田港で発見された旧軍の毒ガス弾の
無害化処理と調査に関する質問に対する答
弁書

一について

御指摘の昭和四十八年三月に大久野島毒ガス
問題関係各省庁連絡会議により取りまとめられ
た「旧軍毒ガス弾等の全国調査の結果について」
においては、旧日本軍(以下「旧軍」という)の
化学兵器等の保有及び廃棄の状況に関する資料
のほとんどが終戦時に処分されてしまっていた
こと、また、旧軍の機密に属していたと考えら
れる化学兵器等に関する情報に因りし得た人々
の多くが故人となっていたこと等により、終戦
後の旧軍の化学兵器等の廃棄の状況を把握する
ことが困難な中で、可能な限り情報を収集して
調査が行われたものである。その当時から更に
三十年近く経過した現在、改めて旧軍の化学兵

器等の廃棄状況について全国的に調査を実施し
ても、当時以上の情報を入手することは困難で
あると考える。なお、二の三について述べ
るとおり、旧軍の化学兵器等が新たに発見され
た場合には、関係省庁間で連携して適切な対応を
行つてまいりたい。

「政府は、全国の都道府県に対して毒ガス弾
等の情報提供を求めた」との御指摘は、平成七
年に実施した国内における化学兵器の調査を指
すものと解されるが、同調査は、化学兵器の開
発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関
する条約(平成九年条約第三号。以下「化学兵器
禁止条約」という)の締結のための準備の一環
として、各都道府県における化学兵器の存在及
び処理状況について、主として、各都道府県が
保有する関係資料の点検及び関係者等からの事
情聴取による調査を各都道府県に依頼したもの
である。その結果、四十七都道府県中四十三都
府県から、該当する情報はない旨の回答があつ
た。残りの四道府県については、北海道から、屈
斜路湖に投棄された毒ガス弾と思われる物体
(二の1について述べたとおり、後に旧軍の
化学弾であることが判明した)に係る一連の情
報について、福井県から、敦賀市内の小学校倉
庫で発見された毒ガスの疑いのある液体が入つ
た小容器(後に教育用見本品として水を着色し
たものであることが判明した)について、広島
県から、終戦時における大久野島で製造された
毒ガス弾等の処分状況並びに戦後における毒ガ
ス弾等の発見及び処分の状況に関する一連の情
報について、山口県から、周防灘海域における
毒ガス弾の発見、対応状況等について、それぞ
れ回答を受けたものである。

二の1について

平成八年五月に屈斜路湖で発見された二十六発の旧軍の化学弾の種類は、旧日本陸軍百式五十キログラム投下きい弾と認められ、発見場所は屈斜路湖湖底である。

発見に至る経緯については、平成七年六月、旧陸軍関係者が北海道に対し、終戦直後、屈斜路湖に化学兵器を投棄した旨述べたことを踏まえ、北海道において屈斜路湖の湖底調査及び潜水調査を実施したところ、湖底に遺棄された化学兵器の可能性のある物体があることが確認され、平成八年十月に自衛隊によりこれらの引揚げが行われ、旧軍の化学弾であることが判明した。

これらについては、内閣官房において、関係省庁による連絡会議を開催し、関係省庁の連携の下、化学兵器禁止条約に基づき、総理府が中心となって廃棄を行ったところである。その経過については、平成九年五月、外務省において、化学兵器禁止機関技術事務局(以下「技術事務局」という。)に対し、当該化学弾が老朽化した化学兵器(化学兵器禁止条約第二条5に規定する老朽化した化学兵器をいう。以下同じ。)である旨の申告を行い、同年十二月及び平成十一年六月に技術事務局の査察を受け、当該化学弾が老朽化した化学兵器であることの確認を受けた後、総理府において、平成十二年九月から同年十一月にかけて無害化処理を行った。その後、技術事務局による廃棄完了の確認の査察を受けるとともに、同年十二月、総理府において、無害化処理に係る環境調査の結果、化学剤の漏えい等による環境汚染は認められなかった旨を公表したものである。

平成十五年三月二十日 衆議院会議録第十六号

議長報告

お尋ねの「神奈川県寒川町で発見されたビール瓶等から流れ出た有毒ガス」の事案(以下「寒川町の事案」という。)については、国土交通省関東地方整備局横浜国道工事事務所(以下「横浜国道工事事務所」という。)が発注した道路工事に係る神奈川県高座郡寒川町一之宮六丁目地先の橋脚工事現場(以下「橋脚工事現場」という。)及び同町田端地先の掘削残土仮置場(以下「掘削残土仮置場」という。)において、平成十四年九月から現在までに計十一本のビール瓶が発見されており、その内訳は、マスタードが入ったもの八本、ルイサイト一、ルイサイト二及び微量のマスタードが入ったもの一本、微量のマスタードが検出された固形物が入ったもの一本並びにクロロASETフエノンが入ったもの一本である。

また、これら以外のビール瓶で破損したものの等から流れ出た内容物については特定できないが、橋脚工事現場及び掘削残土の表面土壌調査の結果、マスタード及びその関連化合物、ルイサイト類、クロロASETフエノンの関連化合物並びにジフェニルクロロアルシン及びその関連化合物が検出されている。

マスタード、ルイサイト一及びルイサイト二が確認された計十本のビール瓶については、老朽化した化学兵器に該当する可能性があるため、平成十四年十二月十二日、技術事務局に連絡を申告した。これらが老朽化した化学兵器に該当すると確認された場合には、化学兵器禁止条約の関連諸規定に従い、適切に処理してまいりたい。

横浜国道工事事務所においては、橋脚工事現場及び掘削残土仮置場周辺地域において、平成

十四年十一月二十二日に、十三か所の水質調査及び十八か所の表面土壌調査を行い、同日に採取した試料について財団法人化学物質評価研究機構に依頼して分析したところ、掘削残土仮置場周辺の表面土壌調査実施箇所のうち一か所から、ジフェニルクロロアルシン及びその関連化合物が検出されたものの、これまでにマスタード、ルイサイト類及びクロロASETフエノンは検出されていない。検出のあった当該箇所については既に仮囲いで周囲が囲われており、周辺への影響はないと考えている。

お尋ねの「残土の処理」については、国土交通省関東地方整備局において、平成十四年十二月十二日に「さがみ縦貫危険物処理に関する有識者委員会を設置し、当該掘削残土を含む道路工事現場内の危険物の処理方法の検討を行っているところであり、関係地方公共団体とも連携しつつ、適切に処理してまいりたい。

二の2について

寒川町の事案に関しては、被災したとして病院で診察を受けた者は十二名であると承知している。このうち九名に対しては、業務上の疾病として、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号。以下「労災保険法」という。)に基づく保険給付が支給されている。さらに、当該工事を発注した横浜国道工事事務所において、工事請負業者と損害について協議を進めているところである。

現地の安全対策については、住民等の安全確保を最優先に考え、横浜国道工事事務所において、橋脚工事現場及び掘削残土仮置場における仮囲いの設置、二十四時間体制の現場管理、化学剤検知器による大気モニタリング等を実施

しており、新たな被災者が生じないよう万全を尽くしているところである。万が一、今後更に被災者が生じた場合には、例えば、民間企業の従業員については労災保険法、公務員については国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号)等により、被害を補償するものとされており、これらの制度に基づき、被害状況、被害内容等を調査・把握した上で、個々の事案に即して適切に対処してまいりたい。

二の3について

国内において旧軍の化学兵器等が発見された場合には、発見された場所や状況等によって関連する行政事務が様々であることもあり、その都度、必要に応じ内閣官房を中心に関係省庁連絡会議を開催するなど、関係省庁間で連携して適切な対応を行ってきているところであり、今後とも適切に対応していくこととしている。

三の1について

御指摘の十八発については、国土交通省による航路泊地浚渫工事(以下「浚渫工事」という。)の一環として行われた磁気探査により発見され、海上自衛隊佐世保地方隊隷下の下関基地隊により海中から引き揚げられた後、同地方隊隷下の佐世保警備隊において保管されているものであり、外務省において、平成十三年五月、技術事務局に対し、老朽化した化学兵器である旨の申告を行ったところである。また、御指摘の三十九発については、国土交通省による磁気探査により発見されたものであり、今後、海上自衛隊の部隊により海中から引き揚げることとしている。これらの合計五十七発については、今後、防衛庁において民間の事業者に廃棄の実施を委託することとしているが、その具体的な時

期については、現在、防衛庁において民間の研究機関に対し無害化処理の技術、作業態勢等に関する調査研究を委託していることから、お答えできる段階にない。また、このような一連の事務の処理に当たっては、平成十三年十二月に発足した防衛庁、国土交通省、福岡県、荻田町等の担当者から成る「荻田港化学弾現地連絡協議会」等の場において今後とも関係省庁間の密接な連携を図っていくこととしている。

これらの事務に係る所要経費については、平成十四年度予算に約二十三億円が計上され、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第十四条の三の規定に基づき繰越明許費とされたことから、平成十五年予算には計上していない。

三の2について

御指摘の五十七発のうち引揚げ未了のものが存在する水域については、船舶交通の安全を確保するため、荻田港内においては、港則法(昭和二十三年法律第七十四号)第三十七条第一項及び第三十七条の三の規定に基づき、門司海上保安部長が当該水域に一定の区域を指定し、一般の船舶の航行及び停泊を禁止しており、新門司沖土砂処分場三工区においては、門司海上保安部長等が工事関係者に対し、注意喚起を行っている。

三の3について

荻田港本港地区岸壁(水深十三メートル)供用のために浚渫を計画している面積約八十万平方メートルの水域のうち、岸壁前面の面積約十二万平方メートルの水域内の海底面付近に帯状に散在して五十六発が、また、新門司沖土砂処分場三工区の面積約七十万平方メートルの水域内の海底で一発が、それぞれ発見されたものである。

る。

三の4について

お尋ねの十八発のうち、六発は旧日本陸軍五十キログラム爆弾(くしゃみ剤)、十二発は旧日本陸軍五十キログラム爆弾(びらん剤、窒息剤又は血液剤)の可能性があると考えている。これらについては、平成十三年五月、技術事務局に対し、老朽化した化学兵器である旨の申告を行ったところであり、今後とも、関係地方公共団体とも連携しつつ、化学兵器禁止条約の関連諸規定に従い、早期かつ安全に廃棄等を行ってまいりたい。

三の5について

お尋ねの三十九発の引揚げ及び廃棄については、漁業に対する影響を含め処理場所(一時保管庫を含む。以下同じ)周辺の環境に与える影響を可能な限り防止するとの方針の下、化学兵器禁止条約の関連諸規定に従い、早期かつ安全に行ってまいりたい。なお、三の1について述べた調査研究においては、無害化処理の技術の安全性や処理場所周辺の環境に与える影響についても評価・検討を行っているところである。

三の6について

防衛庁において民間の研究機関と契約を締結し、無害化処理の技術、作業態勢等に関する調査研究(処理場所として浮体構造物を使用することについての調査研究を含む。)を委託したところであり、本年三月末日までにその結果が得られる見込みである。

三の7について

お尋ねの十八発については、これらが引き揚げられた当時においては、付着物及び老朽化の

ため形状が判然としないものの、自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第九十九条に規定する「機雷その他の爆発性の危険物」であると史料されたことから、下関基地隊が引き揚げ、佐世保警備隊に移送したものである。その後、同警備隊等において付着物を除去するなどして形状の確認等の調査を行ったところ、これらは、形状から見て老朽化した化学兵器であると判断し、同警備隊において保管しているものである。

三の8及び9について

御指摘の「メガフロート案が検討されることになった」とは、三の6について述べた調査研究において、処理場所として浮体構造物を使用することが検討されていることを指すものと解されるが、これは、平成十四年七月、福岡県及び荻田町から防衛庁に対し、今後処理場所の選定に際して関係住民の理解を得るためには、処理場所を陸上ではなく海上の浮体構造物とする方が良くと考えられるので浮体構造物の使用可能性について検討されたい旨の要望があったことを受けたものであり、陸上において廃棄する場合は安全上問題があるという理由から検討しているわけではない。また、お尋ねの「安全上の問題、環境、漁業資源などへの影響」及び「無害化の処理方法」については、現在、右に述べた調査研究を実施中であることから、お答えできる段階にない。

三の10について

お尋ねの十八発及び三十九発の処理の具体的時期については、三の6について述べた調査研究の結果等を踏まえて採用される無害化処理の技術の内容、浮体構造物の使用の有無によっ

て異なると考えられることから、お答えできる段階にない。

三の11について

三の1について述べた磁気探査の結果、荻田港の浚渫工事に係る区域には、なお多数の磁気異常点の存在が確認されていることから、今後、潜水探査を行った場合に更に旧軍の化学弾が発見される可能性は否定できないと認識している。

荻田港の陸上部(臨港地区内)に化学弾が存在する可能性を示す情報は得ていない。

三の12について

磁気探査等による調査については、御指摘の三十九発の引揚げ時期にかかわらず、浚渫が予定されている水域においては、その一環として引き続き実施することとなるが、浚渫工事が予定されていない水域については、今後、実施の必要性を含め関係省庁等の間で連携を密にして検討してまいりたい。

三の13について

国土交通省においては、化学弾を完全に除去したことを確認するまでは、荻田港の浚渫工事を実施しないこととしている。

四の1について

旧軍の化学兵器等が発見された場合には、従来から、現状と今後の処理の見通しを含め、関係地方公共団体及び関係住民に必要な説明を行ってきているところであり、今後とも適切な説明を行うよう努めてまいりたい。

四の2について

国内において旧軍の化学兵器等が発見された場合には、発見された場所や状況等によって関連する行政事務が様々であることもあり、あらかじめ処理の実施官庁等を決めて対応すること

は困難である。このため、これまで、その都度、必要に応じ内閣官房を中心に関係省庁連絡会議を開催するなど、関係省庁間で連携して対応してきたところである。今後、国内において旧軍の化学兵器等が発見された場合には、内閣官房において、その処理に係る事務のうち所掌が明らかでないものについて関係省庁間の調整を行った上でこれを明らかにするなど必要な総合調整を行い、関係省庁間で連携を密にして、適切に対応してまいりたい。

四の3について

旧軍の化学兵器等については、それが老朽化した化学兵器に該当する場合には、化学兵器禁止条約の関連諸規定に従い必要な措置をとるとともに、当該化学兵器の発見状況、廃棄の進行状況や見通し等について、可能な限り国民等に対して情報を公表してまいりたい。

なお、既に廃棄を完了した大久野島で回収された旧軍の大赤筒(くしゃみ剤)及び屈斜路湖で発見された旧軍の化学弾については、処理作業の進行計画につき、適宜情報を公表したところである。また、荏田港内で発見された旧軍の化学弾等及び寒川町で発見されたマスタード等の入ったビール瓶の処理計画については、二の1について及び三の1について述べたとおりである。

平成十五年二月十四日提出
質 問 第 一 〇 号

奄美大島住用村戸玉地区における採石場被害
に関する質問主意書

提出者
赤嶺 政賢 小沢 和秋

奄美大島住用村戸玉地区における採石場被害に関する質問主意書

奄美大島住用村戸玉地区はわずか三十所帯余の集落であるが、二十年以上前より次々に開始された四力所もの採石場の操業により、騒音、振動、粉塵による多大な被害を受けてきた。住民地域より一番近いところでもわずか三十メートル以内に位置する採石場は、現在二つの業者によって運営され、ダイナマイトや大型の削岩機を使った大々的な採石作業とダンプカーによる積み出しが展開されている。また、集落に隣接した船着場には砂利や岩石が野積みされ、着岸する砂利運搬船への積み込み作業で、その都度住民と住居に耐えがたい騒音と粉塵を浴びせている。

現状でも住民は採石場によって多大の苦痛を強いられているのに、昨年十月、鹿児島県に対して戸玉地区の住居地域よりわずかな距離しか隔てない山林に新たな採石場設置の認可申請が事業者より提出された。これに対して、戸玉地区の住民全員の署名による認可反対の意見書が住用村長に提出され、村長も県大島支庁長に対して「戸玉集落から強硬な反対意見が寄せられており村としては、戸玉集落の意見を尊重しなければならず許可については好ましくない」との意見書を上げている。

また、村長は同じ意見書の中で「岩石採取場の区域に文化財保護法においては、アマミノクロウサギやリリカケス、アカヒゲ、カラスバト等が確認されており、自然環境に影響を与えることが懸念される」と述べている。住用村では、過去にアマミノクロウサギの生息地にゴルフ場開発の話が持ち上がり、裁判の末、開発が取り止められた経過があるので、村長の懸念は当然のものと思われる。

そこで、次の事項について聞く。

(一) 戸玉地区住民は、既存の採石場の作業や住居地区に隣接する船着場での積み出し作業、集落内の道路を通行するダンプカーによる騒音、振動、粉塵の被害を長年にわたり受けている。騒音や振動の被害については、住用村に測定機器や要員が存在せず、客観的な被害調査が妨げられているが、この場合、被害の調査はどのように実施されるべきなのか。

(二) 戸玉地区の住居・建物の多くは、採石場の発破や集落内道路を通行するダンプカーの振動で内外の壁のヒビ割れ、柱の歪み等の傷みが生じている。また、降雨の度に採石場からの残土が堆積した河川から水があふれ、家屋が床下浸水する等、土地の嵩上げが必要な場所も出ているが、住民から要求があっても何らの調査や補償の措置がとられない。被害の調査及び補償は、どのようになされるべきか。具体的なあり方を示されたい。

(三) 採石法は、その目的に「災害の防止」をうたっているが、既に戸玉地区では粉塵、強風で飛び散る小石による被害を受けている。窓を二重にしても家屋内に入り込む細かい粒子状の粉塵や絶え間ない騒音、振動で住民の中に喘息等の呼吸器疾患、難聴等の健康と人身を損なう事態も生じている。既存の採石場による被害については、黙過されたまま長年にわたる申請の更新が県によって行われてきているが、指摘したような被害を防止する措置が二十年以上にわたって十分にとられていない場合、認可権者においては事業者に対してどのような措置をとる権限を有するのか。

(四) 既存の採石場の認可の更新に際しても、今回のような新規の認可申請にあたっては認可権者は当該採石場の操業によって最大の影響を受ける戸玉地区住民の意見を直接聴取したことがない。手続き上の問題として、地区の住環境、生活条件を大きく左右するのであるから、認可権者は戸玉地区住民の意見を直接聴取するのが望ましいと考えるが、どうか。

(五) 戸玉地区では、既存の採石場の操業で山林はもとより、長年にわたり漁港として良好な条件を形成していた太平洋側に張り出した岬の全体も削り取られ、土砂の流出、台風時の強風によって飛散する小石が住居の雨戸を貫通する等の想像を絶する被害を与えている。地区の漁港前面の湾内も、旧来は珊瑚礁によって良好な漁礁をなしていることから近場の好漁場として利用されてきたが、採石場が操業して以後、集落内に流入する土砂により珊瑚が死滅し、魚類の棲息が全く認められない状況になったと住用村漁協は説明している。採石法においては、事業終了後の現状回復を規定していると承知しているが、当該地区のように二十年以上にわたる破壊的な開発行為で環境条件の根本的な変化を経た後、どのような現状回復措置がとられるべきなのか。

(六) 住用村教育委員会は申請が出された当該地域について、天然記念物ケナガネズミの死骸が平成十三年十二月十日に発見され、これを文化庁に報告した事実を指摘している他、特別天然記念物アマミノクロウサギや鳥類の天然記念物リリカケス、アカヒゲ、カラスバトが確認され「貴重動物の生息地または、繁殖

地の可能性が高い」と述べている。また、当該地域を流れる河川には、絶滅危惧種のリュウキウアユの稚魚が確認されている。村当局が指摘するこれらの問題は、誰がどのような調査を行うのか。結果は誰に報告され、報告を受けた者はどのような措置をとるのか。また、国としてもこれらを保護するための措置をとっていくべきと考えるが、どうか。右質問する。

内閣衆質一五六第二〇号
平成十五年三月十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎
衆議院議長 綿貫 民輔殿

衆議院議員赤嶺政賢君外一名提出奄美大島住戸玉地区における採石場被害に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員赤嶺政賢君外一名提出奄美大島住戸玉地区における採石場被害に関する質問に対する答弁書

(一)について

お尋ねの騒音や振動の被害に関する調査について、住戸村(以下「村」という。)から聴取したところ、村においては、従前、騒音及び振動測定機器を保有していなかったため調査を行っていなかったが、鹿児島県(以下「県」という。)の協力の下、騒音及び振動測定機器を用いた戸玉地区内の騒音及び振動に係る客観的な調査を行うことが可能となる見込みであり、本年三月下旬から四月上旬にこれを実施する予定であるとのことである。

(二)について

「採石場の発破や集落内道路を通行するダンプカーの振動による被害に関する調査については、(一)について述べたとおりである。
「降雨の度に採石場からの残土が堆積した河川から水があふれ、家屋が床下浸水する等」の被害に関する調査については、戸玉地区を流れる金子川及び戸玉川の河川管理者である村に確認したところ、両河川の氾濫による被害の状況について災害記録が残されており、戸玉地区住民からの聞き取り調査及び当該災害記録により確認できる範囲では、金子川流域においては河川の氾濫による被害は生じておらず、また、戸玉川流域においては昭和六十二年十一月十一日から十二月まで及び平成二年九月十八日に床上浸水等の被害があったが、同流域には岩石採取場は存在せず、これらの被害が「採石場からの残土」に起因するものかは不明であるとのことである。なお、仮に、この両河川について、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第十六条の四第一項の規定により禁止される河川区域内の土地に土石等を捨て等する行為(以下「禁止行為」という。)があった場合には、河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第百条第一項において準用される同法第七十五条第一項の規定により、河川管理者である村が禁止行為をした者に対して、原状回復等を命ずることができ。
また、お尋ねの補償については、村から聴取したところ、戸玉地区の住民の代表者である戸玉集落区長と戸玉地区において岩石の採取を行っている採石業者(以下「本件採石業者」という。)との間で締結している公害防止協定において、振動、河川の氾濫等によって被害が生じた場合には、「その責任が」本件採石業者の「責めに帰すべきものであると認められるときは、過失の有無にかかわらず誠意をもってその被害補償の協議に応じ速やかに問題を解決するもの」とされているとのことである。

(三)について

採石業者は、採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十三条の二の規定により採取計画に粉じん、騒音等による被害を含む岩石の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項を定めることとされており、同法第三十三条の規定により採取計画を認可した都道府県知事は、採石業者が、認可を受けた採取計画を遵守しなかったときには、同法第三十三条の十二の規定により、その認可を取り消し、又は六か月以内の期間を定めてその認可に係る岩石採取場における岩石の採取の停止を命ずることができるとされている。また、都道府県知事は、岩石の採取に伴う災害の防止のため緊急の必要があると認めるときは、同法第三十三条の十三第一項の規定により、その防止のために必要な措置をとるべきこと又は岩石の採取を停止すべきことを採石業者に命ずることができ、県としては、今後、村が実施する予定である騒音及び振動に係る調査の結果等を踏まえ、本件採石業者について、これらの措置を講じる必要があるかを含め対応を検討していく予定であるとのことである。

(四)について

採石法第三十三条の六の規定により、都道府県知事は、採取計画の認可に係る処分をする場合、関係市町村長の意見を聴かなければならないこととされており、関係市町村長は、地元住民を代表して都道府県知事に対して当該意見を述べることになると考えられ、現行の手続に問題があるとは考えていない。

(五)について

採石法においては、事業終了後の原状回復について特段の定めはないが、(三)について述べたように、採石業者は採取計画において崩落、土砂の流出等による被害を含む岩石の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項を定めることとされており、事業終了後についても、同計画に従って災害の防止のための措置が講じられることとなる。

(六)について

採取計画の認可の申請に当たって、採石法施行規則(昭和二十六年通商産業省令第六号)第八条の十五第二項の規定により、採石業者は、岩石の採取に係る行為に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けていることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又はその処分を受ける見込みに関する書面を提出しなければならないが、都道府県知事は、採取計画の認可に当たって当該処分等の有無を確認している。文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第八十条第一項の規定により、ケナガネズミ、アマミノクロウサギ、ルリカケス、アカヒゲ、カラスバト等特別天然記念物及び天然記念物(以下「特別天然記念物等」という。)の現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは文化庁長官の許可を受けなければならないとされており、県から

聴取したところ、お尋ねの申請に係る採取計画（以下「本件採取計画」という。）について同項の許可を要するものであるかを判断するため、特別天然記念物等の生息が確認され、又は予想される地域において、専門家による生息調査が必要である旨、本件採取計画の申請者に教示するよう、平成十四年十一月に村を指導したとのことである。県知事は、本件採取計画の実施が文化財保護法との関係で問題が生じるものでないかを確認の上、本件採取計画の認可について判断することとなる。

また、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第八条第四項においては、事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全に自ら努める責務を有すると規定されており、リユウキュウアユについても、その保護のため十分な配慮がなされるべきであると認識している。

国としては、全国的な観点から自然環境に係る調査を行っており、その結果を広く公開することなどにより、絶滅のおそれのある野生動物及び我が国にとって学術上価値の高い動物を含む自然環境への十分な配慮がなされるよう努めてまいりたい。

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成十五年二月十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

平成十五年三月二十日 衆議院会議録第十六号

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律

公害健康被害の補償等に関する法律昭和四十八年法律第百十一号の一部を次のように改正する。

第七十条第一項中「東京都を」神奈川県に改める。

附則第十九条の二（見出しを含む。）中「平成十四年度を」平成十九年度に改める。

附則

この法律は、平成十六年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十九条の二の改正規定は、公布の日から施行する。

理由

多極分散型国土形成促進法第四条第一項の移転基本方針に基づき、公害健康被害補償予防協会について、当該事務所の所在地の変更を行う必要があるとともに、大気の影響による健康被害に対する補償給付の支給等に要する費用の一部に充てるため、平成十五年度から平成十九年度までの間においては、政府は、引き続き、自動車重量税の収入見込額の一部に相当する金額を公害健康被害補償予防協会に交付する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一

議案の目的及び要旨

本案は、多極分散型国土形成促進法第四条第一項の移転基本方針に基づき、公害健康被害補償

償予防協会の主たる事務所を移転するとともに、既に認定されたぜん息等の大気汚染系疾病の患者に係る補償給付の財源を確保するため、所要の改正を行おうとするもので、その内容は次のとおりである。

1 公害健康被害補償予防協会の主たる事務所の所在地を東京都から神奈川県に変更するものとする。

2 大気の影響による健康被害に対する補償給付の支給等に要する費用のうち、自動車に係る負担分について、現行の自動車重量税収からの引当措置を平成十五年度から平成十九年度まで、五年間延長するものとする。

3 この法律は、平成十六年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行するものとする。ただし、2の規定は、公布の日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

本案は、多極分散型国土形成促進法第四条第一項の移転基本方針に基づき、公害健康被害補償予防協会について、当該事務所の所在地の変更を行うとともに、既に認定されたぜん息等の大気汚染系疾病の患者に係る補償給付の財源を確保するため所要の改正を行おうとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、平成十五年度一般会計予算環境省所管に約百三十五億円が計上されている。

右報告する。

平成十五年三月十八日

環境委員長 松本 龍

衆議院議長 綿貫 民輔殿

〔別紙〕

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一 被認定者に対する認定更新等に当たっては、その保護に欠くことのないよう配慮するとともに、治療によって制度を離脱した者についても、健康被害予防事業によるフォローアップに努めること。

二 健康被害予防事業については、地方公共団体の要望を踏まえ、適切かつ効果的に実施すること。

三 過去数次にわたる大気汚染訴訟を踏まえて、主要幹線道路沿道等の局地的な大気汚染による健康影響調査を早急に実施するとともに、必要な被害者救済のための方途を検討すること。

四 大都市地域における二酸化窒素、浮遊粒子状物質等による大気汚染は依然として厳しい状況にあることにかんがみ、自動車排出ガス対策、低公害車の普及促進、交通量対策等を引き続き総合的・計画的に推進すること。

関税率法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十五年二月七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

関税率法等の一部を改正する法律案及び同

關稅定率法等の一部を改正する法律
(關稅定率法の一部改正)

第一条 關稅定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第五号中「又は回路配置利用権を」と、回路配置利用権又は育成者権に改め、同条第四号中「第二十一条の三を」第二十一条の五に、「又は回路配置利用権を」と、回路配置利用権又は育成者権に改め、同条第六項及び第七項中「又は回路配置利用権を」と「回路配置利用権又は育成者権に」に改める。

第二十一条の二第一項中「商標権者、著作権者又は著作隣接権者」を「特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者又は育成者権者」に、「商標権、著作権又は著作隣接権」を「特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権又は育成者権」に改める。

第二十一条の三第三項中「有価証券」の下に「(社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二百九条第一項(振替社債等の供託)に規定する振替社債等を含む。以下この条及び第二十一条の五において同じ。)」を加え、同条の次に次の二条を加える。

(意見を聴くこと等の求め等)

第二十一条の四 第二十一条の二第一項の規定による申立てが受理された特許権者、実用新案権者又は意匠権者(以下「申立特許権者等」という。)は、当該申立てに係る貨物について第二十一条第四項の認定手続が執られたときは、政令で定めるところにより、同項の規定による通知を受けた日(以下この項及び次条第二項において「通知日」という。)から起算して十日(行政機関の休日に関する法律(昭和六十二年法律第九十一号)第一条第一項各号(行政機関の休日)に掲げる日(以下この項において「行政機関の休日」という。)の日数は、算入

しない。)を経過する日(次条第一項及び第二項において「十日経過日」という。)までの期間(その期間の満了する日前に当該認定手続の進行状況その他の事情を勘案して税関長が当該期間を延長することを必要と認めてその旨を当該申立特許権者等及び当該認定手続に係る貨物を輸入しようとする者に通知したときは、通知日から起算して二十日(行政機関の休日の日数は、算入しない。)を経過する日(次条第一項において「二十日経過日」という。)までの期間)内は、当該認定手続が執られている間に限り、税関長に対し、当該認定手続に係る貨物が自己の特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する貨物に該当するか否かに関し、特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)第七十条第一項(特許発明の技術的範囲)(実用新案法(昭和三十四年法律第二百二十三号)第二十六条(特許法の準用)において準用する場合を含む。)に規定する技術的範囲又は意匠法(昭和三十四年法律第二百二十五号)第二十五条第一項(登録意匠等の範囲)に規定する範囲について特許庁長官の意見を聴くことを求めることができる。

2 税関長は、前項の規定による求めがあつたときは、政令で定めるところにより、特許庁長官に対し、意見を求めるものとする。ただし、同項の規定による求めに係る貨物が第二十一条第一項第五号に掲げる貨物に該当すること又は該当しないことが明らかであるときその他特許庁長官の意見を求める必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 税関長は、第一項の規定による求めがあつた場合において、前項ただし書の規定により特許庁長官の意見を求めなかつたときは、第一項の規定による求めをした申立特許権者等に対し、その旨及びその理由を通知しなければならない。

4 特許庁長官は、第二項本文の規定により税関長から意見を求められたときは、その求めがあつた日から起算して三十日以内に、書面により意見を述べなければならない。

5 税関長は、第二項本文の規定により特許庁長官の意見を求めたときは、その求めに係る申立特許権者等及びその求めに係る貨物を輸入しようとする者にに対し、その旨を通知しなければならない。

6 税関長は、第四項の規定による意見が述べられたときは、その意見に係る第一項の規定による求めをした申立特許権者等及びその意見に係る貨物を輸入しようとする者にに対し、その旨及びその内容を通知しなければならない。

7 税関長は、第二項本文の規定により特許庁長官の意見を求めたときは、その求めに係る第四項の規定による意見が述べられる前に、その求めに係る貨物が第二十一条第一項第五号に掲げる貨物に該当しないことの認定をしてはならない。

8 税関長は、第二項本文の規定により特許庁長官の意見を求めた場合において、その求めに係る第四項の規定による意見が述べられる前にその求めに係る貨物が第二十一条第一項第五号に掲げる貨物に該当すると認定したとき又は同条第七項若しくは第二十一条の三第三項第四項の認定手続を取りやめたときは、その旨を特許庁長官に通知するものとする。この場合においては、特許庁長官は、第四項の規定による意見を述べることが要しない。

(認定手続を取りやめること等の求め等)

第二十一条の五 申立特許権者等の申立てに係る貨物について第二十一条第四項の認定手続が執られたときは、当該貨物を輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、次の

各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日後は、当該認定手続が執られている間に限り、税関長に対し、当該認定手続を取りやめることを求めることができる。

一 前条第一項の規定により十日経過日までの期間を延長する旨の通知を受けた場合
二十日経過日(前条第五項の規定により特許庁長官の意見を求めた旨の通知を受けたときは、二十日経過日)とその求めに係る同条第六項の規定による通知を受けた日から起算して十日を経過する日とのいずれか遅い日)

二 前号に掲げる場合以外の場合
十日経過日(前条第五項の規定により特許庁長官の意見を求めた旨の通知を受けたときは、十日経過日)とその求めに係る同条第六項の規定による通知を受けた日から起算して十日を経過する日とのいずれか遅い日)

2 税関長は、申立特許権者等の申立てに係る貨物について第二十一条第四項の認定手続を執つたときは、十日経過日前に、当該貨物を輸入しようとする者にに対し、通知日を通知しなければならない。

3 税関長は、第一項の規定により第二十一条第四項の認定手続を取りやめることの求めがあつたときは、当該認定手続に係る申立てをした申立特許権者等に対し、その旨を通知するとともに、当該求めをした者(以下この条において「請求者」という。)に対し、期限を定めて、当該認定手続に係る貨物が輸入されることにより当該申立特許権者等が被るおそれがある損害の賠償を担保するために相当と認める額の金銭をその指定する供託所に供託すべき旨を命じなければならない。

4 前項の規定により供託する金銭は、国債、地方債その他の有価証券で税関長が確実と認

めるものをもつてこれに代えることができる。

5 第三項の規定による命令によりされた供託に係る税関長に対する手続に必要事項は、政令で定める。

6 請求者は、政令で定めるところにより、第三項に規定する損害の賠償に充てるものとして所要の金銭が当該請求者のために支払われる旨の契約を締結し、同項の規定により定められた期限までにその旨を税関長に届け出たときは、当該契約の効力の存する間、同項の金銭の全部又は一部の供託をしないことができる。

7 第三項の申立特許権者等は、請求者に対する同項に規定する損害に係る賠償請求権に關し、同項の規定により供託された金銭第四項の規定による有価証券を含む。第九項から第十一項までにおいて同じ。について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

8 前項の権利の実行に關し必要な事項は、政令で定める。

9 第三項の規定により金銭を供託した請求者は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、その供託した金銭を取り戻すことができる。

一 第十三項の申立特許権者等が当該供託した金銭の取戻しに同意したこと、第三項に規定する損害に係る賠償請求権が時効により消滅したことその他同項に規定する損害の賠償を担保する必要がなくなつたことを税関長に証明し、その確認を受けた場合

二 第六項の契約を締結して、政令で定めるところにより、税関長の承認を受けた場合

三 供託した有価証券が償還を受けることとなつたことその他の事由により現に供託されている供託物に代えて他の供託物を供託することについて、政令で定めるところに

より、税関長の承認を受けた場合

四 前三号に掲げるもののほか、第十三項の申立特許権者等が同項の規定による通知を受けた日から起算して三十日以内に第三項に規定する損害の賠償を求める訴えの提起をしなかつた場合

10 前項の規定による供託した金銭の取戻しに關し必要な事項は、法務省令・財務省令で定める。

11 税関長は、第三項の規定により供託すべき旨を命じられた者が、同項の規定により定められた期限までにその供託を命じられた金銭の全部について、供託をし、又は第六項の規定による契約の締結の届出をしたときは、その供託を命じられる原因となつた貨物について第二十一条第四項の認定手続を取りやめるものとする。

12 税関長は、前項の規定により第二十一条第四項の認定手続を取りやめたときは、当該認定手続に係る貨物を輸入しようとする者に対し、その旨を通知しなければならない。

13 税関長は、第二十一条の規定により第二十一条第四項の認定手続を取りやめたときは、当該認定手続に係る申立てをした申立特許権者等に対し、その旨並びに当該認定手続に係る貨物を輸入しようとする者の氏名又は名称及び住所(以下この項において「輸入者情報」という。)を通知するものとする。この場合において、当該申立特許権者等は、当該輸入者情報を第三項に規定する損害に係る賠償請求権の行使又は当該貨物に係る特許法第百条第一項若しくは第二項(差止請求権)の規定による請求、実用新案法第二十七条第一項若しくは第二項(差止請求権)の規定による請求若しくは意匠法第三十七条第一項若しくは第二項(差止請求権)の規定による請求の目的以外の目的のために使用してはならない。

別表第三二〇七・一〇号を次のように改める。

二二〇七・一〇

エチルアルコール(変性させてないものでアルコール分が八〇%以上のものに限る。)

一 アルコール分が九〇%以上のもの

(一) 工業用アルコールの製造の用に供するもの

(二) その他のもの

A アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの(連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。)

B その他のもの

二 その他のもの

(一) アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの(連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。)

(二) その他のもの

(二) その他のもの

A エチルアルコール

B その他のもの

(二) その他のもの

A エチルアルコール

(a) アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの(連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。)

(b) その他のもの

B その他のもの

(a) アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの(連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。)

(b) その他のもの

B その他のもの

(a) アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの(連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。)

(b) その他のもの

別表の付表第一第一号中「第三二〇八・九〇号の一の(一)を「第三二〇八・九〇号の一の(二)のAの(b)又はBの(b)に改める。」

別表の付表第二第一号中「第三二〇八・九〇号の一の(二)のBを「第三二〇八・九〇号の一の(二)のBの(b)に、第三二〇七・一〇号又は第二

二〇八・九〇号の一の(二)のA若しくは二の(一)若しくは(三)を「第三二〇七・一〇号の一の(二)のB若しくは二の(二)又は第三二〇八・九〇号の一の(二)のAの(b)若しくは二の(一)若しくは(三)に改める。」

一リットルにつき四十四円八〇銭

一リットルにつき九六円

一七・九%

一リットルにつき九六円に改める。

無税

一七・九%

(関税法の一部改正)

第二条 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 期間及び期限(第二条の二・第二条の三)」を「第二節 期間及び期限(第二条の二・第二条の三)」に、「第九十五条」を「第九十四條」に、「第九十六條」を「第九十五條」に改める。

第一章中第二条の三の次に次の一節を加える。

第三節 送達

(書類の送達等)

第二条の四 国税通則法第十二条(書類の送達)及び第十四条(公示送達)の規定は、この法律又は関税定率法その他の関税に関する法律の規定に基づいて税関長又は税関職員が発する書類の送達について準用する。この場合において、国税通則法第十二条第一項ただし書及び第三項中「納税管理人」とあるのは、「関税法第九十五条第一項(税関事務管理人)に規定する税関事務管理人」と読み替えるものとする。

第七条の八第一項中「納付するを」特例申告により納付するに、「納付したを」特例申告により納付したに、「の十二分の一に相当する額を」を当該特例申告を行つた月数で除して得た額(当該前年において当該輸入の予定地において輸入した指定貨物について特例申告を行つたことがない場合にあつては、当該指定貨物について納付した又は納付すべきことが確定した関税等の額の合計額の十二分の一に相当する額)に改める。

第十四条の四を次のように改める。

第十四条の四 削除

第九十四条及び第九十五条を削り、第八章中

第九十三条の次に次の一条を加える。

第九十四条 削除

第九章中第九十六条の前に次の一条を加える。

(税関事務管理人)

第九十五条 個人である申告者等(税関関係手続を行うべき者をいう。以下この条において同じ。)が本邦に住所及び居所(事務所及び事業所を除く。)を有せず、若しくは有しないこととなる場合又は本邦に本店若しくは主たる事務所を有しない法人である申告者等が本邦にその事務所及び事業所を有せず、若しくは有しないこととなる場合において、税関関係手続及びこれに関する事項(以下この項において「税関関係手続等」という。)を処理する必要があるときは、その者は、当該税関関係手続等を処理させるため、本邦に住所又は居所(法人にあつては、本店又は主たる事務所)を有する者で当該税関関係手続等の処理につき便宜を有するもののうちから税関事務管理人を定めなければならない。

2 申告者等は、前項の規定により税関事務管理人を定めたときは、政令で定めるところにより、当該税関事務管理人に係る税関関係手続に係る税関長にその旨を届け出なければならない。その税関事務管理人を解任したときも、また同様とする。

3 前二項において「税関関係手続」とは、輸入申告その他この法律又は関税定率法その他の関税に関する法律の規定に基づく手続(本邦に輸入する者又は本邦から出国する者がその入国又は出国の際に行つたものその他政令で定めるものを除く。)をいう。

(関税暫定措置法の一部改正)

第三条 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第二項、第六条第一項並びに第七条第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改める。
第七条の三第一項、第七条の四第一項、第七条の五第一項並びに第七条の六第一項、第二項及び第七項中「平成十四年度」を「平成十五年度」に改める。
第八条第一項に次の一号を加える。

三 関税定率法別表第六四〇六・一〇号の一に該当する製品のうち甲(本邦から輸出された政令で定める貨物を原料又は材料としたものに限るものとし、政令で定める加工又は組立てがされたものを除く)。
別表第一第二二〇六・九〇号中「ニュー・ジラード」を「ニュー・ジラード」に改める。
別表第一第二二・〇七項を削る。

別表第一第二二〇八・九〇号中

(一) その他のもの	
A エチルアルコールのうち	無税
アルコール飲料の原料	を削る。
アルコールの製造用のもの(連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限り、共通の限度数量以内のもの)	
B その他のもののうち	
アルコール飲料の原料	
アルコールの製造用のもの(連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限り、共通の限度数量以内のもの)	無税

別表第一第二五〇一・〇〇号中

(1) 平成一五年三月三十一日までに輸入されるもの	一キログラムにつき三円三〇銭
(2) 平成一五年四月一日から平成一六年三月三十一日までに輸入されるもの	一キログラムにつき二円九〇銭
(3) 平成一六年四月一日から平成一七年三月三十一日までに輸入されるもの	一キログラムにつき二円五〇銭

(1) 平成一六年三月三十一日までに輸入されるもの

(2) 平成一六年四月一日から平成一七年三月三十一日までに輸入されるもの
一キログラムにつき二円五〇銭
に改める。

別表第一の三、第一の三の二、第一の六及び第一の八中「平成一五年三月三十一日」を「平成一六年三月三十一日」に改める。

別表第二第三〇三・〇一項の前に次の三項を加える。

〇二・〇六	食用のくず肉(牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒナ)のもので、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに 限る。	四・三%
〇二〇六・三〇	豚のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	四・三%
	二 その他のもの	四・三%
	(一) 臓器	
	豚のもの(冷凍したものに限る。)	四・三%
〇二〇六・四一	肝臓	四・三%
	二 その他のもの	四・三%
〇二〇六・四九	その他のもの	四・三%
	二 その他のもの	四・三%
〇二・〇七	(一) 臓器	
	肉及び食用のくず肉で、第〇一・〇五項の家きんのもの (生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。)	四・三%
	鶏(ガルルス・ドメスティクス)のもの	四・三%
〇二〇七・一四	分割したもの及びくずのもの(冷凍したものに限る。)	無税
	一 肝臓	無税
	七面鳥のもの	無税
〇二〇七・二四	分割しないもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	無税
〇二〇七・二五	分割しないもの(冷凍したものに限る。)	無税
〇二〇七・二六	分割したもの及びくずのもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	無税
〇二〇七・二七	分割したもの及びくずのもの(冷凍したものに限る。)	無税
	一 肝臓	無税
	二 その他のもの	無税
	あひる、がちょう又ははろほろ鳥のもの	無税
〇二〇七・三二	分割しないもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	四・八%
〇二〇七・三三	二 その他のもの	四・八%
	分割しないもの(冷凍したものに限る。)	四・八%
	一 あひるのもの	四・八%
〇二〇七・三四	脂肪質の肝臓(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	無税
〇二〇七・三五	その他のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	四・八%
〇二〇七・三六	二 その他のもの	四・八%
	その他のもの(冷凍したものに限る。)	無税
	一 肝臓	無税
	二 その他のもの	無税

〇二・〇九	(一) あひるのもの	四・八%
〇二〇九・〇〇	(二) その他のもの	四・八%

別表第二第四一〇・〇〇号を次のように改める。		
〇四一〇・〇〇	食用の動物性生産品他の項に該当するものを除く。	無税
	一 あなつばめの果	四・五%
	二 その他のもの	四・五%

別表第二第六〇・〇四項の次に次の二項を加える。		
〇七〇一・一〇	ばれいしよ(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	無税
〇七〇一・二〇	種ばれいしよ	無税
〇七〇五	レタス(ラクトウカ・サティウア)及びチコリー(キコリウ ム属のもの)(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	無税
	チコリー	無税
〇七〇五・二二	ウィットルーフチコリー(キコリウム・インテュプス 変種フォリオスム)	一・五%
〇七〇五・二九	その他のもの	一・五%

別表第二第七〇・〇九項を次のように改める。		
〇七〇九	その他の野菜(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	一・五%
〇七〇九・一〇	アーティチョーク	一・五%
〇七〇九・五二	きのこ及びトリフ	無税
〇七〇九・五九	その他のもののうち まつたけ	無税

別表第二第七〇・〇九項の次に次の一項を加える。		
〇七・一一	一時的な保存に適する処理をした野菜(例えば、亜硫酸ガ ス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に 適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適し ないものに限る。)	四・五%
〇七・一一・二〇	オリブ	七・五%
〇七・一一・三〇	ケーパー	七・五%

別表第二第七二・二二項の次に次の一項を加える。		
〇七・二三	乾燥した豆(さやを除いたものに限るものとし、皮を除い てあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。)	三%
〇七・二三・一〇	えんどう(ヒスム・サティウム)	三%
	二 その他のもの	三%
	(一) 播種用のもの(野菜栽培用のものに限る。であ る旨が政令で定めるところにより証明されたも の)	三%

官 報 (号 外)

〇七二三・二〇	ひよこ豆 二 その他のもの	四・三%
〇七二三・三三	ささげ属又はいんげんまめ属の豆 いんげん豆(ファセオルス・ヴルガリス) 二 その他のもの	四・三%
〇七二三・三九	(一) 播種用のもの(野菜栽培用のものに限定)である旨が政令で定めるところにより証明されたもの その他のもの 二 その他のもの	三%
〇七二三・四〇	(一) 播種用のもの(野菜栽培用のものに限定)である旨が政令で定めるところにより証明されたもの ひら豆 二 その他のもの	三%
〇七二三・五〇	そら豆(ヴィキア・ファバ変種マヨル、ヴィキア・ファバ変種エキナ及びヴィキア・ファバ変種ミノル) 二 その他のもの	四・三%
〇七二三・九〇	(一) 播種用のもの(野菜栽培用のものに限定)である旨が政令で定めるところにより証明されたもの その他のもの 二 その他のもの	三%
〇八〇二・二一	別表第二第〇八・〇二項を次のように改める。 その他のナット(生鮮のもの及び乾燥したものに限定)とし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。 アーモンド 殻付きのもの 二 スイートアーモンド 殻を除いたもの 二 スイートアーモンド ヘーゼルナット(コリユルス属のもの) 殻付きのもの 二 スイートアーモンド 殻を除いたもの その他のもの 二 マカダミアナット 三 ペカン	無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税 二・五% 無税
〇八〇四・二〇	いちじく	三%
〇八〇四・四〇	アボカド	無税
〇八〇六・二〇	別表第二第〇八・〇四項の次に次の二項を加える。 ぶどう(生鮮のもの及び乾燥したものに限定)。 乾燥したもの パイヤ及びメロン(すいかを含む)(生鮮のものに限定)。 パイヤ	無税 無税 無税
〇八〇七・二〇	別表第二第〇八・〇一〇項中「〇八・一〇」を「その他の果実(生鮮のものに限定)」に改める。	無税
〇八一〠・二〇	ラズベリー、ブラックベリー、桑の実及びローガンベリー	三%
〇八一〠・三〇	ブラックカーラント、ホワイトカーラント及びグーズベリー	三%
〇八一〠・四〇	克蘭ベリー、ビルベリー その他のバキニウム属の果実	三%
〇八一・二〇	別表第二第〇八・二二項を次のように改める。 冷凍果実及び冷凍ナット(調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限定)とし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。 ラズベリー、ブラックベリー、桑の実、ローガンベリー、ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー 一 砂糖を加えたもの 二 その他のもの その他のもの 一 砂糖を加えたもの (一) ベリー (二) サワーチェリー (三) その他のものうち パイヤ、ポポー、アボカド、グアバ、パリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンプ、サポテ、チェリモア、サントル、シユグアイ、アップル、マンゴー、カスター、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ	四・八% 六・九% 四・八% 六・九% 六%

別表第二第〇九一〇・四〇号の次に次の一号を加える。 〇九一〇・五〇 カレー		三・六%
別表第二第〇九・一〇項の次に次の五項を加える。 一〇・〇二 ライ麦 二 その他のもの とうもろこし 播種用のもの 二 その他のもの		無税
一〇・〇五 一〇・〇五・一〇		一キログラムにつき四円五〇銭
一〇・〇七 一〇・〇七・〇〇 グレーンソルガム 二 その他のもののうち 関税率法第一三条第一項の適用を受けないもの そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物 その他の穀物 二 その他のもの (二) その他のもの 穀粉(小麦粉及びメスリン粉を除く) ライ麦粉		無税
別表第二第〇九・一〇三・一九号及び第〇九・二〇三・二〇号を次のように改める。 一一〇三・一九 その他の穀物のもの 三 オートのもの 五 その他のもの ペレット 二 オートのもの 六 その他のもの		七・五%
別表第二第〇九・一〇四・二二号中「一〇%」を「六%」に改め、同号の次に次の一号を加える。 一一〇四・一九 その他の穀物のもの 四 その他のもの		八・五%
別表第二第〇九・一〇四・二三号中「一〇%」を「六%」に改める。 別表第二第〇九・一〇四項の次に次の二項を加える。 一一〇八 採油用の種又は果実の粉及びミール(マスタードの粉及びミールを除く) 大豆のもの その他のもの		無税
一一〇八・一〇 一一〇八・九〇		無税

別表第二第〇八二・九〇号中「一〇%」を「六%」に改める。 別表第二第〇八・二三項を次のように改める。 〇八・一三 乾燥果実(第〇八・〇一六項までのものを除く)及びこの類のナット又は乾燥果実を混合したもの プルーン その他の果実 一 ベリー 二 その他のもののうち パパイア、ポポー、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンプ、サボテ、チェリモア、シユガリアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ及びレイシサントル この類のナット又は乾燥果実を混合したもの 一 ナット又は乾燥果実の単一成分の含有量が全重量の五〇%を超えるもの(くくり、くるみ、ピスタチオナット、第〇八・二九〇号のナット(びんろう子及びマカダミアナットを除く)又は第〇八・三・一〇号から第〇八・三・四〇号までの乾燥果実のいずれかを含むものを除く) 二 その他のもの		無税
〇八・二三・二〇 〇八・二三・四〇		四・五%
〇八・一三・五〇		三・八% 四・五%
別表第二第〇八・二三項の次に次の二項を加える。 〇八・一四 かんきつ類の果皮及びメロン(すいかを含む)の皮(生鮮のもの及び冷凍し乾燥し又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものに限る。)		六%
別表第二第〇九・〇二項の次に次の二項を加える。 〇九・〇三 マテ		六%

を

別表第二一六〇三・〇〇号中 一 肉のエキス及びジュース 六・四％を	一 肉のエキス及びジュース 六％に改める。	別表第二一七〇二・五〇 果糖(化学的に純粋なものに限る。) 無税を	一七〇二・一一 乳糖及び乳糖水 乳糖の含有量が乾燥状態において全重量の九九％以上のもの 四・三％に改める。 一七〇二・一九 その他のもの 四・三％に改める。 一七〇二・五〇 果糖(化学的に純粋なものに限る。) 無税	別表第二一九〇一・九〇号中「六％」を「四・五％」に改める。 別表第二一九〇一・九〇一項の次に次の一項を加える。 一九〇二・四〇 スバゲッティ、マカロニ、ヌードル、ラザーニヤ、ニョッキ、ラビオリ、カネロニその他のパスタ(加熱による調理をし、肉その他の材料を詰め又はその他の調製をしたものであるかないかを問わない。) 一キログラムにつき二円	別表第二一九〇五・二〇 ジンジャーブレッドその他これに類する物品 四・五％に改め、同表第一九〇五・三 一九〇五・一〇 クリスプブレッド 四・五％に改め、同表第一九〇五・三 一九〇五・二〇 ジンジャーブレッドその他これに類する物品 九％に改め、同表第一九〇五・三 二号の次に次の一号を加える。 一九〇五・四〇 ラスク、トーストパンその他これらに類する焼いた物品 四・五％ 別表第二二〇〇一・九〇号を次のように改める。 二〇〇一・九〇 その他のもの 一 砂糖を加えたもの (一) パパイア、ポポー、アボカド、ゲアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サボテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ、マンゴー及びマンゴスチン 三・八％ (四) その他のもの 二 砂糖を加えたもの 二・二％	(一) パパイア、ポポー、アボカド、ゲアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サボテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ及びレイシ (二) マンゴー及びマンゴスチン (四) ヤングコーンコブ (五) その他のもの 三％ 三％ 九％ 九％	別表第二二〇〇二・〇〇二項の次に次の一項を加える。 二〇〇三・二〇 トリフ 一 気密容器入りのもの(容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。) 二 その他のもの 四・八％ 五・三％	別表第二二〇〇五・四〇号中 (一) 気密容器入りのもの(容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。) A さや付きのもの B その他のもの 九・六％ 二 砂糖を加えたもの 二・二％	別表第二二〇〇五・五九号の次に次の一号を加える。 二〇〇五・七〇 オリブ 一 気密容器入りのもの(容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。) 二 その他のもの 九・六％ 七・五％ 六・八％	別表第二二〇〇六・〇〇号中「二・八％」を「九％」に改める。 別表第二二〇〇八・一九号を次のように改める。 二〇〇八・一九 その他のもの(混合したものを含む。) 一 砂糖を加えたもの (一) パルプ状のもの (二) その他のもの 一〇・五％
---	-------------------------------------	---	--	---	--	---	--	---	---	---

別表第二第二〇四・二〇号中「九・六%」を「六%」に改める。	一 ソース (三) その他のもの 二 その他のもの (一) インスタントカレーその他のカレー調製品 (二) その他のもの A グルタミン酸ソーダを主成分とするもの	六% 三・六% 四・八%
別表第二第二〇八・九〇号中	A エチルアルコールのうち 別表第一第二二〇八・九〇号の(一)のAに掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの B その他のものうち 別表第一第二二〇八・九〇号の(二)のBに掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	一リットルにつき四八円 一リットルにつき二五円
別表第二第二三・〇九号中「二三・〇九・二三・〇九・一〇」	A エチルアルコール (b) その他のもの B その他のもの (b) その他のもの	一リットルにつき四八円 一リットルにつき二五円
別表第三第三五項を次のように改める。	飼料用に供する種類の調製品 犬用又は猫用の飼料(小売用にしたものに限る) 二 その他のもの (二) その他のもの B その他のもの (b) その他のもの	一キログラムにつき一八円
別表第三第七九項及び第八〇項を次のように改める。	七九 削除	

[illegible]

二 旧暫定法別表第一第二〇八・九〇号の一
の(二)のA又はBに掲げる物品
(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為及び前条の
規定により従前の例によることとされる物品に
係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則
の適用については、なお従前の例による。

(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する
法律の一部改正)

第五条 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関
する法律(昭和三十年法律第三十七号)の一部を
次のように改正する。

第二十一条の次に次の一条を加える。

(保税地域からの引取りに係る納税管理人)

第二十一条の二 保税地域からの引取りに係る
内国消費税に関する事項を処理させるため国
税通則法第七十七条第一項(納税管理人)に規
定する納税管理人(以下この条において「納税
管理人」という。)を定めなければならない者が
関税法第九十五条第一項(税関事務管理人)
に規定する税関事務管理人を定めなければな
らない者である場合には、当該税関事務管理
人を保税地域からの引取りに係る内国消費税
に関する事項を処理させるための納税管理人
として定めなければならない。この場合にお
いて、国税通則法第七十七条第一項の規定の
適用については、同項中「住所又は居所を有
する者」とあるのは、「住所又は居所(法人に
あつては、本店又は主たる事務所)を有する
者」とする。

(国税通則法の一部改正)

第六条 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六
号)の一部を次のように改正する。

平成十五年三月二十日 衆議院会議録第十六号

第一百七十七条第二項中「税務署長」の下に「(保税
地域からの引取りに係る消費税等に関する事項
のみを処理させるため、納税管理人を定めたと
きは、当該消費税等の納税地を所轄する税関
長)を加える。

理 由

最近における内外の経済情勢の変化に対応する
等の見地から、農水産品等に係る特惠税率の追加
設定等の特惠関税制度の拡充を行うほか、加工又
は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製
品の減税制度の拡充、育成者権を侵害する物品の
輸入禁制品への追加、特許権等を侵害する物品に
係る申立て制度の導入等並びに関税の還付制度、
特別緊急関税及び暫定関税率等の適用期限の延長
等の措置を講ずるため関税率法及び関税暫定措
置法について、本邦に事務所等を有しない法人等
に係る税関事務管理人の創設等のため関税法につ
いて、それぞれ所要の改正を行う等の必要があ
る。これが、この法律案を提出する理由である。

関税率法等の一部を改正する法律案(内
閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における内外の経済情勢の変化
に対応する等の見地から、特惠関税制度等につ
いて所要の措置を講じようとするもので、その
主な内容は次のとおりである。

1 特惠関税制度の改正

後発開発途上国への一層の支援を図るため
の特惠対象品目の追加等を行うこととする。

2 暫定税率の適用期限の延長等

関税率法等の一部を改正する法律案及び同報告書

平成十五年三月三十一日に適用期限が到来
する暫定税率の適用期限の延長等を行うこと
とする。

3 知的財産権侵害物品に係る水際措置の強化
植物の品種登録により発生する育成者権を
侵害する物品の輸入禁制品への追加、輸入差
止申立制度の拡充等を行うこととする。

4 通関の一層の効率化のための対応
納税申告前の貨物の引取りを可能とする簡
易申告制度に係る担保提供額の見直し等を行
うこととする。

5 その他
その他所要の規定の整備を行うこととす
る。

6 施行期日

この法律は、平成十五年四月一日から施行
することとする。

二 議案の可決理由

本案は、最近における内外の経済情勢の変化
に対応する等の見地から、農水産品等に係る特
惠税率の追加設定等の特惠関税制度の拡充を行
うほか、加工又は組立てのため輸出された貨物
を原材料とした製品の減税制度の拡充、育成者
権を侵害する物品の輸入禁制品への追加、特許
権等を侵害する物品に係る申立て制度の導入等
並びに関税の還付制度、特別緊急関税及び暫定
関税率等の適用期限の延長等の措置を講ずるた
め関税率法及び関税暫定措置法について、本
邦に事務所等を有しない法人等に係る税関事務
管理人の創設等のため関税法について、それぞ
れ所要の改正を行おうとするもので、時宜に適
するものと認め、可決すべきものと議決した次

第である。

なお、本案に対し、民主党・無所属クラブの
提案に係る修正案が提出されたが、否決され
た。

また、本案に対しては、別紙のとおり附帯決
議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に伴う平成十五年度における増収見
込額は、約一億円である。
右報告する。

平成十五年三月十八日

財務金融委員長 小坂 憲次

衆議院議長 綿貫 民輔殿

(別紙)

関税率法等の一部を改正する法律案に対
する附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきで
ある。

一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易を
めぐる諸情勢を踏まえ、国内産業、特に農林水
産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮し
つつ、国民経済的観点に立つて国民生活の安定
に寄与するよう努めること。

なお、関税の執行に当たっては、適正・公平
な課税の確保により一層努めること。

一 関税暫定措置法の牛肉に係る関税の緊急措置
の延長に関しては、その発動に当たり、平成十
三年九月のBSE発生以降牛肉消費が不安定的
に推移していることにかんがみ、その影響に配
意すること。

一 高度情報化社会の急速な進展により、経済取
引の国際化及び電子商取引等の拡大が進む状況

平成十五年三月二十日 衆議院會議録第十六号

下で、税関における事務の一層の情報化・機械化を図るとともに、従来にも増した執行体制の整備に特段の努力を行うこと。

一 最近における国際化の著しい進展、相互依存等による貿易量、出入国者数の伸長等に伴う業務量の増大、銃砲、覚せい剤をはじめとする不正薬物、知的財産権侵害物品、ワシントン条約該当物品等の水際における取締りの国際的・社会的重要性にかんがみ、高度の専門知識を要する税関業務の特殊性を考慮し、職務に従事する税関職員の見直し確保はもとより、その処遇改善並びに機構・職場環境の充実に特段の努力を行うこと。

特に、港湾の二十四時間フルオープン化及び構造改革特区の進展に対応した、通関部門等の新たな勤務体制の移行に当たっては、その趣旨を十分に考慮した体制の実現に努めること。

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成十五年二月七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律(昭和三十五年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和三十五年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

四二

和二十七年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

14 前各項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、協会に対し、二千四百七十八億四千四百四十万円の範囲内において、出資することができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

国際開発協会に対する出資の額が増額されることとなるのに伴い、当該出資の額の増額に應ずるための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、国際開発協会に対する出資の額が増額されることとなるのに伴い、当該出資の額の増額に應ずるための措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 国際開発協会の第十三次増資に伴い、政府は、同協会に対し、従来の出資の額のほか、二千四百七十八億四千四百四十万円の範囲内において追加出資することができることとする。
2 この法律は、公布の日から施行することとする。

二 議案の可決理由

本案は、開発途上国の社会・経済開発における国際開発協会の役割の重要性にかんがみ、同協会へ追加出資するための措置を講じようとするもので、時宜に適するものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に伴う予算措置

国際開発協会に対する追加出資は、全額国債により行うこととしているが、そのうち、平成十五年度現金償還見込額(約四百五十八億円が予定されている。)が、同年度一般会計予算の国債費の中に含まれている。
右報告する。

平成十五年三月十八日

財務金融委員長 小坂 憲次

衆議院議長 綿貫 民輔殿

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十五年二月十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

第一条 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和

和二十七年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中、「兼動手当」を削り、同条第五項第一号中「六歳」を「四歳」に改め、同条中第七項を削り、第八項を第七項とし、第九項を第八項とする。

第九条の二第二項中「在動地」の下に「(国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)に定める在動地をいう。以下同じ。)」を加え、「第二十條」を「第十八條」に改め、「又は兼動手当」を削り、「これの手当」を「当該手当」に改める。

第十二条第一項中「家賃の額」の下に「(から政令で定める額を控除した額)を加える。

第十三条中「又は兼動手当」を削り、「これらの手当」を「当該手当」に改める。

第十五条の二第二項中「年少子女が適当な」を「年少子女(六歳未満の年少子女を除く。以下この項及び次項において同じ。)」が適当な」に改める。

第十六条中「百分の二十三」を「百分の十」に、「但し」を「ただし」に、「こえる」を「超える」に改める。

第十七条ただし書中「但し」を「ただし」に、「十五日」を「六十日」に改める。

第十八条及び第十九条を削り、第二十條を第十八條とし、第二十條の二を第十九條とし、第二十條の三を第二十條とする。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一 在外公館の名称及び位置(第一条関係)
一大使館

地 域	名 称	位 置	
		国 名	地 名
アジア	在インド日本国大使館	インド	ニューデリー
	在インドネシア日本国大使館	インドネシア	ジャカルタ
	在カンボジア日本国大使館	カンボジア	プノンペン
	在シンガポール日本国大使館	シンガポール	シンガポール
	在スリランカ日本国大使館	スリランカ	コロンボ
	在タイ日本国大使館	タイ	バンコク
	在大韓民国日本国大使館	大韓民国	ソウル
	在中華人民共和国日本国大使館	中華人民共和国	北京
	在ネパール日本国大使館	ネパール	カトマンズ
	在パキスタン日本国大使館	パキスタン	イスラマバード
	在バングラデシュ日本国大使館	バングラデシュ	ダッカ
	在東ティモール日本国大使館	東ティモール	ディリ
	在フィリピン日本国大使館	フィリピン	マニラ
	在ブータン日本国大使館	ブータン	ティンプー
	在ブルネイ日本国大使館	ブルネイ	バンダルスリブガワン
	在ベトナム日本国大使館	ベトナム	ハノイ
	在マレーシア日本国大使館	マレーシア	クアラルンプール
大洋州	在ミャンマー日本国大使館	ミャンマー	ヤンゴン
	在モルディブ日本国大使館	モルディブ	マレ
	在モンゴル日本国大使館	モンゴル	ウランバートル
	在ラオス日本国大使館	ラオス	ビエンチャン
	在オーストラリア日本国大使館	オーストラリア	キャンベラ
	在キリバス日本国大使館	キリバス	タラワ
	在サモア日本国大使館	サモア	アピア
	在ソロモン日本国大使館	ソロモン	ホニアラ
	在ツバル日本国大使館	ツバル	フナフティ
	在トンガ日本国大使館	トンガ	ヌクアロファ
	在ナウル日本国大使館	ナウル	ナウル
	在ニュージーランド日本国大使館	ニュージーランド	ウェリントン
	在バヌアツ日本国大使館	バヌアツ	ポートビラ
	在パプアニューギニア日本国大使館	パプアニューギニア	ポートモレスビー
	在パラオ日本国大使館	パラオ	コロール

中南米	北米		
		在アメリカ合衆国日本国大使館	在カナダ日本国大使館
中南米	北米	在アルゼンチン日本国大使館	在フィジー日本国大使館
		在アンティグア・バーブーダ日本国大使館	在マーシャル日本国大使館
		在ウルグアイ日本国大使館	在ミクロネシア日本国大使館
		在エクアドル日本国大使館	
		在エルサルバドル日本国大使館	
		在ガイアナ日本国大使館	
		在キューバ日本国大使館	
		在グアテマラ日本国大使館	
		在グレナダ日本国大使館	
		在コスタリカ日本国大使館	
		在コロンビア日本国大使館	
		在ジャマイカ日本国大使館	
		在スリナム日本国大使館	
		在セントクリストファー・ネイビス日本国大使館	
		在セントビンセント日本国大使館	
		在セントルシア日本国大使館	
		在チリ日本国大使館	
		在ドミニカ日本国大使館	
		在ドミニカ共和国日本国大使館	
		在トリニダード・トバゴ日本国大使館	
		在ニカラグア日本国大使館	
中南米	北米	在ハイチ日本国大使館	在アメリカ合衆国
		在パナマ日本国大使館	カナダ
		在バハマ日本国大使館	アルゼンチン
		在パラグアイ日本国大使館	アンティグア・バーブーダ
		在バルバドス日本国大使館	ウルグアイ
		在ブラジル日本国大使館	エクアドル
		在ベネズエラ日本国大使館	エルサルバドル
		在ベリーズ日本国大使館	ガイアナ
		在ペルー日本国大使館	キューバ
		在ボリビア日本国大使館	グアテマラ
			グレナダ
			コスタリカ
			コロンビア
			ジャマイカ
			スリナム
			セントクリストファー・ネイビス
			セントビンセント
			セントルシア
			チリ
			ドミニカ
			ドミニカ共和国
			トリニダード・トバゴ
			ニカラグア
			ハイチ
			パナマ
			バハマ
			パラグアイ
			バルバドス
			ブラジル
			ベネズエラ
			ベリーズ
			ペルー
			ボリビア
中南米	北米		スバ
			マジュロ
			コロン
			ワシントン
			オタワ
			プエノスアイレス
			セントジョンズ
			モンテビデオ
			キト
			サンサルバドル
			ジョージタウン
			ハバナ
			グアテマラ
			セントジョージズ
			サンホセ
			ボゴタ
			キングストン
			パラマリボ
			パセテール
			キングスタウン
			カストリーズ
			サンティアゴ
			ロゾー
			サントドミンゴ
			ポルトオブスベイン
			マナグア
			ポルトープランス
			パナマ
			ナッソー
			アスンシオン
			ブリッジタウン
			ブラジリア
			カラカス
			ベルモパン
			リマ
			ラパス

欧州			
在ホンジュラス日本国大使館 在メキシコ日本国大使館	在アイスランド日本国大使館 在アイルランド日本国大使館 在アゼルバイジャン日本国大使館 在アルバニア日本国大使館 在アルメニア日本国大使館 在アンドラ日本国大使館 在イタリア日本国大使館 在ウクライナ日本国大使館 在ウズベキスタン日本国大使館 在英国日本国大使館 在エストニア日本国大使館 在オーストリア日本国大使館 在オランダ日本国大使館 在カザフスタン日本国大使館 在キプロス日本国大使館 在ギリシャ日本国大使館 在キルギス日本国大使館 在グルジア日本国大使館 在クロアチア日本国大使館 在サンマリノ日本国大使館 在スイス日本国大使館 在スウェーデン日本国大使館 在スペイン日本国大使館 在スロバキア日本国大使館 在スロベニア日本国大使館 在セルビア・モンテネグロ日本国大使館 在タジキスタン日本国大使館 在チェコ日本国大使館 在デンマーク日本国大使館 在ドイツ日本国大使館 在トルクメニスタン日本国大使館 在ノルウェー日本国大使館 在パチカン日本国大使館 在ハンガリー日本国大使館	ホンジュラス メキシコ アイスランド アイルランド アゼルバイジャン アルバニア アルメニア アンドラ イタリア ウクライナ ウズベキスタン 英国 エストニア オーストリア オランダ カザフスタン キプロス ギリシャ キルギス グルジア クロアチア サンマリノ スイス スウェーデン スペイン スロバキア スロベニア セルビア・モンテネグロ タジキスタン チェコ デンマーク ドイツ トルクメニスタン ノルウェー パチカン ハンガリー	テグシガルバ メキシコ レイキャビク ダブリン バクー ティラナ エレバン アンドララペリャ ローマ キエフ タシケント ロンドン タリン ウィーン ハーグ アルマティ ニコシア アテネ ビシュケク トビリシ ザグレブ サンマリノ ベルン ストックホルム マドリード ブラチスラバ リュブリャナ ベオグラード ドゥシャンベ プラハ コペンハーゲン ベルリン アシガバット オスロ ブダペスト

	中 東	アフリカ
在フィンランド日本国大使館 在フランス日本国大使館 在ブルガリア日本国大使館 在ベラルーシ日本国大使館 在ベルギー日本国大使館 在ポーランド日本国大使館 在ボスニア・ヘルツェゴビナ日本国大使館 在ポルトガル日本国大使館 在マケドニア旧ユーゴスラビア共和国日本国大使館 在マルタ日本国大使館 在モルドバ日本国大使館 在ラトビア日本国大使館 在リトアニア日本国大使館 在リヒテンシュタイン日本国大使館 在ルーマニア日本国大使館 在ルクセンブルク日本国大使館 在ロシア日本国大使館	在アフガニスタン日本国大使館 在アラブ首長国連邦日本国大使館 在イエメン日本国大使館 在イスラエル日本国大使館 在イラク日本国大使館 在イラン日本国大使館 在オマーン日本国大使館 在カタール日本国大使館 在クウェート日本国大使館 在サウジアラビア日本国大使館 在シリア日本国大使館 在トルコ日本国大使館 在バーレーン日本国大使館 在ヨルダン日本国大使館 在レバノン日本国大使館	在アルジェリア日本国大使館 在アンゴラ日本国大使館 在ウガンダ日本国大使館 在エジプト日本国大使館
フィンランド フランス ブルガリア ベラルーシ ベルギー ポーランド ボスニア・ヘルツェゴビナ ポルトガル マケドニア旧ユーゴスラビア共和国 マルタ モルドバ ラトビア リトアニア リヒテンシュタイン ルーマニア ルクセンブルク ロシア	アフガニスタン アラブ首長国連邦 イエメン イスラエル イラク イラン オマーン カタール クウェート サウジアラビア シリア トルコ バーレーン ヨルダン レバノン	アルジェリア アンゴラ ウガンダ エジプト
ヘルシンキ パリ ソフィア ミンスク ブリュッセル ワルシャワ サラエボ リスボン スコピエ バレッタ キシニョフ リガ ビリニウス ファドーツ ブカレスト ルクセンブルク モスクワ	カブール アブダビ サヌア テルアビブ バグダッド テヘラン マスカット ドーハ クウェート リヤド ダマスカス アンカラ マナーマ アンマン ベイルート	アルジェ ルアンダ カンパラ カイロ

在エチオピア日本国大使館
 在エリトリア日本国大使館
 在ガーナ日本国大使館
 在カーボヴェルデ日本国大使館
 在ガボン日本国大使館
 在カメルーン日本国大使館
 在ガンビア日本国大使館
 在ギニア日本国大使館
 在ギニアビサウ日本国大使館
 在ケニア日本国大使館
 在コートジボワール日本国大使館
 在コモロ日本国大使館
 在コンゴ共和国日本国大使館
 在コンゴ民主共和国日本国大使館
 在サントメ・プリンシペ日本国大使館
 在ザンビア日本国大使館
 在シエラレオネ日本国大使館
 在ジブチ日本国大使館
 在ジンバブエ日本国大使館
 在スーダン日本国大使館
 在スワジランド日本国大使館
 在セーシェル日本国大使館
 在赤道ギニア日本国大使館
 在セネガル日本国大使館
 在ソマリア日本国大使館
 在タンザニア日本国大使館
 在チャド日本国大使館
 在中央アフリカ日本国大使館
 在チュニジア日本国大使館
 在トーゴ日本国大使館
 在ナイジェリア日本国大使館
 在ナミビア日本国大使館
 在ニジェール日本国大使館
 在ブルキナファソ日本国大使館
 在ブルンジ日本国大使館
 在ベナン日本国大使館
 在ボツワナ日本国大使館

エチオピア
 エリトリア
 ガーナ
 カーボヴェルデ
 ガボン
 カメルーン
 ガンビア
 ギニア
 ギニアビサウ
 ケニア
 コートジボワール
 コモロ
 コンゴ共和国
 コンゴ民主共和国
 サントメ・プリンシペ
 ザンビア
 シエラレオネ
 ジブチ
 ジンバブエ
 スーダン
 スワジランド
 セーシェル
 赤道ギニア
 セネガル
 ソマリア
 タンザニア
 チャド
 中央アフリカ
 チュニジア
 トーゴ
 ナイジェリア
 ナミビア
 ニジェール
 ブルキナファソ
 ブルンジ
 ベナン
 ボツワナ

アデイスアベバ
 アスマラ
 アクラ
 プライア
 リーブルビル
 ヤウンデ
 バンジュール
 コナクリ
 ビサウ
 ナイロビ
 アビジャン
 モロニ
 ブラザビル
 キンシャサ
 サントメ
 ルサカ
 フリータウン
 ジブチ
 ハラレ
 ハルツーム
 ムババーネ
 ビクトリア
 マラボ
 ダカール
 モガディシオ
 ダルエサラーム
 ウンジャメナ
 バンギ
 チュニス
 ロメ
 アブジャ
 ウィントフック
 ニアメ
 ワガドゥグー
 ブジュンブラ
 ポルトノボ
 ハボローネ

二 総領事館

地 域	名 称	位 置	
		国	地 名
アジア	在コルカタ日本国総領事館	インド	コルカタ
	在チェンナイ日本国総領事館	インド	チェンナイ
	在ムンバイ日本国総領事館	インド	ムンバイ
	在ジャカルタ日本国総領事館	インドネシア	ジャカルタ
	在スラバヤ日本国総領事館	インドネシア	スラバヤ
	在マカッサル日本国総領事館	インドネシア	マカッサル
	在メダン日本国総領事館	インドネシア	メダン
	在チェンマイ日本国総領事館	タイ	チェンマイ
	在済州日本国総領事館	大韓民国	済州
	在釜山日本国総領事館	大韓民国	釜山
	在広州日本国総領事館	中華人民共和国	広州
	在上海日本国総領事館	中華人民共和国	上海
	在瀋陽日本国総領事館	中華人民共和国	瀋陽
	在香港日本国総領事館	中華人民共和国	香港
	在カラチ日本国総領事館	パキスタン	カラチ
	在マニラ日本国総領事館	フィリピン	マニラ
	在ホーチミン日本国総領事館	ベトナム	ホーチミン
	在コタキナバル日本国総領事館	マレーシア	コタキナバル
	在ペナン日本国総領事館	マレーシア	ペナン
	在マダガスカル日本国大使館	マダガスカル	アンタナナリボ
	在マラウイ日本国大使館	マラウイ	リロングウェ
	在マリ日本国大使館	マリ	バマコ
	在南アフリカ共和国日本国大使館	南アフリカ共和国	プレトリア
	在モーリシャス日本国大使館	モーリシャス	ポートルイス
	在モーリタニア日本国大使館	モーリタニア	ヌアクシヨット
	在モザンビーク日本国大使館	モザンビーク	マプト
	在モロッコ日本国大使館	モロッコ	ラバト
	在リベリア日本国大使館	リベリア	トリポリ
	在リベリア日本国大使館	リベリア	モンロビア
	在ルワンダ日本国大使館	ルワンダ	キガリ
	在レソト日本国大使館	レソト	マセル

大洋州	北米	中南米
在シドニー日本国総領事館 在パース日本国総領事館 在ブリスベン日本国総領事館 在メルボルン日本国総領事館 在オークランド日本国総領事館 在ポートモレスビー日本国総領事館	在アトランタ日本国総領事館 在アンカレジ日本国総領事館 在カンザスシティ日本国総領事館 在サンフランシスコ日本国総領事館 在シアトル日本国総領事館 在シカゴ日本国総領事館 在デトロイト日本国総領事館 在デンバー日本国総領事館 在ニューオーリンズ日本国総領事館 在ニューヨーク日本国総領事館 在ハガツニヤ日本国総領事館 在ヒューストン日本国総領事館 在ポートランド日本国総領事館 在ボストン日本国総領事館 在ホノルル日本国総領事館 在マイアミ日本国総領事館 在ロサンゼルス日本国総領事館 在エドモントン日本国総領事館 在トロント日本国総領事館 在バンクーバー日本国総領事館 在モントリオール日本国総領事館	在クリチバ日本国総領事館 在サンパウロ日本国総領事館 在ベレン日本国総領事館 在ポルトアレグレ日本国総領事館 在マナウス日本国総領事館 在リオデジャネイロ日本国総領事館 在レシフェ日本国総領事館 在リマ日本国総領事館
オーストラリア オーストラリア オーストラリア オーストラリア ニュージールランド パプアニューギニア	アメリカ合衆国 アメリカ合衆国	ブラジル ブラジル ブラジル ブラジル ブラジル ブラジル ブラジル ペルー
シドニー パース ブリスベン メルボルン オークランド ポートモレスビー	アトランタ アンカレジ カンザスシティ サンフランシスコ シアトル シカゴ デトロイト デンバー ニューオーリンズ ニューヨーク ハガツニヤ ヒューストン ポートランド ボストン ホノルル マイアミ ロサンゼルス エドモントン トロント バンクーバー モントリオール	クリチバ サンパウロ ベレン ポルトアレグレ マナウス リオデジャネイロ レシフェ リマ

三 政府代表部			地 域		名 称		位 置	
			地 域		名 称		位 置	
中東	欧 州		北 米		欧 州			
中東	在ミラノ日本国総領事館		国際連合日本政府代表部		在ウィーン国際機関日本政府代表部		オーストリア	
	在エディンバラ日本国総領事館		国際民間航空機関日本政府代表部		在ジュネーブ国際機関日本政府代表部		スイス	
	在ロンドン日本国総領事館				軍縮会議日本政府代表部		フランス	
	在ジュネーブ日本国総領事館				経済協力開発機構日本政府代表部		ベルギー	
	在バルセロナ日本国総領事館				国際連合教育科学文化機関日本政府代表部			
	在ラスパルマス日本国総領事館				欧州連合日本政府代表部			
	在デュッセルドルフ日本国総領事館							
	在ハンブルク日本国総領事館							
	在フランクフルト日本国総領事館							
	在ミュンヘン日本国総領事館							
	在ストラスブール日本国総領事館							
	在パリ日本国総領事館							
	在マルセイユ日本国総領事館							
	在ウラジオストク日本国総領事館							
中東	在サンクトペテルブルク日本国総領事館							
	在ハバロフスク日本国総領事館							
	在ユジノサハリンスク日本国総領事館							
	在ドバイ日本国総領事館							
	在ジッダ日本国総領事館							
	在イスタンブール日本国総領事館							
	イタリア		アメリカ合衆国		ニューヨーク			
	英国		カナダ		モントリオール			
	英国							
	スイス							
	スペイン							
	スペイン							
	ドイツ							
	ドイツ							
	ドイツ							
	ドイツ							
	フランス							
	フランス							
	ロシア							
	ロシア							
	ロシア							
	ロシア							
	アラブ首長国連邦							
	サウジアラビア							
	トルコ							
	ミラノ							
	エディンバラ							
	ロンドン							
	ジュネーブ							
	バルセロナ							
	ラスパルマス							
	デュッセルドルフ							
	ハンブルク							
	フランクフルト							
	ミュンヘン							
	ストラスブール							
	パリ							
	マルセイユ							
	ウラジオストク							
	サンクトペテルブルク							
	ハバロフスク							
	ユジノサハリンスク							
	ドバイ							
	ジッダ							
	イスタンブール							

別表第二 在勤基本手当の基準額(第十条関係)
一 大使館

地 域	所 在 国	号 別											
		大 使 公 使 特 号	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
アジア	インド	710,000 ^円	620,000 ^円	588,500 ^円	568,000 ^円	547,400 ^円	482,100 ^円	420,400 ^円	372,200 ^円	331,000 ^円	303,400 ^円	282,800 ^円	262,300 ^円
	インドネシア	670,000	570,000	534,400	514,900	495,500	434,800	376,500	333,000	294,200	270,100	250,700	231,300
	カンボジア	700,000	680,000	639,800	619,300	598,700	531,100	469,400	416,300	375,100	342,600	322,000	301,500
	シンガポール	570,000	530,000	497,300	477,400	457,500	397,800	338,100	298,400	258,600	238,700	218,800	198,900
	スリランカ	630,000	590,000	554,700	535,400	516,200	455,000	397,400	351,900	313,400	287,100	267,900	248,700
	タイ	570,000	480,000	446,400	428,500	410,700	357,100	303,500	267,800	232,100	214,300	196,400	178,600
	大韓民国	700,000	590,000	553,800	531,600	509,500	443,000	376,600	332,300	288,000	265,800	243,700	221,500
	中華人民共和国	750,000	600,000	560,000	538,500	517,000	451,500	387,100	342,000	299,000	275,200	253,800	232,300
	ネパール	680,000	660,000	624,800	604,000	583,200	515,800	453,400	401,900	360,300	329,500	308,700	287,900
	パキスタン	620,000	580,000	549,000	530,000	511,100	450,500	393,500	348,500	310,500	284,400	265,400	246,500
	バングラデシュ	710,000	670,000	634,200	613,900	593,500	526,600	465,600	412,900	372,200	339,900	319,500	299,200
	東ティモール	630,000	610,000	583,300	565,000	546,700	485,900	431,000	382,400	345,800	315,500	297,200	278,900
	フィリピン	610,000	520,000	489,300	471,600	454,000	398,700	345,800	306,000	270,700	248,500	230,800	213,200
	ブータン	650,000	620,000	588,500	568,000	547,400	482,100	420,400	372,200	331,000	303,400	282,800	262,300
	ブルネイ	580,000	560,000	528,800	509,500	490,300	430,300	372,700	329,700	291,200	267,400	248,200	229,000
大洋州	オーストラリア	670,000	630,000	594,200	573,400	552,600	486,600	424,200	375,600	334,000	306,100	285,300	264,500
	ミャンマー	730,000	690,000	647,400	625,700	604,000	533,900	468,800	415,400	372,000	340,300	318,600	297,000
	モルディブ	610,000	590,000	554,700	535,400	516,200	455,000	397,400	351,900	313,400	287,100	267,900	248,700
	モンゴル	740,000	720,000	679,500	657,300	635,200	562,800	496,400	440,100	395,800	361,600	339,500	317,300
	ラオス	680,000	660,000	624,800	604,000	583,200	515,800	453,400	401,900	360,300	329,500	308,700	287,900
	キリバス	640,000	620,000	585,300	566,000	546,800	484,200	426,600	378,200	339,700	310,500	291,300	272,100
	サモア	590,000	570,000	534,400	514,900	495,500	434,800	376,500	333,000	294,200	270,100	250,700	231,300
	ソロモン	670,000	650,000	617,200	597,500	577,900	513,000	454,000	402,700	363,400	331,700	312,100	292,400
	ツバル	640,000	620,000	585,300	566,000	546,800	484,200	426,600	378,200	339,700	310,500	291,300	272,100
	トンガ	580,000	560,000	528,800	509,500	490,300	430,300	372,700	329,700	291,200	267,400	248,200	229,000
	ナウル	580,000	560,000	528,800	509,500	490,300	430,300	372,700	329,700	291,200	267,400	248,200	229,000
	ニュージーランド	540,000	520,000	485,900	466,400	447,000	388,700	330,400	291,500	252,700	233,200	213,800	194,400
	バヌアツ	580,000	560,000	528,800	509,500	490,300	430,300	372,700	329,700	291,200	267,400	248,200	229,000

北米	パナマ・ニューギニア	680,000	660,000	628,600	608,500	588,300	522,100	461,800	409,500	369,300	337,200	317,100	297,000
	パラオ	640,000	620,000	579,600	558,400	537,100	471,000	407,300	360,200	317,700	291,800	270,600	249,400
	ツアイジー	580,000	560,000	528,800	509,500	490,300	430,300	372,700	329,700	291,200	267,400	248,200	229,000
	マーシャル	640,000	620,000	579,600	558,400	537,100	471,000	407,300	360,200	317,700	291,800	270,600	249,400
中南米	ミクロネシア	640,000	620,000	579,600	558,400	537,100	471,000	407,300	360,200	317,700	291,800	270,600	249,400
	アメリカ合衆国	810,000	630,000	587,600	565,000	519,800	452,000	384,200	339,000	293,800	271,200	248,600	226,000
中南米	カナダ	620,000	570,000	536,800	515,300	493,800	429,400	365,000	322,100	279,100	257,600	236,200	214,700
	アルゼンチン	430,000	410,000	384,300	368,900	353,500	307,400	261,300	230,600	199,800	184,400	169,100	153,700
	アンティグワ・バーブーダ	640,000	620,000	582,600	560,200	537,800	469,600	402,500	355,500	310,800	286,100	263,700	241,400
	ウルグアイ	460,000	440,000	412,500	396,000	379,500	330,000	280,500	247,500	214,500	198,000	181,500	165,000
	エクアドル	610,000	590,000	557,000	536,700	516,300	452,900	391,900	346,600	305,900	281,000	260,600	240,300
	エルサルバドル	670,000	650,000	607,900	585,500	563,100	493,600	426,500	377,100	332,400	305,400	283,000	260,700
	ガイアナ	550,000	530,000	500,500	482,400	464,300	407,700	353,500	312,700	276,500	253,900	235,800	217,700
	キューバ	760,000	730,000	692,600	669,100	645,600	570,100	499,600	442,600	395,600	362,100	338,600	315,100
	グアテマラ	640,000	620,000	585,300	563,800	542,300	475,500	411,100	363,600	320,600	294,500	273,100	251,600
	グレナダ	670,000	650,000	607,900	585,500	563,100	493,600	426,500	377,100	332,400	305,400	283,000	260,700
	コスタリカ	590,000	570,000	531,700	511,400	491,000	428,900	367,900	325,000	284,300	261,700	241,300	221,000
	クロンビア	610,000	590,000	554,700	535,400	516,200	455,000	397,400	351,900	313,400	287,100	267,900	248,700
	ジャマイカ	660,000	640,000	602,300	580,100	558,000	489,100	422,700	373,800	329,500	302,700	280,600	258,400
	スリナム	640,000	620,000	579,600	558,400	537,100	471,000	407,300	360,200	317,700	291,800	270,600	249,400
	セントクリストファー・ネイビス	640,000	620,000	582,600	560,200	537,800	469,600	402,500	355,500	310,800	286,100	263,700	241,400
	セントビンセント	670,000	650,000	607,900	585,500	563,100	493,600	426,500	377,100	332,400	305,400	283,000	260,700
	セントルシア	670,000	650,000	607,900	585,500	563,100	493,600	426,500	377,100	332,400	305,400	283,000	260,700
	チリ	510,000	500,000	463,300	444,700	426,200	370,600	315,000	278,000	240,900	222,400	203,800	185,300
	ドミニカ	670,000	650,000	607,900	585,500	563,100	493,600	426,500	377,100	332,400	305,400	283,000	260,700
	ドミニカ共和国	660,000	640,000	596,500	574,600	552,700	484,500	418,700	370,300	326,500	299,900	278,000	256,100
	トリニダード・トバゴ	670,000	650,000	607,900	585,500	563,100	493,600	426,500	377,100	332,400	305,400	283,000	260,700
	ニカラグア	690,000	670,000	628,200	606,000	583,900	513,800	447,400	396,000	351,700	322,400	300,300	278,100
	ハイチ	730,000	710,000	668,100	646,400	624,700	553,700	488,600	433,200	389,800	356,100	334,400	312,800
	パナマ	590,000	570,000	531,700	511,400	491,000	428,900	367,900	325,000	284,300	261,700	241,300	221,000
	バハマ	660,000	640,000	602,300	580,100	558,000	489,100	422,700	373,800	329,500	302,700	280,600	258,400
	パラグアイ	530,000	510,000	483,500	466,100	448,700	394,100	341,900	302,500	267,700	245,700	228,300	210,900
	ボリビア	670,000	650,000	607,900	585,500	563,100	493,600	426,500	377,100	332,400	305,400	283,000	260,700

欧州	アラビヤ	580,000	540,000	503,500	484,200	465,000	406,300	348,700	308,100	269,600	248,100	228,900	209,700
	ベネズエラ	520,000	510,000	475,200	457,100	439,000	383,700	329,500	291,100	254,900	234,600	216,500	198,400
	ペリール	630,000	610,000	574,000	553,000	532,000	466,500	403,400	356,800	314,800	289,100	268,100	247,100
	ペルー	690,000	650,000	611,200	589,700	568,200	500,200	435,800	385,800	342,800	314,200	292,800	271,300
	ボリビア	690,000	670,000	634,200	613,900	593,500	526,600	465,600	412,900	372,200	339,900	319,500	299,200
	ホンジュラス	700,000	670,000	633,800	611,400	589,000	518,300	451,200	399,300	354,600	325,100	302,700	280,400
	メキシコ	630,000	590,000	548,700	527,700	506,700	442,500	379,400	335,200	293,200	269,800	248,800	227,800
	アイスランド	650,000	620,000	582,000	558,700	535,400	465,600	395,800	349,200	302,600	279,400	256,100	232,800
	アイルランド	650,000	630,000	587,600	564,100	540,600	470,100	399,600	352,600	305,600	282,100	258,600	235,100
	アゼルバイジャン	700,000	680,000	639,400	616,800	594,200	522,800	455,000	402,700	357,500	327,800	305,200	282,600
	アルバニア	820,000	790,000	741,200	714,500	687,800	604,200	524,200	463,800	410,400	376,600	350,000	323,300
	アルメニア	730,000	710,000	667,700	643,900	620,200	545,400	474,200	419,700	372,200	341,400	317,600	293,900
	アンボラ	590,000	570,000	531,100	509,900	488,600	424,900	361,200	318,700	276,200	254,900	233,700	212,500
	イタリヤ	690,000	600,000	559,400	537,000	514,600	447,500	380,400	335,600	290,900	268,500	246,100	223,800
	ウクライナ	690,000	670,000	628,200	606,000	583,900	513,800	447,400	396,000	351,700	322,400	300,300	278,100
	ウズベキスタン	590,000	570,000	540,000	522,600	505,200	448,000	395,800	351,000	316,200	288,800	271,400	254,000
英国	エストニア	760,000	640,000	598,900	574,900	551,000	479,100	407,200	359,300	311,400	287,500	263,500	239,600
	オーストリア	710,000	680,000	641,800	618,000	594,300	520,700	449,500	397,500	350,000	321,700	297,900	274,200
	ポーランド	720,000	620,000	582,000	558,700	535,400	465,600	395,800	349,200	302,600	279,400	256,100	232,800
	オランダ	660,000	620,000	576,300	553,200	530,200	461,000	391,900	345,800	299,700	276,600	253,600	230,500
	カザフスタン	730,000	710,000	670,000	647,400	624,800	552,000	484,200	429,000	383,800	351,200	328,600	306,000
	キプロス	610,000	590,000	548,000	526,100	504,200	438,400	372,600	328,800	285,000	263,000	241,100	219,200
	ギリシャ	610,000	590,000	548,000	526,100	504,200	438,400	372,600	328,800	285,000	263,000	241,100	219,200
	キルギス	730,000	710,000	670,000	647,400	624,800	552,000	484,200	429,000	383,800	351,200	328,600	306,000
	グルジア	700,000	680,000	639,400	616,800	594,200	522,800	455,000	402,700	357,500	327,800	305,200	282,600
	クロアチア	680,000	650,000	610,800	587,300	563,800	492,200	421,700	372,500	325,500	299,700	276,200	252,700
	チェコ	620,000	600,000	559,400	537,000	514,600	447,500	380,400	335,600	290,900	268,500	246,100	223,800
	スイス	650,000	630,000	587,600	564,100	540,600	470,100	399,600	352,600	305,600	282,100	258,600	235,100
	スウェーデン	600,000	570,000	536,800	515,300	493,800	429,400	365,000	322,100	279,100	257,600	236,200	214,700
	スペイン	610,000	590,000	548,000	526,100	504,200	438,400	372,600	328,800	285,000	263,000	241,100	219,200
	スロバキア	650,000	630,000	587,600	564,100	540,600	470,100	399,600	352,600	305,600	282,100	258,600	235,100
	スロベニア	680,000	650,000	610,800	587,300	563,800	492,200	421,700	372,500	325,500	299,700	276,200	252,700
	セルビア・モンテネグロ	870,000	820,000	771,800	745,100	718,400	633,400	553,400	490,100	436,700	400,000	373,400	346,700

タジキスタン	680,000	660,000	623,000	603,100	583,200	517,600	457,900	406,200	366,400	334,500	314,600	294,700
チェコ	660,000	640,000	593,300	569,500	545,800	474,600	403,400	356,000	308,500	284,800	261,000	237,300
デンマーク	630,000	610,000	565,000	542,400	519,800	452,000	384,200	339,000	293,800	271,200	248,600	226,000
ドイツ	690,000	580,000	542,400	520,700	499,000	433,900	368,800	325,400	282,000	260,300	238,600	217,000
トルクメニスタン	730,000	710,000	667,700	643,900	620,200	545,400	474,200	419,700	372,200	341,400	317,600	293,900
ノルウェー	660,000	640,000	593,300	569,500	545,800	474,600	403,400	356,000	308,500	284,800	261,000	237,300
パチカン	620,000	600,000	559,400	537,000	514,600	447,500	380,400	335,600	290,900	268,500	246,100	223,800
ハンガリー	660,000	640,000	593,300	569,500	545,800	474,600	403,400	356,000	308,500	284,800	261,000	237,300
フィンランド	630,000	610,000	565,000	542,400	519,800	452,000	384,200	339,000	293,800	271,200	248,600	226,000
フランス	670,000	570,000	531,100	509,900	488,600	424,900	361,200	318,700	276,200	254,900	233,700	212,500
ブルガリア	720,000	700,000	656,400	633,100	609,800	536,400	466,600	412,900	366,300	336,000	312,700	289,400
ベラルーシ	710,000	690,000	645,000	622,200	599,400	527,300	458,800	406,100	360,400	330,500	307,700	284,900
ベルギー	620,000	580,000	542,400	520,700	499,000	433,900	368,800	325,400	282,000	260,300	238,600	217,000
ポーランド	660,000	630,000	593,800	571,000	548,200	478,600	410,100	362,300	316,600	291,500	268,700	245,900
ボスニア・ヘルツェゴビナ	750,000	730,000	687,000	663,700	640,400	565,600	495,800	439,200	392,600	359,400	336,100	312,800
ギルトガル	630,000	610,000	565,000	542,400	519,800	452,000	384,200	339,000	293,800	271,200	248,600	226,000
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	760,000	740,000	690,000	663,300	636,600	555,500	475,500	420,000	366,600	337,600	311,000	284,300
マルタ	620,000	600,000	559,400	537,000	514,600	447,500	380,400	335,600	290,900	268,500	246,100	223,800
モルドバ	690,000	670,000	628,200	606,000	583,900	513,800	447,400	396,000	351,700	322,400	300,300	278,100
ラトビア	690,000	670,000	624,800	601,700	578,700	507,100	438,000	387,300	341,200	313,500	290,500	267,400
リトアニア	710,000	680,000	641,800	618,000	594,300	520,700	449,500	397,500	350,000	321,700	297,900	274,200
リヒテンシュタイン	650,000	630,000	587,600	564,100	540,600	470,100	399,600	352,600	305,600	282,100	258,600	235,100
ルーマニア	680,000	660,000	619,100	596,300	573,500	502,600	434,100	383,900	338,200	310,800	288,000	265,200
ルクセンブルク	600,000	580,000	542,400	520,700	499,000	433,900	368,800	325,400	282,000	260,300	238,600	217,000
ロシア	850,000	680,000	641,800	618,000	594,300	520,700	449,500	397,500	350,000	321,700	297,900	274,200
中東	アフガニスタン	790,000	760,000	723,600	701,000	678,400	603,000	535,200	474,900	429,700	392,000	369,400
	アラブ首長国連邦	660,000	640,000	602,300	580,100	558,000	489,100	422,700	373,800	329,500	302,700	280,600
	イエメン	720,000	690,000	656,800	635,600	614,300	544,700	481,000	426,500	384,000	350,700	329,500
	イスラエル	550,000	510,000	480,800	462,500	444,200	388,200	333,300	294,500	257,900	237,300	219,000
	イラク	750,000	730,000	690,700	668,100	645,500	571,800	504,000	446,800	401,600	367,000	344,400
	イラン	760,000	710,000	670,000	647,400	624,800	552,000	484,200	429,000	383,800	351,200	328,600

オマーン	640,000	620,000	585,300	563,800	542,300	475,500	411,100	363,600	320,600	294,500	273,100	251,600
カタール	660,000	640,000	602,300	580,100	558,000	489,100	422,700	373,800	329,500	302,700	280,600	258,400
クウェート	680,000	660,000	622,400	600,500	578,600	509,200	443,400	392,500	348,700	319,600	297,700	275,800
サウジアラビア	720,000	680,000	641,800	620,300	598,800	529,400	465,000	412,100	369,100	337,600	316,200	294,700
シリア	610,000	590,000	557,000	536,700	516,300	452,900	391,900	346,600	305,900	281,000	260,600	240,300
トルコ	590,000	570,000	531,700	511,400	491,000	428,900	367,900	325,000	284,300	261,700	241,300	221,000
バーレーン	660,000	640,000	602,300	580,100	558,000	489,100	422,700	373,800	329,500	302,700	280,600	258,400
ヨルダン	590,000	570,000	531,700	511,400	491,000	428,900	367,900	325,000	284,300	261,700	241,300	221,000
レバノン	670,000	650,000	613,500	593,200	572,800	506,800	445,800	395,100	354,400	324,100	303,700	283,400
アラブ												
アルジェリア	690,000	670,000	634,200	613,900	593,500	526,600	465,600	412,900	372,200	339,900	319,500	299,200
アソトラ	890,000	860,000	811,300	783,000	754,800	665,000	580,300	513,800	457,300	419,000	390,800	362,500
ウガンダ	680,000	660,000	624,800	604,000	583,200	515,800	453,400	401,900	360,300	329,500	308,700	287,900
エジプト	640,000	560,000	528,800	509,500	490,300	430,300	372,700	329,700	291,200	267,400	248,200	229,000
エチオピア	680,000	660,000	619,100	598,600	578,000	511,300	449,600	398,500	357,300	326,800	306,200	285,700
エリトリア	680,000	660,000	619,100	598,600	578,000	511,300	449,600	398,500	357,300	326,800	306,200	285,700
ガーナ	700,000	680,000	645,500	624,700	603,900	535,600	473,200	419,700	378,100	345,300	324,500	303,700
カーボヴェルデ	700,000	680,000	641,800	620,300	598,800	529,400	465,000	412,100	369,100	337,600	316,200	294,700
ガボン	700,000	680,000	641,800	620,300	598,800	529,400	465,000	412,100	369,100	337,600	316,200	294,700
カメルーン	720,000	700,000	662,500	641,000	619,500	549,200	484,800	429,900	386,900	353,400	332,000	310,500
ガンビア	700,000	680,000	641,800	620,300	598,800	529,400	465,000	412,100	369,100	337,600	316,200	294,700
ギニア	750,000	730,000	689,700	668,500	647,200	575,900	512,200	454,600	412,100	375,700	354,500	333,300
ギニアビサウ	700,000	680,000	641,800	620,300	598,800	529,400	465,000	412,100	369,100	337,600	316,200	294,700
ケニア	680,000	640,000	599,900	578,900	557,900	491,200	428,100	379,000	337,000	308,800	287,800	266,800
コートジボワール	670,000	650,000	611,200	589,700	568,200	500,200	435,800	385,800	342,800	314,200	292,800	271,300
コモロ	640,000	620,000	585,300	563,800	542,300	475,500	411,100	363,600	320,600	294,500	273,100	251,600
コンゴ共和国	700,000	680,000	641,800	620,300	598,800	529,400	465,000	412,100	369,100	337,600	316,200	294,700
コンゴ民主共和国	820,000	800,000	757,500	733,500	709,600	630,100	558,200	495,200	447,300	408,300	384,300	360,400
サントメ・プリンシペ	700,000	680,000	641,800	620,300	598,800	529,400	465,000	412,100	369,100	337,600	316,200	294,700
ザンビア	690,000	670,000	630,500	609,500	588,500	520,400	457,300	405,300	363,300	332,200	311,200	290,200
シエラレオネ	680,000	660,000	624,800	604,000	583,200	515,800	453,400	401,900	360,300	329,500	308,700	287,900
ジブチ	680,000	660,000	619,100	598,600	578,000	511,300	449,600	398,500	357,300	326,800	306,200	285,700

官 報 (号 外)

ジンバブエ	830,000	810,000	754,800	726,500	698,300	611,100	526,400	465,300	408,800	375,900	347,700	319,400
スーダン	720,000	700,000	667,100	646,800	626,400	557,800	496,800	441,000	400,300	364,900	344,500	324,200
スロヴァン	510,000	500,000	466,600	449,900	433,200	380,600	330,400	292,400	258,900	237,600	220,900	204,200
セーシェル	630,000	610,000	574,000	553,000	532,000	466,500	403,400	356,800	314,800	289,100	268,100	247,100
赤道ギニア	700,000	680,000	641,800	620,300	598,800	529,400	465,000	412,100	369,100	337,600	316,200	294,700
セネガル	670,000	650,000	611,200	589,700	568,200	500,200	435,800	385,800	342,800	314,200	292,800	271,300
ソマリア	690,000	670,000	630,500	609,500	588,500	520,400	457,300	405,300	363,300	332,200	311,200	290,200
タンザニア	720,000	690,000	656,800	635,600	614,300	544,700	481,000	426,500	384,000	350,700	329,500	308,300
チャド	700,000	680,000	641,800	620,300	598,800	529,400	465,000	412,100	369,100	337,600	316,200	294,700
中央アフリカ	750,000	730,000	695,400	673,900	652,400	580,400	516,000	458,000	415,000	378,400	357,000	335,500
チュニジア	560,000	540,000	503,500	484,200	465,000	406,300	348,700	308,100	269,600	248,100	228,900	209,700
トーゴ	700,000	680,000	641,800	620,300	598,800	529,400	465,000	412,100	369,100	337,600	316,200	294,700
ナイジェリア	750,000	730,000	689,700	668,500	647,200	575,900	512,200	454,600	412,100	375,700	354,500	333,300
ナミビア	510,000	500,000	466,600	449,900	433,200	380,600	330,400	292,400	258,900	237,600	220,900	204,200
ニジェール	700,000	680,000	641,800	620,300	598,800	529,400	465,000	412,100	369,100	337,600	316,200	294,700
ブルキナファソ	700,000	680,000	641,800	620,300	598,800	529,400	465,000	412,100	369,100	337,600	316,200	294,700
ブルンジ	690,000	670,000	630,500	609,500	588,500	520,400	457,300	405,300	363,300	332,200	311,200	290,200
ベナン	700,000	680,000	641,800	620,300	598,800	529,400	465,000	412,100	369,100	337,600	316,200	294,700
ボツワナ	510,000	500,000	466,600	449,900	433,200	380,600	330,400	292,400	258,900	237,600	220,900	204,200
ブタガスカル	700,000	680,000	641,800	620,300	598,800	529,400	465,000	412,100	369,100	337,600	316,200	294,700
マラウイ	660,000	640,000	599,900	578,900	557,900	491,200	428,100	379,000	337,000	308,800	287,800	266,800
マリ	700,000	680,000	641,800	620,300	598,800	529,400	465,000	412,100	369,100	337,600	316,200	294,700
南アフリカ共和国	500,000	470,000	441,300	424,600	407,900	356,600	306,400	270,800	237,300	218,300	201,600	184,900
モーリタニア	640,000	620,000	585,300	563,800	542,300	475,500	411,100	363,600	320,600	294,500	273,100	251,600
モザンビーク	700,000	680,000	641,800	620,300	598,800	529,400	465,000	412,100	369,100	337,600	316,200	294,700
モロッコ	680,000	660,000	628,600	608,500	588,300	522,100	461,800	409,500	369,300	337,200	317,100	297,000
リビア	560,000	540,000	503,500	484,200	465,000	406,300	348,700	308,100	269,600	248,100	228,900	209,700
リベリア	620,000	600,000	572,100	554,200	538,400	476,900	423,300	375,600	339,900	310,100	292,200	274,400
ルワンダ	720,000	700,000	662,500	641,000	619,500	549,200	484,800	429,900	386,900	353,400	332,000	310,500
セント	690,000	670,000	630,500	609,500	588,500	520,400	457,300	405,300	363,300	332,200	311,200	290,200
セント	510,000	500,000	466,600	449,900	433,200	380,600	330,400	292,400	258,900	237,600	220,900	204,200

一 総領事館

地 域	所 在 地	総 領 事	号 別								
			1	2	3	4	5	6	7	8	9
アジア	コルカタ	610,000	598,600	578,000	511,300	449,600	398,500	357,300	326,800	306,200	285,700
	チェンナイ	580,000	568,000	547,400	482,100	420,400	372,200	331,000	303,400	282,800	262,300
	ムンバイ	600,000	568,000	547,400	482,100	420,400	372,200	331,000	303,400	282,800	262,300
	ジャカルタ	530,000	514,900	495,500	434,800	376,500	333,000	294,200	270,100	250,700	231,300
	スラバヤ	550,000	514,900	495,500	434,800	376,500	333,000	294,200	270,100	250,700	231,300
	マカッサル	560,000	540,800	521,400	459,500	401,200	355,200	316,400	289,800	270,400	251,000
	メダン	530,000	514,900	495,500	434,800	376,500	333,000	294,200	270,100	250,700	231,300
	チェンマイ	440,000	428,500	410,700	357,100	303,500	267,800	232,100	214,300	196,400	178,600
	済州	550,000	531,600	509,500	443,000	376,600	332,300	288,000	265,800	243,700	221,500
	釜山	570,000	531,600	509,500	443,000	376,600	332,300	288,000	265,800	243,700	221,500
	広州	580,000	538,500	517,000	451,500	387,100	342,000	299,000	275,200	253,800	232,300
	上海	550,000	515,300	493,800	429,400	365,000	322,100	279,100	257,600	236,200	214,700
	瀋陽	630,000	589,700	568,200	500,200	435,800	385,800	342,800	314,200	292,800	271,300
	香港	590,000	526,100	504,200	438,400	372,600	328,800	285,000	263,000	241,100	219,200
	カラチ	590,000	560,600	541,700	479,700	422,700	374,800	336,800	307,800	288,800	269,900
	マニラ	480,000	471,600	454,000	398,700	345,800	306,000	270,700	248,500	230,800	213,200
	ホーチミン	580,000	547,500	526,700	461,900	399,500	353,400	311,800	286,400	265,600	244,800
	コタキナバル	480,000	467,900	449,400	392,700	337,100	297,900	260,800	240,000	221,400	202,900
	ペナン	460,000	444,700	426,200	370,600	315,000	278,000	240,900	222,400	203,800	185,300
	シドニー	480,000	450,200	431,500	375,200	318,900	281,400	243,900	225,100	206,400	187,600
大洋州	パース	460,000	450,200	431,500	375,200	318,900	281,400	243,900	225,100	206,400	187,600
	アリスベシ	480,000	450,200	431,500	375,200	318,900	281,400	243,900	225,100	206,400	187,600
	メルボルン	480,000	450,200	431,500	375,200	318,900	281,400	243,900	225,100	206,400	187,600
	オークランド	480,000	466,400	447,000	388,700	330,400	291,500	252,700	233,200	213,800	194,400
	ポートモレスビー	620,000	608,500	588,300	522,100	461,800	409,500	369,300	337,200	317,100	297,000
北米	アトランタ	580,000	542,400	519,800	452,000	384,200	339,000	293,800	271,200	248,600	226,000
	アソカレジ	640,000	623,800	597,800	519,800	441,800	389,900	337,900	311,900	285,900	259,900
	カンザスシティ	580,000	542,400	519,800	452,000	384,200	339,000	293,800	271,200	248,600	226,000
	サンフランシスコ	580,000	542,400	519,800	452,000	384,200	339,000	293,800	271,200	248,600	226,000
	シアトル	580,000	542,400	519,800	452,000	384,200	339,000	293,800	271,200	248,600	226,000
	シカゴ	580,000	542,400	519,800	452,000	384,200	339,000	293,800	271,200	248,600	226,000

中南米	チトロイト	580,000	542,400	519,800	452,000	384,200	339,000	293,800	271,200	248,600	226,000
	デソバー	560,000	542,400	519,800	452,000	384,200	339,000	293,800	271,200	248,600	226,000
	ニューオリンズ	580,000	542,400	519,800	452,000	384,200	339,000	293,800	271,200	248,600	226,000
	ニューヨーク	690,000	596,600	571,800	497,200	422,600	372,900	323,200	298,300	273,500	248,600
	ハダツニヤ	620,000	596,600	571,800	497,200	422,600	372,900	323,200	298,300	273,500	248,600
	ヒューストン	580,000	542,400	519,800	452,000	384,200	339,000	293,800	271,200	248,600	226,000
	ポートランド	560,000	542,400	519,800	452,000	384,200	339,000	293,800	271,200	248,600	226,000
	ボストン	640,000	596,600	571,800	497,200	422,600	372,900	323,200	298,300	273,500	248,600
	ホノルル	640,000	596,600	571,800	497,200	422,600	372,900	323,200	298,300	273,500	248,600
	マイアミ	580,000	542,400	519,800	452,000	384,200	339,000	293,800	271,200	248,600	226,000
	ロサンゼルス	580,000	542,400	519,800	452,000	384,200	339,000	293,800	271,200	248,600	226,000
	エドモントン	530,000	515,300	493,800	429,400	365,000	322,100	279,100	257,600	236,200	214,700
	トロント	550,000	515,300	493,800	429,400	365,000	322,100	279,100	257,600	236,200	214,700
	バンクーバー	550,000	515,300	493,800	429,400	365,000	322,100	279,100	257,600	236,200	214,700
	モントリオール	530,000	515,300	493,800	429,400	365,000	322,100	279,100	257,600	236,200	214,700
欧州	クリチバ	480,000	461,000	441,800	384,200	326,600	288,200	249,700	230,500	211,300	192,100
	サンパウロ	520,000	484,200	465,000	406,300	348,700	308,100	269,600	248,100	228,900	209,700
	ベレン	520,000	509,500	490,300	430,300	372,700	329,700	291,200	267,400	248,200	229,000
	ポルトアレグレ	480,000	461,000	441,800	384,200	326,600	288,200	249,700	230,500	211,300	192,100
	マナウス	550,000	535,400	516,200	455,000	397,400	351,900	313,400	287,100	267,900	248,700
	リオデジャネイロ	520,000	484,200	465,000	406,300	348,700	308,100	269,600	248,100	228,900	209,700
	レシフェ	500,000	484,200	465,000	406,300	348,700	308,100	269,600	248,100	228,900	209,700
	リマ	610,000	589,700	568,200	500,200	435,800	385,800	342,800	314,200	292,800	271,300
	ミラノ	580,000	537,000	514,600	447,500	380,400	335,600	290,900	268,500	246,100	223,800
	エディンバラ	590,000	574,900	551,000	479,100	407,200	359,300	311,400	287,500	263,500	239,600
	ロンドン	590,000	574,900	551,000	479,100	407,200	359,300	311,400	287,500	263,500	239,600
	ジュネーブ	580,000	564,100	540,600	470,100	399,600	352,600	305,600	282,100	258,600	235,100
	バルセロナ	540,000	526,100	504,200	438,400	372,600	328,800	285,000	263,000	241,100	219,200
	ラスパルマス	540,000	526,100	504,200	438,400	372,600	328,800	285,000	263,000	241,100	219,200
	デュッセルドルフ	560,000	520,700	499,000	433,900	368,800	325,400	282,000	260,300	238,600	217,000
	ハンブルク	560,000	520,700	499,000	433,900	368,800	325,400	282,000	260,300	238,600	217,000
	フランクフルト	560,000	520,700	499,000	433,900	368,800	325,400	282,000	260,300	238,600	217,000
	ミュンヘン	560,000	520,700	499,000	433,900	368,800	325,400	282,000	260,300	238,600	217,000
	ストラスブール	530,000	509,900	488,600	424,900	361,200	318,700	276,200	254,900	233,700	212,500

中東	パリ	530,000	509,900	488,600	424,900	361,200	318,700	276,200	254,900	233,700	212,500
	マルセイユ	530,000	509,900	488,600	424,900	361,200	318,700	276,200	254,900	233,700	212,500
	カラジオストク	720,000	674,500	650,800	574,600	503,400	446,000	398,500	364,800	341,000	317,300
	サンクトペテルブルク	660,000	618,000	594,300	520,700	449,500	397,500	350,000	321,700	297,900	274,200
	ハバロフスク	720,000	674,500	650,800	574,600	503,400	446,000	398,500	364,800	341,000	317,300
	ユジノサハリンスク	690,000	674,500	650,800	574,600	503,400	446,000	398,500	364,800	341,000	317,300
	ドバイ	570,000	554,800	532,700	465,100	398,700	352,200	307,900	283,400	261,300	239,100
	ジッダ	610,000	589,700	568,200	500,200	435,800	385,800	342,800	314,200	292,800	271,300
	イスタンブール	500,000	488,200	467,800	406,800	345,800	305,100	264,400	244,100	223,700	203,400

三 政府代表部

地 域	所 在 地	号 別												
		大 使 公 使 特 号 1 号 2 号 3 号 4 号 5 号 6 号 7 号 8 号 9 号												
北米	ニューヨーク (国際連合)	770,000 円	670,000 円	621,500 円	596,600 円	571,800 円	497,200 円	422,600 円	372,900 円	323,200 円	298,300 円	273,500 円	248,600 円	
	モントリオール (国際民間航空機関)	600,000	570,000	536,800	515,300	493,800	429,400	365,000	322,100	279,100	257,600	236,200	214,700	
欧州	ウヤーン (在ウヤーン国際機関)	670,000	620,000	582,000	558,700	535,400	465,600	395,800	349,200	302,600	279,400	256,100	232,800	
	ジュネーブ (在ジュネーブ国際機関)	750,000	630,000	587,600	564,100	540,600	470,100	399,600	352,600	305,600	282,100	258,600	235,100	
	(軍縮会議)	650,000	630,000	587,600	564,100	540,600	470,100	399,600	352,600	305,600	282,100	258,600	235,100	
	パリ (経済協力開発機構)	650,000	570,000	531,100	509,900	488,600	424,900	361,200	318,700	276,200	254,900	233,700	212,500	
	(国際連合教育科学文化機関)	590,000	570,000	531,100	509,900	488,600	424,900	361,200	318,700	276,200	254,900	233,700	212,500	
	フリュッセル (欧州連合)	670,000	580,000	542,400	520,700	499,000	433,900	368,800	325,400	282,000	260,300	238,600	217,000	

別表第三 研修員手当(第十九条関係)

号	別	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号	12 号	13 号	14 号	15 号
手 当	額	518,700	496,700	474,700	452,700	430,700	408,700	386,700	364,700	342,700	320,700	298,700	276,700	254,700	232,700	210,700
16 号	17 号	18 号	19 号													
188,700	166,700	144,700	122,700													

第二条 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を次のように改正する。

別表第一の二 総領事館の表欧州の項中 「在ラスパルマス日本国総領事館」を「ラスパルマス」を削る。

別表第二の二 総領事館の表欧州の項中		ラスパルマス		ラスパルマス	
372,600	328,800	285,000	263,000	241,100	219,200
		540,000		526,100	504,200
				438,400	

附則

1 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第一条のうち在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表第一の改正規定中在チェンマイ及び在パリの各日本国総領事館に関する部分並びに第二条の規定は、政令で定める日から施行する。

2 在外公館に勤務する外務公務員が平成十五年三月三十一日において現に居住する住宅に引き続き居住する場合(外務省令で定める場合を除く。)その他外務省令で定める場合においてその者に支給する住居手当の月額については、第一条の規定による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律第十二条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

理由

在ヴィエトナム日本国大使館等の在外公館の名称及び位置の国名・地名を改め、在チェンマイ日本国総領事館を新設し、同総領事館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めるとともに、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定するほか、その他の在勤手当の支給額について見直しを行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、在外公館の新設等を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 在チェンマイ日本国総領事館(実館)を新設

するとともに、同総領事館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めること。

2 在バンコック日本国総領事館及び在ラスパルマス日本国総領事館を廃止するとともに、これら廃止公館に係る規定を削除すること。

3 既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定すること。

4 在勤手当のうち兼勤手当を廃止するとともに、その他の在勤手当について支給額の見直し等を行うこと。

5 研修員手当の支給額を改定すること。

6 ヴィエトナムをベトナムに改める等、別表に記載される在外公館名・国名・地名を慣用として相当程度定着した表記に改めること。

7 この法律は、平成十五年四月一日から施行すること。ただし、在チェンマイ及び在パリ並びに在ラスパルマス日本国総領事館に関する規定は、政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、外交活動の円滑かつ効率的な遂行を図るため、必要かつ適切な措置と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、平成十五年度一般会計予算外務省所管のなかに、約二億八千六百万円が計上されている。右報告する。

平成十五年三月十九日

外務委員長 池田 元久
衆議院議長 綿貫 民輔殿

(別紙)

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

我が国を取り巻く国際環境が大きく変動する中、外交を担う外務省の真価が今問われている。昨年五月に発生した在瀋陽日本国総領事館事件は、在外公館及び外務本省における緊急事態への適切かつ迅速な対応能力や職員の危機意識の欠如を白日の下にさらした。いわゆる脱北者問題、テロ問題等様々な問題が現実の危機となった今日、外務省における危機管理体制の強化は喫緊の課題であり、そのためにも機構改革を含む外務省改革の早期実現が必要不可欠である。また、長引くデフレ不況の下、多くの国民が失業に苦しみ、構造改革の痛みにさらされる中で、外務省においても手当てや休暇の見直しにおいて引き続きこうした事実を重く受け止めていく必要がある。これらを踏まえ、政府は本法の施行に当たり、次の事項について検討の上、適切な措置を講ずるべきである。

一、外務省においては、外交機能強化のための抜本的な組織・制度の改革の早期実現に向け全力で取り組むこと。

二、在外職員員の在勤基本手当をはじめとする在勤手当については、国内の財政状況や外交活動を推進する上での必要性を踏まえ、定期的に在勤手当全般にわたる内容の見直しを行うこと。

三、在勤諸手当についてはその算出根拠を明確にするるとともに、手当の改正に際しては各任地における諸外国外交官及び日本企業駐在員の給与制度及び水準を参考としつつ、勤務条件・現地の生活環境や物価水準等に配慮した適切な水準・内容となるよう努めること。

四、現下の国際情勢に鑑み、在外公館においては、緊急事態における邦人の救援保護を含む在外邦人安全対策についてより一層の機能強化を図ること。

五、在瀋陽日本国総領事館事件を踏まえ、在外公館における「脱北者」の受入れに関する対応措置についての明確な方針を定め、関係国との調整を図りつつ人権に配慮した適切な対応に努めること。

六、以上の項目に関する具体的な実施内容・状況・結果などについて、当委員会において、定期的並びに当委員会の要請に応じて報告を行うこと。

金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。

平成十五年三月十四日

提出者

杉浦 正健

山本 幸三

漆原 良夫

石井 啓一

江崎洋一郎

賛成者

太田 誠一外三十七名

金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律

金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律(平成十年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成十五年三月三十一日」を「平

成十七年三月三十一日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

金融機関等が有する回収が困難となった債権であつて不動産を担保とするものの処理が今なお喫緊の課題である状況にかんがみ、金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化を計るための臨時の措置を延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(杉浦正健君外四名提出)に関する報告書
議案の目的及び要旨

一 本案は、金融機関等が有する回収が困難となった債権であつて不動産を担保とするものの処理が今なお喫緊の課題である状況にかんがみ、金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化を図るための臨時の措置を二年間延長し、平成十七年三月三十一日までとするものである。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしている。

二 議案の可決理由

本案は、金融機関等が有する回収が困難となった債権であつて不動産を担保とするものの処理が今なお喫緊の課題である状況にかんがみ、金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化を図るための臨時の措置を延長しようとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決し

次次第である。

右報告する。

平成十五年三月十九日

法務委員長 山本 有二

衆議院議長 綿貫 民輔殿

国立学校設置法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十五年二月十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

国立学校設置法の一部を改正する法律

国立学校設置法(昭和二十四年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表中

東京商船大学
東京水産大学

を
東京海洋大学

に、
福井大学
福井医科大学

県を
福井大学

福井県に、

兵庫教育大学
神戸大学
神戸商船大学

兵庫を
兵庫教育大学
神戸大学

兵

庫県に、
島根大学
島根医科大学

島根県を
島根大学

に、
香川大学
香川医科大学

香川県を
香川大学

香川県に、

高知大学
高知医科大学

高知を

高知県に、
九州大学
九州芸術工科大学

を
九州大学

に、
佐賀大学
佐賀医科大学

佐賀を

佐賀県に、
大分大学
大分医科大学

大分県を
大分大学

大分県に改める。

宮崎県に、
宮崎医科大学

宮崎県を

宮崎県に改める。

平成十五年三月二十日 衆議院會議録第十六号

第三条の五の見出し中「位置等」を「位置」に改め、同条第一項中「(国立大学に併設されるものを除く)」を削り、同条第二項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この法律中第三条第一項の表の改正規定及び次項の規定は平成十五年十月一日から、第三条の五の改正規定及び附則第三項の規定は平成十九年四月一日から施行する。

(東京商船大学等の存続に関する経過措置)

2 改正前の第三条第一項に規定する東京商船大学、東京水産大学、福井大学、福井医科大学、神戸商船大学、島根大学、島根医科大学、香川大学、香川医科大学、高知大学、高知医科大学、九州芸術工科大学、佐賀大学、佐賀医科大学、大分大学、大分医科大学、宮崎大学及び宮崎医科大学は、改正後の第三条第一項の規定にかかわらず、平成十五年九月三十日に当該大学に在学する者が当該大学に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

(北海道大学医療技術短期大学部等の存続に関する経過措置)

3 北海道大学医療技術短期大学部、東北大学医療技術短期大学部、京都大学医療技術短期大学部及び熊本大学医療技術短期大学部は、改正後の第三条の五の規定にかかわらず、平成十九年三月三十一日に当該短期大学部に在学する者が当該短期大学部に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

理 由

国立の大学における教育研究体制の整備及び充

国立学校設置法の一部を改正する法律案及び同報告書 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案及び同報告書

六二

実を図るため、東京商船大学と東京水産大学とを統合して東京海洋大学を新設し、神戸商船大学を神戸大学に統合する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国立学校設置法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、国立の大学における教育研究体制の整備及び充実を図るため、所要の改正を行うもので、その内容は次のとおりである。

1 東京商船大学と東京水産大学、福井大学と福井医科大学、島根大学と島根医科大学、香川大学と香川医科大学、高知大学と高知医科大学、佐賀大学と佐賀医科大学、大分大学と大分医科大学、宮崎大学と宮崎医科大学とを統合し、それぞれ新しい大学を設置するとともに、神戸商船大学を神戸大学に、九州芸術工科大学を九州大学に統合すること。

2 北海道大学医療技術短期大学部、東北大学医療技術短期大学部、京都大学医療技術短期大学部及び熊本大学医療技術短期大学部を廃止すること。

3 この法律中1に関する規定は平成十五年十月一日から、2に関する規定は平成十九年四月一日から施行すること。

4 その他所要の規定の整備を行うこと。

二 議案の可決理由

本案は、国立の大学における教育研究体制の整備及び充実を図るため妥当なもの認め、可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

平成十五年度国立学校特別会計予算に、国立

大学の統合及び国立大学併設医療技術短期大学部の廃止に伴う医学部保健学科の設置に係る経費として約二億八千六十九万円が計上されている。

第四条第一項中「百八十万円」の下に「、同条第五項の特別給付金にあつては二百万円」を加える。

附則第二項中「第四項」を「第五項」に改める。

附則第三十七項中「(平成八年法律第十五号)」を「(平成八年法律第十五号。附則第四十五項において「平成八年法律第十五号」という。)」に改める。

平成十五年三月十九日
文部科学委員長 古屋 圭司
衆議院議長 綿貫 民輔殿

右報告する。

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案

国会に提出する。

平成十五年二月七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法のの一部を改正する法律

(戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の第一部改正)

第一条 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十八年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 前項の特別給付金を受ける権利を取得した者であつて、当該特別給付金を受ける権利を取得した日から十年を経過した日において第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有するものには、特別給付金を支給する。

附則第四十二項を附則第五十項とし、附則第四十一項の次に次の八項を加える。

42 平成五年四月一日以後に死亡した者(昭和十二年七月七日前の負傷又は疾病により死亡した者を除く。)の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)であつたことにより、平成十五年四月一日において第三号に掲げる給付を受ける権利を有する者(戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金を受ける権利を取得した者を除く。)(は、第二条に規定する戦没者等の妻とみなす。

43 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第四条第二項に規定する国債の発行の日は、平成十五年十一月一日とする。

44 昭和六年九月十八日から昭和十二年七月六日までの間に負傷し、又は疾病にかかり、これにより平成五年四月一日以後に死亡した者の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)であつたことにより、平成十五年四月一日において第二条第一号又は第三号に掲げる給付を受ける権利を有する者(戦傷病者等の妻に対する

特別給付金支給法による特別給付金を受ける権利を取得した者を除く。は、第三条第二項に規定する者とみなす。

45 平成五年四月一日から平成八年九月三十日までの間に死亡した平成八年法律第十五号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。)の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとし、同法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。)であつたことにより、平成十五年十月一日において第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、同項に規定する者とみなす。

46 平成五年四月一日から平成八年九月三十日までの間に死亡した平成三年法律第五十五号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。)の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとし、同法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者昭和六十一年法律第五十三号附則第三条第二項各号のいずれかに該当する者を除く。)に限る。)であつたことにより、平成十五年十月一日において第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、同項に規定する者とみなす。

月一日において第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、同項に規定する者とみなす。

47 平成五年四月一日から平成八年九月三十日までの間に死亡した昭和五十九年法律第七十三号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとし、昭和六十一年法律第五十三号附則第三条第三項の規定により平成三年法律第五十五号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。)であつたことにより、平成十五年十月一日において第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、同条第三項に規定する者とみなす。

48 平成五年四月一日から平成八年九月三十日までの間に死亡した昭和五十四年法律第二十九号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとし、同法第三条第一項及び第二項の特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。)であつたことにより、平成十五年十月一日において第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、同条第三項に規定する者とみなす。

49 平成五年四月一日から平成八年九月三十日までの間に死亡した昭和五十一年法律第二十二号による改正前の戦傷病者等の妻に対する

特別給付金支給法第二条第一項に規定する戦傷病者等又は昭和五十四年法律第二十九号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとし、昭和六十一年法律第五十三号附則第三条第四項の規定により平成三年法律第五十五号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。)であつたことにより、平成十五年十月一日において第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、同条第四項に規定する者とみなす。

(戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正)
第二条 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和四十二年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。
第三条に次の一項を加える。
11 前項の特別給付金を受ける権利を取得した者であつて、当該特別給付金を受ける権利を取得した日から五年を経過した日において第五項各号のいずれかに該当し、かつ、当該特別給付金を受ける権利を取得した日から五年を経過した日の前日までの間にその者と氏を同じくする子又は孫を有するに至らなかつたものには、特別給付金を支給する。
第五条第一項中「同条第十項」の下に「又は第十一項」を加える。

附則第二項中「第十項」を「第十一項」に改める。
附則第五十二項を附則第五十九項とし、附則第五十一項の次に次の七項を加える。
52 平成五年四月一日以後に死亡した者(昭和十二年七月七日以前の負傷又は疾病により死亡した者を除く。)の父母又は祖父母であつたことにより、平成十五年四月一日において第三条第五項各号のいずれかに該当する者は、第二条第一項に規定する遺族年金受給権者たる父母等とみなす。
53 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有することとなるべき者については、第二条第一項中「昭和四十二年三月三十一日」とあり、及び第二条の二中「昭和四十四年九月三十日」とあるのはそれぞれ「平成十五年九月三十日」と、第三条第三項及び第四項中「昭和四十二年四月一日」とあるのは「平成十五年十月一日」とする。
54 昭和六年九月十八日から昭和十二年七月六日までの間に負傷し、又は疾病にかかり、これにより平成五年四月一日以後に死亡した者の父母又は祖父母であつたことにより、平成十五年四月一日において第二条第一項第一号又は第三号に掲げる給付を受ける権利を有する者(同日において同条第三項各号のいずれかに該当する者を含む。)であつて、当該死亡した者の死亡の後同年九月三十日までの間にその者と氏を同じくする第三条第五項に規定する子又は孫を有するに至らなかつたもの(以下この項において「父母等」という。)は、第三条第五項に規定する者とみなす。ただし、当該死亡した者の死亡の当時その死亡し

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案及び同報告書
平成十五年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案及び同報告書

た者以外に子又は孫(当該死亡した者の死亡の当時その死亡した者以外に子も孫もいなかった父母等が同年十月一日においてない場合にあつては、父母等と氏を同じくする子又は孫とする。)がいた父母等については、この限りでない。

55 前項の場合には、第三条第二項から第四項までの規定を準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「昭和四十二年四月一日」とあるのは、「平成十五年十月一日」と読み替えるものとする。

56 平成五年四月一日以後に死亡した者(昭和十二年七月七日前の負傷又は疾病により死亡した者を除く。)の父母又は祖父父母であつたことにより、平成十五年四月一日において第三条第五項各号のいずれかに該当し、かつ、当該死亡した者の除籍時から同年九月三十日までの間にその者と氏を同じくする第三条第五項に規定する子又は孫を有するに至らなかつた者(以下この項において「父母等」という。)であつて、当該死亡した者の除籍時に氏を同じくする子も孫もいなかったもの(当該死亡した者の除籍時に子も孫もいなかった他の父母等が同年十月一日においている場合にあつては、当該死亡した者の除籍時に子も孫もいなかったものに限る。)は、第二条第一項に規定する戦没者の父母等とみなす。ただし、その者が他の事由により特別給付金を受ける権利を取得した場合及び当該死亡した者の死亡に関し他に特別給付金を受ける権利を有することとなる者がある場合は、この限りでない。

57 前項の規定により特別給付金を受ける権利

を有することとなるべき者については、第三条第三項及び第四項中「昭和四十二年四月一日」とあるのは、「平成十五年十月一日」とする。

58 附則第五十二項、第五十三項及び前二項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第五条第二項に規定する国債の発行の日は、平成十五年十月一日とする。

附 則

この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第一条中戦没者等の妻に対する特別給付金支給法附則第三十七項の改正規定及び同法附則第四十二項を同法附則第五十項とし、同法附則第四十一項の次に八項を加える改正規定並びに第二条中戦没者の父母等に対する特別給付金支給法附則第五十二項を同法附則第五十九項とし、同法附則第五十一項の次に七項を加える改正規定は、同年十月一日から施行する。

理 由

戦没者の妻及び父母等の置かれていた特別の事情にかんがみ、これらの者に改めて特別給付金を支給する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、戦没者の妻及び父母等に継続して支給してきた特別給付金国債が最終償還を終える

ため、これらの者に改めて特別給付金を支給しようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法による援護の拡充

(一) 特別給付金国債(再々継続分)の最終償還を終えた戦没者等の妻に対し、改めて特別給付金として額面二百万円、十年償還の無利子の国債を支給すること。

(二) 平成五年四月一日以後に死亡した者の妻として、平成十五年四月一日において、公務扶助料、遺族年金等の受給権を有する戦没者等の妻に対し、特別給付金として額面二十万円、十年償還の無利子の国債を支給すること。

(三) 平成十五年四月一日において、戦傷病者等が平成五年四月一日から平成八年九月三十日までの間に死亡したことにより、戦没者等の妻として公務扶助料、遺族年金等の受給権を有するに至つた者に対し、特別給付金として額面六十万円、百二十万円又は百八十万円、十年償還の無利子の国債を支給すること。

2 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法による援護の拡充

(一) 特別給付金国債(八回目継続分)の最終償還を終えた戦没者の父母等に対し、改めて特別給付金として額面百万円、五年償還の無利子の国債を支給すること。

(二) 平成五年四月一日以後に死亡した者の父母等として、平成十五年四月一日において、公務扶助料、遺族年金等の受給権を有する戦没者の父母等に対し、特別給付金と

して額面十万円、五年償還の無利子の国債を支給すること。

3 施行期日

この法律は、平成十五年四月一日から施行すること。ただし、1の(二)及び(三)並びに2の(二)については、同年十月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

戦没者の妻及び父母等に継続して支給してきた特別給付金国債が最終償還を終えるため、これらの者に改めて特別給付金を支給することは、時宜に適應するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

三 本案施行に要する経費

特別給付金の支給事務に必要な経費として平成十五年度一般会計予算(厚生労働省所管)において約一億二千万円が計上されている。

また、特別給付金に係る国債償還に必要な経費として、平成十五年以降における国債整理基金特別会計(財務省所管)の中で、総額約三千六百六十三億円が計上される見込みである。右報告する。

平成十五年三月十九日

厚生労働委員長 中山 成彬
衆議院議長 綿貫 民輔殿

平成十五年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案

右

国会に提出する。

平成十五年二月七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

平成十五年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律

1 平成十五年四月から平成十六年三月までの月分の次の表の上欄に掲げる額については、同表の下欄に掲げる規定(他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。)にかかわらず、平成十三年の年平均の物価指数(総務省において作成する全国消費者物価指数をいう。以下同じ。)に対する平成十四年の年平均の物価指数の比率を基準として改定する。

国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)による年金たる給付(付加年金を除く。)の額	国民年金法第十六条の二
国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第三十四号。以下「昭和六十一年国民年金等改正法」という。附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付の額	昭和六十一年国民年金等改正法附則第三十二条第三項において準用する国民年金法第十六条の二
厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による年金たる保険給付の額	厚生年金保険法第三十四条
昭和六十一年国民年金等改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付の額	昭和六十一年国民年金等改正法附則第七十八条第三項において準用する厚生年金保険法第三十四条
昭和六十一年国民年金等改正法附則第八十七條第四項に規定する年金たる保険給付の額	昭和六十一年国民年金等改正法附則第八十七條第四項において準用する厚生年金保険法第三十四条
厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第百一十号。以下「平成十三年農林統合法」という。附則第十六条第一項及び第二項に規定する年金である給付の額	平成十三年農林統合法附則第十六条第一項において準用する厚生年金保険法第三十四条
平成十三年厚生農林統合法附則第四十五條第一項に規定する特例障害農林年金の額	平成十三年厚生農林統合法附則第四十五條第三項において準用する厚生年金保険法第三十四條
平成十三年厚生農林統合法附則第四十六條第一項に規定する特例遺族農林年金の額	平成十三年厚生農林統合法附則第四十六條第三項において準用する厚生年金保険法第三十四條
児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の額	児童扶養手当法第五条の二
特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十一年法律第百三十四号)による特別児童扶養手当の額	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十六条において準用する児童扶養手当法第五条の二
特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当の額	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十六条において準用する同法第十五条の二

特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別障害者手当の額

昭和六十一年国民年金等改正法附則第九十七條第一項の規定による福祉手当の額

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号)による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額

国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百一十八号)による年金である給付の額

国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第百五号。以下「昭和六十一年国家公務員共済改正法」という。附則第五十條第一項に規定する旧共済法による年金の額

地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)による年金である給付の額

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第百八号。以下「昭和六十一年地方公務員共済改正法」という。附則第九十五條第一項に規定する旧共済法による年金である給付の額

私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)による年金である給付の額

私立学校教職員共済法第四十八條の二の規定により昭和六十一年国家公務員共済改正法附則第五十條第一項の規定の例によることとされる私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第百八号)第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法による年金(大正十五年四月二日以後に生まれた者が受ける権利を有する通算退職年金を除く。)の額

特別児童扶養手当等の支給に関する法律第二十六條の五において準用する同法第十六條において準用する児童扶養手当法第五条の二

昭和六十一年国民年金等改正法附則第九十七條第二項において準用する児童扶養手当法第五条の二

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第二十九條

国家公務員共済組合法第七十二條の二

昭和六十一年国家公務員共済改正法附則第五十條第一項及び第二項

地方公務員等共済組合法第七十四條の二

昭和六十一年地方公務員共済改正法附則第九十五條

私立学校教職員共済法第二十五條において準用する国家公務員共済組合法第七十二條の二

私立学校教職員共済法第四十八條の二の規定により昭和六十一年国家公務員共済改正法附則第五十條第一項及び第二項

2 前項の規定による額の改定の措置は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

(児童扶養手当の額に関する経過措置)

第二条 平成十五年四月から同年九月までの月分の児童扶養手当法による児童扶養手当の額については、第一項中「平成十三年の年平均の物価指数(総務省において作成する全国消費者物価指数をいう。以下同じ。)」に対する平成十四年の

年平均の物価指数の比率を基準として改定する」とあるのは、「これらの規定による平成十年の年平均の物価指数(従前の総務庁において作成した全国消費者物価指数をいう)に対する平成十四年の年平均の物価指数(総務省において作成する全国消費者物価指数をいう)の比率を基準とする改定は、行わない」とする。

(検討)

第三条 政府は、平成十五年以降において初めて行われる国民年金法による財政再計算(同法第八十七条第三項に規定する再計算をいう。)において、第一項の表の上欄に掲げる額に係る同表の下欄に掲げる規定による額の改定の措置を、平成十五年度においてこの法律に基づき行わなかったことによる財政に生ずる影響を考慮して、当該額の見直しその他の措置及び当該規定の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理由

現下の社会経済情勢にかんがみ、平成十五年度の国民年金、厚生年金、児童扶養手当等の額について、国民年金法等の規定にかかわらず、平成十三年の年平均の物価指数に対する平成十四年の年平均の物価指数の比率を基準として改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十五年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、平成十五年度の公的年金及び各種手当の額について、国民年金法等の規定に基づき、平成十年の年平均の消費者物価指数に対する平成十四年の比率(マイナス一・六%)を基準として減額改定を行うべきところ、現下の社会経済情勢にかんがみ、平成十五年度における特例措置として、平成十三年の年平均の消費者物価指数に対する平成十四年の比率(マイナス〇・九%)を基準として改定することとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 平成十五年度において、国民年金、厚生年金、児童扶養手当等の額について、平成十三年の年平均の消費者物価指数に対する平成十四年の年平均の消費者物価指数の比率を基準として、改定を行うこと。

2 政府は、次期財政再計算において、特例措置を講じたことによる財政影響を考慮して、給付額及び物価スライド規定の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 この法律は、平成十五年四月一日から施行すること。ただし、児童扶養手当については、平成十五年十月分から額の改定を行うこととし、それまでの間は、額を据え置くこととする。

二 議案の可決理由

平成十五年度における特例措置として、公的年金及び各種手当の額を、平成十三年の年平均の消費者物価指数に対する平成十四年の年平均の消費者物価指数の比率を基準として額の改定を行うことは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

なお、本案に対し、日本共産党より、物価スライド制による額の改定の措置を講じないものとする修正案が提出されたが、賛成少数をもって否決された。

この修正案に対しては、国会法第五十七条の三の規定に基づき内閣を代表して坂口厚生労働大臣から本修正案については、「政府としては反対である。」旨の意見が述べられた。また、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、平成十五年度において国庫負担額で約八百七十九億円と見込まれている。

右報告する。

平成十五年三月十九日

厚生労働委員長 中山 成彬

衆議院議長 綿貫 民輔殿

(別紙)

平成十五年度における国民年金法による年金の額等の改正の特例に関する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

高齢者の生活は、消費者物価のみではなく、医療や介護など福祉のあり方に大きく左右されること、ことに鑑み、年金のみの議論にとどまらず、医療、介護、税制全般について高齢者が生活上の安心を得られるよう必要な措置を講ずること。

株式会社産業再生機構法案

右

国会に提出する。

平成十五年一月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

株式会社産業再生機構法

目次

第一章 総則(第一条―第五条)

第二章 設立(第六条―第十条)

第三章 管理

第一節 定款(第十一条)

第二節 役員等(第十二条―第十三条)

第三節 産業再生委員会(第十四条―第十八条)

第四章 業務

第一節 業務の範囲等(第十九条―第二十条)

第二節 支援基準(第二十一条)

第三節 業務の実施(第二十二条―第三十四条)

条

第五章 財務及び会計(第三十五条―第四十条)

第六章 監督(第四十一条―第四十二条)

第七章 解散等(第四十三条―第四十六条)

第八章 預金保険機構の業務の特例等(第四十七―第五十三条)

第九章 雑則(第五十四条―第六十条)

第十章 罰則(第六十一条―第六十六条)

附則

第一章 総則

(機構の目的)

第一条 株式会社産業再生機構は、最近における経済の停滞、物価、地価及び株価の下落等の経

済情勢の変化に我が国の産業及び金融システムが十分対応できたものとなっていない状況にかんがみ、我が国の産業の再生を図るとともに、金融機関等の不良債権の処理の促進による信用秩序の維持を図るため、有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている事業者に対し、過剰供給構造その他の当該事業者の属する事業分野の実態を考慮しつつ、当該事業者に対して金融機関等が有する債権の買取り等を通じてその事業の再生を支援することを目的とする株式会社とする。

(定義)

第二条 この法律において「金融機関等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第一項に規定する金融機関
- 二 農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第一条第一項に規定する農水産業協同組合
- 三 保険業法(平成七年法律第五号)第二条第二項に規定する保険会社
- 四 貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)第二条第二項に規定する貸金業者

五 政府関係金融機関、預金保険機構その他これらに準ずる主務省令で定める特殊法人等(法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人のうち総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用を受けるもの、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を

要する法人又は独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)

六 前各号に掲げる者のほか、金銭の貸付けその他金融に関する業務を行う事業者で主務省令で定めるもの

2 この法律において「過剰供給構造」とは、供給能力が需要に照らし著しく過剰であり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる事業分野の状態をいう。

(数)

第三条 株式会社産業再生機構(以下「機構」という)は、一を限り、設立されるものとする。

(株式)

第四条 預金保険機構は、常時、機構の発行済株式の総数の二分の一以上に当たる株式を保有していなければならない。

2 機構は、新株を発行しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

(商号)

第五条 機構は、その商号中に株式会社産業再生機構という文字を用いなければならない。

2 機構でない者は、その名称中に産業再生機構という文字を用いてはならない。

第二章 設立

(発起人)

第六条 機構の発起人は、機構の設立に際して発行する株式の総数を引き受けなければならない。

(設立の認可等)

第七条 発起人は、機構の設立に際して発行する株式の総数を引き受けたときは、速やかに、定

款及び事業計画書を主務大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第八条 主務大臣は、前条の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 設立の手続及び定款の内容が法令の規定に適合するものであること。

二 定款に虚偽の記載及び虚偽の署名(商法(明治三十二年法律第四十八号)第百六十六条第三項において準用する同法第三十三条ノ二第二項の署名に代わる措置を含む。)がないこと。

三 業務の運営が健全に行われ、我が国の産業の再生及び信用秩序の維持に寄与することが確実であると認められること。

2 主務大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、設立の認可をしなければならない。

第九条 発起人は、前条第二項の規定による設立の認可があつたときは、遅滞なく、各株につきその発行価額の全額を払い込み、かつ、取締役及び監査役(以下「役員」という。)を選任しなければならない。

(商法の適用除外)

第十条 商法第百六十七条の規定は、機構の設立については、適用しない。

2 商法第百七十三条の規定は、同法第百六十八条第一項第八号に掲げる事項を機構の定款に記載し、又は記録した場合における当該事項については、適用しない。

第三章 管理

第一節 定款

第十一条 機構の定款には、商法第百六十六条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 株式の譲渡に関する事項

二 解散に関する事項

2 前項第一号に掲げる事項については、株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨を定めなければならない。

3 第一項第二号に掲げる事項については、第四十三条に規定する事由を解散事由として定めなければならない。

4 機構の定款には、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。)第二章第四節に規定する委員会等設置会社に関する特例の適用を受ける旨を定めてはならない。

5 機構の定款の変更の決議は、主務大臣の認可を受けなければならない。

第二節 役員等

(役員の選任等の決議)

第十二条 機構の役員の選任及び解任の決議は、主務大臣の認可を受けなければならない。

(役員等の秘密保持義務)

第十三条 機構の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第三節 産業再生委員会

(設置)

第十四条 機構に、産業再生委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(権限)

第十五条 委員会は、次に掲げる事項の決定を行う。

- 一 第二十二条第三項前段の再生支援をするかどうかの決定(同項後段の規定により支援決定と併せて行う選定及び決定を含む。)
- 二 第二十五条第一項の債権買取り等をするかどうかの決定
- 三 第二十七条第一項の買取申込み等期間の延長の決定
- 四 第二十三条第一項の対象事業者に係る債権又は持分の譲渡その他の処分(債権の処分にあっては、債務の免除を含む。以下同じ。)の決定
- 五 第三十一条第一項の確認の決定
- 六 前各号に掲げるもののほか、商法第二百六十条第二項第一号及び第二号に掲げる事項のうち取締役会の決議により委任を受けた事項の決定
- 2 委員会は、前項第一号から第五号までに掲げる事項の決定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

(組織)

第十六条 委員会は、取締役である委員三人以上七人以内で組織する。

- 2 委員の中には、代表取締役及び社外取締役(商法第百八十八条第二項第七号ノ二に規定する社外取締役をいう。)が、それぞれ一人以上含まなければならない。
- 3 委員は、取締役会の決議により定める。
- 4 委員の選定及び解職の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

5 委員は、機構の定款その他の定めにかかわらず、それぞれ独立してその職務を執行する。

6 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

7 委員長は、委員会の会務を総理する。

8 委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代理する者を定めておかなければならない。

(運営)

第十七条 委員会は、委員長(委員長に事故があるときは、前条第八項に規定する委員長の職務を代理する者。以下この条において同じ。)が招集する。

2 委員会は、委員長が出席し、かつ、現に在任する委員の総数の三分の二以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。

4 商法第二百六十条ノ二第二項及び第三項、第二百六十条ノ三第一項並びに第二百六十条ノ四並びに商法特例法第一条の四第一項及び第二項の規定は、委員会の運営について準用する。この場合において、商法第二百六十条ノ二第三項中「第一項ノ取締役」とあるのは「株式会社産業再生機構法第十七条第二項ノ現ニ在任スル委員」と、同法第二百六十条ノ四第四項において準用する同法第三十三条ノ二、同法第二百六十条ノ四第六項第二号及び商法特例法第一条の四第二項第二号中「法務省令」とあるのは「内閣府令・財務省令・経済産業省令」と、同号中「謄写」とあるのは「謄写。この場合において、同項

中「法務省令」とあるのは、「内閣府令・財務省令・経済産業省令」とする。」と読み替えるものとする。

5 前各項に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

(登記)

第十八条 機構は、委員を選定したときは、本店の所在地においては二週間以内に、支店の所在地においては三週間以内に、委員の氏名を登記しなければならない。委員の氏名に変更を生じたときも、同様とする。

2 前項の規定による委員の選定の登記の申請書には、委員が就任を承諾したことを証する書面を添付しなければならない。

3 委員の退任による変更の登記の申請書には、これを証する書面を添付しなければならない。

第四章 業務

第一節 業務の範囲等

(業務の範囲)
第十九条 機構は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

一 第二十三条第一項の対象事業者に対して金融機関等有する債権の買取り又は同項の対象事業者に対して金融機関等有する貸付債権の信託の引受け(以下「債権買取り等」という。)

二 債権買取り等を行った債権に係る債務者に対する次に掲げる業務

- イ 資金の貸付け
- ロ 金融機関等からの資金の借入れに係る債務の保証

ハ 出資

三 債権の管理及び譲渡その他の処分(債権者としての権利の行使に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を含む。)

四 出資に係る持分の譲渡その他の処分

五 前各号に掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査

六 第二十三条第一項の対象事業者に対する助言

七 前各号に掲げる業務に附帯する業務

八 前各号に掲げるもののほか、機構の目的を達成するために必要な業務

2 機構は、前項第八号に掲げる業務を営もうとするときは、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。

(銀行法等の適用)

第二十条 機構が前条第一項に規定する業務を行う場合には、機構を銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項に規定する銀行とみなして、同法第十三条の二及び第二十三条の規定を適用する。この場合において、同法第十三条の二中「内閣府令」とあるのは「内閣府令・財務省令・経済産業省令」と、「内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣」とする。

2 機構が前条第一項第一号に掲げる貸付債権の信託の引受けの業務を行う場合には、機構を金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関とみなして、同法第四条において準用する信託業法(大正十一年法律第六十五号)第十条第四項の規定並びに金融機関の信託

業務の兼営等に関する法律第七条、第七条ノ二及び第十条(第六号から第八号までに係る部分に限る。)の規定を適用する。

3 機構が貸金業の規制等に関する法律第二条第二項に規定する貸金業者から債権買取り等を行う場合には、同法第二十四条の規定は、適用しない。

第二節 支援基準

第二十一条 主務大臣は、機構が、第十九条第一項に規定する業務の実施による事業の再生の支援(以下「再生支援」という。)をするかどうかを決定するに当たって従うべき基準及び債権買取り等をするかどうかを決定するに当たって従うべき基準(以下「支援基準」と総称する。)を定めるものとする。

2 主務大臣は、前項の規定により支援基準を定めようとするときは、あらかじめ、再生支援の対象となる事業者の事業を所管する大臣(以下「事業所管大臣」という。)の意見を聴かなければならない。

3 主務大臣が第一項の規定により支援基準を定め、及び事業所管大臣が前項の規定により意見を述べるに当たっては、産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第三十一号)第二条の二第一項の基本指針及び同法第二条の三第一項の事業分野別指針との整合性に配慮しなければならぬ。

4 主務大臣は、第一項の規定により支援基準を定めたときは、これを公表するものとする。

第三節 業務の実施

(支援決定)

第二十二条 過大な債務を負っている事業者で

あって、その債権者である以上の金融機関等と協力してその事業の再生を図ろうとする者は、当該金融機関等と連名で、機構に対し、再生支援を申し込むことができる。

2 前項の申込みは、当該申込みをする事業者の事業の再生の計画(以下「事業再生計画」という。)を添付して行わなければならない。

3 機構は、第一項の申込みがあったときは、遅滞なく、支援基準に従って、再生支援をするかどうかを決定するとともに、その結果を当該申込みをした事業者及び金融機関等に通知しなければならない。この場合において、機構は、再生支援をする旨の決定(以下「支援決定」という。)を行ったときは、併せて、次条第一項前段の関係金融機関等の選定及び買取申込み等期間の決定、第二十四条第一項の一時停止の要請をするかどうかの決定並びに第二十五条第二項の必要債権額の決定を行わなければならない。

4 機構は、再生支援をするかどうかを決定しようとするときは、あらかじめ、主務大臣の意見を聴かなければならない。

5 主務大臣は、前項の規定により意見を聴かれたときは、遅滞なく、その内容を事業所管大臣に通知するものとする。

6 事業所管大臣は、前項の通知を受けた場合において、過剰供給構造その他の当該事業者の属する事業分野の実態を考慮して必要があると認めるときは、機構に対して意見を述べることができる。

(買取申込み等の求め)

第二十三条 機構は、支援決定を行ったときは、直ちに、その対象となった事業者(以下「対象事

業者」という。)の債権者である金融機関等のうち再生支援の申込みをしたものその他事業再生計画に基づく対象事業者の事業の再生のために協力を求める必要があると認められるもの(以下「関係金融機関等」という。)に対し、支援決定の日から起算して三月以内で機構が定める期間(以下「買取申込み等期間」という。)内に、当該関係金融機関等が対象事業者に対して有するすべての債権につき、次に掲げる申込み又は同意をする旨の回答(以下「買取申込み等」という。)をするよう求めなければならない。この場合において、関係金融機関等のうち再生支援の申込みをした金融機関等以外の金融機関等に対する求めは、支援決定を行った旨の通知及び事業再生計画を添付して行わなければならない。

一 債権の買取りの申込み
二 事業再生計画に従って債権の管理又は処分をすることの同意(対象事業者に対する貸付債権を信託財産とし、当該同意に係る事業再生計画に従ってその管理又は処分を行わせるための信託の申込みを含む。)

2 前項第一号の債権の買取りの申込みは、価格を示して行うものとする。

3 機構は、買取申込み等期間の末日を、平成十七年三月三十一日以前の日としなければならない。

(一時停止)
第二十四条 機構は、関係金融機関等が対象事業者に対し債権の回収その他主務省令で定める債権者としての権利の行使(以下「回収等」という。)をすることにより、買取申込み等期間が満了する前に対象事業者の事業の再生が困難とな

るおそれがあると認められるときは、すべての関係金融機関等に対し、前条第一項前段の求めに併せて、買取申込み等期間が満了するまでの間、回収等を行わないこと(以下「一時停止」という。)を要請しなければならない。

2 機構は、前項の場合において、買取申込み等期間が満了する前に、次条第一項に規定する買取決定を行い、又は第二十八条第一項第三号の規定により支援決定を撤回したときは、直ちに、一時停止の要請を撤回し、その旨をすべての関係金融機関等に通知しなければならない。

(買取決定)

第二十五条 機構は、買取申込み等期間が満了し、又は買取申込み等期間が満了する前にすべての関係金融機関等から買取申込み等があったときは、速やかに、それぞれの買取申込み等(第二十三条第一項の債権の買取りの申込み又は信託の申込みをする旨のものに限る。第三項において同じ。)に対し、支援基準に従って、債権買取り等をするかどうかを決定しなければならない。この場合において、債権買取り等をする旨の決定(以下「買取決定」という。)をするときは、一括して行わなければならない。

2 前項の場合において、機構は、買取申込み等に係る債権のうち、買取りをすることができるものと見込まれるものの額及び同意に係るものの額の合計額が、対象事業者の事業の再生に必要と認められる額としてあらかじめ機構が定めた額(以下「必要債権額」という。)に満たないときは、買取決定を行ってはならない。

3 第一項の場合において、関係金融機関等が一時的停止の要請に反して回収等をしたときは、機

構は、当該関係金融機関等からの買取申込み等に対し、買取決定を行つてはならない。

4 機構は、買取決定を行おうとするときは、あらかじめ、主務大臣の意見を聴かなければならない。

(買取価格)

第二十六条 機構が債権の買取を行う場合の価格は、支援決定に係る事業再生計画を勘案した適正な時価を上回つてはならない。

(買取申込み等期間の延長)

第二十七条 機構は、買取申込み等に係る債権のうち、買取を行うことができるものと見込まれるものの額及び同意に係るものの額の合計額が、買取申込み等期間が満了しても必要債権額に満たないことになると見込まれるときは、当該買取申込み等期間の延長を決定することができる。この場合において、当該延長する買取申込み等期間の末日は、支援決定の日から起算して三月以内でなければならない。

2 機構は、前項の規定により買取申込み等期間の延長を決定したときは、直ちに、その旨をすべての関係金融機関等に通知するとともに、いまだ買取申込み等をしていない関係金融機関等に対し、当該延長した買取申込み等期間内に買取申込み等をするよう求めなければならない。

3 第二十三条第二項及び第三項並びに第二十四条条から前条まで並びに第一項の規定は、同項の規定により買取申込み等期間の延長を決定した場合について準用する。この場合において、これらの規定中「買取申込み等期間」とあるのは「延長した買取申込み等期間」と、第二十四条第一項中「前条第一項前段の求め」とあるのは「第

二十七条第二項の通知」と読み替えるものとする。

(支援決定の撤回)

第二十八条 機構は、次に掲げる場合には、速やかに、支援決定を撤回しなければならない。

一 買取申込み等期間(前条第一項前段の規定により延長した買取申込み等期間を含む。以下この項において同じ。)が満了しても、買取申込み等がなかったとき。

二 第二十三条第一項第二号の同意をする旨の買取申込み等に係る債権額のみで必要債権額を満たした場合を除き、買取決定を行わなかったとき。

三 買取申込み等期間内に、関係金融機関等が一時停止の要請に反して回収等を行ったことにより、他の関係金融機関等による買取申込み等に係る債権額では必要債権額に満たないことが明らかになったとき。

四 買取申込み等期間内に、対象事業者が破産宣告、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、整理開始の命令、特別清算開始の命令又は外国倒産処理手続の承認の決定を受けたとき。

2 機構は、前項の規定により支援決定を撤回したときは、直ちに、対象事業者及び関係金融機関等(同項第一号に掲げる場合にあつては対象事業者、同項第二号に掲げる場合にあつては対象事業者及び買取申込み等をした関係金融機関等)に対し、その旨を通知しなければならない。

(債権又は持分の譲渡その他の処分決定等)
第二十九条 機構は、対象事業者に係る債権又は

持分の譲渡その他の処分の決定を行おうとするときは、あらかじめ、主務大臣の意見を聴かなければならない。

2 第二十五条第五項及び第六項の規定は、経済情勢の変化等に伴い、機構が支援決定に係る事業再生計画に予定していない債務の免除を行う必要が生じた場合における当該債務の免除に係る前項の決定に関し、同項の規定により主務大臣が意見を聴かれた場合について準用する。

3 機構は、経済情勢、対象事業者の事業の状況等を考慮しつつ、買取決定の日から三年以内に、当該買取決定に係る対象事業者につき、すべての債権及び持分の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならない。

4 機構が貸付債権の信託の引受けを行う場合における信託契約の期間は、三年を超えてはならない。

5 機構が債務の保証を行う場合におけるその対象となる貸付金の償還期限までの期間は、買取決定の日から三年を超えてはならない。

(決定の公表)

第三十条 機構は、次に掲げる決定を行ったときは、速やかに、その旨及びその他主務省令で定める事項を公表しなければならない。

一 支援決定又はその撤回
二 買取決定
三 対象事業者に係る債権又は持分の譲渡その他の処分の決定

(資金の貸付けに関する機構の確認)

第三十一条 対象事業者に係る支援決定の時から買取決定の時までの間に当該対象事業者に資金

の貸付けを行おうとする金融機関等は、機構に対し、当該貸付けが次の各号のいずれにも適合することの確認を求めることができる。

一 当該貸付けが、対象事業者の事業の継続に欠くことができないものとして主務大臣が定める基準に該当するものであること。

二 対象事業者の事業再生計画に、当該貸付けに係る債権の弁済を機構及び第二十三条第一項第二号の同意をした関係金融機関等(以下この号並びに次条及び第三十三条において「機構等」という。)が有する他の債権の弁済よりも優先的に取り扱う旨が記載されていること(当該事業再生計画に、機構等が対象事業者の債務を免除する旨が記載されている場合に限る。)

2 機構は、前項の確認を行ったときは、直ちに、その旨を、当該金融機関等に通知するとともに、公告するものとする。

3 前項の規定による公告は、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法又はインターネットを利用する主務省令で定める方法でなければならない。

4 機構は、第一項の確認を行った場合において、当該対象事業者に係る買取決定を行ったときは、直ちに、その旨を当該確認を受けた金融機関等に通知するものとし、当該金融機関等がその通知を受けた時までに当該確認に係る貸付けを行っていないときは、当該確認は、その効力を失う。

(再生手続の特例)

第三十二条 裁判所(再生事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。次項におい

と同じ。は、機構が対象事業者に係る買取決定の時から当該対象事業者に係るすべての債権及び持分についての譲渡その他の処分決定の時までの間に当該対象事業者について再生手続開始の申立てが行われた場合(当該申立ての時までに、機構等が事業再生計画に従って当該対象事業者の債務を免除している場合に限る。)において、前条第一項の規定により機構が確認を行った貸付けに係る再生債権と他の再生債権との間に権利の変更の内容に差等を設ける再生計画案が提出され、又は可決されたときは、次に掲げる事項を考慮した上で、当該再生計画案が民事再生法(平成十一年法律第二百一十五号)第百五十五条第一項に規定する差等を設けても衡平を害しない場合に該当するかどうかを判断しなければならない。

一 当該貸付けが、対象事業者の事業の継続に欠くことができないものであることが確認されていること。

二 機構等が事業再生計画に従って対象事業者の債務を免除していること及びその額

2 裁判所は、前項に規定する差等が設けられた再生計画案が提出され、又は可決された場合には、機構に対し、意見の陳述を求めることができる。

(更生手続についての準用)

第三十三条 前条の規定は、機構が対象事業者に係る買取決定の時から当該対象事業者に係るすべての債権及び持分についての譲渡その他の処分の決定の時までの間に当該対象事業者について更生手続開始の申立てが行われた場合(当該申立ての時までに、機構等が事業再生計画に従って当該対象事業者の債務を免除している場合

合に限る。)について準用する。この場合において、同条第一項中「再生事件」とあるのは、更生事件(会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)第二条第三項に規定する更生事件をいう。以下同じ。とこれと同一の種類の他の更生債権」と同条中「差等」とあるのは「差」と、「再生計画案」とあるのは「更生計画案」と、同条第一項中「民事再生法(平成十一年法律第二百一十五号)第百五十五条第一項」とあるのは「同法第百六十八条第一項」と読み替えるものとする。

(資料の交付又は閲覧)

第三十四条 機構は、その業務を行うため必要があるときは、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める者の業務又は財産の状況に関する資料の提出を求めることができる。

一 再生支援の申込みをした事業者又は金融機関等 当該事業者

二 対象事業者又は関係金融機関等 対象事業者

2 前項の規定により資料の提出を求められた者は、遅滞なく、これを機構に提出しなければならない。

3 国、都道府県又は日本銀行は、機構がその業務を行うため特に必要があると認めて要請をしたときは、機構に対し、資料を交付し、又はこれを閲覧させることができる。

第五章 財務及び会計

第三十五条 機構は、毎営業年度の開始前に、当

該営業年度の予算を主務大臣に提出して、その認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(利益配当の特例)

第三十六条 機構は、各営業年度において、企業一般の配当の動向その他の経済事情及び機構の行う業務の公共性を考慮して政令で定める割合を超えて、発行済株式に対し、利益の配当を行わないものとする。

(利益処分等の決議)

第三十七条 機構の利益の処分又は損失の処理の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(財務諸表)

第三十八条 機構は、毎営業年度終了後三月以内に、その営業年度の貸借対照表、損益計算書及び営業報告書を主務大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

(借入金及び社債)

第三十九条 機構は、日本銀行、金融機関その他の者から資金の借入れをし、又は社債の発行をしようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。この場合において、日本銀行からの資金の借入れは、日本銀行以外の者からの資金の借入れ又は機構の社債の発行を行う場合における一時的な資金繰りのために必要があると認めるときに限り、行うものとする。

2 機構の借入金の現在額及び社債の元本に係る債務の現在額の合計額は、政令で定める金額を超えることとなつてはならない。

3 日本銀行は、日本銀行法(平成九年法律第八十九号)第四十三条第一項本文の規定にかかわ

らず、機構に対し、第一項の資金の貸付けをすることができない。

4 農林中央金庫は、農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第五十四条第三項の規定にかかわらず、機構に対し、同項の規定による農林水産大臣及び内閣総理大臣の認可を受けられないで、第一項の資金の貸付けをすることができ

(政府保証)

第四十条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の前条第一項の借入れ又は社債に係る債務について、保証契約をすることができ

第六章 監督

(監督)

第四十一条 機構は、主務大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に

関し監督上必要な命令をすることができ

(報告及び検査)

第四十二条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構からその業務に

関し報告をさせ、又はその職員に、機構の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章 解散等

(機構の解散)

第四十三条 機構は、第十九条第一項に規定する業務の完了により解散する。

(合併、分割又は解散の決議)

第四十四条 機構の合併、分割又は解散の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(残余財産の分配の特例)

第四十五条 機構が解散した場合において、株主に分配することができる残余財産の額は、株式の発行価額の総額に機構の行う業務の公共性を考慮して政令で定める割合を乗じて得た金額を限度とする。

2 残余財産の額が前項の規定により株主に分配することができる金額を超えるときは、その超える部分の額に相当する残余財産は、商法第四百二十五条の規定にかかわらず、国庫に帰属する。

(政府の補助)

第四十六条 政府は、機構が解散する場合において、その財産をもって債務を完済することができないときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に対し、当該債務を完済するために要する費用の全部又は一部に相当する金額を補助することができる。

第八章 預金保険機構の業務の特例等

(預金保険機構の業務の特例)

第四十七条 預金保険機構は、預金保険法第三十

四条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行う。

一 機構の設立の発起人となり、及び機構に対し出資を行うこと。

二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 預金保険機構は、前項第一号の規定による出資を行おうとするときは、運営委員会(預金保険法第十四条に規定する運営委員会をいう。以下同じ。)の議決を経て出資する金額を定め、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない。

(区分経理)

第四十八条 預金保険機構は、前条第一項に規定する業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定(以下「産業再生勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

(借入金及び預金保険機構債券)

第四十九条 預金保険機構は、第四十七条第一項に規定する業務を行うため必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、金融機関その他の者(日本銀行を除く。)から資金の借入れ(借換えを含む。次項及び次条において同じ。)をし、又は預金保険機構債券(以下「債券」という。)の発行(債券の借換えのための発行を含む。次項において同じ。)をすることができる。

2 預金保険機構は、前項に規定する資金の借入れ又は債券の発行を行う場合における一時的な資金繰りのために必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、日本銀行から資金の借入れをすることができる。

3 第一項の規定による借入金の現在額、同項の規定により発行する債券の元本に係る債務の現在額及び前項の規定による借入金の現在額の合計額は、政令で定める金額を超えることとなつてはならない。

4 第三十九条第四項の規定は第一項の資金の貸付けについて、同条第三項の規定は第二項の資金の貸付けについて、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「機構」とあるのは、「預金保険機構」と読み替えるものとする。

5 第一項の規定により発行される債券については、これを預金保険法第四十二条第一項の規定により発行される債券とみなして、同条第五項から第九項までの規定を適用する。

(政府保証)

第五十条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、預金保険機構の前条第一項若しくは第二項の借入れ又は同条第一項の債券に係る債務の保証をすることができる。

(抛入金)

第五十一条 預金保険機構は、第四十七条第一項に規定する業務を行うため必要な資金(当該資金の借入れ(借換えを含む。)又は当該資金を調達するために発行した債券(借換えのために発行した債券を含む。))に係る債務の償還に必要な資金を含む。)の財源に充てるため、金融機関その他の者から抛入金の抛入を受けることができる。

(産業再生勘定の廃止)

第五十二条 預金保険機構は、機構の解散の日以

後の政令で定める日において、産業再生勘定を廃止するものとする。

2 預金保険機構は、前項の規定により産業再生勘定を廃止した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、運営委員会の議決を経て、当該残余財産の額を、前条の規定により抛入金を抛出した金融機関その他の者に対し、その抛入金の額に応じて分配するものとする。

(預金保険法の特例)

第五十三条 第四十七条第一項の規定により預金保険機構が同項に規定する業務を行う場合には、預金保険法第十五条第五号中「事項」とあるのは「事項(株式会社産業再生機構法以下「機構法」という。)の規定による機構の業務に係るものを除く。」と、同法第三十七条第一項中「業務」とあるのは「業務(機構法第四十七条第一項に規定する業務を除く。)」と、同法第四十四条、第四十五条第二項、第四十六条第一項及び第四百五十一条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は機構法」と、同法第五十一条第二項中「業務(第四十条の二第二号に掲げる業務を除く。)」とあるのは「業務(第四十条の二第二号に掲げる業務及び機構法第四十七条第一項に規定する業務を除く。)」と、同法第五百十一条第三号中「第三十四条に規定する業務」とあるのは「第三十四条に規定する業務及び機構法第四十七条第一項に規定する業務」とする。

第九章 雑則

(主務大臣)

第五十四条 この法律における主務大臣は、内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。

ただし、第四十二条第一項に規定する主務大臣の権限は、内閣総理大臣、財務大臣又は経済産業大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。

2 この法律における主務省令は、内閣府令・財務省令・経済産業省令とする。

(権限の委任)

第五十五条 内閣総理大臣は、前章の規定による権限を金融庁長官に委任する。

(課税の特例)

第五十六条 機構が債権買取り等の申込みを受け、当該申込みに基づく債権の買取りにより不動産に関する権利の取得をした場合には、当該不動産に関する権利の移転の登記については、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記がされるものに限り、登録免許税を課さない。

(産業活力再生特別措置法との関係)

第五十七条 機構は、再生支援をするに当たっては、必要に応じ、対象事業者に対し、産業活力再生特別措置法第三条第一項の事業再構築計画の認定、同法第五条第一項の共同事業再編計画の認定又は同法第六条第一項の経営資源再活用計画の認定の申請を促すこと等により、同法により講じられる施策と相まって、効果的にこれを行うよう努めなければならない。

(金融庁又は日本銀行に対する協力要請)

第五十八条 機構は、債権の買取りに際しての適正な時価の算定等のため必要があると認めるときは、金融庁又は日本銀行に対し、技術的助言その他の協力を求めることができる。

(預金保険機構及び特定協定銀行との協力等)

第五十九条 機構は、第十九条第一項第一号に掲

げる業務その他の業務の実施に当たっては、預金保険機構及び特定協定銀行(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第三十二号)第五十三条第一項第二号に規定する特定協定銀行をいう。)との協力体制の充実に図りつつ、適正かつ効率的に行うよう努めなければならない。

(政府関係金融機関等の協力等)

第六十条 第二条第一項第五号に掲げる法人(以下「政府関係金融機関等」という。)は、機構が第二十三条第一項の規定により買取申込み等をするよう求めた場合において、当該買取申込み等に伴う負担が合理的かつ妥当なものであるときは、これに応じるよう努め、当該買取申込み等が同項第二号の同意をする旨のものであった場合には、当該同意に係る事業再生計画に従って対象事業者の債務の免除その他の必要な協力をしなければならない。

2 政府関係金融機関等を所管する大臣及び財務大臣は、当該政府関係金融機関等が対象事業者に係る債権を機構に譲渡し、又は事業再生計画に従って対象事業者の債務を免除した場合における決算に関する書類の承認をすることがかの判断(財務大臣にあっては、承認の協議における判断を含む。)に当たっては、対象事業者の事業の再生を通じて我が国の産業の再生及び信用秩序の維持を図るとのこの法律の趣旨を尊重しなければならない。

第十章 罰則

第六十一条 機構の役員又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。

これによって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかったときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第六十二条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

第六十三条 第十三条の規定に違反してその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六十四条 第四十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

第六十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、百万円以下の過料に処する。

一 第四条第二項の規定に違反して、新株を発行したとき。

二 第十八条第一項の規定に違反して、登記することを怠ったとき。

三 第十九条第二項の規定に違反して、業務を行ったとき。

四 第二十二條第四項、第二十五条第四項又は第二十九条第一項の規定に違反して、主務大臣の意見を聴かなかったとき。

五 第三十五条の規定に違反して、予算の認可を受けなかったとき。

六 第三十八条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書及び営業報告書の承認を受けなかったとき。

七 第三十九条第一項の規定に違反して、資金を借り入れ、又は社債を発行したとき。

八 第四十一条第二項の規定による命令に違反したとき。

第六十六条 第五条第二項の規定に違反して産業再生機構という名称を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二章、第十一条(第四項を除く。)、第十二条、第二十一条、第八章、第五十四条及び第五十五条の規定 公布の日

二 第十一条第四項の規定 公布の日又は平成十五年四月一日のいずれか遅い日

(名称についての経過措置)

第二条 この法律の施行の際、現に産業再生機構という名称を使用している者については、第五条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(予算についての経過措置)

第三条 機構の成立の日の属する営業年度の予算については、第三十五条中「毎営業年度の開始前に」とあるのは、「機構の成立後遅滞なく」とする。

(罰則についての経過措置)

第四条 この法律の施行前にした預金保険法第百五十一条第三号に該当する違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後二年以内に、この法律の施行状況、特殊法人等改革基本法(平成十三年法律第五十八号)第三条に規定する基本理念、社会経済情勢の変化等を勘案し、機構に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理由

最近における経済の停滞、物価、地価及び株価の下落等の経済情勢の変化に我が国の産業及び金融システムが十分対応できたものとなっていない状況にかんがみ、我が国の産業の再生と信用秩序の維持のため、有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている事業者に対し、金融機関等からの債権の買取り等を通じてその事業の再生を支援することを目的とする法人として、株式会社産業再生機構を設立する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

株式会社産業再生機構法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における経済の停滞、物価、地価及び株価の下落等の経済情勢の変化に我が国の産業及び金融システムが十分対応できたものとなっていない状況にかんがみ、我が国の産業

の再生と信用秩序の維持のため、有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている事業者に対し、金融機関等からの債権の買取り等を通じてその事業の再生を支援することを目的とする法人として、株式会社産業再生機構を設立しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 株式会社産業再生機構(以下「機構」という。)は、主務大臣の認可により、一を限り設立される株式会社とし、預金保険機構は、常時、機構の発行済株式の総数の二分の一以上を保有するものとする。

2 機構に、取締役である委員三人以上七人以上で組織する産業再生委員会を置き、事業者の再生支援の決定、債権買取り等の決定、債権又は持分の処分等の決定等を行うものとする。

3 主務大臣は、事業所管大臣の意見を聴いて、機構が再生支援の決定及び債権買取り等の決定に当たって従うべき支援基準を定めるものとする。

4 機構は、過大な債務を負っている事業者と金融機関等の連名による再生支援の申込みを受け、あらかじめ主務大臣及び事業所管大臣の意見を聴いて、再生支援をするかどうかの決定を行うものとする。また、支援決定を行ったときは、関係金融機関等に対し、債権買取り等の申込み又は事業再生計画への同意の回答を求めるとともに、対象事業者の事業の再生が困難となるおそれがあると認められるときは、関係金融機関等に対し、回答期

間が満了するまでの間、債権の回収等をしないよう要請するものとする。

5 機構は、回答期間が満了し、又はすべての関係金融機関等から回答があったときは、あらかじめ主務大臣の意見を聴いて、債権買取り等をするかどうかの決定を行うものとする。また、機構が債権の買取りを行う場合の価格は、事業再生計画を勘案した適正な時価を上回ってはならないものとする。

6 債権の買取申込み等期間は、支援決定の日から三月以内で機構が定める期間とし、その末日を平成十七年三月三十一日以前の日とするものとする。また、機構は、買取決定の日から三年以内にすべての債権等の譲渡その他の処分を行うよう努めるものとする。

7 政府は、機構が解散する場合において債務超過となったときは、その全部又は一部に相当する金額を補助することができるものとする。

8 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

二 議案の修正議決理由

本案は、我が国の産業の再生と信用秩序の維持のため、有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている事業者に対し、その事業の再生を支援する措置として妥当なものと認め、機構は雇用の安定等に配慮しつつ我が国の産業の再生及び信用秩序の維持を図るものとす

ること、機構は再生支援の決定に当たっては再生支援の申込みをした事業者における事業再生計画についての労働者との協議状況等に配慮しなければならないものとする。機構は再生支援の決定に当たっては事業者の企業規模を理由として不利益な取扱いをしてはならないものとする。こと等につき、修正する必要があると認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成十五年三月十九日

経済産業委員長 村田 吉隆
衆議院議長 綿貫 民輔殿

(別紙)

(小字及び一は修正)

(機構の目的)

第一条 株式会社産業再生機構は、最近における経済の停滞、物価、地価及び株価の下落等の経済情勢の変化に我が国の産業及び金融システムが十分対応できたものとなっていない状況にかんがみ、○雇用の安定等に配慮しつつ、我が国が産業の再生を図るとともに、金融機関等の不良債権の処理の促進による信用秩序の維持を図るため、有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている事業者に対し、過剰供給構造その他の当該事業者の属する事業分野の実態を考慮しつつ、当該事業者に対して金融機関等有する債権の買取り等を通じてその事業の再生を支援することを目的とする株式会社とする。

(支援決定)

第二十二條 過大な債務を負っている事業者であつて、その債権者である一以上の金融機関等と協力してその事業の再生を図らうとする者は、当該金融機関等と連名で、機構に対し、再生支援を申し込むことができる。

2 前項の申込みは、当該申込みをする事業者の事業の再生の計画(以下「事業再生計画」という。)を添付して行わなければならない。

3 機構は、第一項の申込みがあつたときは、遅滞なく、支援基準に従つて、再生支援をするかどうかを決定するとともに、その結果を当該申込みをした事業者及び金融機関等に通知しなければならない。この場合において、機構は、再生支援をする旨の決定(以下「支援決定」という。)を行つたときは、併せて、次条第一項前段の関係金融機関等の選定及び買取申込み等期間の決定、第二十四条第一項の一時停止の要請をするかどうかの決定並びに第二十五条第二項の必要債権額の決定を行わなければならない。

4 機構は、再生支援をするかどうかを決定するに当たっては、第一項の申込みをした事業者における事業再生計画についての労働者との協議の状況等に配慮しなければならない。

5 機構は、第一項の申込みをした事業者が中小規模の事業者である場合において再生支援をするかどうかを決定するに当たっては、当該事業者の企業規模を理由として不利益な取扱いをしてはならない。

4⁶ 機構は、再生支援をするかどうかを決定しようとするときは、あらかじめ、主務大臣の意見を聴かなければならない。

5⁷ 主務大臣は、前項の規定により意見を聴かれたときは、遅滞なく、その内容を事業所管大臣

に通知するものとする。

6⁸ 事業所管大臣は、前項の通知を受けた場合において、過剰供給構造その他の当該事業者の属する事業分野の実態を考慮して必要があると認めるときは、機構に対して意見を述べることができる。

(債権又は持分の譲渡その他の処分決定等)

第二十九条 機構は、対象事業者に係る債権又は持分の譲渡その他の処分の決定を行おうとするときは、あらかじめ、主務大臣の意見を聴かなければならない。

2 第二十二條第五項及び第六項の規定は、経済情勢の変化等に伴い、機構が支援決定に係る事業再生計画に予定していない債務の免除を行う必要が新たに生じた場合における当該債務の免除に係る前項の決定に関し、同項の規定により主務大臣が意見を聴かれた場合について準用する。

3 機構は、経済情勢、対象事業者の事業の状況等を考慮しつつ、買取決定の日から三年以内に、当該買取決定に係る対象事業者につき、すべての債権及び持分の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならない。

4 機構が貸付債権の信託の引受けを行う場合における信託契約の期間は、三年を超えてはならない。

5 機構が債務の保証を行う場合におけるその対象となる貸付金の償還期限までの期間は、買取決定の日から三年を超えてはならない。

第六十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、百万円以下の過料に処する。

一 第四条第二項の規定に違反して、新株を発行したとき。

二 第十八條第一項の規定に違反して、登記することを怠つたとき。

三 第十九條第二項の規定に違反して、業務を行ったとき。

四 第二十二條第四項、第二十五条第四項又は第二十九条第一項の規定に違反して、主務大臣の意見を聴かなかつたとき。

五 第三十五条の規定に違反して、予算の認可を受けなかつたとき。

六 第三十八條の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書及び営業報告書の承認を受けなかつたとき。

七 第三十九條第一項の規定に違反して、資金を借り入れ、又は社債を発行したとき。

八 第四十一条第二項の規定による命令に違反したとき。

(別紙)

株式会社産業再生機構法案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、産業及び金融の一体的な再生に向けて産業再生機構の機能が実効的に発揮されるよう、また、最近の厳しい雇用情勢を勘案し、雇用の安定に配慮しつつ、特に次の諸点につき適切な措置を講ずべきである。

一 事業の再生については、市場における企業の自主的な取組みを尊重することを原則とし、産業再生機構(以下「機構」という。)が事業の再生支援の決定を行うに当たっては、過度の介入により安易な企業の延命を図ることのないよう、公正かつ中立的な観点から判断を行うものとする。

ること。

二 機構は、事業者が、労働者の理解と協力を得て、事業再生計画を策定及び実施しているか等、関係労働組合との協議の状況につき、十分な確認を行うものとする。

三 機構は、支援基準を運用し、事業の再生支援を行うに当たり、中小企業者の事業の実態等を勘案し、支援基準の運用に当たっても、機構による再生支援を中小企業者が十分活用しうるよう努めるものとする。

四 事業所管大臣は、事業分野別支援基準を作成する際、及び個別事業の支援決定において機構に意見を述べる際には、機構の中立的立場を阻害することのないよう配慮しつつ、対象事業者の属する関係事業者の意見等を踏まえて実施するものとする。

五 産業再生委員会の運営に当たっては、経営者を代表する者及び労働者を代表する者の知見がそれぞれ反映されるようにするものとする。

六 機構は、事業の再生支援を行うに当たり、過去に金融機関等から債務の免除等の支援を受けたことがある事業者については、基準に基づき厳正に判断する等、事業者のモラルハザードを招かないよう努め、あわせて機構の損失拡大の防止に十分配慮するものとする。

七 政府は、業務の運営の透明性を確保するため、支援基準について可能な限り具体的に定めよう努力するとともに、機構は、企業秘密に配慮しつつ、債権の買取及び処分について、積極的に情報の公開に努めるものとする。

株式会社産業再生機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

右

国会に提出する。

平成十五年一月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

株式会社産業再生機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(中小企業信用保険法の一部改正)

第一条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第八号中「をいう。」の下に「又は株式会社産業再生機構を加える。」

(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部改正)

第二条 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第五十三条第一項第一号に次のように加える。

ホ 株式会社産業再生機構

第五十三条第二項第三号中「平成十六年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、同項に次の一号を加える。

四 株式会社産業再生機構 株式会社産業再生機構から資産の買取りの申込みがなされた場合又は資産の買取りに係る入札の実施の広告若しくは申出がなされた場合

第五十四条第一項第一号の二中「前条第一項第一号二」の下に「又はホ」を加える。
第五十五条第一項中「同項第三号」の下に「若しくは第四号」を加える。

第七十六条第三項中「買取り」の下に「(平成二十年四月一日以後に株式会社産業再生機構から資産の買取りの申込みがなされた場合又は資産の買取りに係る入札の実施の広告若しくは申出がなされた場合に係るものを除く。)」を加える。

(株式会社産業再生機構法の一部改正)

第三条 株式会社産業再生機構法(平成十五年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「第十条第四項」を「第十条第三項」に改める。

(内閣府設置法の一部改正)

第四条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二条に次の一項を加える。

4 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項及び前三項に規定する事務のほか、政令で定める日までの間、株式会社産業再生機構に関する次に掲げる事務をつかさどる。

一 次に掲げる事項の認可に関すること。

イ 設立

ロ 定款の変更の決議

ハ 取締役及び監査役の選任及び解任の決議

ニ 合併、分割及び解散の決議

二 関係行政機関の事務の調整に関すること。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、株式会社産業再生機構法の施行の日から施行する。ただし、第三条の規定は、証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律平

成十四年法律第六十五号)附則第五十八条の規定の施行の日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年以内に、中小企業をめぐる金融の状況等を勘案しつつ、第一条の規定による改正後の中小企業信用保険法第二条第三項第八号の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

理由

株式会社産業再生機構法の施行に伴い、破綻金融機関等以外の金融機関からの預金保険機構への資産の買取りの申込みの期間を一年間延長するとともに、中小企業信用保険法その他の関係法律の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

株式会社産業再生機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、株式会社産業再生機構法の施行に伴い、破綻金融機関等以外の金融機関からの預金保険機構への資産の買取りの申込みの期間を一年間延長するとともに、中小企業信用保険法その他の関係法律の整備を行おうとするものである。その主な内容は次のとおりである。

1 中小企業信用保険法の一部改正

経営安定関連保証の対象となる特定中小企業者の定義に、金融機関が株式会社産業再生機構に貸付債権を譲渡したことにより、借入れの減少等が生じているために経営の安定に支障を生じている中小企業者を追加するこ

と。

2 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部改正

預金保険機構が特定協定銀行に委託して、株式会社産業再生機構から資産を買い取ることができるとするとともに、預金保険機構が特定協定銀行に委託して行っている、健全金融機関からの資産の買取りにつき、その申込みの期間を一年間延長し、平成十七年三月三十一日までとすること。

3 内閣府設置法の一部改正

内閣府の所掌事務に、株式会社産業再生機構の所掌に関する事務を追加すること。

4 附則

この法律は、株式会社産業再生機構法の施行の日から施行することとするほか、所要の規定を整備すること。

二 議案の可決理由

本案は、株式会社産業再生機構法の施行に伴う措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十五年三月十九日

経済産業委員長 村田 吉隆

衆議院議長 綿貫 民輔殿

産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十五年一月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律

産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二条」を「第二条の三」に、「事業再構築の円滑化」を「事業再構築、共同事業再編及び経営資源再活用」の円滑化に、「第三章 創業及び中小企業者による新事業の開拓の支援(第二十二條、第二十九條)」を「第三章 中小企業の活力再生 第一節 創業及び中小企業再生 第二節 中小企業再生」に改める。

第一条中「事業再構築」の下に、「共同事業再編及び経営資源再活用」を加え、「創業及び中小企業者による新事業の開拓」を「中小企業の活力の再生」に改める。

第二条第二項第一号中「第十四条第一号並びに第十七条第一項、第四項及び第五項において「事業構造変更」という。」を削り、同号イ中「合併」を「株式交換、株式移転、合併、会社の分割に改め、同号ロ中「廃業」の下に、「株式交換、株式移転、会社の分割」を加え、同項第一号中「第十七条及び第二十條第一項において」を「以下」に改め、同条第六項を同条第九項とし、同条第三項から第五項までを三項ずつ繰り下げ、同条第二項の次の三項を加える。

3 この法律において「共同事業再編」とは、過剰供給構造(供給能力が必要に照らし著しく過剰であり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる状態をいう。以下同じ。)にあるものとして次条に規定する基本指針に定める基準に適合する事業分野(以下「特定事業分野」という。)に属する事業を行う二以上の事業者が共同して行う過剰供給構造の解消を目指し

た事業活動であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。

一 施設の相当程度の撤去、設備の相当程度の廃棄その他の方法により当該事業分野における供給能力を減少させるものであること。

二 当該二以上の事業者及びこれらの関係事業者に係る株式交換、株式移転、合併、会社の分割、営業の全部又は一部の譲渡又は譲受け、会社の設立又は清算その他法令で定める組織の再編成を伴うものであること。

4 この法律において「経営資源再活用」とは、合併、営業の譲受けその他これらに準ずるものにより他の事業者から事業を承継し、当該事業に係る当該他の事業者の経営資源を有効に活用して当該事業の生産性を相当程度向上させることを目指した事業活動をいう。

5 この法律において「事業革新設備」とは、第二項第二号イからハまでに掲げる事業革新に必要な設備であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。

一 当該設備を導入しようとする事業者が現に有しておらず、かつ、初めて導入するものであること。

二 当該設備を導入しようとする事業者が自ら行った研究開発の成果である新技術を利用したものであること。

第一章中第二条の次に次の二条を加える。

(基本指針)
第二条の二 経済産業大臣は、我が国産業の活力の再生に関する基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めなければならない。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 我が国産業の活力の再生に関する基本的事項
二 事業再構築に関する次に掲げる事項
イ 事業再構築による生産性及び財務内容の

健全性の向上に関する目標の設定に関する事項

ロ 事業再構築の実施方法に関する事項
ハ イ及びロに掲げるもののほか事業再構築に関する重要事項

三 共同事業再編に関する次に掲げる事項
イ 過剰供給構造にある事業分野の基準に関する事項

ロ 共同事業再編による供給能力の減少に関する目標の設定に関する事項

ハ 共同事業再編の実施方法に関する事項
ニ イ、ロ及びハに掲げるもののほか共同事業再編に関する重要事項

四 経営資源再活用に関する次に掲げる事項
イ 経営資源再活用による生産性の向上に関する目標の設定に関する事項

ロ 経営資源再活用の実施方法に関する事項
ハ イ及びロに掲げるもののほか経営資源再活用に関する重要事項

五 事業革新設備の導入に関する次に掲げる事項
イ 導入すべき事業革新設備の基準に関する事項

ロ イに掲げるもののほか事業革新設備の導入に関する重要事項

六 その他我が国産業の活力の再生に関する重要事項

3 経済産業大臣は、経済事情の変動により必要が生じたときは、基本指針を変更するものとする。

4 経済産業大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 経済産業大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(事業分野別指針)
第二条の三 主務大臣は、基本指針に基づき、所管に係る事業分野のうち、過剰供給構造にある事業分野であつて当該事業分野の特性に応じた産業の活力の再生を図ることが適当と認められるものを指定し、当該事業分野に係る産業の活力の再生に関する指針(以下「事業分野別指針」という。)を定めることができる。

2 事業分野別指針においては、当該事業分野における共同事業再編の実施方法その他の当該事業分野に係る産業の活力の再生に関し必要な事項を定めるものとする。

3 主務大臣は、経済事情の変動により必要が生じたときは、事業分野別指針を変更するものとする。

4 主務大臣は、事業分野別指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 主務大臣は、事業分野別指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

「第二章 事業再構築の円滑化」を「第二章 事業再構築、共同事業再編及び経営資源再活用の円滑化」に改める。

第三条第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同条第三項中「第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。」

二 事業再構築による生産性及び財務内容の健全性の向上の程度を示す指標
第三条第六項を同条第七項とし、同条第五項第一号を次のように改める。

一 当該事業再構築計画が基本指針(当該事業再構築計画に係る中核的事業について前条第一項の規定により事業分野別指針が定められた場合にあつては、基本指針及び当該事業分

野別指針)に照らし適切なものであること。

第三条第五項第七号中「事業再構築計画の下に「又は同一の業種に属する他の事業者から営業を譲り受ける事業者の申請に係る事業再構築計画」を加え、同号イ中「二以上の」を「申請を行う」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 当該事業再構築計画に係る事業再構築が過剰供給構造の解消を妨げるものでないこと。
第三条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 事業再構築計画には、事業再構築の実施のために事業革新設備を導入する旨を記載することができる。

第四条第一項及び第二項中「認定事業者」を「認定事業再構築事業者」に改め、同条第三項中「前条第五項各号」を「前条第六項各号」に、「認定事業者」を「認定事業再構築事業者」に改め、同条第五項中「前条第五項及び第六項」を「前条第六項及び第七項」に改める。

第五条を次のように改める。

(共同事業再編計画の認定)

第五条 同一の特定事業分野に属する事業を営む二以上の事業者は、その実施しようとする共同事業再編に関する計画(以下「共同事業再編計画」という。)を作成し、主務省令定めるところにより、これを平成二十年三月三十一日までに主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 共同事業再編計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 共同事業再編の目標
- 二 共同事業再編による供給能力の減少の程度を示す指標
- 三 共同事業再編の内容及び実施時期
- 四 共同事業再編の実施に必要な資金の額及び

その調達方法

五 共同事業再編に伴う労務に関する事項

3 共同事業再編計画には、次に掲げる事項に関する計画を含めることができる。

一 関係事業者が当該事業者の共同事業再編のために行う措置に関する事項

二 共同事業再編に必要な資金を確保するために行う資本の相当程度の増加(これと同時に資本、資本準備金又は利益準備金(以下「資本等」という。))の減少を行おうとする場合にあっては、当該資本等の減少を含む。)に関する事項

三 共同事業再編に伴って行おうとする資産の譲渡又は譲受けに関する事項

四 共同事業再編に伴って行おうとする事業革新設備の導入その他の事業革新に関する事項

4 主務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その共同事業再編計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該共同事業再編計画が基本指針(当該共同事業再編計画に係る特定事業分野について第二条の第三項の規定により事業分野別指針が定められた場合にあっては、基本指針及び当該事業分野別指針)に照らし適切なものであること。

二 当該共同事業再編計画に係る共同事業再編が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 当該共同事業再編計画に係る共同事業再編が国民経済の国際経済環境と調和のとれた健全な発展を阻害するものでないこと。

四 当該共同事業再編計画が従業員の地位を不当に害するものでないこと。

五 次のイ及びロに適合すること。
イ 第一項の認定の申請を行う事業者と当該特定事業分野に属する事業を営む他の事業者との間の適正な競争が確保されること。

ロ 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

5 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令定めるところにより、当該認定に係る共同事業再編計画の内容を公表するものとする。

第五条の次に次の一条を加える。

(共同事業再編計画の変更等)

第五条の二 前条第一項の認定を受けた者(当該認定に係る共同事業再編計画に従って合併により設立された法人を含む。以下「認定共同事業再編事業者」という。)は、当該認定に係る共同事業再編計画を変更しようとするときは、主務省令定めるところにより、その認定をした主務大臣の認定を受けなければならない。

2 主務大臣は、認定共同事業再編事業者又はその関係事業者が当該認定に係る共同事業再編計画(前項の規定による認定の変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定共同事業再編計画」という。)に従って共同事業再編のための措置を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 主務大臣は、認定共同事業再編計画が前条第四項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、認定共同事業再編事業者に対して、当該認定共同事業再編計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

4 主務大臣は、前二項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を公表するものとする。

5 前条第四項及び第五項の規定は、第一項の認定に準用する。

第六条の見出し中「活用事業計画」を「経営資源再活用計画」に改め、同条第一項を次のように改める。

事業者は、その実施しようとする経営資源再活用(当該事業者が法人を設立し、その法人が実施しようとするものを含む。)に関する計画

(以下「経営資源再活用計画」という。)を作成し、主務省令定めるところにより、これを平成二十年三月三十一日までに主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

第六条第二項中「活用事業計画」を「経営資源再活用計画」に改め、同項第一号中「認定事業者」を「他の事業者」に改め、同項第三号中「活用事業」を「経営資源再活用」に改め、同号を同項第五号とし、同項第一号中「活用事業」を「経営資源再活用」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 経営資源再活用の目標

三 経営資源再活用による他の事業者から承継する事業の生産性の向上の程度を示す指標

第六条第二項に次の一号を加える。

六 経営資源再活用に伴う労務に関する事項
第六条第三項中「活用事業計画」を「経営資源再活用計画」に、「当該活用事業」を「当該経営資源再活用」に、「認定事業者」を「他の事業者」に、「譲り受け」を「承継し」に、「特定活用事業者」を「特定経営資源再活用事業者」に改め、同条第四項中「その活用事業計画」を「その経営資源再活用計画」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 当該経営資源再活用計画が基本指針(当該経営資源再活用計画に係る他の事業者から承継する事業について第二条の第三項の規定により事業分野別指針が定められた場合にあっては、基本指針及び当該事業分野別指針)に照らし適切なものであること。

第六条第四項第一号を削り、同項第三号中「活用事業計画」を「経営資源再活用計画」に、「活用事業」を「経営資源再活用」に改め、同号を同項第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 当該経営資源再活用計画に係る経営資源再活用が過剰供給構造の解消を妨げるものでないこと。

第六条第四項第四号中「活用事業計画」を「経営資源再活用計画」に、「活用事業」を「経営資源再活用」に改め、同号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 当該経営資源再活用計画が従業員の地位を不当に害するものでないこと。

口に適合すること。

の適正な競争が確保されること。

に害するおそれがあるものでないこと。

に次の一項を加える。

関する計画を含めることができる。

項

に関する事項

第六条に次の一項を加える。

事業者」に、「活用事業計画」を「経営資源再活

源再活用計画」に改め、同条第三項中「前条第四項」を「前条第五項及び第六項」に改め、同項を同

る。

る。

しをしたときは、その旨を公表するものとする。

第七條の次に次の一條を加える。

第七條の二 主務大臣は、同一の業種に属する事

事業再編計画について第五条第一項の認定(第

又は他の事業者から承継する事業と同一の事業

分野に属する事業を営む事業者の申請に係る経

おいて、必要があると認めるときは、当該認定

用計画に従って行おうとする経営資源再活用の

共同事業再編に係る特定事業分野又は当該経営資源再活用に係る他の事業者から承継する事業

述べるものとする。

する。

定による送付に係る事業再構築計画、共同事業

大臣が第三条第一項の認定、第五条第一項の認

事業者は、その実施しようとする事業革

るところにより、これを平成二十年三月三十一

日までに主務大臣に提出して、その認定を受け

一 事業革新設備の導入の目標

合において、その事業革新設備導入計画が次の

ときは、その認定をするものとする。

一 当該事業革新設備導入計画が基本指針(当

と。

込まれるものであること。

のでないこと。

(事業革新設備導入計画の変更等)

ならない。

当該認定に係る事業革新設備導入計画(前項の

とができる。

条第三項各号のいずれかに適合しないものと

る。

平成十五年三月二十日 衆議院會議録第十六号

産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

(現物出資及び財産引受の調査に関する特例)

第十條 事業者が認定事業再構築計画、認定共同事業再編計画又は認定経営資源再活用計画(以下「認定計画」と総称する。)に従つてその財産の全部又は一部を出資し、又は譲渡することにより新たに株式会社又は有限会社(以下第十二条までにおいて「会社」という。)を設立する場合における当該新たに設立される会社の取締役(新たに設立される会社が株式会社であり、かつ、その設立に際して発行する株式の総数を発起人が引き受けない場合にあつては、当該新たに設立される会社の発起人)に係る商法明治三十二年法律第四十八号(以下「商法」)第二百一十一号(同法第二百一十一号第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)及び有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)第十二条ノ二第二項の規定の適用については、商法第二百一十三条第二項第一号及び有限会社法第十二条ノ二第二項中「超エザル場合」とあるのは、「超エザル場合並ニ産業活力再生特別措置法第十條第一項ニ規定スル場合」とする。

2 前項の場合における商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第八十條及び第九十五條の規定の適用については、同法第八十條中「次の書類」とあるのは、「次の書類(第五号に掲げる書類を除く。及び産業活力再生特別措置法第三條第一項、第五條第一項又は第六條第一項の認定を受けた計画に従つた財産の出資又は譲渡であることを証する書面」と、同法第九十五條中「次の書類」とあるのは、「次の書類(第三号に掲げる書類を除く。及び産業活力再生特別措置法第三條第一項、第五條第一項又は第六條第一項の認定を受けた計画に従つた財産の出資又は譲渡であることを証する書面」とする。

第十二條及び第十三條を削り、第十一條第一項中「認定事業再構築計画又は認定活用事業計画」を「認定計画」に改め、同條を第十三條とし、第十條

の次に次の十二條を加える。

(事後設立の調査に関する特例)

第十一條 会社が認定計画に従つて商法第二百四十六條第一項又は有限会社法第四十條第三項の契約をし、営業のために継続して使用する財産を譲り受ける場合における当該会社の取締役(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)以下「商法特例法」という。)第一條の二第三項に規定する委員会等設置会社(次条において「委員会等設置会社」という。)にあつては、執行役については、商法第二百四十六條第二項(有限会社法第四十條第四項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

(新株発行等に係る現物出資の調査に関する特例)

第十二條 事業者が認定計画に従つてその財産の全部又は一部を他の会社に出資する場合における当該他の会社の取締役(委員会等設置会社にあつては、執行役)については、商法第二百八十八條ノ一第一項及び有限会社法第五十二條ノ三第一項の規定は、適用しない。

2 前項の場合における商業登記法第八十二條及び第九十六條の規定の適用については、同法第八十二條中「次の書類」とあるのは、「次の書類(第二号の検査役の調査報告を記載した書面及び第三号に掲げる書類を除く。及び産業活力再生特別措置法第三條第一項、第五條第一項又は第六條第一項の認定を受けた計画に従つた財産の出資であることを証する書面」と、同法第九十六條第二号中「第八十二條第二号から第四号までに掲げる書面」とあるのは、「第八十二條第二号に掲げる書面(検査役の調査報告を記載した書面を除く。及び同法第四号に掲げる書面並びに産業活力再生特別措置法第三條第一項、第五條第一項又は第六條第一項の主務大臣の認定を受けた計画に従つた財産の出資であることを証する書面」とする。

(簡易営業譲渡に関する特例)

第十二條の二 認定事業再構築事業者、認定共同事業再編事業者若しくは認定経営資源再活用事業者(以下「認定事業者」と総称する。)又はこれらの関係事業者である株式会社であつて認定計画に従つて営業全部の譲渡をするものに係る商法第二百四十五條ノ五第一項の規定の適用については、同項中「二十分の一」とあるのは、「五分の一」とする。

2 認定事業者の特定関係事業者(関係事業者であつて、当該認定事業者又はその完全子会社(商法第三百五十二條第一項に規定する完全子会社をいう。以下同じ。)がその総株主の議決権の三分の二以上を有しているものをいう。以下同じ。)であつて株式会社であるものが、認定計画に従つて、当該認定事業者又は当該認定事業者の他の特定関係事業者等(当該認定事業者の認定関係事業者若しくは当該認定計画に係る他の認定事業者若しくは当該認定事業者の特定関係事業者をいう。以下同じ。)から営業全部の譲受けをする場合においては、当該営業全部の譲受けをする特定関係事業者は、同法第二百四十五條第一項の規定による決議(次項において単に「決議」という。)を得ることを要しない。

3 前項の場合においては、同項の規定により決議を得ることを要しないこととされた特定関係事業者を商法第二百四十五條ノ五第一項の規定により決議を得ることを要しないこととされた会社とみなして同法第二項から第六項までの規定並びにこれらの規定に係る同法及び非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)の規定を適用する。

(簡易営業譲渡に関する特例)

第十二條の三 認定事業者又はその関係事業者である株式会社が、認定計画に従つて、営業譲渡(商法第二百四十五條第一項第一号の営業の重要な一部の譲渡をいう。以下この条において同じ。)であつて当該営業譲渡をする株式会社が譲

り渡す財産について当該会社の会計帳簿に記載し、又は記録した価額の合計額が当該会社の最終の貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額の五分の一を超えないものをする場合においては、当該認定事業者又はその関係事業者である株式会社が、同項の規定による決議を得ることを要しない。

2 認定事業者の特定関係事業者であつて株式会社であるものが、認定計画に従つて、当該認定事業者又は当該認定事業者の他の特定関係事業者等(当該認定事業者の他の特定関係事業者が譲り渡す財産について当該特定関係事業者の会計帳簿に記載し、又は記録した価額の合計額が当該特定関係事業者の最終の貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額の五分の一を超えないものを除く。)をする場合においては、当該営業譲渡をする特定関係事業者は、商法第二百四十五條第一項の規定による決議を得ることを要しない。

3 商法第二百四十五條ノ五第二項から第六項まで並びに非訟事件手続法第二百六條第一項及び第二百三十二條ノ六第一項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、商法第二百四十五條ノ五第二項、第三項及び第六項中「営業全部ノ譲渡」とあるのは、「営業ノ重要ナル一部ノ譲渡」と読み替へるものとする。

(簡易株式交換に関する特例)

第十二條の四 認定事業者又はその関係事業者である株式会社が、認定計画に従つて株式交換(当該株式会社が完全親会社(商法第三百五十二條第一項に規定する完全親会社をいう。以下同じ。)となるものに限る。)をするものに係る同法第三百五十八條第一項の規定の適用については、同項中「二十分の一」とあるのは「五分の一」と、「五分の一」とあるのは「十分の一」とする。

2 認定事業者の特定関係事業者であつて株式会社であるものが、認定計画に従つて、当該認定

式会社が分割により営業を承継する会社となるものに限る。）をするものに係る商法第三百七十四条ノ二十三第一項の規定の適用については、同項中「二十分ノ一」とあるのは「五分ノ一」と、「五十分ノ一」とあるのは「十分ノ一」とする。

6 認定事業者の特定関係事業者であつて株式会社であるものが、認定計画に従つて、当該認定事業者又は当該認定事業者の他の特定関係事業者等と吸収分割（当該吸収分割をする特定関係事業者が分割により営業を承継する会社となる

ものに限る。以下この項において同じ。をする場合においては、当該吸収分割をする特定関係事業者は、商法第三百七十四条ノ十七第一項の規定による承認(次項において単に「承認」という。)を得ることを要しない。

7 前項の場合においては、同項の規定により承認を得ることを要しないこととされた特定関係事業者を商法第三百七十四条ノ二十三第一項の規定により承認を得ることを要しないこととされた会社とみなして同条第三項から第九項までの規定並びにこれらの規定に係る同法及び非訟事件手続法の規定を適用する。

8 第一項、第二項、第五項及び第六項の場合における商業登記法第八十九条の八第一項の規定の適用については、同項中「次の書類」とあるのは、「次の書類、産業活力再生特別措置法第三十一条第一項、第五項第一項又は第六項第一項の主務大臣の認定(以下この項において単に「認定」という。)を受けたことを証する書面(同法第十二条の六第一項若しくは第五項の認定事業者の特定関係事業者又は同条第二項若しくは第六項の認定事業者の特定関係事業者にあつては、認定を受けた事業者の特定関係事業者又は特定関係事業者であることを証する書面を含む。)及び認定を受けた計画に従つた吸収分割であることを証する書面」とする。

(簡易合併に関する特例)
第十二条の七 認定事業者又はその関係事業者である株式会社であつて認定計画に従つて合併(当該株式会社及び合併後存続するものに限り)をするものに係る商法第四百十三条ノ三第一項の規定の適用については、同項中「二十分の一」とあるのは「五分の一」と、「五十分の一」とあるのは「十分の一」とする。

2 認定事業者の特定関係事業者であつて株式会社であるものが、認定計画に従つて、当該認定事業者又は当該認定事業者の他の特定関係事業者等と合併をする場合においては、当該合併を

する特定関係事業者は、商法第四百八条第一項の規定による承認(次項において単に「承認」という。)を得ることを要しない。

3 前項の場合においては、同項の規定により承認を得ることを要しないこととされた特定関係事業者を商法第四百十三条ノ三第一項の規定により承認を得ることを要しないこととされた会社とみなして同条第三項から第九項までの規定並びにこれらの規定に係る同法及び非訟事件手続法の規定を適用する。

4 第一項及び第二項の場合における商業登記法第九十条第一項及び第九十一条第一項の規定の適用については、同法第九十条第一項中「次の書類」とあるのは「次の書類、産業活力再生特別措置法第三十一条第一項、第五項第一項又は第六項第一項の主務大臣の認定(以下この項において単に「認定」という。)を受けたことを証する書面(同法第十二条の七第一項の認定事業者の特定関係事業者又は同条第二項の認定事業者の特定関係事業者にあつては、認定を受けた事業者の特定関係事業者又は特定関係事業者であることを証する書面を含む。)及び認定を受けた計画に従つた合併であることを証する書面」と、同項第二号中「議事録」とあるのは「議事録(当該消滅会社が同法第十二条の七第二項の合併をする特定関係事業者である場合にあつては、取締役会の議事録)」と、同法第九十一条第一項中「次の書類」とあるのは「次の書類、産業活力再生特別措置法第三十一条第一項、第五項第一項又は第六項第一項の主務大臣の認定(以下この項において単に「認定」という。)を受けたことを証する書面(同法第十二条の七第一項の認定事業者の特定関係事業者又は同条第二項の認定事業者の特定関係事業者にあつては、認定を受けた事業者の特定関係事業者又は特定関係事業者であることを証する書面を含む。)及び認定を受けた計画に従つた合併であることを証する書面」と、同項第一号から第四号まで及び第六号に掲げる書

面」とあるのは「前条第一項第一号、第三号、第四号及び第六号に掲げる書面並びに消滅会社の株主総会の議事録(当該消滅会社が同法第十二条の七第二項の合併をする特定関係事業者である場合にあつては、取締役会の議事録)」とする。

(特定株式等の交付に関する特例)

第十二条の八 認定事業者である株式会社(会計監査人の監査を受けているものに限る)は、商法第二百九十三条ノ五第一項及び第二項の規定にかかわらず、認定計画に従つて、取締役会の決議により、当該株式会社の株主に対して、特定株式等(特定株式(当該認定事業者の特定関係事業者である株式会社であつて定款に株式の譲渡について取締役会の承認を要する旨の定めがないものの株式をいう。以下この条において同じ。及び次項において準用する同法第二百二十一条第一項の規定により株主に交付すべき金銭その他の特定株式の交付に伴つて交付すべきものとして経済産業省令で定める金銭をいう。以下この条において同じ。))を交付することができる。

2 商法第二百二十一条第一項から第三項まで並びに非訟事件手続法第二百二十六条第一項及び第二百三十二条ノ三の規定は、前項の規定により株主に交付すべき特定株式について一株に満たない端数が生じる場合に準用する。

3 第一項の特定株式等の交付については、これを商法第二百九十三条ノ五第一項の金銭の分配とみなして同項の金銭の分配に関する同法その他の法令の規定を適用する。この場合において、商法第二百九十三条ノ五第三項中「左ノ金額」とあるのは「左ノ金額(特定株式等、産業活力再生特別措置法第十二条の八第二項二規定スル特定株式等ヲ謂フ以下本項ニ於テ同ジ)ノ交付前二第一項ノ規定ニ依リ金銭ノ分配(同条第三項ノ規定ニ依リ第一項ノ金銭ノ分配ト看做サレタル特定株式等ノ交付ヲ含ム)ヲ為シタル場合ニ於テハ左ノ金額ニ当該分配シタル金銭及積立

テタル利益準備金ノ合計額ヲ加エタル額)」と、同条第六項中「看做シ、第一項ノ一定ノ日ハ第二百二十二条ノ六第一項但書(第二百二十二条ノ十二於テ準用スル場合ヲ含ム)及第二百八十条ノ二十第二項第十一号ノ規定ニ適用ニ付テハ営業年度ノ終ト看做ス」とあるのは「看做ス」と、商法特例法第二十一条の七第三項第十七号中「金銭の分配」とあるのは「金銭の分配及び産業活力再生特別措置法第十二条の八第一項に規定する特定株式等の交付」とする。

4 認定事業者である株式会社が、商法第二百九十三条ノ五第一項の金銭の分配を行う前に第一項の規定による特定株式等の交付をした場合における当該金銭の分配に係る同条第三項の規定の適用については、同項中「左ノ金額」とあるのは、「左ノ金額並ニ産業活力再生特別措置法第十二条の八第一項ノ規定ニ依リ交付シタル同項ニ規定スル特定株式等ノ価額及積立テタル利益準備金ノ額ノ合計額」とする。

(合併等に際してする特定金銭等の交付に関する特例)

第十二条の九 認定事業者である株式会社が認定計画に従つて株式交換、吸収分割又は合併合併をする株式会社の一方が合併後存続するものに限る。以下この条において同じ。を行う場合において、当該認定事業者の事業再構築、共同事業再編又は経営資源再活用を行うために必要かつ適切であることについて主務省令で定めるところにより主務大臣の認定を受けたときは、存続会社等(株式交換により完全親会社となる株式会社、分割により営業を承継する株式会社又は合併後存続する株式会社をいう。以下この条において同じ。))は、株式交換、吸収分割又は合併に際してする新株の発行に代えて、特定金銭等(金銭又は他の株式会社の株式(定款に株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めがある株式会社の株式を除く。以下この項、第四項及び第五項において同じ。))をいう。以下こ

の条において同じ。)を消滅会社等(株式交換により完全子会社となる株式会社、分割をする株式会社又は合併により消滅する株式会社をいう。以下この条において同じ。)の株主(吸収分割をする場合における分割をする会社を含む。以下この条において同じ。)に交付することができ。この場合において、存続会社等及び消滅会社等は、次の各号に掲げる特定金銭等についてそれぞれ当該各号に定める事項を株式交換契約書、分割契約書又は合併契約書(第四項において「合併契約書等」という。)に記載しなければならぬ。

一 金銭 各消滅会社等の株主に交付すべき金銭の額及びその合計額
二 他の株式会社の株式 当該他の株式会社の商号並びに各消滅会社等の株主に交付すべき株式の種類及び数並びに交付すべき株式の種類との総数

2 特定合併等(前項の規定により特定金銭等を交付して行う株式交換、吸収分割又は合併をいう。以下この条において同じ。)を行う株式会社についての商法第三百五十四條第一項第二号、第三百七十四條第十八項第二号及び第四百八條ノ二第一項第二号の規定の適用については、同法第三百五十四條第一項第二号及び第四百八條ノ二第一項第二号中「株式ノ割当」とあり、並びに同法第三百七十四條第十八項第一号中「新株ノ割当」とあるのは、「産業活力再生特別措置法第十二條の九第一項二規定スル特定金銭等ノ交付」とする。

3 特定合併等(存続会社等が消滅会社等の株主に新株を発行せず、かつ、自己の株式を移転しないものに限る。)を行う場合における消滅会社等については、商法第三百五十三條第六項、第三百七十四條ノ十七第六項本文及び第四百八條第五項前段の規定は、適用しない。

4 特定合併等を行う場合における存続会社等が特定金銭等としてその親会社(商法第二百一十一

条ノ二第一項に規定する親会社をいう。以下同じ。)の株式を交付しようとするときは、当該存続会社等は、同項の規定にかかわらず、合併契約書等に記載した交付すべき親会社の株式の総数を超えない範囲において当該親会社の株式を取得することができる。

5 前項の存続会社等は、特定合併等の効力が生ずる日までの間は、商法第二百一十一條ノ二第二項の規定にかかわらず、前項の規定により取得したその親会社の株式を保有することができ。ただし、特定合併等を中止したときは、この限りでない。

6 特定合併等による変更の登記に係る商業登記法第八十九條の三第一項、第八十九條の八第一項及び第九十條第一項の規定の適用については、これらの規定中「次の書類」とあるのは、「次の書類及び産業活力再生特別措置法第十二條の九第一項の主務大臣の認定を受けたことを証する書面」とする。

(会社の分割における社債権者に対する催告に関する特例)
第十二條の十 認定事業者である株式会社が認定計画に従って新設分割をする場合において、当該株式会社がその発行した社債無記名式のもの及びその権利の帰属が社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものに限る。以下この条において同じ。)を管理する社債管理会社に対し商法第三百七十四條ノ四第一項の規定により催告すべき事項の催告を行ったときにおける同法第三百七十四條ノ十第二項の規定の適用については、当該社債の社債権者は、同法第三百七十四條ノ四第一項に規定する各別の催告を受けたものとみなす。

2 認定事業者である株式会社が認定計画に従って吸収分割をする場合において、当該株式会社がその発行した社債を管理する社債管理会社に対し商法第三百七十四條ノ二十第一項の規定に

より催告すべき事項の催告を行ったときにおける同法第三百七十四條ノ二十六第二項の規定の適用については、当該社債の社債権者は、同法第三百七十四條ノ二十第一項に規定する各別の催告を受けたものとみなす。

(資本等の減少に関する特例)
第十二條の十一 認定事業者又はその関係事業者である株式会社が認定計画に従って行う資本等の減少であつて次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとして主務省令で定めるところにより主務大臣の認定を受けたもの(以下「特定減資等」という。)に係る商法第二百八十九條第二項及び第三百七十五條第一項の規定の適用については、同法第二百八十九條第二項前段中「株主總會ノ決議」とあるのは「取締役會ノ決議」と、同項後段中「左ノ各号ニ掲グル場合ニ於ケル其ノ各号ニ定ムル金額」とあるのは「第二号ニ掲グル場合ニ於ケル同号ニ定ムル金額」と、同法第三百七十五條第一項中「左ノ各号ニ掲グル場合ニ於ケル其ノ各号ニ定ムル事項ニ付第三百四十三條ニ定ムル決議」とあるのは「第三号ニ掲グル場合ニ於ケル同号ニ定ムル事項ニ付取締役會ノ決議」とする。

一 当該資本等の減少が商法第二百八十九條第二項第一号又は第三百七十五條第一項第一号若しくは第二号に掲げる場合に該当しないものであること。
二 当該資本等の減少と同時に商法第二百八十九條ノ二第一項に規定する新株の発行又は同法第二百一十一條第一項に規定する自己の株式の処分第四号において「新株の発行等」という。が行われること。

三 当該資本等の減少により減少する資本等の合計額が商法第二百八十九條第二項第二号に定める金額及び同法第三百七十五條第一項第三号に定める金額の合計額(認定事業者又はその関係事業者が自己の株式を有する場合にあっては、当該合計額に当該自己の株式(前

号の規定による処分が行われる場合にあっては、その処分後のもの)につき会計帳簿に記載し、又は記録した価額を加えた額)を超えないこと。
四 当該資本等の減少により減少する資本等の合計額が第二号の規定による新株の発行等及び次項の規定による資本準備金の積立てにより増加する資本等の合計額を超えないこと。

2 前項第二号の規定による自己の株式の処分をする場合においては、取締役会の決議をもって、当該処分による払込みに係る額から当該自己の株式につき会計帳簿に記載し、又は記録した価額を控除した額の全部又は一部を資本準備金として積み立てることができる。

3 特定減資等である資本準備金又は利益準備金の減少については、商法第二百八十九條第二項の規定にかかわらず、その全額を減少することができる。

4 認定事業者又はその関係事業者である株式会社が特定減資等を行う場合においては、商法第三百七十六條第一項(同法第二百八十九條第四項において準用する場合を含む。)の規定による催告は、することを要しない。

5 認定事業者又はその関係事業者である株式会社が特定減資等と同時に行う株式の併合であつて次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとして主務省令で定めるところにより主務大臣の認定を受けたものに係る商法第二百四十四條第一項の規定の適用については、同項前段中「第三百四十三條ニ定ムル決議」とあるのは「取締役會ノ決議」とし、同項後段の規定は、適用しない。

一 当該株式の併合と同時に商法第二百一十一條第二項の規定により一単元の株式の数を減少し、又はその数を廃止するものであること。
二 当該株式の併合後各株主がそれぞれ有する単元の数(当該株式の併合と同時に一単元の

株式の数を廃止する場合にあっては、各株主がそれぞれ有する株式の数)が当該株式の併合前において各株主がそれぞれ有する単元の数を下回るものでないこと。

6 特定減資等による変更の登記に係る商業登記法第八十七条の規定の適用については、同条中「次の書類」とあるのは「次の書類及び産業活力再生特別措置法第十二条の十一第一項の主務大臣の認定を受けたことを証する書面」と、同条第一号中「公告及び催告をしたこと並びに」とあるのは「公告をしたこと及び」とする。

7 第五項の場合における商業登記法第八十四条の二の規定の適用については、同条中「証する書面」とあるのは、「証する書面及び産業活力再生特別措置法第十二条の十一第五項の主務大臣の認定を受けたことを証する書面」とする。

第十四条の見出し中「事業再構築円滑化業務」を「事業再構築等円滑化業務」に改め、同条中「事業再構築の下に」、共同事業再編及び経営資源再活用を加え、同条第一号を次のように改める。

一 認定事業再構築事業者若しくはその関係事業者、認定共同事業再編事業者若しくはその関係事業者、認定経営資源再活用事業者又は認定事業革新設備導入事業者が認定事業再構築計画、認定共同事業再編計画若しくは認定経営資源再活用計画(事業革新設備の導入について計画が定められているものに限る。)又は認定事業革新設備導入計画に従って事業革新設備を取得し、又は製作するのに必要な資金を調達するために発行する社債(社債等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。)及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

第十四条第二号中「認定活用事業者」を「認定経営資源再活用事業者」に、「特定活用事業者」を「特定経営資源再活用事業者」に、「認定事業者」を「他の事業者」に、「認定活用事業計画」を「認定経営資源再活用計画」に改め、同条第三号中「事業再構築の下に」、共同事業再編又は経営資源再活用を加える。

第十六条第一項中「活用事業関連保証」を「経営資源再活用関連保証」に、「認定活用事業計画」を「認定経営資源再活用計画」に改め、同項の表下欄中「活用事業関連保証」を「経営資源再活用関連保証」に改め、同条第二項中「活用事業関連保証」を「経営資源再活用関連保証」に、「認定活用事業計画」を「認定経営資源再活用計画」に、「活用事業資金」を「経営資源再活用資金」に改め、同条第三項及び第四項中「活用事業関連保証」を「経営資源再活用関連保証」に改める。

第十六条の次に次の一条を加える。
(中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の特例)
第十六条の二 中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号。以下「有限責任組合法」という。)第二条第二項に規定する中小企業等投資事業有限責任組合(以下「組合」という。)は、事業再構築、共同事業再編及び経営資源再活用を円滑化するため、同法第三条第一項に規定する組合契約において、同項各号に掲げる事業のほか、各当事者が共同で次に掲げる事業の全部又は一部を営むことを約することができ、

一 認定事業者が認定計画に従って株式会社を設立する場合における当該株式会社の設立に際して発行する株式の取得及び保有又は認定事業者が認定計画に従って有限会社を設立する場合における当該有限会社の設立に際しての持分の取得及び当該取得に係る持分の保有

二 認定事業再構築事業者等(認定事業再構築事業者若しくは事業再構築を実施することが特に必要なものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する事業者、認定共同事業再編事業者、認定経営資源再活用事業者若しくは認定事業革新設備導入事業者又はこれらの事業者の関係事業者をいう。以下この条及び第三

十四条第二項において同じ。)である株式会社(前号の株式会社を含む。以下この条において「認定等株式会社」という。)の発行する株式、新株予約権(商法第二百八十条ノ十九第一項に規定する新株予約権をいう。以下同じ。)若しくは新株予約権付社債等(同法第三百四十一条ノ二第一項に規定する新株予約権付社債及びこれに準ずる社債として政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。)又は認定事業再構築事業者等である有限会社(前号の有限会社を含む。以下この条において「認定等有限会社」という。)の持分の取得及び保有

イ 次の(1)から(3)までのいずれかに掲げる額の前事業年度終了の日における純資産の額(貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。以下この条において同じ。)に対する割合が政令で定める割合を超えるものであること。

(1) 前事業年度において生じた純損失の額
(2) 前事業年度前三年度のうち最大の事業年度から前事業年度までの各年度に生じた純損失の額の合計額
(3) 前事業年度終了の日における欠損の額

ロ 前事業年度終了の日における貸借対照表上の負債の額が資産の額を超えるものであること。

三 認定等株式会社又は認定等有限会社に対する金銭債権であつて当該認定等株式会社又は認定等有限会社以外の者が保有するものの取得及び保有

四 前三号の規定により組合がその株式、新株予約権、新株予約権付社債等若しくは金銭債権を保有している株式会社(認定等株式会社を除く。以下この号、次号及び第七号において同じ。)の発行する株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債等若しくは当該株式会社に対する金銭債権(当該株式会社以外の者が

保有するものに限る。)又は組合がその持分若しくは金銭債権を保有している有限会社(認定等有限会社を除く。以下この号、次号及び第七号において同じ。)の持分若しくは当該有限会社に対する金銭債権(当該有限会社以外の者が保有するものに限る。)の取得及び保有

五 認定等株式会社若しくは認定等有限会社又は前号の株式会社若しくは有限会社の所有する工業所有権又は著作権の取得及び保有(これらの権利に関して利用を許諾することを含む。)

六 認定等株式会社又は認定等有限会社を相手方とする匿名組合契約(商法第五百三十五条の匿名組合契約をいう。以下同じ。)の出資の持分又は信託の受益権(認定等株式会社又は認定等有限会社の営む事業から生ずる収益又は利益の分配を受ける権利に限る。)の取得及び保有

七 前各号の規定により組合がその株式、持分、新株予約権、新株予約権付社債等、金銭債権、工業所有権、著作権又は信託の受益権を保有している認定等株式会社若しくは認定等有限会社又は第四号の株式会社若しくは有限会社に対して経営又は技術の指導を行う事業

八 次に掲げる事業であつて、政令で定めるところにより、前各号に掲げる事業の遂行を妨げない限度において行うもの

イ 株式会社であつて再生手続開始の決定若しくは更生手続開始の決定を受けたもの(当該手続開始決定に係る再生手続又は更生手続が終了しているものを除く。)の発行する株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債等又は有限会社であつて再生手続開始の決定を受けたもの(当該手続開始決定に係る再生手続が終了しているものを除く。)の持分の取得及び保有

ロ イに規定する株式会社又は有限会社に対する金銭債権であつて当該株式会社又は有限会社以外の者が保有するものの取得及び保有

ハ 第一号から第六号までの規定又はイ若しくはロの規定により組合がその株式、新株予約権、新株予約権付社債等、金銭債権、工業所有権、著作権、匿名組合契約の出資の持分又は信託の受益権を保有している株式会社の新たに発行する社債の取得及び保有

ニ 第一号から第六号までの規定又はイ若しくはロの規定により組合がその株式、持分、新株予約権、新株予約権付社債等、金銭債権、工業所有権、著作権又は信託の受益権を保有している株式会社又は有限会社に対して行う金銭の新たな貸付け

2 前項第二号イに規定する純資産、純損失及び欠損の額並びに同号ロに規定する負債及び資産の額の算定の方法は、経済産業省令で定める。

3 第一項各号に掲げる事業の全部又は一部を営むことを約した組合に対する有限責任組合法第七條第四項の規定の適用については、同項中「事業以外の行為」とあるのは、「事業又は産業活力再生特別措置法第十六條の二第一項に掲げる事業以外の行為」とする。

第十七條を次のように改める。

(課税の特例)

第十七條 事業革新を行う認定共同事業再編事業者が、認定共同事業再編計画に従つて他の認定共同事業再編事業者と共同で新たに法人(当該認定共同事業再編事業者及び当該他の認定共同事業再編事業者の役員又は従業員がその常勤の取締役として経営に従事するものであることにつき主務大臣の確認を受けたものに限る。)を設立するために現物出資を行う場合には、租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十八号)の定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

とする。

2 認定事業再構築事業者(事業革新を行うものに限る。)、認定共同事業再編事業者若しくはその関係事業者又は認定経営資源再活用事業者(事業革新を行うものに限る。)のうち、特定施設撤去等(施設の相当程度の撤去(以下「特定施設撤去」という。又は設備の相当程度の廃棄(以下「特定設備廃棄」という。)を行うこと)をいひ、当該特定施設撤去又は特定設備廃棄を行うことに伴ひ必要となるものとして政令で定める行為を併せて行う場合にあつては、当該行為を含む。)を行うものとして主務大臣の確認を受けた法人が、認定計画に従つて当該確認に係る特定施設撤去等を行った場合において、当該特定施設撤去等により欠損金を生じたときは、租税特別措置法の定めるところにより、法人税に係る欠損金の繰越し又は法人税の還付について特別の措置を講ずる。

3 認定共同事業再編事業者から政令で定める方法により施設又は設備を承継したその関係事業者が認定共同事業再編計画に従つて当該施設又は設備に係る特定施設撤去等を行うことにつき、当該認定共同事業再編事業者が主務大臣の確認を受けた場合において、当該関係事業者が行つた当該確認に係る特定施設撤去等により、当該認定共同事業再編事業者が欠損金を生じたときも、前項と同様とする。この場合において、当該関係事業者は、同項の規定による主務大臣の確認を受けることができない。

第十八條第一項中「認定事業再構築計画」を「認定計画」に、「事業再構築」を「事業再構築、共同事業再編又は経営資源再活用」に改める。

第十九條を次のように改める。

(中小企業者への配慮)
第十九條 国、地方公共団体、中小企業総合事業団、商工会及び商工会議所は、他の事業者の事業再構築、共同事業再編又は経営資源再活用の実施によりその経営に著しい影響を受ける中小

企業者の経営基盤の強化を図るため、当該中小企業者の行う事業に関する経営方法又は技術に関する助言、研修又は情報提供その他必要な施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

第二十一條中「事業再構築」の下に、「共同事業再編及び経営資源再活用」を加える。

第三章 創業及び中小企業者による新事業の開拓の支援を第三章 中小企業の活力の再生に改める。

第三章中第二十二條の前に次の節名を付する。

第一節 創業及び中小企業者による新事業の開拓の円滑化

第二十二條第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改める。

第二十四條第一項及び第二項中「第二條第四項第一号を、第二條第七項第一号」に改める。

第二十六條第一項第一号中「第二條第四項第二号を、第二條第七項第二号」に改め、同項第二号中「(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百八十九條第九項に規定する新株予約権をいう。以下この条において同じ。)」を削る。

第二十七條の表上欄中「平成十五年三月三十一日までに都道府県知事を「都道府県知事」に、「交付を平成十五年三月三十一日まで」を、交付を平成二十年三月三十一日まで」に、「平成二十年三月三十一日まで」に行政庁を、平成二十年三月三十一日まで」を、平成二十年三月三十一日まで」に改める。

第二十八條を削り、第二十九條を第二十八條とし、第三章中同條の次に次の一節を加える。

第二節 中小企業再生支援体制の整備

(中小企業再生支援指針)

第二十九條 経済産業大臣は、事業再構築、共同事業再編、経営資源再活用又は経営資源活用新事業その他の事業活動を行うことによりその生産性を向上させようとする中小企業を総合的に効果的に支援し、その活力の再生に資するた

め、国、地方公共団体、中小企業総合事業団及び次條第二項に規定する認定支援機関が講ずべき支援措置に関する基本的な指針(以下「中小企業再生支援指針」という。)を定めなければならない。

2 中小企業再生支援指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 中小企業の活力の再生の支援に関する基本的事項

二 中小企業の活力の再生の支援内容に関する事項

三 中小企業の活力の再生の支援体制に関する事項

四 その他中小企業の活力の再生の支援に関し配慮すべき事項

3 経済産業大臣は、経済事情の変動により必要が生じたときは、中小企業再生支援指針を変更するものとする。

4 経済産業大臣は、中小企業再生支援指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、中小企業者の事業を所管する大臣に協議するとともに、中小企業政策審議会の意見を聴かなければならない。

5 経済産業大臣は、中小企業再生支援指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(認定支援機関)

第二十九條の二 経済産業大臣は、中小企業再生支援指針に基づき、経済産業省令で定めるところにより、商工会、都道府県商工会連合会、商工会議所又は中小企業支援法(昭和三十一年法律第四十七号)第七條第一項に規定する指定法人であつて、都道府県の区域の全部又は一部の地域において次に規定する業務(以下「中小企業再生支援業務」という。)を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、中小企業再生支援業務を行う者として認定することができる。

2 前項の認定を受けた者(以下「認定支援機関」という。)は、他の法令に定めるもののほか、当該認定に係る次項第四号ハの地域において、次の業務を行うものとする。

一 事業再構築、共同事業再編、経営資源再活用又は経営資源活用新事業を行おうとする中小企業者の求めに応じ、必要な指導又は助言を行うこと。

二 中小企業者及びその経営の改善を支援する事業を行う者並びにこれらの者の従業員に対し、事業再構築、共同事業再編、経営資源再活用又は経営資源活用新事業に関する研修を行うこと。

三 前二号に掲げる業務に関連して必要な情報の収集、調査及び研究を行い、並びにその成果を普及すること。

四 中小企業総合事業団からの委託に基づき、第二十九条ハに規定する業務の実施に必要な調査を行うこと。

3 第一項の認定を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した認定申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 名称及び住所

二 事務所所在地

三 次条第一項に規定する中小企業再生支援協議会の委員として任命しようとする委員の候補者

四 中小企業再生支援業務に関する次に掲げる事項

イ 中小企業再生支援業務の内容

ロ 中小企業再生支援業務の実施体制

ハ 中小企業再生支援業務を行う地域

ニ イからハまでに掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

4 認定支援機関は、前項第一号及び第二号に掲げる事項に変更があったときは遅滞なく、同項第四号に掲げる事項の変更(経済産業省令で定

める軽微な変更を除く。)をしようとするときはあらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(中小企業再生支援協議会)
第二十九条の三 認定支援機関に、中小企業再生支援協議会を置く。

2 中小企業再生支援協議会は、認定支援機関の長及びその任命する委員をもって組織する。

3 中小企業再生支援協議会の委員は、中小企業再生支援業務に係る実務経験又は学識経験を有する者のうちから任命しなければならない。

4 認定支援機関の長は、中小企業再生支援協議会の委員を任命したときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣にその旨を届け出なければならない。中小企業再生支援協議会の委員に変更があったときも、同様とする。

5 中小企業再生支援協議会は、認定支援機関が行う中小企業再生支援業務の具体的内容、実施体制の確保その他の中小企業再生支援業務の遂行に関する重要な事項を審議し、決定するほか、認定支援機関に対する専門的な助言を行う。

6 前各項に規定するもののほか、中小企業再生支援協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(秘密保持義務)
第二十九条の四 認定支援機関の役員若しくは職員若しくは中小企業再生支援協議会の委員又はこれらの職にあった者は、中小企業再生支援業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(改善命令)
第二十九条の五 経済産業大臣は、認定支援機関の中小企業再生支援業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、その認定支援機関に対し、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(認定の取消し)
第二十九条の六 経済産業大臣は、認定支援機関が前条の規定による命令に違反したときは、その認定を取り消すことができる。

(中小企業信用保険法の特例)
第二十九条の七 認定支援機関であつて、特定中小企業再生支援事業(中小企業再生支援業務に係る事業であつて、中小企業再生支援協議会の決定を経たものをいう。)の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三項第一号又は第三項の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該認定支援機関を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三項の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「産業活力再生特別措置法第二十九条の七に規定する特定中小企業再生支援事業の実施に必要な資金の借入れ」とする。

(中小企業総合事業団の特例)
第二十九条の八 中小企業総合事業団は、中小企業総合事業団法(平成十一年法律第十九号)第二十一条第一項に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次の業務(以下「再生支援投資業務」という。)を行う。

一 第十六条の二第一項各号に掲げる事業の全部又は一部を営むことを約した組合であつて、中小企業に対する投資事業を行うものに対し、当該投資事業に必要な資金の出資を行うこと。

二 前号の業務に附帯する業務を行うこと。

(中小企業総合事業団の特例)
第二十九条の九 前条の規定により中小企業総合事業団が再生支援投資業務を行う場合には、中小企業総合事業団法第二十三条第一項中「規定する業務」とあるのは「規定する業務及び産業活力再生特別措置法第二十九条の八に規定する再生支援投資業務(以下単に「再生支援投資業務」という。))と、主務大臣」とあるのは「主務大臣(再生支援投資業務に係るものについては、経済産業大臣)」と、同法第二十五条第一項、第三十条第一項及び第三十七条第一項中「(を除外。)」とあるのは「(を除外。及び再生支援投資業務)」と、同法第三十二条第一号中「附帯する業務」とあるのは「附帯する業務並びに再生支援投資業務」と、同法第三十五条(見出しを含む)中「新事業開拓促進資金」とあるのは「新事業開拓促進等資金」と、同法第一項中「新事業開拓促進業務」とあるのは「新事業開拓促進業務」と、同法第四項及び第五項中「新事業開拓促進業務」とあるのは「新事業開拓促進業務及び再生支援投資業務」と、同法第四十四条及び第四十五条第一項中「主務大臣」とあるのは「主務大臣(再生支援投資業務に係る事項については、経済産業大臣)」と、同法第四十四条第二項及び第四十五条第一項中「又は中小企業倒産防止共済法」とあるのは「中小企業倒産防止共済法又は産業活力再生特別措置法」と、同法第五十一条第三号中「第二十一条第一項」とあるのは「第二十一条第一項及び産業活力再生特別措置法第二十九条の八」とする。

2 前項に規定する場合には、中小企業総合事業団は、再生支援投資業務に必要な資金に充てるため、出資業務(中小企業総合事業団法第三十条第一項に規定する出資業務をいう。)の遂行に支障の生じない範囲内において、経済産業大臣の承認を受けて、出資資金(同条第二項に規定する出資資金をいう。第四項において同じ。)に充てられていた金額の一部を前項の規定により読み替えて適用される同法第三十五条第一項に規定する新事業開拓促進等資金に振り替えることができる。

3 経済産業大臣は、前項の承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

生支援投資業務(以下単に「再生支援投資業務」という。))と、主務大臣」とあるのは「主務大臣(再生支援投資業務に係るものについては、経済産業大臣)」と、同法第二十五条第一項、第三十条第一項及び第三十七条第一項中「(を除外。)」とあるのは「(を除外。及び再生支援投資業務)」と、同法第三十二条第一号中「附帯する業務」とあるのは「附帯する業務並びに再生支援投資業務」と、同法第三十五条(見出しを含む)中「新事業開拓促進資金」とあるのは「新事業開拓促進等資金」と、同法第一項中「新事業開拓促進業務」とあるのは「新事業開拓促進業務」と、同法第四項及び第五項中「新事業開拓促進業務」とあるのは「新事業開拓促進業務及び再生支援投資業務」と、同法第四十四条及び第四十五条第一項中「主務大臣」とあるのは「主務大臣(再生支援投資業務に係る事項については、経済産業大臣)」と、同法第四十四条第二項及び第四十五条第一項中「又は中小企業倒産防止共済法」とあるのは「中小企業倒産防止共済法又は産業活力再生特別措置法」と、同法第五十一条第三号中「第二十一条第一項」とあるのは「第二十一条第一項及び産業活力再生特別措置法第二十九条の八」とする。

2 前項に規定する場合には、中小企業総合事業団は、再生支援投資業務に必要な資金に充てるため、出資業務(中小企業総合事業団法第三十条第一項に規定する出資業務をいう。)の遂行に支障の生じない範囲内において、経済産業大臣の承認を受けて、出資資金(同条第二項に規定する出資資金をいう。第四項において同じ。)に充てられていた金額の一部を前項の規定により読み替えて適用される同法第三十五条第一項に規定する新事業開拓促進等資金に振り替えることができる。

3 経済産業大臣は、前項の承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

生支援投資業務(以下単に「再生支援投資業務」という。))と、主務大臣」とあるのは「主務大臣(再生支援投資業務に係るものについては、経済産業大臣)」と、同法第二十五条第一項、第三十条第一項及び第三十七条第一項中「(を除外。)」とあるのは「(を除外。及び再生支援投資業務)」と、同法第三十二条第一号中「附帯する業務」とあるのは「附帯する業務並びに再生支援投資業務」と、同法第三十五条(見出しを含む)中「新事業開拓促進資金」とあるのは「新事業開拓促進等資金」と、同法第一項中「新事業開拓促進業務」とあるのは「新事業開拓促進業務」と、同法第四項及び第五項中「新事業開拓促進業務」とあるのは「新事業開拓促進業務及び再生支援投資業務」と、同法第四十四条及び第四十五条第一項中「主務大臣」とあるのは「主務大臣(再生支援投資業務に係る事項については、経済産業大臣)」と、同法第四十四条第二項及び第四十五条第一項中「又は中小企業倒産防止共済法」とあるのは「中小企業倒産防止共済法又は産業活力再生特別措置法」と、同法第五十一条第三号中「第二十一条第一項」とあるのは「第二十一条第一項及び産業活力再生特別措置法第二十九条の八」とする。

2 前項に規定する場合には、中小企業総合事業団は、再生支援投資業務に必要な資金に充てるため、出資業務(中小企業総合事業団法第三十条第一項に規定する出資業務をいう。)の遂行に支障の生じない範囲内において、経済産業大臣の承認を受けて、出資資金(同条第二項に規定する出資資金をいう。第四項において同じ。)に充てられていた金額の一部を前項の規定により読み替えて適用される同法第三十五条第一項に規定する新事業開拓促進等資金に振り替えることができる。

3 経済産業大臣は、前項の承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

4 中小企業総合事業団は、第二項の規定による振替を行った場合には、出資資金に充てられている金額から当該振替に係る金額に相当する金額を減額して整理するものとする。

第三十一条中「事業再構築」の下に、「共同事業再編、経営資源再活用」を加える。

第三十四条第一項中「認定事業再構築計画」を「認定計画」に、「事業再構築」を「事業再構築、共同事業再編若しくは経営資源再活用」に、「認定活用事業者が認定活用事業計画に従って事業」を「認定事業革新設備導入事業者が認定事業革新設備導入計画に従って事業革新設備の導入」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 国は、組合が認定事業再構築事業者等の自己資本の充実に資するに必要資金の確保に努めるものとする。

第三十五条第一項中「認定活用事業者」を「認定事業革新設備導入事業者」に、「認定事業再構築計画又は認定活用事業計画」を「認定計画又は認定事業革新設備導入計画」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 経済産業大臣は、認定支援機関に対し、第二十九条の二第一項に規定する中小企業再生支援業務の実施状況について報告を求めることができる。

第三十七条第一項中「又は活用事業計画に係る活用事業を」、「共同事業再編計画に係る特定事業分野に係る事業を」を所管する大臣、経営資源再活用計画に係る他の事業者から承継する事業を所管する大臣又は事業革新設備導入計画に係る事業革新設備を導入しようとする事業に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、第二條の三の主務大臣は、同条第一項に規定する事業分野別指針に係る事業分野に属する事業を所管する大臣とする。

第三十七條第二項ただし書を削る。

第三十八條の見出しを削り、同条の前に見出しとして「罰則」を付し、第五章同条の次に次の一條を加える。

第三十九條 認定事業者の特定関係事業者である株式会社等の取締役若しくは執行役(商法第百八十八條第三項若しくは商法特例法第二十一條の十四第七項第一号において準用する商法第六十七條ノ二又は同法第二百五十八條第二項(商法特例法第二十一條の十四第七項第五号において準用する場合を含む)の職務代行者を含む)又は清算人(商法第四百三十條第二項において準用する同法第二百五十八條第二項の職務代行者を含む)は、第十二條の五第三項又は第十二條の六第三項の規定に違反して公告若しくは通知をするときは、百万円以下の過料に処する。

附 則
(施行期日)
第一條 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。
(見直し)
第二條 政府は、この法律の施行後平成二十年三月三十一日までの間に、内外の経済情勢の変化を勘案しつつ、この法律による改正後の産業活力再生特別措置法(以下「新法」という)の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて廃止を含めて見直しを行うものとする。
(基金の持分の払戻しの禁止の特例)
第三條 政府及び日本政策投資銀行以外の出資者は、産業基盤整備基金(以下「基金」という)に対し、この法律の施行の日から起算して一月を経過した日までの間に限り、その持分の払戻しを請求することができる。

2 基金は、前項の規定による請求があったときは、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第七十七号。以下「特定施設整備法」という)第十八條第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、基金は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

(事業再構築計画に関する経過措置)
第四條 この法律の施行前にこの法律による改正前の産業活力再生特別措置法(以下「旧法」という)第三條第一項の規定により主務大臣に提出された事業再構築計画の記載事項並びに当該計画に係る認定、変更の認定、変更の指示及び認定の取消しの基準については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

2 事業再構築に係る新法第十條から第十二條の規定は、この法律の施行後に新法第三條第一項の規定に基づき主務大臣に提出される事業再構築計画であつて同項の認定(新法第四條第一項の変更の認定を含む)を受けたものに従って行われる事業再構築について適用する。

3 この法律の施行前に旧法第三條第一項に規定する事業再構築計画(旧法第二條第二項第一号に規定する事業構造変更及び同項第二号に規定する事業革新について計画が定められているものに限る)に係る旧法第三條第一項の認定(旧法第四條第一項の変更の認定を含む。次條第一項において同じ)を受けた旧法第四條第一項の認定事業者が、この法律の施行後に当該認定に係る事業再構築計画(新法第四條第一項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの)に従つて旧法第十七條第五項に規定する特定施設の撤去又は特定設備の廃棄を行う場合には、同項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

(基金の債務保証業務に関する経過措置)
第五條 この法律の施行の際現に行われている旧法第十四條第一号の債務の保証及びこの法律の施行前に旧法第三條第一項の認定を受けた事業再構築計画(この法律の施行前に同項の規定に

より主務大臣に提出された事業再構築計画でこの法律の施行後に新法第三條第一項の認定を受けたものを含む、これらの計画について新法第四條第一項の変更の認定があつたときは、その変更後のものとする)に関する旧法第十四條第一号の債務の保証に係る基金の業務については、同条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有することとされた旧法第十四條第一号の規定により基金が業務を行う場合には、特定施設整備法第四十條第二項中「前項第一号の業務」とあるのは、「前項第一号の業務及び産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律(平成十五年法律第号)附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有することとされた同法による改正前の産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第百三十一号。以下「なお効力を有する旧産業活力再生特別措置法」という)第十四條第一号の業務」と、特定施設整備法第五十一條中「この法律」とあるのは「この法律及びなお効力を有する旧産業活力再生特別措置法」と、特定施設整備法第六十三條第三号中「第四十條第一項」とあるのは「第四十條第一項及びなお効力を有する旧産業活力再生特別措置法第十四條第一項」とする。

(政令への委任)
第六條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(中小企業基本法の一部改正)
第七條 中小企業基本法(昭和三十八年法律第百五十四号)の一部を次のように改正する。

第二十七條第三項中「及び中小企業経営革新支援法(平成十一年法律第十八号)」を、「中小企

業活力再生特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

平成十五年三月二十日 衆議院會議録第十六号

平成十五年三月二十日 衆議院會議録第十六号

業経営革新支援法(平成十一年法律第十八号)及び産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第百三十一号)に改める。

(新事業創出促進法の一部改正)

第八条 新事業創出促進法(平成十年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第五号中「(第九号及び第三十二号)において「特定会社」という。」を削る。

第九条を次のように改める。

第九号 削除

第三十二条第一号中「会社にあつては、特定会社が第九号第一項の規定により適用される産業活力再生特別措置法第三号第一項の認定(同法第四号第一項に規定する変更の認定を含む。)を受けた事業再構築計画に従つて設立したものに限る。」を「ものを除く」に改め、同条第三号中「及び同項第六号に掲げる会社であつて特定会社が第九号第一項の規定により適用される産業活力再生特別措置法第三号第一項の認定(同法第四号第一項に規定する変更の認定を含む。)を受けた事業再構築計画に従つて設立したもの」を削る。

第三十八号第一項中「国土交通大臣及び第九号の規定により読み替へて適用される産業活力再生特別措置法第三十七号第一項の政令で定める大臣」を「及び国土交通大臣」に改め、同条第四号中「第九号第一項における主務省令は、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣又は同条の規定により読み替へて適用される産業活力再生特別措置法第三十七号第一項の政令で定める大臣であつて、当該業種を所管する大臣の発する命令とし」を削る。

(中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律の一部改正)

第九号 中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律(平成十四年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。

附則第四十四号のうち新事業創出促進法第五

産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

章の改正規定第三十二号第二項に係る部分に限る。中「会社にあつては、特定会社が第九号第一項の規定により適用される産業活力再生特別措置法第三号第一項の認定(同法第四号第一項に規定する変更の認定を含む。)を受けた事業再構築計画に従つて設立したものに限る。」を「ものを除く」に改める。

附則第四十六号を次のように改める。

(産業活力再生特別措置法の一部改正)

第四十六号 産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十九号の九」を「第二十九号の八」に改める。

第十四号の見出し中「産業基盤整備基金」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、事業再構築、共同事業再編及び経営資源再活用を円滑化するため、次に掲げる業務を行う。

第十四号第三号及び第四号を削る。

第十五号を次のように改める。

第十五号 削除

第十九号中「中小企業総合事業団」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構」に改める。

第二十七号の表上欄中「新事業創出促進法」を「新事業創出促進法(平成十年法律第百五十二号)」に、「中小企業総合事業団法(平成十一年法律第百三十一号)第一号第一項第六号」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第百四十七号)第十五号第一項第六号」に、「同条第一項第一号に規定する新事業の開拓を行う同法第二号第一項各号」を「同法第二号第二項に規定する経営の革新を行う同条第一項各号」に改める。

第二十九号第一項及び第二十九号の二第二

項第四号中「中小企業総合事業団」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構」に改める。

第二十九号の八を次のように改める。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う再生支援出資業務)

第二十九号の八 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、中小企業の活力の再生を支援するため、第十六号の二第一項各号に掲げる業務の全部又は一部を営むことを約した組合であつて中小企業に対する投資事業を行うものに対する当該投資事業に必要な資金の出資の業務を行う。

第二十九号の九を削る。

附則第六号中「旧事業革新法第六号第二項に規定する承認事業革新計画に従つて事業を行う者に関する基金による債務の保証」及び「基金による債務の保証」を削る。

附則第七号を次のように改める。

第七号 削除

附則第四十六号の次に次の一条を加える。

第四十六号の二 前条の規定による改正前の産業活力再生特別措置法第二十七号の規定により同条(表以外の部分に限る。)に規定する中小企業者とみなされた旧事業団法第二十一条第一項第一号に規定する新事業の開拓を行う中小企業者は、前条の規定による改正後の産業活力再生特別措置法第二十七号の規定により同条(表以外の部分に限る。)に規定する中小企業者とみなされた機構法第二条第二項に規定する経営の革新を行う中小企業者とみなす。

附則第四十九号の次に次の一条を加える。

(産業活力再生特別措置法の一部改正)

附則第五号を次のように改める。

第五号 削除

(独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正)

第十条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第十五号第一項第十一号中「出資」の下に「並びに同法第二十九号の八の規定による出資」を加える。

第十八号第一項第一号中「(を削く)」の下に「同項第十一号に掲げる業務(産業活力再生特別措置法第二十九号の八に規定する出資の業務に限る。)」を、同項第二号中「第十五号第一項第十一号に掲げる業務」の下に「(前号に掲げるものを除く。)」を加える。

附則第七号第二項に次の一号を加える。

四 機構の成立の際現に廃止法附則第四十九号の二の規定による改正前の産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律(平成十五年法律第 号)附則第五号第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の産業活力再生特別措置法第十四号第一号の規定により基金が行つて債務の保証に係る借入れにつき債務の保証を行うこと。

理 由

我が国産業の活力の再生を速やかに実現するためには、過剰供給構造の解消に資する共同事業再編、経営資源の再活用、事業革新設備の導入その他の事業活動を促進するとともに中小企業の活力の再生を支援することが重要であることにかんがみ、これらを支援するために合併等の組織の再編に係る簡易な手続に関する商法の特例措置、中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の特例措置その他の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

産業活力再生特別措置法の一部を改正する
法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、我が国産業の活力の再生を速やかに実現するためには、過剰供給構造の解消に資する共同事業再編、経営資源の再活用、事業革新設備の導入その他の事業活動を促進するとともに中小企業の活力の再生を支援することが重要であることにかんがみ、これらを支援するために合併等の組織の再編に係る簡易な手続に関する商法の特例措置、中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の特例措置その他の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この法律において「共同事業再編」とは、過剰供給構造にある事業分野に属する事業を行う二以上の事業者が共同して行う過剰供給構造の解消を目指した事業活動であつて、当該事業分野の供給能力の減少及び組織の再編成を伴うものをいい、「経営資源再活用」とは、合併等により他の事業者から事業を承継し、経営資源を有効に活用して当該事業の生産性を相当程度向上させることを目指した事業活動をいい、また、「事業革新設備」とは、事業革新に必要な設備であつて、自ら行った研究開発の成果を利用し、かつ、初めて導入するものをいうものとする。
- 2 経済産業大臣は、我が国産業の活力の再生に関する基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるとともに、主務大臣は、基本指針に基づき、所管に係る事業分野のうち過剰供給構造にある事業分野に係る産業の活力の再生に関する指針を定めることができるものとする。
- 3 事業者は、共同事業再編、経営資源再活用

及び事業革新設備の導入に関する計画を作成し、平成二十年三月三十一日までに主務大臣に提出して、その認定を受けることができるものとする。

- 4 3の認定を受けた事業者等について、現物出資、財産引受、事後設立及び新株発行等に係る現物出資についての検査役の調査に関する特例及び課税の特例等の措置を講じること。
- 5 経済産業大臣は、国、地方公共団体、中小企業総合事業団及び認定支援機関が講ずべき中小企業の再生支援措置に関する基本的な指針を定めるとともに、認定支援機関として、商工会又は商工会議所等であつて、事業再構築等を行うとする中小企業者に対し、必要な指導又は助言等を適正かつ確実に行うことができるものと認められる者を、認定するものとする。なお、認定支援機関に、中小企業再生支援業務に関する重要事項を審議等するため、中小企業再生支援協議会を設置するものとする。

- 6 中小企業等投資事業有限責任組合は、認定事業再構築事業者等である株式会社に係る株式の取得及び保有、金銭債権の取得及び保有等の事業の全部又は一部を各当事者が共同で営むことを約することができることとし、中小企業総合事業団は、このうち中小企業に対する投資事業を行うものに對し、必要な資金の出資等を行うことができるものとする。
- 7 この法律は、平成十五年四月一日から施行するものとする。

二 議案の修正議決理由

本案は、過剰供給構造の解消に資する共同事業再編、経営資源の再活用その他の事業活動を

促進するとともに、中小企業の活力の再生を支援するための措置として妥当なものと認められ、施行期日を「平成十五年四月一日」から「公布の日」に改めるものとする。等につき修正する必要があると認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

平成十五年三月十九日

経済産業委員長 村田 吉隆

衆議院議長 綿貫 民輔殿

(別紙)

(小字及び一は修正)

附 則

(施行期日)

公布の日
平成十五年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、(事業再構築計画に関する経過措置)等

第四条 この法律の施行前にこの法律による改正前の産業活力再生特別措置法(以下「旧法」という。)第三条第一項の規定により主務大臣に提出された事業再構築計画の記載事項並びに当該計画に係る認定、変更の認定、変更の指示及び認定の取消しの基準については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

2 事業再構築に係る新法第十条から第十二条の十一まで、第十四条、第十七条及び第三十九条の規定は、この法律の施行後に新法第三条第一項の規定に基づき主務大臣に提出される事業再構築計画であつて同項の認定(新法第四条第一項の変更の認定を含む。)を受けたものに従つて行われる事業再構築について適用する。

3 この法律の施行前に旧法第三条第一項に規定する事業再構築計画(旧法第二条第二項第一号に規定する事業構造変更及び同項第二号に規定する事業革新について計画が定められているもの

に限り)に係る旧法第三条第一項の認定(旧法第四条第一項の変更の認定を含む。次条第一項において同じ。)を受けた旧法第四条第一項の認定事業者が、この法律の施行後に当該認定に係る事業再構築計画(新法第四条第一項の変更の認定があったときは、その変更後のもの)に従つて旧法第十七条第五項に規定する特定施設の撤去又は特定設備の廃棄を行う場合には、同項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

4 この法律の施行の日から起算して三月を経過する日までの間に新法の規定により提出する事業再構築計画、共同事業再編計画、経営資源再活用計画及び経営資源活用新事業計画には、平成十五年四月一日からこの法律の施行の日の前日までに実施された事業活動に関する事項を記載することができる。

(政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(租税特別措置法の一部改正)

第七条 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第八十条の二第一項及び第二項中「施行の日」を「施行の日の翌日」に改める。

(中小企業基本法の一部改正)

第七條 中小企業基本法(昭和三十八年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二十七條第三項中「及び中小企業経営革新支援法(平成十一年法律第十八号)」を、「中小企業経営革新支援法(平成十一年法律第十八号)及び産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第百三十一号)」に改める。

(新事業創出促進法の一部改正)

第八條 新事業創出促進法(平成十年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

平成十五年三月二十日 衆議院會議録第十六号

第二条第二項第五号中「第九條及び第三十二條において「特定会社」という。」を削る。

第九條を次のように改める。

第九條 削除

第三十二條第一号中「会社」であつては、特定会社が第九條第一項の規定により適用される産業活力再生特別措置法第三條第一項の認定(同法第四條第一項に規定する変更の認定を含む。)を受けた事業再構築計画に従つて設立したものに限る」を「ものを除く」に改め、同条第三号中「及び同項第六号に掲げる会社であつて特定会社が第九條第一項の規定により適用される産業活力再生特別措置法第三條第一項の認定(同法第四條第一項に規定する変更の認定を含む。)を受けた事業再構築計画に従つて設立したもの」を削る。

第三十八條第一項中「国土交通大臣及び第九條の規定により読み替へて適用される産業活力再生特別措置法第三十七條第一項の政令で定める大臣」を「及び国土交通大臣」に改め、同条第四項中「第九條第一項における主務省令は、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣又は同条の規定により読み替へて適用される産業活力再生特別措置法第三十七條第一項の政令で定める大臣であつて、当該業種を所管する大臣の発する命令とし」を削る。

(中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律の一部改正)

第九條 中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律(平成十四年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。

附則第四十四條のうち新事業創出促進法第五章の改正規定(第三十二條第二項に係る部分に限る。)中「会社」にあつては、特定会社が第九條第一項の規定により適用される産業活力再生特

産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書 放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求める 九〇

別措置法第三條第一項の認定(同法第四條第一項に規定する変更の認定を含む。)を受けた事業再構築計画に従つて設立したものに限る」を「ものを除く」に改める。

附則第四十六條を次のように改める。

(産業活力再生特別措置法の一部改正)

第四十六條 産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十九條の九」を「第二十九條の八」に改める。

第十四條の見出し中「産業基盤整備基金」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、事業再構築、共同事業再編及び経営資源再活用を円滑化するため、次に掲げる業務を行う。

第十四條第三号及び第四号を削る。

第十五條を次のように改める。

第十五條 削除

第十九條中「中小企業総合事業団」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構」に改める。

第二十七條の表上欄中「新事業創出促進法」を「新事業創出促進法(平成十年法律第百五十二号)」に、「中小企業総合事業団法(平成十一年法律第十九号)第二十一條第一項第六号」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第百四十七号)第十五條第一項第六号」に、「同条第一項第一号に規定する新事業の開拓を行う同法第二條第一項各号」を「同法第二條第二項に規定する経営の革新を行う同条第一項各号」に改める。

第二十九條第一項及び第二十九條の二第二

項第四号中「中小企業総合事業団」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構」に改める。

第二十九條の八を次のように改める。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う再生支援出資業務)

第二十九條の八 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、中小企業の活力の再生を支援するため、第十六條の二第一項各号に掲げる業務の全部又は一部を営むことを約した組合であつて中小企業に対する投資事業を行うものに対する当該投資事業に必要な資金の出資の業務を行う。

第二十九條の九を削る。

附則第六條中「旧事業革新法第六條第二項に規定する承認事業革新計画に従つて事業を行う者に関する基金による債務の保証」及び「基金による債務の保証」を削る。

附則第七條を次のように改める。

第七條 削除

附則第四十六條の次に次の一條を加える。

(産業活力再生特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第四十六條の二 前條の規定による改正前の産業活力再生特別措置法第二十七條の規定により同条(表以外の部分に限る。)に規定する中小企業者とみなされた旧事業団法第二十一條第一項第一号に規定する新事業の開拓を行う中小企業者は、前條の規定による改正後の産業活力再生特別措置法第二十七條の規定により同条(表以外の部分に限る。)に規定する中小企業者とみなされた機構法第二條第二項に規定する経営の革新を行う中小企業者とみなす。

附則第四十九條の次に次の一條を加える。
(産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律の一部改正)

第四十九條の二 産業活力再生特別措置法の一

部を改正する法律(平成十五年法律第号)の一部を次のように改正する。

附則第五條を次のように改める。

第五條 削除

(独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正)

第十〇條 独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第十五條第一項第一号中「出資」の下に「並びに同法第二十九條の八の規定による出資」を加える。

第十八條第一項第一号中「を」の下に「同項第十一号に掲げる業務(産業活力再生特別措置法第二十九條の八に規定する出資の業務に限る。)」を、同項第二号中「第十五條第一項第十一号に掲げる業務」の下に「(前号に掲げるものを除く。)」を加える。

附則第七條第二項に次の一号を加える。

四 機構の成立の際現に廃止法附則第四十九條の二の規定による改正前の産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律(平成十五年法律第号)附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の産業活力再生特別措置法第十四條第一号の規定により基金が行っている債務の保証に係る借入れにつき債務の保証を行うこと。

放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

右

国会に提出する。

平成十五年二月十四日 内閣総理大臣 小泉純一郎

放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件
放送法第37条第2項の規定に基づき、別冊日本放送協会平成15年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求める。
（別冊）

日本放送協会平成15年度収支予算、事業計画及び資金計画
平成15年度収支予算

- 予算総則
- 第1条 日本放送協会（以下「協会」という。）の平成15年度収支予算の収入及び支出を別表第1収支予算書のとおり定める。
- 第2条 放送の受信についての契約を締結した者から徴収する受信料の額は、別表第2に定める契約種別及び支払区分に応じ、別表第3に掲げるとおりとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、沖縄県の区域において徴収する受信料の額は、特別契約を除き、特例措置として、別表第4に掲げるとおりとする。
- 3 前二項の規定にかかわらず、事業所等で衛星カラー契約、衛星普通契約又は特別契約を合わせて10件以上契約した者が、一括して口座振替又は継続振込により支払う場合は、前二項に定める受信料の額から別表第5に掲げる額を減ずることとする。ただし、次項の規定による場合を除く。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、協会が定める要件を備えた団体の構成員で衛星カラー契約、衛星普通契約又は特別契約を締結した者が15名以上まとまり、団体としてその代表者を通じ、一括して口座振替又は継続振込により支払う場合は、第1項及び第2項に定める訪問集金による受信料の額から別表第6に掲げる額を減ずることとする。
- 第3条 本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。
- 第4条 本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の議決を経て、各事項において、相互に流用することができる。ただし、給与については、退職手当・厚生費と相互に流用する場合を除いては、他の項と相互に流用することができない。
- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、経済情勢の予見できない変動に伴い、本予算における給与の額が民間賃金及び国等の給与の額に比して、著しく均衡を欠くこととなった場合に限り、事業計画の実施を妨げない範囲において給与の改定を行うときは、経営委員会の議決を経て、他の項と相互に流用することができる。
- 第5条 本予算中、資本支出において年度内に支出を終わらないときは、同一計画事項の支出に充てるため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。
- 2 前年度予算総則第5条による繰越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することができる。
- 第6条 予備費は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。
- 2 予算費を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならぬ。
- 第7条 事業量の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を事業のため直接必要とする経費の支出若しくは特別支出、又は長期借入金の返還若しくは設備の新設、改善に充てることができる。
- 第8条 事業支出における減価償却費が予算額に比し減少することにより、事業収支差金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を資本収入の減

価償却資金受入れの減額に充当し、本予算において予定する設備の新設、改善に充てることができる。

第9条 前年度の決算において、後期繰越金が前年度予算で予定した額に比し増加したときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を長期借入金の減額、又は長期借入金の返還若しくは設備の新設、改善に充てることができる。

第10条 本予算中、資本収入において予定する長期借入金金は放送債券に替えることができる。

第11条 国際放送及び選挙放送の実施に対する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、それぞれ国際放送及び選挙放送に關係ある経費の支出に充てることができる。

第12条 アナログ周波数変更対策の実施に対する給付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、アナログ周波数変更対策に關係ある特別支出に充てることとする。

第13条 業務に關連ある調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調査研究等に關係ある経費の支出に充てることができる。

別表第1
（一般勘定）
（事業収支）
平成15年度収支予算書
（単位 千円）

款		項	金 額
事 業	収 入		
		受 交 信 料	673,809,101
		交 副 付 金	652,798,530
		副 次 收 入	1,999,645
		財 務 收 入	6,820,000
		維 持 收 入	3,058,103
		特 別 收 入	500,000
			8,632,823
事 業	支 出		666,048,101
		国 内 放 送	282,346,654
		国 際 約 収	7,193,106
		契 約 納 策	64,431,393
		受 信 対 報	2,237,766
		広 調 査 研 究	3,636,752
		給 付 手 当	8,926,466
		退 職 通 価	141,328,972
		共 通 管 理	57,615,825
		減 価 償 却	14,777,001
			60,975,000

事業収支差金	財務別支出費	16,217,166 2,362,000 4,000,000
事業収支差金	予	7,761,000

事業収支差金の内訳

(単位 千円)

資本	支出	充当	7,761,000
----	----	----	-----------

資本支出充当77億6,100万円については、債務償還のために使用する。

(資本収支)

(単位 千円)

款	入	項	金額
資本	収入	事業収支差金受入れ 前期繰越資金受入れ 減価償却資産受入れ 長期資産借入金	86,563,000 7,761,000 11,000,000 60,975,000 2,181,000 4,646,000
資本	支出	建設費 放出資産 放送債券償還積立資産繰入れ 長期借入金返還金	86,563,000 78,800,000 2,000 3,200,000 4,561,000 0

事業収支において、事業収支から特別収入を除いた経常収入は、6,651億7,627万8千円、事業支出から特別支出を除いた経常支出は、6,636億8,610万1千円であり、経常収支差金は、14億9,017万7千円である。

(受託業務等勘定)

(事業収支)

(単位 千円)

款	収入	項	金額
事業	収入	受託業務等収入	883,000 883,000

事業	支出	受託業務等費	769,000 727,000 42,000
事業収支差金	財		114,000

事業収支差金1億1,400万円と受託業務等費の間接経費6億9,400万円を合わせた8億800万円を一般勘定の副次収入に繰り入れる。

別表第2 契約種別・支払区分

契約種別

カラー契約	衛星系によるテレビジョン放送の受信を除き、地上系によるテレビジョン放送のカラー受信を含む放送受信契約
普通契約	衛星系によるテレビジョン放送の受信及び地上系によるテレビジョン放送のカラー受信を除く放送受信契約
衛星カラー契約	衛星系及び地上系によるテレビジョン放送のカラー受信を含む放送受信契約
衛星普通契約	衛星系及び地上系によるテレビジョン放送のカラー受信を除き、衛星系によるテレビジョン放送の白黒受信を含む放送受信契約
特別契約	地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域又は列車、電車その他営業用の移動体において、地上系によるテレビジョン放送の受信を除き、衛星系によるテレビジョン放送の受信を含む放送受信契約

支払区分

訪問集金	協会の集金取扱者への支払など口座振替及び継続振込以外の方法による支払
口座振替	協会の指定する金融機関に設定する預金口座、通常郵便貯金等から、協会の指定日に自動振替によって行う支払
継続振込	協会の指定する金融機関、郵便局等において、協会の指定する支払期日までに継続して払込むことによって行う支払

別表第3 受信料額

契約種別	支払区分	月額	6か月前払額	12か月前払額
カラー契約	訪問集金	1,395円	7,950円	15,490円
	口座継続振込	1,345円	7,650円	14,910円

普通契約	訪問	集金	905円	5,190円	10,130円
	口継	座振替	855円	4,890円	9,550円
衛星カラー契約	訪問	集金	2,340円	13,390円	26,100円
	口継	座振替	2,290円	13,090円	25,520円
衛星普通契約	訪問	集金	1,850円	10,630円	20,740円
	口継	座振替	1,800円	10,330円	20,160円
特別契約	訪問	集金	1,055円	6,030円	11,760円
	口継	座振替	1,005円	5,730円	11,180円

別表第4 受信料額(沖縄県)

契約種別	支払区分	月額	6か月前払額	12か月前払額
カラー契約	訪問	1,240円	7,110円	13,860円
	口継	1,190円	6,810円	13,280円
普通契約	訪問	750円	4,350円	8,500円
	口継	700円	4,050円	7,920円
衛星カラー契約	訪問	2,185円	12,550円	24,470円
	口継	2,135円	12,250円	23,890円
衛星普通契約	訪問	1,695円	9,790円	19,110円
	口継	1,645円	9,490円	18,530円

別表第5 多数契約一括支払における割引額

契約種別ごとの契約件数	契約種別ごとの全契約を対象に1件あたり減ずる月額	
	衛星カラー契約	衛星普通契約
50件未満	200円	
50件以上100件未満	230円	90円
100件以上	300円	

ただし、衛星カラー契約の契約件数が97件、98件又は99件である場合は、100件として受信料の額を算定する。

別表第6 団体一括支払における割引額

契約種別	割引額
衛星カラー契約 衛星普通契約 特別契約	すべての契約件数を対象に、 契約件数1件あたり 月額 250円

平成15年度事業計画

1 計画概説
内外の諸情勢が激動する中で、正確で信頼できる情報が一層求められている。
また、放送の世界では、地上デジタルテレビジョン放送が東京、大阪及び名古屋の3大都市圏において始まり、新たなデジタル放送時代を迎える。

このような状況のもと、平成15年度の日本放送協会の事業運営にあたっては、公共放送の使命に徹し、視聴者の要望にこたえ、公正で迅速な報道や多様で質の高い番組の放送を行うとともに、放送を通じて、国際交流と相互理解の促進に貢献していく。

また、地域放送を充実するとともに、デジタル放送の普及促進や新しい放送技術の研究開発等に積極的に取り組む。

あわせて、協会の主たる経営財源が視聴者の負担する受信料であることを深く認識し、業務全般にわたる改革を一層推進し、効率的な業務運営を徹底するとともに、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努め、視聴者に理解され、かつ、信頼される公共放送を実現していく。

(1) テレビジョン、ラジオ放送とも全国あまねく受信できるよう、テレビジョン放送局、中波放送局の建設及びFM放送局の建設調査を行うとともに、緊急報道のための設備の整備及び地上デジタルテレビジョン放送設備の整備等を行う。

(2) 放送番組については、緊急報道に備えて取材体制を一層強化し、公正的確かつ迅速なニュース・情報番組の充実を図るとともに、人々の共感を呼ぶ多様で質の高い番組の放送に努める。

また、平成15年12月から、地上デジタルテレビジョン放送を東京、大阪及び名古屋の3大都市圏で開始するとともに、平成15年10月から、東京、大阪で開始される地上デジタル音声放送の実用化試験放送に参加する。

さらに、教育放送、地域放送及び障害者や高齢者に向けた放送サービスの充実を図るほか、テレビジョン放送開始50年関連の番組の特別編成と事業を実施する。

(3) 国際交流と相互理解の促進に貢献するとともに、海外の日本人に多様な情報を的確に伝えるため、テレビジョン国際放送及びラジオ国際放送の充実を図る。

(4) 受信料負担の公平を期するため、受信料制度に対する理解促進を図り、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努める。

(5) 協会に対する視聴者の理解と信頼を一層深めるため、広報活動を積極的に推進するとともに、視聴者の意向の把握と業務への反映に努める。また、情報公開に積極的に取り組む。

(6) 調査研究については、デジタル放送技術の高度化など新しい放送技術の研究開発を行うとともに、放送番組の向上に寄与する調査研究の積極的推進により、その成果を放送に生かし、また、広く一般に公開して、我が国の放送文化の発展に資する。 (7) 経営管理については、業務の効率的な運営を一層積極的に推進して、能率の向上を図る。また、給与については、適正な水準の維持を図る。 (8) 放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行う法人に対し、出資を行う。 (9) 放送法第9条第3項に基づき実施する会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等については、協会業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において実施する。 (10) 地上放送のデジタル化に伴うアナログ周波数変更対策を実施する。	(7) 建設管理 建設計画の施行に共通して要する経費は、37億4,900万円である。 3 事業運営計画 (1) 国内放送 ア テレビジョン放送については、総合放送は、1日24時間を基本とした放送時間とし、災害など緊急時の放送に万全を期するとともに、基幹的な総合波として国民生活に不可欠なニュース・情報番組、文化・教養番組及び娯楽番組等の調和ある編成を行う。番組内容については、ニュース・情報番組の充実を図り、内外の諸情勢を正確にわかりやすく伝える。あわせて、21世紀の文明を世界的な視点から見つめる大型企画番組を積極的に編成するとともに、幅広い視聴者に親しまれる多彩な番組の充実を図る。 教育放送は、1日24時間を基本とした放送時間とし、未来を担う子供たちの健全な育成に向けて幼児・子供向け番組の拡充や学校放送番組の刷新を図るとともに、教養番組、福祉番組及び生活実用番組等を充実する。 地上デジタルテレビジョン放送については、東京、大阪及び名古屋の3大都市圏において12月から放送を開始し、デジタルの総合放送及び教育放送は、それぞれ総合放送及び教育放送と同じ内容の番組を同時に放送することを基本とする。 衛星放送については、デジタルハイビジョン放送は、1日24時間を基本とした放送時間とし、ニュース、スポーツ番組をはじめ、芸術・娯楽番組や多彩な分野の特集番組など、高画質・高音質のハイビジョンの魅力を発揮した番組を一面充実し、その普及促進を図る。衛星第1テレビジョンは、1日24時間を基本とした放送時間とし、世界と日本の出来事をいち早く的確に伝えるニュース・情報番組や視聴者の関心の高い内外のスポーツ番組等の充実を図る。衛星第2テレビジョンは、1日24時間を基本とした放送時間とし、難視聴解消を目的とする放送を行うとともに、視聴者の要望にこたえ、映画の拡充や過去の名作・人気番組の編成など、娯楽番組や芸術・文化番組等の充実を図る。 ハイビジョン放送においては、デジタルハイビジョン放送と同じ内容の番組を同時に放送する。また、デジタル衛星第1テレビジョン及びデジタル衛星第2テレビジョンにおいては、それぞれ衛星第1テレビジョン及び衛星第2テレビジョンと同じ内容の番組を同時に放送する。 ラジオ放送については、第1放送は、1日24時間を基本とした放送時間とし、ニュース・生活情報を中心に多様な情報をきめ細かく提供するとともに、災害など緊急報道に的確かつ迅速に対応するため柔軟な編成を行う。第2放送は、1日20時間を基本とした放送時間とし、語学講座番組や学校放送番組等の生涯学習番組の一層の充実を図る。また、外国語によるニュース等の在日外国人向けの番組を編成する。FM放送は、1日24時間を基本とした放送時間とし、高音質の特性を生かして、クラシック音楽をはじめ多様な分野の音楽番組を中心に編成する。 また、東京、大阪において10月から開始される地上デジタル音声放送の実用化試験放送に参加し、デジタル放送の特性を生かした番組を提供する。 地域放送については、テレビジョン総合放送の夕方の時間帯を中心に、それぞれの地域の実情に応じて放送時間を拡大するとともに、地域に密着したきめ細かなニュース・生活情報の提供と地域の課題に取り組み番組の充実にも努める。放送時間は、テレビジョン総合放送で1日3
(6) 調査研究については、デジタル放送技術の高度化など新しい放送技術の研究開発を行うとともに、放送番組の向上に寄与する調査研究の積極的推進により、その成果を放送に生かし、また、広く一般に公開して、我が国の放送文化の発展に資する。 (7) 経営管理については、業務の効率的な運営を一層積極的に推進して、能率の向上を図る。また、給与については、適正な水準の維持を図る。 (8) 放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行う法人に対し、出資を行う。 (9) 放送法第9条第3項に基づき実施する会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等については、協会業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において実施する。 (10) 地上放送のデジタル化に伴うアナログ周波数変更対策を実施する。 2 建設計画 建設計画については、新放送施設の整備に103億7,500万円、テレビジョン、ラジオ放送網の整備に113億5,000万円、演奏所の整備に59億2,000万円、放送番組設備の整備に441億200万円、研究設備の整備等に10億5,300万円、総額188億円をもって施行する。 (1) 新放送施設整備計画 地上デジタルテレビジョン放送設備を整備するとともに、衛星放送設備の整備を行う。また、県域放送のための地上デジタルテレビジョン放送網の整備に向けた調査を行う。 これらに要する経費は、103億7,500万円である。 (2) テレビジョン放送網整備計画 外国電波伝信等による難視聴の解消を図るため、テレビジョン放送局を建設する。また、老朽の著しいテレビジョン放送設備の更新等を行う。 これらに要する経費は、62億8,600万円である。 (3) ラジオ放送網整備計画 外国電波による伝信等の受信状況を改善するため、中波放送局を建設するとともに、FM放送局の建設調査を行う。また、老朽の著しいラジオ放送設備の更新等を行う。 これらに要する経費は、50億6,400万円である。 (4) 演奏所整備計画 放送会館については、北九州放送会館の建設を完了するとともに、神戸、岡山、山口、沖縄及び福岡の放送会館の整備を行う。また、徳島、鹿児島及び秋田の放送会館を整備するための諸準備等を行う。 これらに要する経費は、59億2,000万円である。 (5) 放送番組設備整備計画 非常災害時における緊急報道のための設備を整備するとともに、ハイビジョン放送のための設備の整備を行う。また、地域放送の充実のための設備を整備するほか、老朽の著しい放送番組設備の更新等を行う。 これらに要する経費は、411億200万円である。 (6) 研究施設、一般施設整備計画 新しい放送技術の開発のための研究設備を整備するほか、局舎設備等の整備を行う。 これらに要する経費は、33億400万円である。	

時間、ラジオ第1放送で1日2時間30分、FM放送で1日1時間50分を基本とする。また、地域から全国への情報発信を積極的に推進する。	(4) 受信対策 受信障害の複雑化、広域化など受信環境の変化に即応した受信サービス活動を展開するとともに、衛星デジタルテレビジョン放送の受信を促進するための積極的な普及活動を行う。 これらに要する経費は、総額22億3,776万6千円となり、前年度22億3,582万7千円に対して、193万9千円の増額となる。
補完放送については、データ放送は、地上デジタルテレビジョン放送において、ニュース・気象情報等の各種情報を提供するとともに、衛星デジタルテレビジョン放送において、ニュース・気象情報や番組と連動した情報を提供するなど、デジタル放送の特性を生かしたサービスを行う。字幕放送は、生放送番組の字幕化を拡充するなど、聴覚障害者向けの放送をテレビジョン放送の一部の番組で行う。また、視聴障害者向けの解説放送、ステレオ放送及び2か国語放送をテレビジョン放送の一部の番組で行う。このほか、テレビジョン文字放送及びFM文字放送において、ニュース等の各種情報を提供する。	(5) 広報 協会に対する視聴者の理解と信頼を一層深めるため、多様で効果的な経営広報を展開するとともに、地上及び衛星のデジタル放送の普及促進を図る。また、視聴者との交流・対話活動を強化するなど、視聴者の意向の把握と業務への反映に努めるとともに、財務及び業務の状況について、情報公開に積極的に取り組む。 これらに要する経費は、総額36億3,675万2千円となり、前年度36億1,027万7千円に対して、2,647万5千円の増額となる。
海外への番組提供については、日本人への情報提供を行う。 放送番組の利用については、番組の効果的な編成にあわせ、学校教育の場や生涯学習活動への利用促進を図る。 これらに要する経費は、番組制作に2,016億2,120万2千円、番組の編成企画等に158億4,778万1千円で、総額2,174億6,898万3千円である。	(6) 調査研究 放送技術の研究については、デジタル放送発展のための研究開発を行うとともに、走査線4000本級超高精細映像システムなど将来の放送サービスに向けた基礎技術の研究開発等を行う。放送番組の研究については、デジタル時代の放送サービスに関する研究など放送番組の向上に寄与する調査研究を行うとともに、番組視聴状況調査を実施するなど、視聴者の意向の的確な把握を行う。 これらに要する経費は、総額89億2,646万6千円となり、地上デジタルテレビジョン放送の事前調査経費の減等により、前年度91億1,826万1千円に対して、1億9,179万5千円の減額となる。
イ 放送施設の運用維持については、良好な電波送信の安定確保に努めるとともに、設備の増加に対処し、効率的な保守運用を図る。 これらに要する経費は、648億7,767万1千円である。 以上により、国内放送費総額は、2,823億4,665万4千円となり、前年度2,806億4,152万8千円に対して、17億512万6千円の増額となる。	(7) 給与 給与については、適正な水準の維持を図る。 これに要する経費は、総額1,413億2,897万2千円となり、前年度1,429億244万9千円に対して、15億7,347万7千円の減額となる。
(2) 国際放送 日本の実情を的確かつ迅速に諸外国へ伝え、諸外国との経済・文化交流と相互理解の一層の促進に貢献するとともに、海外の日本人に多様な情報を的確に伝えるため、テレビジョン国際放送及びラジオ国際放送を実施する。 テレビジョン国際放送については、1日24時間の放送時間とし、ニュース・情報番組や海外での安全に役立つ番組を充実するとともに、英語による情報発信の強化を図る。このほか、北米及び欧州向けの放送をそれぞれ1日7時間程度の放送時間で実施する。	(8) 退職手当及び福利厚生 退職手当及び福利厚生については、社会保険料の増等により、総額576億1,582万5千円となり、前年度562億4,603万9千円に対して、13億6,979万5千円の増額となる。
ラジオ国際放送については、1日65時間の放送時間とし、一般向け放送においては、日本の生活・文化を紹介する番組や聴取者参加番組を充実するとともに、地域向け放送においては、日本をはじめとしたアジアの出来事を中心に世界の情勢を的確に伝える。 これらに要する経費は、総額71億9,310万6千円となり、前年度69億9,355万円に対して、1億9,955万6千円の増額となる。	(9) 共通管理 共通管理については、諸税公課の減等により、総額147億7,700万1千円となり、前年度152億7,425万9千円に対して、4億9,725万8千円の増額となる。
(3) 契約収納 受信料負担の公平を期するため、受信料制度に対する理解促進を図るとともに、効果的・効率的な営業活動を行い、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努める。 これらに要する経費は、総額64億443,139万3千円となり、前年度64億1,012万1千円に対して、3億2,127万2千円の増額となる。	(10) 受託業務等 受託業務等については、会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等を行う。 これらに係る収入は8億8,300万円、支出は7億6,900万円である。
その他 地上放送のデジタル化に伴うアナログ周波数変更対策を実施する。 これに係る収入は特別収入5億円、支出は特別支出5億円である。	(11) その他 地上放送のデジタル化に伴うアナログ周波数変更対策を実施する。 これに係る収入は特別収入5億円、支出は特別支出5億円である。

4 受信契約件数

(1) カラー契約

ア 有料契約見込件数

区	分	平成15年度	平成14年度	増	減
年度	初頭契約件数	24,841,000	24,966,000	△	125,000
年度	内新規契約件数	2,293,000	2,265,000		28,000
年度	内解約件数	2,478,000	2,390,000		88,000
年度	内増加契約件数	△ 185,000	△ 125,000	△	60,000

イ 受信料免除見込件数

区	分	平成15年度	平成14年度	増	減
年度	初頭免除件数	1,109,000	1,068,000		41,000
年度	内新規免除件数	85,000	85,000		0
年度	内解約件数	46,000	44,000		2,000
年度	内増加免除件数	39,000	41,000	△	2,000

(2) 普通契約

ア 有料契約見込件数

区	分	平成15年度	平成14年度	増	減
年度	初頭契約件数	395,000	440,000	△	45,000
年度	内新規契約件数	0	2,000	△	2,000
年度	内解約件数	45,000	47,000	△	2,000
年度	内増加契約件数	△ 45,000	△ 45,000		0

イ 受信料免除見込件数

区	分	平成15年度	平成14年度	増	減
年度	初頭免除件数	39,000	41,000	△	2,000
年度	内新規免除件数	2,000	2,000		0
年度	内解約件数	4,000	4,000		0
年度	内増加免除件数	△ 2,000	△ 2,000		0

(3) 衛星カラー契約

ア 有料契約見込件数

区	分	平成15年度	平成14年度	増	減
年度	初頭契約件数	11,572,000	11,067,000		505,000
年度	内新規契約件数	1,208,000	1,082,000		126,000
年度	内解約件数	603,000	577,000		26,000
年度	内増加契約件数	605,000	505,000		100,000

イ 受信料免除見込件数

区	分	平成15年度	平成14年度	増	減
年度	初頭免除件数	57,000	52,000		5,000
年度	内新規免除件数	8,000	7,000		1,000
年度	内解約件数	2,000	2,000		0
年度	内増加免除件数	6,000	5,000	△	1,000

(4) 衛星普通契約

有料契約見込件数

区	分	平成15年度	平成14年度	増	減
年度	初頭契約件数	29,000	34,000	△	5,000
年度	内新規契約件数	0	1,000	△	1,000
年度	内解約件数	5,000	6,000	△	1,000
年度	内増加契約件数	△ 5,000	△ 5,000		0

(5) 特別契約

有料契約見込件数

区	分	平成15年度	平成14年度	増	減
年度	初頭契約件数	10,000	10,000		0
年度	内新規契約件数	0	0		0
年度	内解約件数	0	0		0
年度	内増加契約件数	0	0		0

(参考1)

有料契約見込総数

区 分	カラー契約	普通契約	衛星カラー契約	衛星普通契約	特別契約	合 計
年度初頭契約件数	24,841,000	395,000	11,572,000	29,000	10,000	36,847,000
年度内増加契約件数	△ 185,000	45,000	605,000	△ 5,000	0	370,000
年度末契約件数	24,656,000	350,000	12,177,000	24,000	10,000	37,217,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	カラー契約	普通契約	衛星カラー契約	衛星普通契約	合 計
年度初頭契約件数	256,000	6,000	62,000	4,000	324,000
年度内増加契約件数	1,000	0	4,000	66,000	5,000
年度末契約件数	257,000	6,000	66,000	329,000	

(参考2)

支払区分別受信契約件数

(1) カラー契約

区 分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
年度初頭契約件数	3,996,000	19,877,000	968,000	24,841,000
年度内増加契約件数	△ 40,000	175,000	30,000	185,000
年度末契約件数	3,956,000	19,702,000	998,000	24,656,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
年度初頭契約件数	182,000	71,000	3,000	256,000
年度内増加契約件数	0	1,000	0	1,000
年度末契約件数	182,000	72,000	3,000	257,000

(2) 普通契約

区 分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
年度初頭契約件数	88,000	287,000	20,000	395,000
年度内増加契約件数	△ 10,000	35,000	0	45,000
年度末契約件数	78,000	252,000	20,000	35,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	訪 問 集 金	合 計
年度初頭契約件数	6,000	6,000
年度内増加契約件数	0	0
年度末契約件数	6,000	6,000

(3) 衛星カラー契約

区 分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
年度初頭契約件数	698,000	9,545,000	1,329,000	11,572,000
年度内増加契約件数	30,000	265,000	310,000	605,000
年度末契約件数	728,000	9,810,000	1,639,000	12,177,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
年度初頭契約件数	20,000	40,000	2,000	62,000
年度内増加契約件数	1,000	3,000	0	4,000
年度末契約件数	21,000	43,000	2,000	66,000

(4) 衛星普通契約

区	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合計
年度	初頭契約件数	6,000	22,000	1,000	29,000
年度	内増加契約件数	0	△ 5,000	0	△ 5,000
年度	末契約件数	6,000	17,000	1,000	24,000

(5) 特別契約

区	分	口座振替	継続振込	合計
年度	初頭契約件数	5,000	5,000	10,000
年度	内増加契約件数	0	0	0
年度	末契約件数	5,000	5,000	10,000

5 要員計画

区	分	要員数
事業運営関係	係	11,751人
建設	係	193
合	計	11,944

要員数については、業務の効率化を積極的に推進することとし、年度内80人の純減を見込んだものである。

1 資金計画の概要

平成15年度資金計画

平成15年度収支予算及び事業計画に基づく本年度の資金計画は、受信料、長期借入金等による入金総額7,080億7,549万7千円、事業経費、建設経費、長期借入金の返還等による出金総額7,138億8,438万8千円をもって施行する。

2 入金金の部

受信料については、受信料収入予算6,527億9,853万円から年度内に収納に至らないものを控除した受信料収納額6,502億6,166万円を予定する。

長期借入金については、46億4,600万円を予定する。

このほか、固定資産売却代金39億3,724万6千円、国際放送関係等交付金収入19億9,964万5千円、有価証券の売却305億7,300万円、受取利息その他の入金166億5,794万6千円を見込む。

以上により入金額は、総額7,080億7,549万7千円である。

3 出金金の部

事業経費5,772億4,371万8千円、建設経費788億円、長期借入金の返還45億6,100万円、出資200万円、放送債券償還積立資産への繰入れ32億円、有価証券の購入250億円、支払利息その他の出金250億7,767万円を合わせ出金額は、総額7,138億8,438万8千円である。

(参考) 資金の需要及び調達の四半期別見込は、下表のとおりである。

(単位 千円)

区	分	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合計
1	前期末資金有高	59,830,000	84,976,930	76,828,589	99,469,457	—
2	入金	230,256,189	131,742,599	218,493,812	127,582,897	708,075,497
	受信料	217,614,401	111,149,226	209,896,236	111,601,797	650,261,660
	長期借入金	0	0	0	4,646,000	4,646,000
	固定資産売却代金	796,173	900,882	1,444,018	796,173	3,937,246
	交付金収入	510,366	495,989	498,603	494,687	1,999,645
	有価証券売却	7,873,000	16,900,000	2,400,000	3,400,000	30,573,000
	受取利息その他の入金	3,462,249	2,296,502	4,254,955	6,644,240	16,657,946
3	出金	205,109,259	139,890,940	195,852,944	173,031,245	713,884,388
	事業経費	170,528,234	119,112,423	156,186,611	131,416,450	577,243,718
	建設経費	19,130,640	9,597,840	21,843,360	28,228,160	78,800,000
	長期借入金返還	4,561,000	0	0	0	4,561,000
	出資	2,000	0	0	0	2,000
	放送債券償還積立資産繰入れ	0	0	0	3,200,000	3,200,000
	有価証券購入	4,000,000	6,000,000	12,000,000	3,000,000	25,000,000
	支払利息その他の出金	6,887,385	5,180,677	5,822,973	7,186,635	25,077,670
4	期末資金有高	84,976,930	76,828,589	99,469,457	54,021,109	—

日本放送協会平成15年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見

放送法(昭和25年法律第132号)第37条第2項の規定に基づき、日本放送協会の平成15年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する意見は次のとおりである。

平成15年2月

総務大臣

日本放送協会平成15年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣意見

日本放送協会(以下「協会」という。)の平成15年度収支予算、事業計画及び資金計画は、業務の効率化に努めつつ、必要な施策を計画しており、適当なものと認める。
なお、受信料により維持運営される協会は、受信料の公平負担を一層徹底しつつ、自らに期待される役割を十分に自覚し、放送の全国普及、豊かで良い番組の放送、我が国の放送及びその受信の進歩発達への貢献等、公共放送としての使命達成に積極的に取り組むとともに、事業運営の適正性及び透明性を一層確保していくことが必要である。
このため、協会は、事業計画等の実施に当たり、特に下記の点に配慮すべきである。

記

- 1 地上テレビジョン放送のデジタル化について、実施に向けた取組を着実に進め、平成15年12月から放送を開始するとともに、衛星デジタル放送の普及を推進し、我が国のデジタル放送の普及発達に先導的な役割を果たすこと。
- 2 受信料の公平負担等の観点から、未契約世帯等の解消に向け、受信契約の締結及び受信料の収納の徹底について抜本的に検討すること。
なお、協会における検討結果を踏まえ、必要な場合には、政府においても所要の検討を行うこととする。
また、事業運営や業務の見直しにより一層の効率化等に努めること。
- 3 災害時等における緊急報道に対応する取材体制の強化を図り、視聴者の信頼にこたえる公正な報道に努めるとともに、視聴者の要望を踏まえた豊かな放送番組を提供すること。また、視聴覚障害者や高齢者向けの字幕放送、解説放送等を計画的に拡充し、あわせて青少年の健全な育成に資する番組の充実を図ること。
- 4 将来に向けた放送技術の研究その他の調査研究を推進し、我が国の放送の進歩発達に貢献すること。
- 5 国際社会における我が国に対する理解を深めかつ広めるとともに、在外邦人の期待にこたえるため、国際放送の海外受信状況の把握、国際情勢を踏まえた情報提供や多言語番組の充実等に努めることにより、国際放送を効率的・効率的に推進すること。
- 6 協会と子会社等との連結決算の公表をはじめ、関連団体を含めた財務内容・業務内容の開示に努めるとともに、事業全般にわたる情報公開を一層推進し、協会の経営に対する視聴者の理解を得られるようにすること。

理 由

日本放送協会から総務大臣に提出のあった同協会平成15年度収支予算、事業計画及び資金計画については、放送法第37条第2項の規定により総務大臣の意見を付して国会に提出し、その承認を受けなければならないこととなっているからである。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(内閣提出)に関する報告書

一 本件の目的

本件は、日本放送協会の平成15年度収支予算、事業計画及び資金計画について、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

なお、本件には、日本放送協会の平成15年度収支予算等について、「適当なものと認める。」との総務大臣の意見が付されている。

二 本件の要旨

収支予算は予算総則及び予算の収入・支出を、事業計画は建設計画、事業運営計画、受信契約件数及び要員計画等を、また、資金計画は収支予算及び事業計画に対応する年度中の資金の需要及び調達に関する計画を定めているものであって、その要旨は次のとおりである。

1 収支予算

(一) 受信料の額は、前年度どおり、次の表のとおりとする。

契約種別	支払区分	月 額	六か月前払額	十二か月前払額
カラー契約	訪問集金	一、三九五円	七、九五〇円	一五、四九〇円
	口座振替 継続振込	一、三四五円	七、六五〇円	一四、九一〇円
普通契約	訪問集金	九〇五円	五、一九〇円	一〇、一三〇円
	口座振替 継続振込	八五五円	四、八九〇円	九、五五〇円
衛星カラー契約	訪問集金	一、三四〇円	一三、三九〇円	二六、一〇〇円
	口座振替 継続振込	一、二九〇円	一三、〇九〇円	二五、五二〇円
衛星普通契約	訪問集金	一、八五〇円	一〇、六三〇円	二〇、七四〇円
	口座振替 継続振込	一、八〇〇円	一〇、三三〇円	二〇、一六〇円
特別契約	訪問集金	一、〇五五円	六、〇三〇円	一一、七六〇円
	口座振替 継続振込	一、〇〇五円	五、七三〇円	一一、一八〇円

なお、沖縄県については、特別契約を除き、特例措置として、次の表のとおりとする。

契約種別	支払区分	月額	六か月前払額	十二か月前払額
カラー契約	訪問集金	一、二四〇円	七、一一〇円	一三、八六〇円
	口座振替	一、一九〇円	六、八一〇円	一三、二八〇円
普通契約	訪問集金	七五〇円	四、三五〇円	八、五〇〇円
	口座振替	七〇〇円	四、〇五〇円	七、九二〇円
衛星カラー契約	訪問集金	二、一八五円	二、五五〇円	二四、四七〇円
	口座振替	二、一三五円	二、二五〇円	二二、八九〇円
衛星普通契約	訪問集金	一、六九五円	九、七九〇円	一九、一一〇円
	口座振替	一、六四五円	九、四九〇円	一八、五三〇円

(二) 収支予算の見積りは、次のとおりである。

(一般勘定)

(事業収支)

事業収入

事業支出

事業収支差金

(資本収支)

資本収入

資本支出

資本収支差金

(受託業務等勘定)

(事業収支)

事業収入

事業支出

事業収支差金

六千七百三十八億九百十万千円

六千六百六十億四千八百十万千円

七十七億六千百万円

八十六億五千三百万円

八百六十五億六千三百万円

〇円

2 事業計画

(一) 建設計画

地上デジタルテレビジョン放送設備を整備するとともに、衛星放送設備の整備、県域放送のための地上デジタルテレビジョン放送網の整備に向けた調査、外国電波混信等による難視聴の解消等を図るためのテレビジョン放送局の建設及び中波放送局の建設並びにFM放送局の建設調査を行うほか、非常災害時における緊急報道のための設備を整備するとともに、ハイビジョン放送のための設備の整備等を行い、北九州放送会館の建設を完了する。

(二) 事業運営計画

(1) 国内放送

テレビジョン放送については、総合放送は、災害など緊急時の放送に万全を期するとともに、基幹的な総合波として国民生活に不可欠なニュース・情報番組、文化・教養番組及び娯楽番組等の調和ある編成を行い、番組内容の充実を図る。あわせて、二十一世紀の文明を世界史的な視点から見つめる大型企画番組を積極的に編成するとともに、幅広い視聴者に親しまれる多彩な番組の充実を図る。教育放送は、未来を担う子供たちの健全な育成に向けて幼児・子供向け番組の拡充や学校放送番組の刷新を図るとともに、教養番組、福祉番組及び生活実用番組等を充実する。

地上デジタルテレビジョン放送については、東京、大阪及び名古屋の三大都市

圏において十二月から放送を開始し、デジタルの総合放送及び教育放送は、それぞれ総合放送及び教育放送と同じ内容の番組を同時に放送することを基本とする。

衛星放送については、デジタルハイビジョン放送は、ニュース、スポーツ、芸術・娯楽等の番組や多彩な分野の特集番組など、高画質・高音質のハイビジョンの魅力を発揮した番組を一層充実し、その普及促進を図る。衛星第一テレビジョンは、世界と日本の出来事をいち早く的確に伝えるニュース・情報番組や視聴者の関心の高い内外のスポーツ番組等の充実を図り、衛星第二テレビジョンは、難視聴解消を目的とする放送を行うとともに、視聴者の要望にこたえ、映画の拡充や過去の名作・人気番組の編成など、娯楽番組や芸術・文化番組等の充実を図る。

ハイビジョン放送については、デジタルハイビジョン放送と同じ内容の番組を同時に放送する。また、デジタル衛星第一テレビジョン及びデジタル衛星第二テレビジョンにおいては、それぞれ衛星第一テレビジョン及び衛星第二テレビジョンと同じ内容の番組を同時に放送する。ラジオ放送については、第一放送は、ニュース・生活情報を中心に多様な情報をきめ細かく提供するとともに、災害など緊急報道に的確かつ迅速に対応するた

め柔軟な編成を行う。第二放送は、語学講座番組や学校放送番組等の生涯学習番組の一層の充実を図るとともに、外国語によるニュース等の在日外国人向けの番組を編成する。FM放送は、高音質の特性を生かして、クラシック音楽をはじめ多様な分野の音楽番組を中心に編成する。また、東京、大阪において十月から開始される地上デジタル音声放送の実用化試験放送に参加し、デジタル放送の特性を生かした番組を提供する。

地域放送については、それぞれの地域の実情に応じて放送時間を拡大するとともに、地域に密着したきめ細かなニュース・生活情報の提供と地域の課題に取り組む番組の充実を努め、地域から全国への情報発信を積極的に推進する。

補完放送については、データ放送は、地上デジタルテレビジョン放送において、ニュース・気象情報等の各種情報を提供するとともに、衛星デジタルテレビジョン放送において、ニュース・気象情報や番組と連動した情報を提供するなど、デジタル放送の特性を生かしたサービスを行う。字幕放送は、生放送番組の字幕化を拡充するなど、聴覚障害者向けの放送をテレビジョン放送の一部で行う。また、視覚障害者向けの解説放送、ステレオ放送及び二か国語放送をテレビジョン放送の一部の番組で行う。このほか、テレビジョン文字放送及びFM文字放送において、ニュース等の各種情報を提供する。

(2) 国際放送
海外への番組提供については、日本から世界に向けた映像情報の発信とともに、海外の日本人への情報提供を行う。放送番組の利用については、番組の効果的な編成にあわせ、学校教育の場や生涯学習活動への利用促進を図る。

放送施設の運用維持については、良好な電波送信の安定確保に努めるとともに、設備の増加に対処し、効率的な保守運用を図る。

(2) 国際放送
日本の実情を的確かつ迅速に諸外国へ伝え、諸外国との経済・文化交流と相互理解の一層の促進に貢献するとともに、海外の日本人に多様な情報を的確に伝えるため、テレビジョン国際放送及びラジオ国際放送を実施する。テレビジョン国際放送については、ニュース・情報番組や海外での安全に役立つ番組を充実するとともに、英語による情報発信の強化を図る。ラジオ国際放送については、一般向け放送においては、日本の生活・文化を紹介する番組や聴取者参加番組を充実するとともに、地域向け放送においては、日本をはじめとしたアジアの出来事を中心に世界的情勢を的確に伝える。

(3) 契約収納
受信料負担の公平を期するため、受信料制度に対する理解促進を図るとともに、効果的・効率的な営業活動を行い、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努める。

(4) 受信対策

受信障害の複雑化、広域化など受信環境の変化に即応した受信サービス活動を展開するとともに、衛星デジタルテレビジョン放送の受信を促進するための積極的な普及活動を行う。

(5) 広報

協会に対する視聴者の理解と信頼を一層深めるため、多様で効果的な経営広報を展開するとともに、地上及び衛星のデジタル放送の普及促進を図り、また、視聴者との交流・対話活動を強化するなど、視聴者の意向の把握と業務への反映に努めるとともに、財務及び業務の状況について、情報公開に積極的に取り組む。

(6) 調査研究

放送技術の研究については、デジタル放送発展のための研究開発を行うとともに、走査線四千本級超高精細映像システムなど将来の放送サービスに向けた基盤技術の研究開発等を行い、放送番組の研究については、デジタル時代の放送サービスに関する研究など放送番組の向上に寄与する調査研究を行うとともに、番組視聴状況調査を実施するなど、視聴者の意向の的確な把握を行う。

(7) その他

(三) 地上放送のデジタル化に伴うアナログ周波数変更対策を実施する。
(四) 受信契約件数
有料契約見込総数は、年度初頭契約件数

を三千六百八十四万七千件、年度内増加契約件数を三十七万七千件、年度末契約件数を三千七百二十一万七千件と見込んでいる。

(四) 要員計画

業務の効率化を積極的に推進し、年度内に八〇人の純減を行い、要員を一万九千九百四十四人とする。

3 資金計画

資金計画は、受信料、長期借入金等による入金総額七千八百億七千五百四十九万七千円、事業経費、建設経費、長期借入金の返還等による出金総額七千三百三十八億八千四百三十八万八千円をもって施行する。

三 本件の議決理由

日本放送協会の平成十五年度収支予算、事業計画及び資金計画は、放送法の趣旨に照らし妥当なものと認め、本件は承認すべきものと議決した。

なお、本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
右報告する。

平成十五年三月十九日

総務委員長 遠藤 武彦
衆議院議長 綿貫 民輔殿

(別紙)

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件に対する附帯決議
政府及び日本放送協会は、次の各項の実施に努めるべきである。

一 放送が社会に及ぼす影響の重大性を深く認識し、放送の不偏不党と表現の自由をより一層確保するとともに、視聴者の意向に十分留意しつつ、公正な報道と青少年の健全育成に配慮した

平成十五年三月二十日 衆議院會議録第十六号

水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案及び同報告書 漁業協同組合合併促進法の一部を改正する法律案 一〇二

豊かな情懷を養う放送番組等の提供に努めること。

二 協会は、放送法の趣旨に照らし、インターネットによる情報提供については、放送の補完利用として適正な運営を図るとともに、子会社等の業務範囲の在り方等については、業務の適正性、透明性を図り、その実効性の確保に努めること。

三 協会は、視聴者の十分な理解を得るため、業務運営の効率化及び事業全般にわたる情報公開を一層徹底すること。また、協会の経営基盤が受信料であることにかんがみ、受信料の公平負担の観点から、未契約世帯等の解消に取り組み、衛星契約を含む受信契約の確実な締結と受信料の収納を一層徹底すること。

四 地上放送のデジタル化については、視聴者に対しなお一層の周知・徹底を図るほか、デジタル化の円滑な導入に向けた各種施策を着実に推進すること。特に、アナログ周波数の変更対策については、対策方法を十分検討するとともに、視聴者の理解と協力の下に実施すること。

五 視聴覚障害者や高齢者に対する情報提供の重要性にかんがみ、字幕放送、解説放送等の更なる拡充と番組内容の充実を図ること。

六 協会は、災害時等の緊急報道体制の強化を図り、国民生活に不可欠な情報の迅速な提供に努めること。また、地域放送については、地域の要望等を踏まえ、放送番組の充実・強化を図ること。

七 協会は、国際放送について、我が国の実情を的確に海外に伝えるとともに、海外在留日本人をはじめとする視聴者の期待にこたえるため、番組内容の充実に努めること。

水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成十五年二月四日

内閣総理大臣 小泉純一郎

水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律

水産加工業施設改良資金融通臨時措置法(昭和五十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第一項中「強化」の下に「並びに排他的経済水域等(我が国の排他的経済水域、領海及び内水並びに大陸棚(排他的経済水域及び大陸棚に関する法律(平成八年法律第七十四号)第二条に規定する大陸棚をいう。))における水産資源の減少」を、「造成若しくは取得」の下に「(その利用のための特別の費用の支出及びその利用に関する権利の取得を含む。)」を加え、「国民生活金融公庫及び中小企業金融公庫は、それぞれ、国民生活金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)第十八条及び中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第三十八号)第十九条に規定する業務の一部として貸付けを行い」を削り、第二項中「国民生活金融公庫、中小企業金融公庫及び」及び「それぞれ」を削る。

附則第二項中「平成十五年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日)

- この法律は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
この法律の施行前に国民生活金融公庫及び中

小企業金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

最近における国際的な水産資源の保存及び管理のための措置の強化並びに排他的経済水域等における水産資源の減少に伴う原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化にかんがみ、農林漁業金融公庫が、平成十九年度末までの間、一定の要件に該当する水産加工施設の改良、その施設の利用のための特別の費用の支出等に必要な長期かつ低利の資金の貸付けの業務を特別に行うことができることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における国際的な水産資源の保存及び管理のための措置の強化、我が国排他的経済水域等における水産資源の減少に伴う原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化にかんがみ、法律の有効期限を延長するとともに、水産加工資金の貸付対象を拡充する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 法律の有効期限を五年間延長し、平成二十年三月三十一日までとすること。
- 法律の背景事情に排他的経済水域等におけ

る水産資源の減少を加えること。

3 融資対象として、水産加工施設の利用のための特別の費用の支出等を追加すること。

4 この法律は、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、最近における水産加工業をめぐる情勢の変化に対処して、水産加工業の体質強化を図るための措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十五年三月二十日

農林水産委員長 小平 忠正

衆議院議長 綿貫 民輔殿

漁業協同組合合併促進法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成十五年三月二十日

提出者

農林水産委員長 小平 忠正

漁業協同組合合併促進法の一部を改正する法律

漁業協同組合合併促進法(昭和四十二年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「平成十五年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改める。

第六条第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、同条第三項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に、「平成十六年三月三十一日」を「平成

二十一年三月三十一日」に改め、同条に次の一項を加える。

4 組合が第四条第二項の規定により適当である旨の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い平成五年法律第二十四号の施行の日から平成十一年三月三十一日までの間に合併した場合における合併後の組合が同項の規定により適当である旨の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い平成十六年三月三十一日までに更に他の組合と合併した場合における合併後の組合が、同項の規定により適当である旨の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い、平成二十一年三月三十一日までに更に他の組合と合併した場合における合併後の組合とあるのは、「その合併に係る合併後の組合」とあるのは、「その合併に係る合併後の組合(その組合が同項の規定により適当である旨の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い平成十六年三月三十一日までに合併した場合におけるその合併に係る合併後の組合が、同項の規定により適当である旨の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い、平成二十一年三月三十一日までに更に他の組合と合併した場合にあつては、その合併に係る合併後の組合)」とする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

最近における漁業及び漁村をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、漁業協同組合の合併を引き続き促進して漁業に関する協同組織の健全な発展に資するため、合併及び事業経営計画の提出期限の延長等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

沖繩振興特別措置法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。
平成十五年二月十日
内閣総理大臣 小泉純一郎

沖繩振興特別措置法の一部を改正する法律案
沖繩振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)の一部を次のように改正する。
第六十三条中「第六十五条において」を「以下」に改める。

第六十四条第一項中「一般電気事業者」の下に「(以下単に「一般電気事業者」という。)」を加える。

第六十五条に次の一項を加える。

2 一般電気事業者又は卸電気事業者(電気事業法第二条第一項第四号に規定する卸電気事業者をいう。が沖繩にある事業場において発電の用に供する石炭(石油石炭税法(昭和五十三年法律第二十五号)第二条第四号に規定する石炭をいう。))については、租税特別措置法で定めるところにより、その石油石炭税を免除する。

附則第三条中「平成十五年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改める。

附 則

この法律は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、附則第三条の改正規定は、同年四月一日から施行する。

理 由

沖繩の振興を図るため、沖繩にある事業場において発電の用に供する石炭に係る石油石炭税を免

除することとともに、宮古島、石垣島及び久米島と東京国際空港との間の路線を航行する航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の軽減措置を延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

沖繩振興特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、沖繩の振興を図るため、沖繩にある事業場において発電の用に供する石炭に係る石油石炭税を免除するとともに、宮古島、石垣島及び久米島と東京国際空港との間の路線を航行する航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の軽減措置を延長するもので、その主な内容は次のとおりである。

1 沖繩電力用途の石炭に係る石油石炭税の免除措置の新設

沖繩にある事業場において発電の用に供する石炭に係る石油石炭税を免除すること。

2 羽田と沖繩離島三路線に係る航空機燃料税の軽減措置の延長

宮古島、石垣島及び久米島と東京国際空港との間の路線を航行する航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の軽減措置の適用期限を一年(平成十六年三月三十一日まで延長すること。

3 施行期日

この法律は、平成十五年十月一日から施行すること。ただし、2については、同年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、沖繩の振興を図るための措置として

妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に伴う平成十五年度における減収額は、約三億五千万円の見込みである。

右報告する。

平成十五年三月二十日

沖繩及び北方問題に
関する特別委員長 平林 鴻三

衆議院議長 綿貫 民輔殿

(別紙)

沖繩振興特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点に留意し、今後の沖繩振興の推進に遺漏なきを期するべきである。

一 沖繩における特殊な電力事情に配慮しつつ、電力の安定的かつ適性な供給を確保しうる環境整備に引き続き努めること。

二 地球温暖化への対応を図るべく、沖繩においても、省エネルギーの取組み及び新エネルギーの導入を推進するとともに、地球温暖化防止に関する環境・エネルギー政策の実施に当たっては、十分配慮し支援すること。

三 観光が地域の重要な産業となっている離島地域に配慮しつつ、沖繩の基幹産業である観光・リゾート産業の振興に引き続き努めること。

右決議する。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号 独立行政法人国立印刷局
電 話	03 (3587) 4294
定 価	本号一部 四六〇円 四四〇円